

平成21年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

平成21年9月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 1日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計決算案詳細説明) ・監査報告
2	9月 2日	水		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	9月 3日	木		○休 会
4	9月 4日	金		○休 会
5	9月 5日	土		○休 会
6	9月 6日	日		○休 会
7	9月 7日	月		○休 会
8	9月 8日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	9月 9日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	9月10日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計決算案説明 総括質疑 委員会付託
11	9月11日	金	午前9時30分	○委員会 (総務産業、社会文教)
12	9月12日	土		○休 会
13	9月13日	日		○休 会
14	9月14日	月	午前9時30分	○委員会 (総務産業、社会文教)
15	9月15日	火		○休 会
16	9月16日	水		○休 会
17	9月17日	木	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

9月1日上程

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 1日	適任
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 1日	適任
議案第31号 坂城町教育委員会委員の任命について	9月 1日	同意
議案第32号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月 1日	同意
議案第33号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について	9月 1日	同意
議案第34号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について	9月 1日	可決
議案第35号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について	9月 1日	可決
議案第36号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について	9月 1日	可決
議案第37号 平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第38号 平成20年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第39号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第40号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第41号 平成20年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第42号 平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第43号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第44号 平成20年度坂城町介護保険特別会計歳入歳		

	出決算の認定について	9月17日	認定
議案第45号	平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について	9月17日	認定
議案第46号	坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条 例について	9月17日	可決
議案第47号	坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条 例について	9月17日	可決
議案第48号	平成21年度坂城町一般会計補正予算（第4 号）について	9月17日	可決
議案第49号	平成21年度坂城町有線放送電話特別会計補 正予算（第1号）について	9月17日	可決
議案第50号	平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補 正予算（第1号）について	9月17日	可決
議案第51号	平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等 貸付事業特別会計補正予算（第1号）につい て	9月17日	可決
議案第52号	平成21年度坂城町老人保健特別会計補正予 算（第1号）について	9月17日	可決
議案第53号	平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正 予算（第2号）について	9月17日	可決
議案第54号	平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予 算（第1号）について	9月17日	可決
議案第55号	平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）について	9月17日	可決
9月17日上程			
発委第5号	細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種 化を早期に求める意見書について	9月17日	可決
発委第6号	高齢者の肺炎球菌予防接種への公費助成等に 関する意見書について	9月17日	可決

平成21年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日	9月1日(火)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○町長招集あいさつ	4
○人権擁護委員の推薦、議案第31号～議案第36号の上程、 提案理由の説明、質疑、採決	10
○議案第37号～議案第55号の上程、提案理由の説明、詳細説明	13
○監査報告	46
第2日	9月8日(火)	
○議事日程	52
○一般質問	中嶋 登 議員	52
	林 春江 議員	66
	塚田 忠 議員	80
	山城 賢一 議員	94
第3日	9月9日(水)	
○議事日程	110
○一般質問	宮島 祐夫 議員	110
	柳澤 澄 議員	126
	円尾美津子 議員	140
	入日 時子 議員	156

第4日 9月10日(木)

○議事日程	172
○一般質問 田中 邦義 議員	172
大森 茂彦 議員	190
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	205
○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	215

第5日 9月17日(木)

○議事日程	222
○請願・陳情採決	223
○議案第37号～議案第55号の質疑、討論、採決	224
○追加議案上程、提案理由の説明	283
○発委第5号～発委第6号の質疑、採択	285
○町長閉会あいさつ	286

平成21年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成21年9月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	林 春 江 君
2 "	中 嶋 登 君	9 "	宮 島 祐 夫 君
3 "	塚 田 忠 君	10 "	池 田 博 武 君
4 "	大 森 茂 彦 君	11 "	円 尾 美 津 子 君
5 "	山 城 賢 一 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	入 日 時 子 君	13 "	柳 澤 澄 君
7 "	安 島 ふみ子 君	14 "	春 日 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 忠比古 君
総 務 課 長	宮 下 和 久 君
まちづくり推進室長	塚 田 陽 一 君
住 民 環 境 課 長	塩 澤 健 一 君
福 祉 健 康 課 長	中 村 清 子 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	村 田 茂 康 君
教 育 次 長	塚 田 好 一 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	山 崎 金 一 君
企 画 調 整 係 長	
代 表 監 査 委 員	三 井 幸 雄 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第 3 1 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 8 議案第 3 2 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 3 3 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 1 0 議案第 3 4 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
- 第 1 1 議案第 3 5 号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について
- 第 1 2 議案第 3 6 号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について
- 第 1 3 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 議案第 4 2 号 平成 2 0 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 0 議案第 4 4 号 平成 2 0 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 第 2 1 議案第 4 5 号 平成 2 0 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 2 議案第 4 6 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 4 7 号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 4 8 号 平成 2 1 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 5 議案第 4 9 号 平成 2 1 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 6 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 7 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 8 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 9 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 0 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 3 1 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 1 年第 3 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

なお、片桐企画政策課長から欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（春日君） 会議規則第120条の規定により、2番 中嶋登君、3番 塚田忠君、4番 大森茂彦君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（春日君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの17日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月17日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（春日君） 町長から、招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） 本日ここに平成21年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員のご出席をいただきまして開催できますことを心から御礼申し上げます。

8月30日、第45回衆議院議員総選挙、第21回最高裁判所裁判官国民審査が執行され、民主党主導の政権が誕生することになり、内政外交の基軸が大きく変わるものと推測されるところであります。発表されていますマニフェストの実現にも数々の問題を秘めております。社会経済基盤整備、国民生活の充実はもとより、自律する町として基礎的自治体への対応など注視してまいりたいと考えております。

坂城町の投票率も前回の73.03%を3.58ポイント上回る76.61%となり、関心の高さをうかがわせたところでもあります。

8月15日に行われた第54回成人式には成人者155名が出席し、ご来賓の方々より祝福を受けました。実行委員代表者からは「責任ある大人になりたい」と決意表明もありました。今回の国政選挙には初めての選挙として多くの方々に参加されたと思われます。将来を担う者として大いに期待をし、見守ってまいりたいと存じます。

8月27日、新型インフルエンザに感染された千曲市の30代男性が残念なことに亡くなりました。亡くなられた主な原因は、もともと基礎疾患を有し、治療を受けていた上にインフルエンザに罹患したためと思われます。町民の皆様におかれましても、新型インフルエンザの暴威が伝わる中で「かからない、広げない」という気持ちを持ち、常に手洗い、うがいの励行、マスクや生活必需品、食料品の備蓄等にご協力をお願いいたします。

町といたしましても、県、医療機関や医師会等関連機関と連携を密にし、皆さんともども万全を期してまいります。

8月20日、高山村において開催されました長野地域の首長と村井知事が懇談する「ボイス81」に春日議長と出席をいたしました。坂城町といたしまして、信州の伝統野菜として位置づけられるねずみ大根のブランド化推進と国道バイパスの早期完成、千曲川仮設道路の存置などの地域道路網整備の推進を要望し、さらに坂城町の特異性として第2次医療圏が長野地域に属すとともに上田地域の医療圏にも属すことから、上田地域の第2次医療機関及び地域医療支援病院への施設の充実や、それに伴う財政支援を図る国の地域医療再生事業に参画できるように要望したところでもございます。

さて、本定例会は平成20年度の一般会計、特別会計の審議をいただく決算に関する議会として位置づけられております。一般会計の決算状況ですが、歳入では、法人町民税が昨年秋以降の世界的な経済不況の影響を受けて39.5%の減となる一方、固定資産税については、長野新幹線関連の特例減額適用が終了したことにより13.6%の増、町税全体では前年度対比マイナス3.4%、約1億700万円の減収となったところでもあります。

地方交付税につきましては、基準財政収入額が、税収の法人割について伸びが算定されたことなどから増加、基準財政需要額は、地方再生対策費が算定に加わった

ことなどにより総体的に微増という状況で、普通交付税、特別交付税合わせて前年度対比マイナス22.5%、約1億5,300万円の減額となった次第であります。

財政力指数は3カ年平均が0.849でありまして、県下市町村の中で3位と位置づけられております。

繰入金につきましては、工業用地の売却に伴う工業地域開発事業特別会計からの繰り入れがあったことなどにより、前年度対比約4億4,200万円の大きな増となり、歳入全体では、前年度対比14.4%増の71億1,002万円となりました。

一方、歳出につきましては、行財政改革推進計画により引き続き経常経費の削減に努めたところでございます。性質別に見ますと、人件費、物件費等が減少しました、平成20年度老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行されたことで、繰出金が減少し、補助費等が増加いたしております。

普通建設事業費につきましては、まちづくり交付金による住宅団地整備、坂城駅前広場及び周辺道路整備やバラ公園の施設整備、村上小学校体育館の耐震化事業などを実施し、災害復旧事業費と合わせて投資的経費は前年度対比54.8%の大幅な増となりました。

歳出全体では、前年度対比10.6%増の67億5,860万円、実質収支6,258万円という決算になったところであります。

また、ご承知のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、昨年度から財政健全化判断比率5指標の公表が義務づけられたところであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率については黒字でありまして、実質公債費比率が19.3%、将来負担比率が125.3%、下水道事業に係る資金不足比率は資金が充足されており、数値はゼロとなっています。

いずれも早期健全化基準を下回っておりますが、起債残高に留意するとともに、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、平成22年度を目標年次とする第4次長期総合計画につきましては、その具体的な見直し作業に取り組んでおります。これまでの進捗状況を十分検証し、平成23年度から10年間を展望した第5次長期総合計画に着手してまいります。

びんぐし湯さん館は、8月9日、入館者210万人を達成いたしました。株式会社坂城町振興公社につきましては、経費の削減を含めて総合的な経営改善を目指すとともに、利用者負担の公平性の観点から年間利用券の料金改定等についても検討

してまいります。

製造業を取り巻く経済状況につきましては、一部報道では明るさが見えてきたとはいえ、依然として厳しい経済状況が続いていることは事実でございます。このたびの国の経済対策で追加された緊急雇用創出基金事業について、当町については3年間でさらに3,100万円が配分されたところでございます。当初の7事業とふるさと雇用再生事業の3事業に加え、今回の補正で千曲川水辺公園（野草園）整備事業など4事業を追加いたしました。

鉄の展示館では、9月19日から12月6日まで、お守り刀展覧会を開催いたします。この展覧会は、全国の刀匠・刀職者から作品を募り、刀剣美術普及と技術の高度化に資するものとして始まり、全日本刀匠会、瀬戸内市が共同主催するもので、平成18年度から毎年実施したところでございます。

備前長船博物館と、今回は坂城町鉄の展示館の2会場で開催されることになり、当館での開催には、県及び県教委を初め多くの企業、マスコミ、団体のご支援をいただいております、コンクールも行われることになっております。

このコンクールの授賞式等に全国の刀匠、刀職者の受賞者、県・議会関係者のご出席をお願いしたいと考えております。

10月14日（水）には復旦大学日本研究センターの郭所長をお迎えし、中国経済懇談会を開催し、現下の厳しい経済状況への対応について論議いたすこととしております。

また10月17日（土）には、まちづくり交付金・坂城駅周辺地域交流推進事業として「にぎわい秋祭り2009」を商工会のお客様感謝祭とあわせて実施してまいります。

現在、担当課において商工会の商業部会の皆さんと集客性の高い催しについて調整しているところでもあります。

昨年、辛味大根全国産地調査を実施したところですが、長野県の伝統野菜である辛味大根、いわゆるねずみ大根の知名度アップとブランド化に向けて、11月の13日と14日の両日、坂城テクノセンター、Aコープびんぐし店を会場に、県内外14の辛味大根の産地の皆さんをお招きして、「全国辛味大根フォーラム」を開催いたします。

初日は、それぞれの大根や産地の状況をパネルディスカッション方式で紹介し、翌日は、当町のおしぼりうどん、そば、そして各地の食味を含めたイベントを計画

しております。各地の辛味大根の食を通じての競演となりますので、大勢の町民の皆さんの参加をお待ちしております。

20年度繰越事業で取り組んでおりましたA01号線について、南条小学校の部分、山金井側の擁壁工事が完成いたしました。引き続き、21年度分の小学校側の擁壁工事に向けて発注準備を進めてまいります。

また坂都1号線につきましても、産業道路の交通を確保しながら、旧貞明保育園周辺の歩道整備を進めてきております。

まちづくり交付金事業により実施しております前田川のバイパス整備については、関係機関との協議を進めてまいり、8月28日に発注をいたしました。

内幅1mの自由勾配側溝により、入田川までの約160mを整備する工事で、年度内の完成に向けて工事を進めてまいります。

下水道事業につきましては、当初予算の網掛1工区、2工区、中之条1工区、2工区、3工区の面的整備につきましては発注済みで、今日と明日に地元説明会を開催し、工事着工をいたします。また追加経済対策による南条地域への幹線管渠工事につきましては、現在、設計及び関係機関との協議をしております。10月上旬には発注してまいりたいと考えております。

敬老の日、今年は9月21日でございますが、この9月6日に米寿、白寿、100歳以上の方々80名に敬老訪問事業を実施いたします。今年の敬老慶祝事業の対象者は77歳の喜寿の方が206名、88歳の米寿の方が67名、89歳から98歳が278名、99歳の白寿の方が3名、100歳以上が10名でございます、全体での564名でございます。

現在、20年度の繰越事業として、子育て応援特別手当を実施しておりますが、平成21年度限りの措置として、21年度版子育て応援特別手当事業を今回の補正予算に計上させていただいております。小学校就学前3年間に該当する子供第1子から、1人当たり3万6千円を支給するものであります。

また検診率が低い女性特有のがん検診推進事業に対し、国の平成21年度補正予算が措置されておりますが、これを受けて町でも20歳からの特定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん、乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料になるがん検診無料クーポン券を交付し、受診促進、がんの早期発見と健康の保持増進を図ってまいります。

さて、国政選挙と重なり、この9月5日（土）に変更いたしました、平成21年度

町総合防災訓練を坂城小学校において、四ツ屋、戊久保区を除く坂城地区自主防災会の皆さんを初め、消防団、消防署、郵便局、日赤奉仕団など関係機関の協力を得て開催いたします。

8月11日の早朝に発生いたしました駿河湾を震源とするマグニチュード6.5の地震を初め全国各地で地震災害はもとより豪雨災害、土砂災害が頻発しております。いざというときに備え、訓練等には積極的に参加いただくとともに、家庭と地域、行政の連携のもとに防災意識の高揚に努めてまいります。

各小学校の耐震化事業は、坂城小学校の南校舎、体育館、プレイルーム等耐震補強工事を進めてまいります。南条小学校は第2次診断を実施中であり、また村上小学校体育館の耐震化に伴う大規模改修工事も予定どおり完了いたしました。一般棟、管理棟の耐震2次診断を実施しているところでございます。

また学校ICT環境整備事業としては、最新のデジタルテレビ、電子黒板、パソコン等の機器を導入して、21世紀にふさわしい教育環境の整備を図るとともに2011年のアナログ放送終了に対応できるようなことを視野に入れて整備を図ってまいります。

10月20日には、世界的数学者、広中平祐先生を本町に五たびお迎えし、坂城小学校を中心に「算数大好き授業」を開催いたします。子供たちの数学、あるいは科学に親しみ、夢が広がることを期待しております。

食育・学校給食センター建設につきましては、6月23日に起工式を行い、22年度からの運営実施に向けて計画的に進めてまいります。また太陽光発電設備の設置が国庫補助として採択されました。各小・中学校における課外活動や生きた教材としての環境・教育、食育教育の拠点として、さらには住民のエコに関する意識の向上や健康増進の場として活用してまいりたいと考えております。

以上町政の概況を申し上げましたが、本議会に審議をいただきます案件は、人事案件5件、一部事務組合等の組織に関する市町村の変更3件、一般会計、特別会計の平成20年度決算の認定9件、条例の一部改正2件、一般会計・特別会計の補正予算8件でございます。よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。招集のごあいさつといたします。

◎日程第4「諸報告」

議長（春日君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手

元に配付のとおりであります。また地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社坂城町振興公社にかかわる平成21年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりであります。

所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（春日君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第12「議案第36号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について」までの8件を一括議題とし、議決の運びまでといたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案説明をいたします。

日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

本年12月31日をもちまして、3年間の任期が満了になります宮坂れん子氏に人権擁護委員として引き続きご苦勞をいただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものでございます。

宮坂氏は長野県警察で婦人補導員、安全相談員として長年勤務されました。また平成16年12月より主任児童委員、民生委員、坂城町福祉委員になられ、平成19年1月から人権擁護委員として活躍された方でございます。人格、識見ともに高く、地域の信望も厚く、職務に公正であるということでふさわしい方と存じます。

次に、同じく日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

本年12月31日をもちまして3年間の任期が満了いたしました手塚松一氏にかわり、西野入久美子氏に人権擁護委員としてご苦勞いただきたく法務大臣へ推薦するにあたり議会の同意を求めるとでございます。

西野入氏は大妻女子短期大学卒業後、町内小・中学校の心の相談員を歴任し、現在では上田市女性相談員のほか、母子自立支援員としてご活躍されております。人格、識見も高く、地域の信望も厚く、職務を公正に行えるということで、ご推薦申し上げます。

次に、議案第31号「坂城町教育委員会委員の任命について」でございます。

本件につきましては、9月30日をもって塚田晃久委員の任期が満了になりますが、引き続き、経験豊富で地域の信望も厚い同氏を再任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は平成21年10月1日より平成25年9月31日までの4年間でございます。

議案第32号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」でございます。

本件につきましては、9月30日をもって遠藤博敏委員が任期満了ということになります。その後任委員として、識見高く、地域の信望も厚い小熊友和氏が適任と存じ、選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。遠藤氏については、3期9年間にわたりご尽力いただいたことに感謝申し上げる次第でもございます。

議案第33号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」でございます。

本件につきましては、坂城、千曲市、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置しております千曲市坂城等公平委員会委員について、本年11月20日をもって西澤正人、千曲市でございますが、委員が任期満了になります。引き続き、経験豊富で識見もすぐれている同氏を再任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第34号「長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について」でございます。

平成21年度12月31日をもって信州新町及び中条村が脱退することに伴い、組合を構成する市町村数が減少することについて、地方自治法の規定に基づき、協議の依頼があったものでございます。

信州新町、中条村が脱退するというところでございます。

次に議案第35号「長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について」に係る問題でございます。

平成21年12月31日をもって信州新町及び中条村が脱退することに伴い、組合を構成する市町村数の減少について地方自治法の規定に基づき、協議の依頼があったものでございます。

次に、議案第36号「長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少

について」でございます。

平成21年3月31日から清内路村が阿智村に編入したこと、並びに平成22年1月1日から信州新町及び中条村が長野市に編入するというに伴い、広域連合を構成する市町村数が減少することについて、地方自治法の規定により協議を依頼するものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切なお決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時42分～再開 午前10時58分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第7「議案第31号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第8「議案第32号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第9「議案第33号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第10「議案第34号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第35号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減

少について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第36号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について」

これより質疑に入ります。

1番（田中君） この減少数の議決には直接関係ないんですけども、一応参考までに示していただきたいんですが、当然、広域合併等が進んできて市町村数が30近く減っているわけですよね。こういう形で今回3町村が減少するんですけども、組合費の負担金なんかはどうなるんですか。合併したところがその分を負担するのか、あるいはほかの全体で減少を割るのか、その辺わかったらちょっと説明をお願いします。

福祉健康課長（中村さん） 合併いたしましても後期高齢者の受給者の人数等変わりがございませんので、負担金は変わらないということです。

1番（田中君） ということは、結局は存続する、いわゆる併合する市町村がその分を、なくなる町村の分を持つということでもいいんですね。

福祉健康課長（中村さん） 合併された町村のところで負担をしていただくということになります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 日程第13「議案第37号 平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第31「議案第55号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの19件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案の説明を申し上げます。

議案第37号「平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額71億1,001万9千円、歳出総額67億5,859万7千円でありまして、歳入歳出差引額は3億5,142万2千円でございます。そこからまちづくり交付金事業、定額給付金事業などに係る繰越事業の充当財源として2億8,884万2千円を除いた6,258万円が実質収支でございます。この実質収支額から4千万円を財政調整基金に繰り入れた残額の2,258万円が平成21年度への繰越金となります。

歳入の主なものでございますが、法人町民税が昨年秋以降の世界的な経済不況の影響を受けて39.5%の減、固定資産税は長野新幹線関連の特例減額適用が終了したことにより13.6%の増、町税全体では前年度対比マイナス3.4%、1億700万円の減収となります。

地方交付税につきましては、算定の基礎となる基準財政収入額が税収の法人割について伸びが算定されたことなどから増加しております。

基準財政需要額は地方再生対策費が策定に加わったことなどにより総体的に増えてきております。普通交付税、特別交付税合わせて前年度対比マイナス22.5%、1億5,300万円の減額となった次第であります。

そのほか国庫支出金につきましては、まちづくり交付金事業や地域活性化生活対策臨時交付金のほか定額給付金に係る繰越財源を受け入れたことから大きく増加したところであります。

繰入金は工業用地の売却に伴う工業地域開発事業特別会計からの繰り入れがあったことから、前年度対比4億4,100万円の大きな増となりました。

歳入全体では前年度対比プラス14.4%、金額で8億9,450万円の増となった次第であります。

次に、歳出でございますが、性質別に見ますと、投資的経費につきましては、継続事業のA01号線及び坂都1号線事業、まちづくり交付金による住宅団地整備、坂城駅前広場及び周辺道路の整備、バラ公園の施設整備、村上小学校体育館の耐震化事業などを実施し、普通建設事業費全体で55.5%の増となりました。

災害復旧事業費では、平成19年9月の大雨による被災した昭和橋や南日名地区の道路災害への対応をいたし、前年対比で47.6%の増でございます。

義務的経費でございますが、人件費が行財政改革推進計画、集中プランでございますが、これに沿って2.6%の減額、その他経費につきましては、平成20年度老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行などがなされたことで、繰出金が

16. 7%の減少、補助費等が10.7%増加しております。

歳出全体では、10.6%、金額で6億4,590万円の増額となった次第です。

詳細については決算の事業別明細をお手元にお配りしてございます。その内容については後ほど担当課長から説明させます。

次に、議案第38号「平成20年度坂城町有線放送電話特別会計決算の認定について」でございます。

歳入総額は6,384万6千円、歳出総額は6,247万円で、歳入歳出差引残額は137万6千円でございます。このうち70万円を設備基金に積み立て、残りの67万6千円を平成21年度に繰り越した次第です。

歳入の主なものは、有線放送電話使用料、工事負担金収入、各種事務手数料及び広告放送等でございます。

歳出でございますが、有線設備の保守管理を初めとする通常の運営管理費用でございます。

次に、議案第39号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について」でございます。

歳入総額が15億4,137万8千円、歳出総額が15億1,812万6千円で、歳入歳出の残高は2,325万2千円でございます。このうち1,200万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの1,125万2千円を平成21年度に繰り越しといたしたところでございます。

歳入の主なものでございますが、国民健康保険税4億1,500万円、国庫支出金3億3,900万円、療養給付費交付金1億5千万円、前期高齢者交付金3億6,800万円、共同事業交付金1億3,900万円、繰入金6,600万円でございます。

歳出でございますが、保険給付金が10億5,300万円、老人保健拠出金が5,300万円、介護納付金が7,400万円、後期高齢者支援金が1億7千万円、共同事業拠出金が1億3千万円でございます。

療養給付療養費、高額医療費を合わせた支払額を前年に比較いたしますと、医療制度改正の影響等により一般被保険者が68.8%の増、退職被保険者等が74.2%の減、全体では4.8%の減となっております。

老人保健拠出金は、対前年度78.4%の減、介護納付金は、対前年比11%の減、共同事業拠出金は、8.8%の増となっております。

次に、議案第40号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、歳入総額が727万9千円、歳出総額が698万円でございます。歳入歳出残額が30万2千円、平成21年への繰り越しということでございます。

歳入ですが、貸付金元利収入が670万円、歳出は元利償還金等で634万円でございます。

次に、議案第41号「平成20年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額が1億6,828万5千円、歳出総額が1億6,828万5千円、同額でございます。

歳入の主なものでございますが、支払基金交付金が8,300万円、国庫負担金が7千万円、県負担金が1,200万円等でございます。

歳出でございますが、医療給付費が1億5,100万円等でございます。

次に、議案第42号「平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

本案は、大字中之条地区の旧オリンパス用地4万6,971㎡及び建物3棟1万1,613㎡を町土地開発公社から取得し、工業用地を希望する企業、柳沢精機さんでございますが、売却したものでございます。歳入歳出ともに総額11億9,191万7千円でございます。

歳入の主なものですが、財産売却収入が11億9,191万7千円、歳出内容は、土地取得費が7億9,368万7千円、繰出金が3億9,823万円でございます。

次に、議案第43号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

公共下水道につきましては、供用区域拡大により平成20年度末の時点におきまして、供用面積が304ha、下水道普及率は53.5%となっております。これに対する接続率でございますが、68.5%、5,927人で、113事業が下水道を使用しております。平成20年度の決算総額は、歳入が8億7,844万3千円、歳出が8億7,830万1千円、差し引き14万1千円が翌年度繰り越しとなった次第です。

歳入の主なものですが、受益者負担が6,600万円、下水道使用料及び手数料が8,400万円、国庫補助金が6,900万円、一般会計からの繰入金3億5

千万円、町債が2億9,900万円でございます。

歳出の主なものは、上流処理区維持管理負担金が5,100万円、実施設計計測等の委託金が2,200万円、下水道工事請負金が3億2,400万円、流域下水道事業負担金が3,600万円、長期債元利償還金が3億7,700万円でございます。

次に、議案第44号「平成20年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

介護が必要な高齢者ができる限り自立して暮らせるように、社会全体で支え合う仕組みということで介護保険制度が発足しているわけでございます。

歳入総額が10億1,230万6千円、歳出総額が9億9,759万円で、歳入歳出差引残高は1,471万6千円でございます。全額を翌年へ繰り越いたしました。

歳入の主なものですが、介護保険料が1億8,600万円、国庫支出金が2億4,200万円、支払基金交付金が3億200万円、県支出金が1億3,900万円、繰入金が1億3,400万円であります。

歳出でございますが、保険給付費が9億4,500万円、地域支援事業費が1,400万円、要介護認定事務費の総務費が1,500万円、基金積立金が2千万円でございます。

次に、議案第45号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

平成20年の4月から老人保健制度にかわり、新たに高齢者の医療制度として創設された後期高齢者医療制度に係る特別会計であるわけでございます。歳入総額が1億3,271万1千円、歳出総額が1億3,042万円で、差引残高は229万1千円でございます。全額を21年度に繰り越しました。

歳入の主なものでございますが、後期高齢者医療費保険料が1億200万円、一般会計繰入金が3千万円、歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金1億2,900万円、事務費等の総務費が100万円でございます。

次に、議案第46号「坂城町国民健康保険の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、健康保険法施行令の出産育児一時金に関する一部改正でございまして、坂城町国民健康保険についても同様に対応するものでございます。

内容としては、緊急の少子化対策として、平成21年度10月より23年3月までの暫定措置として、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げるものでございます。

次に、議案第47号「坂城町の町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、平成19年度に公営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことに伴いまして、国から公営住宅における暴力団排除についての基本方針が示されました。各地方自治体においても公営住宅からの暴力団員の排除に係る条例の整備が進められているところでございます。

本案は、町営住宅の適正な供給と、その入居者ないし周辺住民の生活の安全と平穩の確保という観点から、町営住宅への暴力団員の入居、同居または入居の承継などの入居制限を定め、町営住宅から暴力団員を排除すべく条例の一部改正を行うものでございます。

なお、本条例適用後は、千曲警察署と町営住宅からの暴力団員排除に関する協定を結び、県警の協力支援を得る中で暴力団排除に向けた取り組みをしてまいります。

議案第48号「平成21年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」でございます。

本案は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億8,850万5千円といたすものであります。

歳入の主なものでございますが、地方交付税で5億3,400万円、子育て応援特別手当などの国庫支出金で3千万円、緊急雇用創出事業等の県支出金で400万円、臨時財政対策債に係る庁費で6,700万円、前年度繰り越しで1,300万円それぞれ増額するものであります。これに関連いたしまして、財政調整基金からの繰入金については、4億6千万円を減額金からの繰り入れについて1億円をそれぞれ減額するものでございます。

一方、歳出の主な内容でございますが、企業の融資に係る保険料補給金で2千万円、子育て応援特別手当で1,700万円、びんぐし湯さん館施設改良工事で700万円、緊急雇用創出事業で400万円、下水道事業特別会計繰出金で2,900万円でございます。

次に、議案第49号「平成21年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について」でございます。

本件は、予算の総額に歳入歳出それぞれ66万6千円を追加し、その予算の総額を、それぞれ5,956万3千円といたすものでございます。

内容でございますが、平成20年度決算による剰余金を今年度予算に繰り越し、有線放送電話基金へ積み立てるものでございます。

歳入は前年度繰越金、歳出は総務管理費、共済費、設備基金積立金等でございます。

次に、議案第50号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,236万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,291万3千円とするものでございます。

その内容でございますが、歳入では介護従事者臨時特例交付金が118万円、それと決算の前年度繰越金が1,075万2千円を増額するもの。

歳出では、国庫支出の返還金が200万円、それと療養給付費交付金返済金が600万円、それと予備費が500万円それぞれ増額するものでございます。

次に、議案第51号「平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、20年度の繰越金及び貸付金元利一環償還に伴う償還金に係る補正でございます。歳入歳出で76万2千円で、歳入歳出総額を835万7千円といたすものでございます。

その内容でございますが、繰越金、住宅新築資金等の元利収入を増額し、そして歳出といたしましては、長期債定期償還利子等を減額するものでございます。

次に、議案第52号「平成21年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,335万3千円を追加し、歳入歳出総額を1,674万6千円とするものでございます。平成20年度国庫負担金、支払基金交付金の精算に伴うものでございまして、収入では他会計からの繰入金で1,334万円余を増額、歳出では、診療報酬支払基金及び国庫への返還金1,335万円を増額するものでございます。

次に、議案第53号「平成21年度坂城町下水道特別会計補正予算（第2号）について」でございます。

本予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,875万4千円を追加し、予算の総額を12億275万5千円といたすものでございます。

歳入でございますが、一般会計繰入金を2,861万3千円、そして歳出では、

委託料が3,500万円、人件費が638万7千円減額とするものでございます。

次に、議案第54号「平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算に1,471万5千円を追加し、予算の総額を、それぞれ10億8,621万9千円といたすものでございます。平成20年度分の介護給付費に係る国庫負担金、支払基金交付金の精算によるものでございます。

歳入でございますが、繰越金が1,471万5千円の増額、歳出では、国庫返還金700万円、診療報酬支払基金返還金700万円等を増額するものでございます。

議案第55号「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、歳入歳出それぞれ1,043万5千円を追加し、歳入歳出それぞれその総額を1億4,451万1千円とするものでございます。

歳入でございますが、後期高齢者医療保険料814万5千円、繰越金2,290万円を増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1,042万4千円増額するものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（春日君） 説明の途中ですが、昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時05分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

会議に入る前に福祉健康課長より発言を求められております。これを許可いたします。

福祉健康課長（中村さん） 午前中の答弁の中に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

長野県後期高齢者医療広域連合の負担金でございますが、負担金総額の中の事務費の中の10%分については均等割がございますので、市町村数が少なくなりますと、その分が若干増加することになります。大変申し訳ありませんでした。訂正をよろしくお願いいたします。

議長（春日君） 説明のとおり訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

続いて、各課長等に議案第37号 平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算に

ついて詳細説明を求めます。

まず歳入について。

財政係長（柳澤君） 平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、逐次ご説明申し上げます。

私からは、歳入全般について決算書、事項別明細書の13ページ、町税からご説明申し上げます。

款1町税につきましては、収入総額が30億524万2千円で、前年度と比較しまして金額で1億669万円、率でマイナス3.4%の減収となりました。内訳でございますが、個人町民税については、前年度対比1,833万9千円、2.2%の増加、前年度まで伸びておりました法人町民税は、町内企業においても昨年秋以降の世界的な経済の不況の影響を受け始めたことにより、3億345万8千円、39.5%の大幅な減で、町民税全体では17.6%の減となりました。

固定資産税につきましては、主として償却資産に係る長野新幹線関連の特例減額適用が終了したことから、1億8,479万2千円、13.6%の増、また軽自動車税については、率でプラス2.8%、町たばこ税についてはマイナス7.9%、入湯税についてもマイナス1.8%の決算内容となっております。

続いて款2地方譲与税につきましては、道路特定財源の暫定税率執行の影響を受け、全体では7,985万5千円で、前年度対比288万9千円、3.5%の減となっております。

14ページに入りまして、交付金関係では、款3利子割交付金が決算額1,049万8千円で、ほぼ前年度並みですが、款4配当割交付金は決算額301万9千円で、前年度対比474万4千円の減額、また款5株式等譲渡所得割交付金については、決算額111万9千円、前年度対比356万円の減額となりました。

次に款6地方消費税交付金につきましては、個人消費の動向により決算額は1億7,384万4千円で、前年度対比マイナス3.6%、654万円の減といった状況となっております。

次に、款7自動車取得税交付金については、2,981万6千円で、前年度対比マイナス10.3%、343万8千円の減となっております。

続きまして、15ページの款8地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴い、地方公共団体の減収を補うため、減収補てん特例交付金が交付され、特例交付金全体では3,948万円、前年度対比

37.8%、1,083万2千円の増額となっております。

次に、款9地方交付税についてでございますが、普通交付税は基準財政収入額が税収の法人割について伸びが算定されたことなどから8.4%の増となっております。また基準財政需要額は地方再生対策費が算定に加わったことなどにより2.4%の増となり、普通交付税額では4億449万1千円で、前年度対比マイナス25.2%、1億3,631万円の減額となったところであります。また特別交付税については、頑張る地方応援プログラムによる割増算定などもありまして、1億2,194万6千円でしたが、前年度対比ではマイナス12%、1,665万1千円の減額となりました。

なお、財政力指数につきましては、平成18年度から20年度までの3カ年平均が0.849でありまして、前年と比較して0.044ポイント上昇しており、これは県下81市町村の中では3番目に位置しております。

款10交通安全対策特別交付金につきましては、決算額233万9千円で、前年度対比17万5千円の減といった状況であります。

次に、16ページの款11分担金及び負担金につきましては、1億2,629万5千円で、前年度対比2.0%、251万7千円の増となっております。

款12使用料及び手数料については、5,454万5千円で、前年度対比0.9%、47万7千円の増であります。

続きまして、18ページから21ページまでの款13国庫支出金につきましては、まちづくり交付金事業による住宅団地整備、坂城駅前広場及び周辺道路整備事業、あるいは食育・学校給食センター建設といった事業や村上小学校体育館の耐震化事業等に取り組んでいることに加え、平成20年度においては地域活性化・生活対策臨時交付金に係る事業展開や定額給付金に係る繰り越し財源の受け入れがあったことなどから決算額は8億6,806万円で、前年度と比較して5億7,728万4千円の大幅な増加となりました。

次に、22ページから25ページにかけての款14県支出金につきましては、2億5,593万4千円で、前年度対比244万4千円の増でした。選挙関係の委託金が減少しましたが、平成20年度から開始された後期高齢者医療制度に係る基盤安定負担金の交付や農業用水路の改修事業に伴う農山漁村活性化支援交付金が増加したことなどから、前年度対比1.0%の増となったところです。

款15財産収入の内容につきましては、普通財産の貸し付け、公有財産売却収入

として貞明保育園跡地などの売り払い、また基金積立金利子が主なもので、決算額は8,373万3千円で、前年度対比6,738万4千円の大きな増となっております。

続いて26ページの款16寄附金については、主にはふるさと寄附金で、決算額は111万円となっております。

次に、款17繰入金につきましては、工業用地の売却に伴う工業地域開発事業特別会計からの繰り入れが3億9,823万円、財源不足を補うため財政調整基金から1億3,013万7千円、公債費に充てるため減債基金から9,663万2千円の繰り入れを行い、また、それぞれ事業目的に応じた特定目的基金からも所要額の繰り入れを行っておりますが、決算額は6億5,712万7千円で、前年度対比4億4,171万円の大幅な増加となりました。

次に、27ページの款18繰越金につきましては、6,282万円で、これは前年度の純繰越額2,988万4千円に繰越明許費に係る繰越充当一般財源の3,293万6千円を加えたものであります。

款19諸収入につきましては、決算額5億4,381万6千円で、前年度対比1,401万5千円の減となっております。主なものは町税延滞金、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金、土地開発公社からの人件費負担分等であります。

歳入の最後になりますが、30ページ、款20町債につきましては、決算額5億8,493万円で、前年度対比6,062万7千円の増額となったところであります。主なものは、A09号線、坂都1号線、村上小学校改修工事に係る前年度からの繰越事業分に加え、公営住宅建設事業債、まちづくり交付金事業に係る一般補助施設整備等事業債、そして臨時財政対策債等でございます。

以上、歳入総額は71億1,001万9,035円で、前年度と比較してプラス14.4%、金額で8億9,450万3千円の増額となりました。

なお、調定額に対する収納率は、全体で96.53%でございます。これにて歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（春日君） 次に、歳出について。議会費は省略いたします。

総務課長（宮下君） 歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、平成20年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧くださいと存じます。

ページ36からとなります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、主に特別職及び職員26名分の給料、共済費等経常的経費でございます。報償費は退職職員への記念品でありまして、対象は11名でございました。健康スクリーニング健診委託は佐久総合にしておりますが、健康スクリーニングは人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員を含め、48名が受診しております。職員派遣団体補助金は土地開発公社に出向しておりました職員2名分の給料等の負担分、町村総合事務組合負担金は退職手当分でございます。職員研修事業といたしまして、初任者向け文書事務研修会を開催いたしました。

なお、昨年度は市町村職員研修センター主催による海外研修に中堅職員1名が参加し、福祉、環境等について学んでまいりました。また20年度職員等の給与、定員管理につきましては、町ホームページで公開しております。

39ページ、目2文書費は、町から発送いたします文書の通信運搬費、町内文書配達の委託費、印刷製本費は例規集の加除でございます。目3財政管理費の印刷製本費は当初予算の印刷、有料道路の通行料は町全体のETCカードなどで一括管理しております。積立金は財政調整基金、減債基金への積み立てでございます。

なお、19年度分の財政状況、財政比較分析表は町ホームページで公開しております。

会計管理者（中村君） 次に40ページであります。

目4会計管理費でございますが、節11需用費中消耗品費は一般的な事務用品類の一括購入をいたしております。印刷製本費につきましては、決算書の印刷のほか封筒などの印刷代でございます。節12役務費につきましては、口座振替、公金収納及び派出所業務それぞれの手数料でございます。

まちづくり推進室長（塚田君） 続きまして、目5財産管理費についてでございます。

節13委託料につきましては、金井地籍でご寄附をいただいた土地に係る不動産鑑定評価の委託経費でございます。目6企画費では、企画政策推進経費につきましては、節8報償費はセミナー講師の謝礼等でございます。節16原材料費は千曲川野草園の整備に係る原材料、節19負担金補助及び交付金につきましては、共同事務等を行う長野及び上田広域連合への運営経費に係る負担金等でございます。

41ページでございますが、温泉管理事業につきましては、節15工事請負費では、びんぐし湯さん館の外湯目隠し工事等の工事費でございます。節25積立金では、坂城町振興公社からの納付金等をびんぐし湯さん館施設整備等基金へ積み立て

たものです。まちづくり推進事業でございますが、節1報酬では、27区の区長さん方の行政協力員としての報酬で、節13委託料は広報紙の配布等行政事務の委託経費でございます。節19負担金補助及び交付金では、地域づくり活動支援事業として14区5団体への補助を行ったものでございます。

次に42ページ、国際交流事業につきまして、節19負担金補助及び交付金は、町国際交流協会への補助金でございます。目7広報広聴費についてでございます。広報広聴一般経費では、節13委託料はインターネット系サーバー及び端末の保守管理経費、節14使用料及び賃借料はインターネット専用回線の使用料、節18備品購入費はパソコン端末19台の購入費でございます。広報発行事業は節11需用費のうち印刷製本費で「広報さかき」の印刷費でございます。

43ページ、有線放送電話特別会計繰出金につきましては、特別会計への繰出金でございます。電子自治体事業では、節13委託料は機器の保守料及び設定料、節14使用料及び賃借料は機器の使用料であります。節18備品購入費は設備更新に伴う機器購入費、節19負担金補助及び交付金は、高速情報ネットワークに係る負担金等でございます。目8電算費、電算一般経費では基幹系業務に係るソフトウェア及びハードウェアの保守料、使用料が主なもので、節18備品購入費は端末の老朽化に伴い、12台を更新したものです。

総務課長（宮下君） 44ページ、目10業務管理費は、役場庁舎管理にかかわる消耗品費、光熱水費、通信運搬費等と庁用車に係る燃料費、自賠責保険料、重量税等々でございます。地域活性事業債を活用いたしまして、エコ対策車として普通車、軽乗用の2台の庁用車の更新をいたしました。

住民環境課長（塩澤君） 次に、45ページ、目11防犯対策費でございます。需用費の主なものは、防犯灯に係る光熱水費、修繕料でございます。工事請負費は各区から要望のありました防犯灯新設工事で25カ所設置をいたしました。修繕につきましては、38カ所を実施しております。備品購入費では、更埴防犯協会から助成をいただく中で防犯パトロール車を購入いたしました。負担金補助及び交付金は、更埴防犯協会連合会等関係団体への負担金、補助金でございます。

続きまして、目12交通安全対策費では、交通安全対策一般経費といたしまして、交通指導員の報酬、毎年新入児童にお配りをしております交通安全ヘルメット等の消耗品費、安協坂城支部に対する補助金等でございます。平成20年中の町内の人身事故は83件で、前年対比マイナス3件、負傷者数も9人マイナスで106人と

減少をいたしております。交通死亡事故につきましては、平成19年11月6日、南条鼠地籍での発生以降、新たに死亡事故ゼロ1000日を目指すとともに、町民一人一人の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関との連携を深め、交通安全町民大会の開催、それから各期別の運動を展開をしております。それからまた、万一の事故に備えて東信地区交通災害共済の加入促進を図っております。

46ページ、目13消費生活費の主なものですけれども、消費生活指導員の報酬と町文化祭にあわせて開催しております消費生活展に係る需用費でございます。廃天ぷら油を活用した手づくり石鹼の利用促進など環境問題や悪質商法防止等の啓発に努めました。

まちづくり推進室長（塚田君） 続きます、目14男女共同参画推進費、46ページから47ページにかけまして、男女共同参画推進費では、節8報償費は2月に開催いたしました「女と男、ふれあいさかき」の講師謝礼でございます。節11需用費中印刷製本費は女性団体連絡会の機関紙の印刷代、節19負担金補助及び交付金は、女性団体連絡会と男女共同みんなの会への活動補助金でございます。

総務課長（宮下君） 47ページ、目16定額給付金給付事業は国の補助金によりまして厳しい景気後退時の生活支援、地域の経済対策を目的といたしまして、18歳以下と65歳以上に1人2万円、そのほかの方には1万2千円の給付をいたすもので、20年度事業ということでありましたので、3月末から支給を開始いたしました。印刷製本費、通信運搬費等々これらに係る経費でございます。なお、同事業につきましては、21年度に繰越事業として取り組んでおりますが、8月31日現在、世帯数5,988世帯、96.3%、給付済額2億5,485万6千円、98.2%が給付済みとなっております。

47ページ、項2町税費になりますが、48ページ、目1税務総務費は固定資産評価審査委員3名の報酬、職員10名分の人件費等経常的経費でございます。

49ページ、目2賦課徴収費、町税の前納報償金は固定資産税に係るもので、納期前に完納いただきました件数は3,298件でございます。印刷製本費は納税通知書、申告書記載例等々でございます。委託料は課税収納のための電算委託費、評価替えに伴います固定資産税の評価基礎資料整備委託等でございます。償還金、還付加算金は町民法人税における予定納税額と確定納付額の差額でありまして、37件、1,171万円、個人町民税の税源移譲に伴います減額措置によりまして509件、1,351万円でございます。

住民環境課長（塩澤君） 次に、49ページから50ページにかけまして、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でありますけれども、主なものは、職員の人件費等経常的経費でございます。需用費では住民票等の用紙、申請書の印刷、委託料は人口統計処理、住基ネットセキュリティー対策、全国町字ファイルの処理等の委託料でございます。使用料及び賃借料は戸籍システム、外国人登録システムのソフト・ハードに係るものでございます。また顔写真付の証明書としまして利用できます住民基本台帳カードについては、昨年度107枚を交付をいたしました。平成15年8月からこれまでの発行総数は189枚でございます。

総務課長（宮下君） ページ50、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は選挙管理委員4名の報酬等でございます。

まちづくり推進室長（塚田君） 項5統計調査費、目1統計調査総務費、50ページから51ページです。統計調査総務費につきましては、県民手帳や県政要覧などの購入費が主なものでございます。目2委託統計調査費、工業統計調査、学校基本調査、輸出生産実態調査、住宅土地統計調査、経済センサスの5つの指定統計調査に係る経費でございます。

総務課長（宮下君） 52ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員報酬等でございます。

福祉健康課長（中村さん） 52ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費からご説明いたします。

社会福祉一般経費は福祉委員の報酬、職員の人件費でございます。

53ページの節19負担金補助及び交付金は、福祉委員協議会への補助金、民生委員活動費交付金など福祉関係団体への補助金等でございます。社会福祉協議会補助事業では、結婚相談等のヤングヒューマンネットワーク事業のほか、54ページの戦没者追悼式など社会福祉協議会への補助金でございます。国保特別会計繰出金事業は国保特別会計への繰出金でございます。

住民環境課長（塩澤君） 次に、54ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金業務につきましては、町では第1号被保険者の資格取得・喪失、住所変更などの窓口事務を受け持っております。消耗品費では、成人者への年金手帳ケースの配布、また年金システムに係る電算委託が主なものでございます。

福祉健康課長（中村さん） 次に、目3老人福祉費の老人福祉一般経費では、節19負担金補助及び交付金で更埴地域シルバー人材センター負担金、55ページの老人

クラブ補助金、美山園デイサービスセンター建設償還補助などがございます。老人福祉町単事業、節13委託料は社協への委託事業として合同金婚式の開催、節20扶助費は敬老祝い事業で対象者は522人でございました。老人医療費給付事業では、扶助費として68歳、69歳の住民税非課税の方に対する医療費の助成でございます。高齢者生活支援事業につきましては、医療機関等への送迎などの外出支援サービス、介護保険利用者負担軽減事業につきましては、介護保険施行以前からホームヘルプサービス利用者で低所得の方に対する利用料の助成でございます。介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

56ページ、後期高齢者医療保険事業でございますが、後期高齢者医療システム改修の委託料、広域連合への事務費負担金、医療給付費負担金、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、介護予防施設運営事業として、ふれあいセンター運営費などの支出でございます。57ページ、目4心身障害者福祉費の心身障害者福祉一般経費では、負担金補助及び交付金で、障害者程度区分認定審査会負担金、障害者スポーツ大会への負担金、補助金、聴覚障害者支援としての補助が主なものでございます。重度障害者介護慰労金支援事業では、報償費として在宅介護者への介護慰労金でございます。福祉タクシー委託事業では、利用券交付者数143人、利用回数が1,833件でございました。心身障害者町単事業では、腎臓機能障害者通院費や、58ページになりますが、希望の旅事業への補助金が主なものであり、扶助費では重度の障害者に対する年金の支給、難病の特定患者見舞金が主なものでございます。福祉医療給付事業では、国保連等への給付事業に関する電算委託、扶助費では重度障害者に対する福祉医療費の支出でございます。自立支援給付一般事業費は、主治医意見書等の障害者自立支援給付に係る事務的経費でございます。介護訓練等給付事業費につきましては、扶助費で介護給付事業としての居宅介護支援や生活介護支援事業、また訓練給付事業としての就労移行・就労継続支援事業などへの支出でございます。償還金利子及び割引料では、障害者保護費等に係る国庫補助の精算でございます。

58ページから59ページの自立支援医療事業費では、自立支援法に基づき、手術等により障害の除去、病状等が改善するための医療について自己負担に係る医療費の給付で、対象者は6人でございました。補装具支給等支援事業費についても、同じく自立支援法に基づき、身体機能を補う用具の支援について給付を行ったものでございます。地域生活支援事業費でございますが、障害のある人の能力や適性に

応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる支援として手話通訳等の派遣事業、千曲市と共同による相談支援事業、移動支援事業、日常生活用具支給等の事業のほか、地域活動支援センターの委託事業を行ったものでございます。

59ページから60ページの自立支援対策特別対策事業につきましては、自立支援法の施行に伴う激変緩和措置で、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過措置として円滑な移行促進を図るため、県による障害者自立支援対策臨時特例交付金により造成された基金を活用して行った事業で、視覚障害者等情報支援整備として拡大器、読み上げ器の購入、補助費として事業運営費、支援通所サービス利用促進、進行性筋萎縮症緩和事業等を実施したものでございます。

まちづくり推進室長（塚田君） 続きまして、目5人権同和推進費、60ページから61ページ。人権同和推進一般経費では、節8報償費は人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会の講師謝金及び小集落改善事業に係る弁護士への報酬でございます。節13委託料は、4カ所あります集会所等の委託管理費及び小集落改善事業に係る土地の測量及び土地鑑定に係る委託で、節17公有財産購入費は小集落改善事業に関する土地の購入費でございます。節19負担金補助及び交付金は、現在6名お願いしております人権擁護委員さんに係る負担金及び解放運動団体への補助金でございます。目6隣保館運営費、隣保館運営一般経費でございますが、職員1名の人件費のほか運営に係る一般経費が主なものでございます。節8報償費では隣保館ふれあいフェスティバル及びふれあい講座の講師謝金でございます。

福祉健康課長（中村さん） 続きまして、62ページ、目7高齢者対策費では、節20扶助費で養護老人ホームの入所措置を行い、高齢者の福祉の増進、家族の介護軽減を図る事業でございます。年度末の入所状況は、はにしな寮7人、昭和寮1人の計8人でございます。

次に、62ページから63ページの目8地域包括支援センター費では、要支援・要介護高齢者及びその家族の地域ケアを支援する中核機関として運営を行ったところでございます。臨時職員の賃金のほか委託料、使用料及び賃借料で介護予防ケアマネジメント業務委託、介護給付システム補修委託、介護給付システムリースなどが主なものでございます。老人福祉センター委託事業は、社会福祉協議会へ老人福祉センターの管理委託をしたものでございます。このほか高齢者の寝たきり予防としての生きがい活動支援事業、在宅介護支援として家族介護支援事業などを実施し、介護ニーズの総合的な対応と地域の高齢者やその家族の福祉の向上に努めたところ

でございます。

64ページの緊急通報体制整備事業では、報酬としてひとり暮らし老人の訪問員119人分、委託料では185台の安心電話の保守管理料でございます。

次に、64ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、扶助費の児童手当が主なものであり、小学校卒業までの児童に対して支給を行ったものでございます。

65ページの乳幼児医療給付事業では、小学校入学前までの乳幼児に対し、医療費の自己負担分を助成したものでございます。少子化対策事業につきましては、出産祝金で、対象者は108人で行いました。目2母子福祉費では家庭の自立育成のため、扶助費として小・中学校入学と中学校、高校卒業者の母子家庭児童激励祝金と母子・父子医療給付事業は母子家庭・父子家庭の福祉医療費でございます。目3保育園総務費では、ここでの主なものは人件費でございます。

66ページの負担金補助及び交付金においては、他市町村への広域入所負担金として対応したものでございます。

子育て推進室長（中沢君） 66ページから70ページにかけて目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ各保育園の運営費で経常的なものでございます。クラス数及び入所児童数につきましては、南条では14クラス、年間延べ2,024名、坂城保育園では11クラス、延べ1,382名、村上保育園では6クラス、延べ1,027名でございます。特別保育事業といたしまして、早朝及び夕方の延長保育、障害児保育及び南条坂城での一時預かり保育の実施、地域活動事業といたしまして、未就園児に遊びの広場を提供するなかよし広場の開催、世代間交流事業などを実施いたしました。

教育次長（塚田君） 70ページ、71ページでございますが、目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費につきましては、館長臨時職員の報酬、賃金のほか3カ所あります児童館の運営費に係る経費で、3館合わせて20年度、延べ3万6,900人余の利用がありました。開館日数は250日ということでございます。下校時の下校後の時間、夏休みの過ごし方など工夫をし、運営をいたしたところでございます。

子育て推進室長（中沢君） 71ページ、目10子育て支援センター事業費は、新センターの運営費でございます。年間利用者は延べ親子合わせまして7,755組、育児相談等の相談件数は551件でございます。赤ちゃんに本を贈呈するボックス

ターゲット事業では、128名の乳児に本を贈呈いたしました。

福祉健康課長（中村さん） 続きまして、73ページの目3災害救助費、目1災害救助費では、火災の見舞金として8件の支出がございました。

次に款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のうち保健衛生一般経費では、人件費などの経常的な経費でございます。

74ページ、精神保健福祉等事業では、精神保健福祉法に基づき、精神障害者の障害者及びその家族等の相談に応じるとともに学習会の開催、あわせて長野精神保健協議会、長野県家族会連合会等と連携し、活動を支援したものでございます。

75ページ、目2予防費の予防一般経費の委託料では、休日等の緊急救急医療を確保するため、在宅当番医療制を千曲医師会、埴科歯科医師会に委託したものであり、負担金補助及び交付金では2次救急医療体制づくりのため、病院群輪番制を実施したものでございます。結核関係一般事業では、結核レントゲン検診を実施し、感染予防に努めたところでございます。791名の方が検診を受けられました。

75ページから76ページの乳幼児健診事業では、母子保健法による乳幼児の健康診査及び健康相談を実施いたしました。役務費として乳幼児の身体、精神の発達及び歯科検診における医師の検診手数料、委託料では妊婦健診を実施したものでございます。予防接種事業では、乳幼児、小・中学生、一般を対象とした各種予防接種に係る費用で、需用費の医薬材料費はワクチン等の購入、委託料ではインフルエンザ、麻疹、風疹等の予防接種の医療機関への委託料でございます。高齢者インフルエンザの予防接種を受けられた方は3,062人、接種率は67.1%で、前年度より1.3ポイントの増でございました。

76ページから77ページ、目4健康増進事業費でございますが、健康診査及び胃がんなどのがん検診等の受診促進を図り、早期発見に努めたところでございます。いきいきヘルスアップ事業は特定健康診査、一般健康診査受診者の判定結果から要経過観察者、要生活改善、要指導者に対し、集団学習会、健康相談、家庭訪問、運動教室などを実施し、治療の必要性や生活習慣の改善に理解を深めていただきました。

77ページから78ページの後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の方の健康増進を図るため、人間ドック、一般健康診査の助成をいたしたものでございます。健康づくりサポート事業でございますが、信州大学医学部附属病院院長の小池先生をお招きし、行いました健康づくり、子育て支援講演会の経費でございます。目5

保健センター管理費でございますが、工事請負費につきましては、事務費、診察室を増築し、雨樋の修繕を行ったものでございます。そのほかは保健センター管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（塩澤君） 次に、目6環境衛生費では、主なものは、雑排水浄化槽汚泥処理、不法投棄されたごみの撤去、獣医師会への狂犬病予防注射などの委託料と毎年6月の環境月間にあわせて実施いただいております各区の環境浄化整備事業に対する補助金でございます。

なお、雑排水浄化槽汚泥処理料については、下水道の普及によりまして前年度対比マイナス6.5%になっております。

79ページ、目7公害対策費については、町内河川の水質調査等の委託料でございます。3月に実施いたしました定期調査結果については「広報さかき」でお知らせをいたしております。続きまして目8環境保全対策費でございますが、主に不法投棄防止のための啓発看板の作成をいたしました。

建設課長（村田君） 80ページ、目10合併処理浄化槽設置費につきましては、浄化槽32基分について補助金の交付をいたしましたものでございます。

住民環境課長（塩澤君） 同じく80ページ、項2清掃費、目1清掃総務費では、毎年各家庭にお配りをしておりますごみ、資源物、分別収集計画カレンダーの印刷費、それから区が実施をいたしました収集所の整備に対する補助金が主なものでございます。

なお、カレンダーにつきましては、英語、ポルトガル語、中国語版も作成をしております。目2塵芥処理費では消耗品費といたしまして指定ごみ袋の購入が主なものでございます。すべての指定袋には、ごみの出し方につきまして日本語と同じ内容を英語、ポルトガル語、中国語で記載をいたしております。また委託料につきましては、可燃・不燃、資源ごみ等の収集運搬処理、容器包装等の収集運搬、粗大ごみ不法投棄処理に係る委託費用でございます。さらなるごみの減量化に向けまして分別収集の徹底を図ってまいったところであります。そのほか長野広域連合葛尾組合の負担金、PTA等の団体が実施しました資源改修事業の奨励金、生ごみの堆肥化容器等設置に対する補助金などが主な内容でございます。生ごみ堆肥化容器補助件数については、昨年は20件ございました。

続いて81ページ、目3し尿処理費については千曲衛生施設組合負担金及びし尿投入手数料に係る負担金でございます。処理量については、これも下水道の普及に

よりまして前年度対比マイナス6.7%といった数字になっております。

産業振興課長（宮崎君） 続きまして、83ページにかけまして款5労働費、項1労働諸費、目1労政費でございますが、主なものといたしまして、まず労政一般経費では職員1名分の人件費と、82ページの節8報償費で、駅前清掃謝礼を地元老人クラブへ支出しております。続いて勤労者福祉対策事業でございますが、節19負担金補助及び交付金で関係機関への補助金や補給金として支出しております。主なものといたしましては、更埴地域勤労者共済会への補助がございます。また節21貸付金につきましては、勤労者生活資金貸付預託金ということでございます。昨年は3件、200万円の融資となっております。

83ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費では、節13のセンターの管理委託料を支出いたしました。続きまして目2労務対策費では、労務対策一般経費で節19のテクノハート坂城協同組合への補助金が主なものとなっております。

次に84ページにかけまして款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございます。これは農業委員会にかかわる経費でございます。農業委員会一般経費の主なものといたしますと、委員16名分の報酬と職員2名分の人件費、次の農業者年金業務につきましては、加入推進に向けた経費となっております。

次に85ページにかけて目2農業総務費の農業総務一般経費では、職員4名分の人件費等の経常経費でございます。20年度で最後となりましたが、県事業として実施していた埋設農薬処理事業への負担金、また農業用廃プラスチック処理事業としてJAと2分の1ずつ処理に対する補助を行ったところでございます。

次に、87ページまでの目3農業振興費では、農業振興一般経費として節13委託料では有害鳥獣の駆除を猟友会へ委託し、次の86ページになりますが、節19の農業経営基盤強化資金利子の助成については2件分、有害鳥獣から農産物を守る電気柵等への設置補助、これは25件分、環境保全型農業を推進するために果樹への消毒を減らすコンヒューザーの実施補助、さらに入横尾等5集落を対象とした中山間地域直接支払事業補助を行いました。次に地域営農推進事業は、当町に見合った長期的な農業・農村の振興を図る、そういう事業でございます。農業支援センターの補助や特産品振興事業補助金として、味ロジックわくわくさかきへの補助を行いました。

87ページにかけて生産調整推進対策事業につきましては、坂城町水田農業推進協議会を通じ、単独の転作推進補助金などを交付し、事業推進に努めたところでご

ざいます。20年度につきましては、町民の皆さんのご協力によりまして計画内におさめることができたところでございます。農振地域整備促進事業につきましては、農業振興地域の一部除外にかかわる委員の報酬等の経費でございます。次の農地銀行活動促進事業につきましては、町内5カ所のファミリー農園の借上料でございます。69件の貸し付けを行ってございます。次の農産物加工施設管理費につきましては、農産物加工センターの光熱水費が主な支出となっています。

88ページにかけまして、目4畜産費でございますが、家畜防疫の推進と家畜衛生技術の普及研鑽を図るということで、北信地域の市町村、JAによって北信家畜畜産物衛生指導協会を組織して行っているところでございます。そこにかかわる町分の負担金を支出してございます。目5農地費では、農地一般経費として13節で農道管理ということで上平線の草刈り等をシルバー人材センターに委託しております。また19節の負担金については、これまで実施いたしておりました土地改良事業にかかわる農林漁業資金の償還負担、件数でいうと104件分でございますが、また六ヶ郷用水組合やそれぞれの土地改良団体への負担金を交付いたしました。次の農道等基盤整備町単事業では、町が実施いたしました農道整備、水路改修工事等9地区を整備いたしました。89ページの町単補助事業は、自治区からの要望を受け、原材料支給や工事に対する補助を行いまして、19地区の整備を進めました。次の農地水環境保全向上対策事業につきましては、これは19年度から始まった事業でございますが、補助対象環境が整っている上平みどりの里への補助に対し、19節において地域協議会へ負担したものでございます。次の農山漁村活性化支援交付金事業につきましては、同じく19年度から始まった土地改良事業でございます。越水や漏水被害を起こしている中之条用水の改良、梅の木のため池の改修を行ったところでございます。次の農業用水水源地域保全対策事業につきましては、農業用水の水源地域となる森林整備を行う調査の一環ということで、頭首工台帳の整備を行うということでございまして、町内に10カ所の調査及び台帳整備を実施したところでございます。

次に90ページでございますが、項2林業費、目1林業総務費、これにつきましては職員1名分の人件費でございます。

次に、92ページまでの目2林業振興費でございますが、まず林業振興一般経費につきましては、91ページになりますが、19節の森林整備地域活動支援交付金ということで、南条生産森林組合と上五明区の森林整備地域活動に対しまして、国、

県とともに交付金を交付したところでございます。また森林づくり推進支援事業につきましては、森林税を活用した事業として間伐事業への補助や小学校での森林教育に対する補助ということでございます。

91ページの松くい虫防除対策事業につきましては、松くい虫の被害を減らすため、上平、苅屋原地区の山林25haへヘリコプターによる空中散布を行いまして、被害木1,527m³の伐採駆除を行ったところでございます。

92ページにかけての町有林管理事業につきましては、林業委員を委嘱し、町有林の管理整備を行っているところでございます。主には節7ということで、下草刈りや除間伐作業にかかわる賃金を支出しております。次の特用林産振興事業につきましては、五里ヶ峰トンネル横坑前に建設した特用林産物生産施設、原木きのこの生産施設でございますが、これにかかわる光熱水費等の経費を支出いたしました。次に目3林道事業費、林道事業一般経費につきましては、林道の維持管理に伴う経費でございますが、主なものとして、節15の工事請負費で、更埴坂城線の土砂撤去などの9カ所の整備を行ったほか、林道の補修等にかかわる重機借り上げやコンクリート等の補修用材料を支出したところでございます。

議長（春日君） 説明の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（春日君） 再開いたします。

産業振興課長（宮崎君） それでは、92ページをお開きいただきたいと思います。

92ページから93ページにかけまして、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費でございますが、その主な内容は職員6名分の人件費となっております。また19節におきまして、中小企業能力開発学院事業への補助、坂城テクノセンターへの職員派遣団体補助金を支出しております。項2商工振興費でございますが、94ページにかけまして商工振興一般経費ということでございます。19節において、主なものとしてしまして商工業振興補助金、31社へ交付をしてございます。また商工会経営改善普及事業、ISO取得事業ということで1社への補助、景気浮揚策として商工会が行ったプレミアム商品券事業への補助金を交付いたしました。中小企業対策事業といたしまして、19節で保証料補給金、これについては130件に交付してございますが、あと東京ビッグサイトで開催された機械要素技術展等への出店補助、節21貸付金で中小企業振興資金の貸付預託金を町内4金融機関に支出

し、20年度においては32件、1億3,470万円の融資を行ったところでございます。

95ページにかけて中心市街地活性化事業につきましては、節11で中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーターにかかわる光熱水費と節13で株式会社まちづくり坂城へ同コミュニティセンターの管理を委託したところでございます。まちづくり交付金坂城駅周辺地域交流推進事業につきましては、まちづくり交付金を活用して実施したハード事業に対し、ソフト事業を展開することにより所期の目的を効果的に達成しようということで、制度上義務づけられた事業でございますが、実施は20年と21年の2カ年でございます。20年度につきましては、商工会のお客様感謝祭とあわせて中心市街地コミュニティセンターで絵本の読み聞かせ、フルート、三味線、琴の演奏会を開催いたしました。全体では感謝祭で2千人を超えるお客様にお集まりいただいたところでございます。

続きまして目3観光費でございますが、96ページにかけて観光一般経費として報償費、委託料で葛尾、弧落城遊歩道、南条記念公園の草刈り等手入れ作業を地元区へお願いしております。19節において各種観光団体等への負担金を支出いたしました。また町民祭り事業につきましては、実行委員会への補助となっておりますが、参加連につきましては46連、1,241人ということになってございます。目4商工企画費でございますが、商工企画一般経費といたしまして、信州大学繊維学部と町とで連携・協働に関する協定を結ぶ中で産学官連携コーディネート事業を委託しております。また19節において工業関係各種団体への負担金、補助金を交付いたしました。工業団地整備事業につきましては、テクノさかき工業団地内にある街灯の電気代、また特別会計で中之条の坂城オリンパス用地を購入分譲したことに伴う差額の一部を今後の基盤整備等に活用するために工業振興施設等整備基金へ積み立てを行いました。

97ページの坂城テクノセンター支援事業につきましては、同センターの運営補助並びに建設費償還補助を行ったところでございます。これは平成25年までということでございます。また同センターが国庫補助を受けて試験計測器を導入するのに対しまして、センター負担分の一部について補助金を交付いたしました。

98ページにかけた鉄の展示館管理一般経費では、管理に係る経費の支出でございますが、昨年度は企画展を3回開催したところでございます。これにかかわる8節の報償費の謝礼、節11需用費のパンフレット等の印刷費、節12役務費の通信

運搬費や展示品の保険料、広告料を支出いたしました。節13の委託料では、館の管理等の業務について株式会社まちづくり坂城へ委託料として支出いたしました。また節15工事請負費では、鉄の展示館の活動等施設への評価をいただく中で刀剣のご寄贈も増えてきておりまして、これらを展示するために展示室の改修工事をさせていただいたところでございます。

建設課長（村田君） 98ページから99ページ、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございますが、職員5名分の人件費が主な内容でございます。

99ページから100ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費でございますが、節11需用費の光熱費につきましては、道路照明灯の電気料であります。節13委託料につきましては、町道の認定、廃止、改良に伴います道路台帳の保守管理業務の委託料であります。節19負担金補助及び交付金は、各区への土木事業の補助事業でありまして、25区への補助を行ったものでございます。交通安全施設整備事業では、カーブミラー、ガードパイプ、路面表示等を23カ所整備し、また既存の施設で修繕が必要になったものを修繕したものでございます。

100ページ、目2道路維持費でございますが、節13委託料につきましては、A01号線、文化センター通り、逆木通り、鼠橋通りの街路樹の剪定、除草及び清掃作業委託でございます。町内主要幹線道路の除雪、融雪剤散布委託につきましては、暖冬ということもありまして昨年比32%の71万8,620円でありました。節15工事請負費は町内一円の道路の舗装、側溝等の補修工事で、19カ所の補修工事を実施いたしましたものでございます。節16原材料費につきましては、道路補修用のアスファルト舗装材料、側溝の蓋等の購入費でございます。

100ページから103ページ、目3道路新設改良費でございますが、A01号線道路改良事業では、節13委託料につきましては詳細設計、物件調査等3件の委託料でございます。節15工事請負費につきましては、南条小学校東側産業道路の山金井交差点北側の道路改良工事が1件でございます。A09号線道路改良工事でございますが、節15工事請負費につきましては、710mの舗装にかかわる道路改良工事等でございます。

101ページ、節17公有財産購入費につきましては、用地代が1件でございます。この20年度工事により平成10年度から進めてまいりました鼠橋テクノさかき工業団地への基幹道路の整備が完了いたしました。地権者等関係の方々にご理解ご協力をいただき、無事に進めることができました。改めて御礼を申し上げる次第

でございます。

102ページ、道路新設改良一般事業でございますが、節17公有財産購入費につきましては、用地代が2件でございます。節22補償補てん及び賠償金につきましては、工作物等補償が2件でございます。まちづくり交付金開畝地区道路改良事業でございますが、中之条団地周辺道路170mの道路改良工事でございます。まちづくり交付金坂城駅周辺道路整備事業でございますが、節13委託料につきましては、用地測量等委託が3件でございます。節15工事請負費につきましては、道路新設工事が2件でございます。

103ページ、節13公有財産購入費につきましては、用地代が7件でございます。節22補償補てん及び賠償金につきましては、電柱等3件、立竹木等の補償2件でございます。

103ページ、繰り越しのA01号線道路改良事業でございますが、節15工事請負費につきまして、道路改良工事1件でございます。繰り越しのA09号線道路改良事業でございますが、節15工事請負費につきまして、道路改良工事3件でございます。繰り越しのまちづくり交付金坂城駅周辺道路整備でございますが、節15工事請負費につきましては、道路新設工事3件でございます。

103ページから104ページ、項3河川費でございますが、目1河川総務費では河川愛護団体19団体への補助金が主な内容でございます。目2河川改良費では、節15工事請負費につきましては、水路の新設工事が2件でございます。

104ページから105ページ、項4住宅費、目1住宅管理費につきましては、職員1名分の人件費のほか町営住宅及び改良住宅の住環境整備にかかわる維持管理経費でございます。また2月25日に発生いたしました成久保団地の住宅火災に伴いまして被災者用住宅の修繕及び被災住宅の解体工事を実施いたしました。

106ページから107ページ、目2住宅新設改良費、まちづくり交付金住宅団地整備事業につきましては、中之条団地CD棟の建設工事にかかわる経費でございます。C棟が3DK8戸、D棟が2LDK8戸、計16戸の整備を行ったところでございます。繰り越しまちづくり交付金住宅団地整備事業につきましては、平成19年度事業の中之条団地AB棟2棟24戸の建設工事でありまして、平成20年4月4日に竣工したところでございます。中之条団地につきましては、2階建て4棟40戸の整備が完了し、現地見学会、入居申し込み、抽選会を経て入居を開始したところでございますが、現在40戸中38戸が入居済みという状況でございます。

106 ページ、目3住宅建築物耐震改修事業は、節13委託料は住宅の耐震診断にかかわる診断士の耐震診断業務委託料でありまして、簡易診断10戸、精密診断18戸、避難施設2カ所の診断を実施いたしました。節19負担金補助及び交付金につきましては、住宅の耐震補強工事に伴う補助金でございまして、20年度は2件の申請があったところでございます。

106 ページから107 ページ、項5都市計画費、目1都市計画総務費のうち都市計画総務一般経費は、都市計画事業にかかわります職員の人件費並びに県道上室賀坂城停線、田町工区整備にかかわる県事業負担金が主な支出となっております。まちづくり交付金事業坂城駅前広場事業につきましては、駅前広場整備に伴う工事請負費、公有財産購入費が主な支出でございます。

107 ページから108 ページ、目2街路事業費でございしますが、節13委託料につきましては、測量設計委託料1件、補償算定1件でございます。節15工事請負費につきましては、道路改良工事4件でございます。節17公有財産購入費につきましては、用地代が1件でございます。節22補償補てん及び賠償金につきましては、電柱移転等の補償5件でございます。繰り越しの都市計画街路事業でございしますが、節15工事請負費につきまして、道路改良工事6件でございます。

108 ページ、目3下水道費でございしますが、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

108 ページから110 ページ、目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など、さかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の管理費、事業費で、株式会社坂城町振興公社への委託料の支出及びテニスコート1面の人工芝張り替え工事が主な支出となっております。花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園にかかわる経費が主な経費で、バラ公園拡張整備のための測量設計等の委託料、建設工事費、公有財産購入費を支出いたしました。まちづくり交付金公園整備につきましては、中之条団地の北側隣接地に公園を整備するものでございまして、節17公有財産購入費は公園用地1,685㎡の用地取得費でございます。

110 ページから111 ページ、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費についてでございます。節11需用費、光熱水費は、坂城駅前トイレの上下水道と電気代、高速バス停駐車場、テクノさかき駅街灯の電気代でございます。修繕料につきましては、駅トイレ、水回りの修理代などであります。節13委託料は、坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託費及び町内循環バスの運行事業委託費でござい

す。節19負担金補助及び交付金につきましては、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会への負担金及び坂城町地域交通利用促進協議会への補助金でございます。

111ページ、目2高速交通対策整備費につきましては、渇水対策事業として設置した8カ所の井戸の電気代が主なものでございます。

111ページから112ページ、項7地籍調査費、目1地籍調査事業費につきましては、坂城3区及び網掛3区の地籍調査の再調査が主な内容でございます。節13委託料につきましては、再調査にかかわる測量業務委託費でございます。

住民環境課長（塩澤君） 続きまして、112ページから114ページにかけて、款9消防費、項1消防費でございます。目1常設消防費では、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。目2非常備消防費については、消防団員に係る報酬、退職報償金、共済負担金、出勤交付金、分団運営補助金等が主なものでございます。平成20年、暦年の火災件数は9件でありまして、前年対比では1件の増となった次第であります。内訳は建物火災が7件、その他が2件というところでございます。目3消防設備費については、消防団の詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽、消火栓の維持管理に関する経費でございます。主なものとしたしましては、第5分団の積載車及び第6分団の小型動力ポンプの更新でございます。消火栓工事につきましては、新設が2基、修繕が2基、また防火水槽の修理としまして40t級防火水槽の有蓋化1件の整備をいたしたものでございます。

建設課長（村田君） 114ページ、目4水防費でございますが、節11需用費は鼠、四ツ屋、網掛にございます3カ所の水防倉庫の水防用備蓄材の購入費、水防倉庫の補修費、水防用機器の整備費等でございます。水防訓練につきましては、町防災訓練にあわせて実施をいたしたところでございます。

教育次長（塚田君） 続きまして、114ページから款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費について申し上げます。

教育委員会費の一般経費につきましては、教育委員報酬を初め委員の運営における経常的経費でございます。目2事務局費の一般経費につきましては、教育相談に係る相談員の報酬、特別職、一般職の人件費のほか、116ページになりますが、節13委託料につきましては、教職員の健康診断、小・中学校のごみ収集運搬手数料、負担金補助及び交付金につきましては、児童生徒が加入する災害共済掛金及び会議費等の負担金であります。

なお、20年度積立金としまして文教施設の整備基金へ2億8,021万6千円を積み立ててございます。

続きまして教育振興費の節7賃金ですが、不登校、それから外国籍児童生徒のための指導者賃金、報償費では広中平祐先生によります算数、数学大好き授業、負担金及び交付金では村上小学校6年生が対象の30人規模学級任意協力金、特色ある学校づくり交付金、それから部活動の補助金等が主なものでございます。

続いて117ページ、小・中学生国際交流事業につきましては、19負担金及び交付金におきましては、中国上海嘉定区との教育交流の参加補助、交流事業では外国人指導者の方との交流を通じての国際理解を深め、豊かな国際感覚を身につける事業として実施をしたものでございます。私立幼稚園補助事業につきましては、町内に居住し、私立幼稚園に通う園児に対しまして就園の奨励及び幼稚園の運営費、給食費及び振興に対する補助事業として実施をいたしたものであります。教員住宅管理事業につきましては、町内4カ所にあります教員住宅の維持管理に関する経費であります。

続きまして、118ページになりますが、学力向上事業につきましては、小学校2年生以上中学校3年生までの児童生徒の学力調査を行いまして、その実績を踏まえ、中小共通のテーマをもとに児童生徒の学力向上に向け、問題解決型学習を基本とする授業改善と指導力の向上を図ってきたところです。また小学校4年生から中学校3年生につきましても、体力テストの実施を行いまして、バランスのよい体力づくりに向けた教育指導も行われたところであります。また問題をかかえる子供等自立支援事業につきましては、相談支援推進協議会によりまして小・中学校、家庭児童相談員、稲荷山養護施設などの各支援機関におきまして問題を抱える子供たちの支援や地域ぐるみでの支援事業として取り組みを行ったところであります。学校支援地域本部事業につきましては、地域全体で学校教育を支援するために学校支援地域本部事業を導入いたしまして、学生ボランティアによる学級支援、英語教育支援、ばら栽培支援等々学校と地域との連携体制と学校教育の充実を図ったところであります。

119ページ、項2小学校費、目1小学校総務費の一般経費につきましては、職員の人件費のほか節15工事請負費につきましては、南条小学校のプレイルーム改修工事、坂城小学校プール濾過装置改修工事、音楽室屋根防水工事、村上小学校の体育館渡り廊下改修工事などを行ったところであります。坂城小学校耐震化事業に

つきましては、耐震化工事の実施に向けて坂城小学校南校舎及び渡り廊下、プレイルーム棟、体育館の耐震診断を二次診断として実施したところであります。また村上小学校耐震化事業につきまして、繰越事業になりますが、体育館の老朽化が激しいということの中で耐震診断の結果も考慮して耐震工事にあわせ、耐震性の確保と安心して授業が受けられるよう体育館の耐震工事を行ったところであります。

続いて120ページ、南条小学校管理費ですが、学校運営及び校舎設備の管理のための経常的経費でありまして、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容になっておりますので、南条小学校についてのみ申し上げていきたいと思っております。

節1報酬につきましては、学校医、薬剤師の報酬、節7賃金は図書館司書の賃金、節13委託料は警備保障、電気補償等の設備管理と児童の心電図、貧血検査などの検診委託料及び学校庁務の業務委託料となっております。節18備品購入費では、プロジェクター、マグネットスクリーン、掃除機などの校内用の備品となっております。

121ページ、目3南条小学校教育振興費につきましては、教科学習に係る費用が主なものであります。管理費同様各小学校ともほぼ同様の内容ですので、南条小学校について申し上げさせていただきます。

節8報償費は体験学習やクラブ指導の講師謝礼、節11需用費ではパソコン、印刷機等のインク・マスター、用紙等の消耗品、節18備品購入費では顕微鏡、オルガン、立奏木琴、児童用図書の教材用備品を購入いたしましたものです。また節20扶助費の就学援助費と特殊教育就学援助費でございますが、20年度の扶助費の対象児童は、小・中学校合わせて114名、総額780万2千円でございます。

続いて125ページをご覧くださいと思います。

項3中学校費、目1中学校総務費、一般経費につきましては、職員の人件費と節11需用費ではパソコンサーバー等の整備、13委託料では英語指導助手業務を委託した経費でございます。目2学校管理費につきましては、小学校同様学校の運営、校舎設備の管理のための消耗品、光熱水費、校舎の修繕費などの経常的経費が主なものでございます。

126ページ、目3教育振興費、節11需用費につきましては、各教科の学習の消耗品、楽器等教材用の備品の修理が主なものであります。また節18備品購入費では、吹奏楽器、技術教材としての卓上ボール盤、それからサッカーゴール、教育

用ビデオなどの購入をしたものでございます。

続いて127ページになりますが、項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。

社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、128ページになりますが、19負担金補助及び交付金では文化協会、婦人会、それから千曲川陣太鼓保存会などへの補助金が主なものでございます。文化の館事業では、報償費におきましてお茶会等の講師謝礼が主なものであります。

129ページ、目2公民館費、公民館一般経費につきましては、節1報酬については副館長、分館役員の報酬のほか、節19負担金補助及び交付金では分館活動費として27区への助成が主なものでございます。各種公民館事業がございしますが、公民館事業といたしましては、各種文化講座の開催、納涼音楽会、成人式、文化祭、それから席書大会、千曲川シネマフェスタ等、また健康体力の増進に関する事業では、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会等を行っております。また公民館報は年5回発行をいたしたところであります。

130ページになりますが、分館等施設整備事業については、11分館の設備修理に対しまして補助を行ったところであります。目3図書館費でございしますが、一般経費の節7臨時職員の賃金のほか節8報償費につきましては、図書館講座に係る講師の謝礼でございします。

131ページ、18の備品購入費では、一般図書、約3,650冊を購入いたしました。また図書館ネットワーク事業では2市2町1村1大学の図書館、学校図書館等との連携を密にし、検索、予約、貸し出し等の充実を図り、そのための費用としてネットワークシステムの保守委託料、機器の賃借料、共通経費の負担金を合わせ、805万3千円の支出となっております。

なお、図書館の利用者数は1日平均55名、1日平均貸出数は260冊余、年間民間1人当たり4.4冊という状況になっております。次に文化財保護費についてでございますが、一般経費につきましては、文化財保護審議会の開催における文化財センターの管理運営に係るものでございます。

132ページ、節19負担金補助及び交付金では、文化財保存会16団体、無形文化財保持者への補助が主なものです。坂木ふるさと歴史館事業一般経費につきましては、ふるさと歴史館管理運営に係る経費で、信濃村上氏関連の常設展示のほか「北国街道 横吹の今昔」の企画展示を20年度は行ったところでもございます。

133 ページ、さかきルネッサンス文化財展示事業につきましては、青木下遺跡出土遺物を中心に町内各遺跡で発掘された旧石器時代から中世に至るまでの出土品を展示し、埋蔵文化財センターに展示室として開室したところでございます。埋蔵文化財発掘調査事業につきましては、開発行為に伴う立会い調査、試掘調査及び整理作業を行いまして遺跡保護を努めたところです。試掘調査8カ所、立会い調査31カ所、出土品（金属製品）保存処理等を行ったところでございます。

134 ページ、上町遺跡発掘調査事業の4と5につきましては、坂都1号線道路拡幅工事及び住宅造成に伴う緊急発掘調査として実施したものでございます。

135 ページ、目5の資料館管理費では、格致学校歴史民俗資料館の管理に係るものでございまして、歴史の森教室、絵画展を開催し、文化遺産のPRに努めてきたところでもあります。目6文化センター管理費、一般経費につきましては、文化センターの維持管理に係るものが主なものでございます。

委託料につきましては、136 ページになりますが、宿日直、それから清掃、ボイラー業務、シルバー人材センターへの委託、エレベーター、電気の保安、浄化槽等の設備整備に係る委託でございます。節15工事請負費では文化センターの屋根、防水改修工事を行ったところでもございます。それから文化センターの第2駐車場の整備事業、文化センターの利用促進のために土地を取得しまして第2駐車場としての整備を図ってまいりました。843㎡、33台分を確保したところでもあります。次に目7青少年育成費の一般経費では、事業をとり行う中で子供会リーダー研修会、通学合宿の支援、ウォークラリー大会を行い、地域全体として青少年の健全育成に努めたところであります。負担金補助及び交付金につきましては、青少年を育む町民会議への補助が主なものであります。

137 ページ、目9生涯学習振興費につきましては、キャッチフレーズになっております「いつでも、どこでも、誰でも」をテーマに、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努めてきたところです。教養講座として講演会5回、専門講座を24回開催しまして大勢の皆さんに参加をいただきました。このほか出前講座、長野大学坂城町講座等のほか、公表になっておりますライフステージエコーの実施などに係る費用が主なものでございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費につきましては、138 ページになりますが、体育指導員への報酬、節8報償費では技術審判員、技術役員への謝礼、大会参加費等でございます。また各種スポーツ教室開催事業といたしましては、

町民の方がスポーツに親しみ、健康増進や体力の向上を図るために、高齢者スポーツ交流会、よい子のスポーツ教室、キッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室等を開催いたしたところでもあります。体育施設整備事業につきましては、グラウンド、体育館等の体育施設の管理補修を行い、利用しやすい施設を目指してきております。

続いて139ページ、目2武道館管理費一般経費、武道館の施設管理費用が主なもので、体育協会の剣道、太極拳、なぎなた、スポーツ少年団等心身の鍛練の場として活用をされているところです。

続いて140ページですが、目3給食センター運営費でございます。栄養バランスのとれた給食の実施により児童生徒の心身の健全な発達と学力及び体力の向上を図るために、児童生徒、職員、20年度は1,431名、約2万9,270食の提供を行ったところでもあります。年間給食費は1日当たり給食費1人、小学生252円、中学生297円でございます。支出の主なものは、職員の給与、臨時職員賃金、賄材料費となっております。

141ページ、食育・学校給食センターの建設事業でございますが、老朽化した給食センターにつきまして、食育・学校給食センターとしての移転改築、耐震基準、衛生管理基準に基づき、安心・安全な学校給食を提供するため、給食センター建設委員会の開催、プロポーザルの実施等、142ページになりますが、建設に向けて施設の設計及び用地の購入等を行ったものでございます。以上です。

建設課長（村田君） 142ページから143ページ、款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2道路橋梁災害復旧費でございますが、節15工事請負費につきましては、平成19年に被災した昭和橋の災害復旧工事の関連工事、入田川の河川改修工事等9件の工事でございます。繰り越しの道路橋梁災害復旧事業でございますが、節7賃金につきましては、災害復旧工事にかかわる立木の伐採処理等の作業員賃金でございます。節15工事請負費につきましては、平成19年9月6日に被災した昭和橋南日名2カ所、上平の4件の災害復旧工事でございます。節22補償補てん及び賠償金につきましては、昭和橋工事にかかわる損失補償等3件でございます。

財政係長（柳澤君） 続きまして、143ページ、款12公債費についてであります。これは長期債の償還元金とその利子分の支出でございます。前年度においては一括償還が3,297万円余りありましたが、20年度は元金利子を合わせて8億9,409万4千円で、前年度対比マイナス3.5%、2,900万8千円の減と

なっております。平成18年度から地方債の発行については国の許可制から協議制に移行され、従来の起債制限比率にかえて実質公債比率が17年度決算から導入されました。平成20年度は3カ年平均で19.3%になっており、前年度と同じ比率となったところです。

また地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、平成19年度決算から新たな財政指標として将来負担比率等の算定、公表が義務づけられました。一般会計等の地方債残高のほか、下水道事業特別会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合への元利償還金に対する繰出金や負担金、さらに土地開発公社等に関する債務負担も含めた自治体が背負っている実質的な将来負担の重さを示す指標でありまして、平成20年度におきましては、125.3%で、前年度対比で22.4ポイント減少いたしました。

財政健全化判断比率につきましては、主要施策の成果及び実績報告書の2ページで報告してございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字につき、数値はゼロとなっています。また下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、これも数値はゼロになっています。

歳出の最後になります。款14予備費につきましては、町営住宅火災に係る工事費、災害救助費や坂城小学校の修繕工事等に係るもので、民生費、土木費及び教育費にあわせて2億6千5百60千円を充当いたしてございます。

以上歳出総額は6億7千5百85万9千6百932円で、前年度対比プラス10.6%、6億4千590万1千円の増額となりました。

なお、予算に対する執行率は、全体で93.76%でございます。

これをもちまして平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（春日君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、日程第13「議案第37号」から日程第21「議案第45号」までの9件は、平成20年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の監査所見を求めます。

代表監査委員（三井君） 議長より発言の許可をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、平成20年度坂城町一般会計、特別会計財政援助団体の決算及び財政健全化判断比率に関する審査の概要を報告いたします。

去る平成21年7月23日から7月30日まで及び8月17日の間、町長から審査に付された平成20年度坂城町一般会計、特別会計の歳入歳出決算は、坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算、坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上9つの20年度決算、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体の決算については、坂城町商工会、坂城町中小企業能力開発学院の2つの当該財政的援助にかかわるものの監査をいたしました。また平成19年度の決算から義務づけられた財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査をいたしました。

審査の方法といたしましては、会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに、計数の正確性の審査を行い、関係各課等より主要施策の成果及び説明を聴取するなど審査を行った。また坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院についても同様の方法で審査を行った。平成19年度決算から財政健全化判断比率が審査に付されましたが、同様に算定の基礎となる書類をもとに計数の正確性の審査を行い、関係課から説明を聴取し、審査を行った。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めた。また地方自治法第199条第7項の規定により、町が補助金を交付している団体のうち坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院についても同様に審査をした結果、いずれも正確に処理されており、適正であると認めた。

坂城町商工会については、行政とタイアップし、異業者の苦しみ、何を求めているかを聴く機会を設け、異業者が希望の持てる施策展開を推進してください。

坂城町中小企業能力開発学院については、企業の町の看板事業であり、事業を精査し、町内企業の発展に引き続き努めてください。

財政健全化判断比率及び算定書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符号して正確であることを認めた。

平成20年度決算において、一般会計の歳入総額は71億1,001万9,035円で、前年度と比較して8億9,450万2,947円の増となり、前年度比14.4%の増となりました。

歳出総額は67億5,859万6,932円で、前年度と比較して6億4,590万902円の増となり、前年度比10.6%の増でありました。

歳入歳出差引残額は、3億5,142万2,103円で、前年度と比較して2億4,860万2,045円増の決算状況でありました。

また特別会計では歳入総額49億9,616万5,607円で、前年度と比較して5.4%の減、歳出総額は49億5,408万8千円で、前年度と比較して5.7%の減、歳入歳出差引残額は、4,207万7,607円で、前年度と比較して1,455万1,535円増の決算状況でありました。

財政構造の良否を示す経常収支比率は、88.1%となり、前年度より0.9ポイントの減となったが、依然として高い比率となっているので、抑制には十分留意をしてください。

なお、数値が1に近いほど財源に余裕があると言われる財政力指数は年々増加傾向にありますが、引き続き財政の健全化に努めてください。

公債費比率は13.0%で前年比1.6ポイント減少しました。実質公債費比率については、前年度と同率の19.3%であったが、単年度では2.6ポイントの減となっている。起債事業も財政運営上重要なことではありますが、借金であり、将来にわたり負担を負うものであります。世代間の公平負担を考慮され、運用には財政規模と均衡を図りながら十分留意をしてください。

平成20年度一般会計決算の歳入総額は71億1,001万9,035円、調定額に対する収入率は96.5%、歳出総額は67億5,859万6,932円、予算現額に対する執行率は93.8%、歳入歳出差引残額は3億5,142万2,103円で、その残額のうち4千万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の3億1,142万2,103円は翌年度へ繰り越しています。

歳入については、予算現額に対する収入率は98.6%、調定額に対する収入率は96.5%であり、前年度と比較して8億9,450万2,947円増の決算でありました。

町民税の収入状況については、前年度と比較して17.6%の大幅な減であった。特に法人町民税は昨年からの景気後退の影響を受けて39.5%の大幅な減少となった。また、たばこ消費税、入湯税については、年々減少傾向にあります。収入率については、前年度比0.8ポイントの減となっている。今後も引き続き徴収率の向上に努めてください。

収入未済額については、前年度と比較して871万926円の増となり、年々増加傾向にあります。滞納繰越分の収納率は前年度と比較すると、3.9ポイントアップしており、努力の成果が見られます。今後も引き続き滞納状況の実態を把握して厳正な措置をとるなど、未納額の解消に努めてください。

歳出については、予算現額72億809万7,736円に対し、支出済額67億5,859万6,932円、平成21年度繰越額は4億2,259万6,740円、不用額は2,690万4,064円、予算現額に対する執行率は93.8%で、歳出額は前年度と比較して6億4,590万902円の増でありました。

各事務事業については、自治区等が創意工夫し、実施する地域づくり活動支援事業は4年目を迎え、昨年より3地区多い14地区に助成され、住民参加のまちづくりの推進が図られた。村上小学校体育館については耐震工事にあわせて大規模改修工事が実施され、安心して授業が受けられるよう、整備された。また坂城小学校については、耐震化工事に向け、南校舎、体育館等の耐震診断を実施した。児童生徒への安全・安心な給食の提供及び町民の健康づくりのための施設、食育・学校給食センターの設計及び土地の購入も実施された。町の工業地域開発として旧オリンパス用地を取得し、工業用地取得を希望する町内企業に売却をした。まちづくり交付金事業としては、高齢者、子育て世帯の住宅の確保に配慮し、定住人口の増加を図るための中之条団地の整備事業、交通環境の向上と町の顔としてのグレードアップと集客力向上に向け、坂城駅周辺道路整備事業、坂城駅前広場の整備事業などが実施された。生活基盤の面では鼠橋から工業団地への基幹道路となる町道A09号線道路改良工事が完成をした。平成19年9月豪雨により被害を受けた道路、河川施設、昭和橋の災害復旧工事の繰越事業等が適切な執行され、すべての工事が完了した。今後も第4次長期総合計画の後期5カ年計画に基づき、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりにさらに積極的に取り組まれ、適切かつ効率的な執行を望みます。

基金の運用状況については、それぞれの計数は正確であり、運用方法についても公園整備事業、文教施設整備事業、びんぐし湯さん館整備事業等々設置目的に合った活用がされ、その処理は適切であると認めた。また巡検した8カ所の工事については計画どおり執行されていた。

なお、事業計画策定の折にはバリアフリー化に考慮され、施行されるよう努めてください。

特別会計各課の指摘事項につきましては、報告処理詳細に申し上げておりますので、省略をさせていただきます。

最後に、財政健全化法に基づく健全化判断比率の審査概要について報告をいたします。

財政健全化判断比率の指標として、1として実質赤字比率、2として連結実質赤字比率、3として実質公債費比率、4として将来負担比率、5として資金不足比率の5つの指標があります。

1の実質赤字比率及び2の連結実質赤字比率については、いずれも決算額が黒字となったことから数値がゼロとなった。5の資金不足比率についても資金が充足されていることから、数値がゼロとなった。3の実質公債費比率については、昨年と同率の19.3%で、早期健全化基準値より低いが、18%を超えているので、起債が許可制になることから今後の動向に十分注意をしてください。4の将来負担比率については、昨年より22.4ポイント減となった。早期健全化基準値より低いが、特別会計、一部事務組合、広域連合、土地開発公社などと連携を図りながら、新発債の発行に留意をしてください。

平成20年度の健全化判断比率の数値は、いずれも早期健全化基準値以下ですが、将来に向け、負担の軽減、健全な財政運営に努めてください。

以上をもちまして平成20年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長（春日君） 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から9月7日までの6日間は議案調査等のため休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から9月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月8日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後3時42分）

9月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) びんぐし湯さん館の経営はほか | 中 嶋 登 議員 |
| (2) ごみの減量対策についてほか | 林 春 江 議員 |
| (3) 南条地区洞岩沢付近の諸問題についてほか | 塚 田 忠 議員 |
| (4) 新型インフルエンザ対策についてほか | 山 城 賢 一 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に一般質問の期間中、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 質問者はお手元に配付しましたとおり、10名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に2番 中嶋登君の質問を許します。

2番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、私も議員として6年目になるわけでございますが、その間20数回一般質問をさせていただきました。いつもトリであったり、大トリをとらせていただきましたが、今議会では1番、トップバッターでありますので、長野日大の選手になったつもりで、はなからホームランを打ち、後に続けていく所存であります。

1. びんぐし湯さん館の経営は
イ. 料金改定について

町長が社長でもある湯さん館の年間券の値上げの話が全協の場で企画政策課長よ

り報告されました。このとき全議員が騒然となったことは言うまでもありません。日本中、また世界中が景気の悪い時代であり、我が坂城町もほとんどの企業、業種で売り上げが落ちて、まだ、下げ止まったかもわからない現状であり、法人税も大幅に下落したのも、町長、ご周知のとおりでございます。湯さん館も、このような社会情勢の影響を受けて入館者が減ってきていることと私は状況判断をしておる次第であります。

一方、湯さん館のホットニュースでは「入館者210万人達成、8月9日」と記されておりましたが、なぜ、この時期に値上げをするのかお尋ねをいたします。

ロ. 収益改善について

収益改善の方策として幾つかのご提案がありました。回数券の優遇幅の拡大による1回券来館者の増という項目があります。料金を据え置きにして11枚の回数券を12枚に、35枚を38枚綴りにするということですが、この件は実質値下げをし、お客様にサービスを提供して1回券の来館者を増やそうとの提言であります。今の時代にまさにマッチしていると思うものでございます。速やかに実行をしてほしいが、いつから実行するのか、お尋ねをいたします。

ハ. 食堂や売店の実情は

食堂メニューを見直して客単価の引き下げをし、飲食関係の充実による集客力の強化という案がありますが、今でも結構メニュー数もあるし、おしぼりうどん、おとうじ、夏場のソフトクリーム入りラーメン、またカウンターでの季節のいろいろな天ぷら、中でも珍しいものはクルミの芽などを食べさせてもらったことも私もあります。1皿全部100円であり、いろいろと工夫をしていると思うが、また、これよりももっとメニュー数を増やすのか、また一流のシェフでも連れてきてフランス料理などを提供して顧客単価を引き上げるのかをお尋ねをいたします。

関連でありますので、食堂、売店の平成14年から平成20年度までの年間売り上げの推移もお尋ねをいたします。

売店のねずみ大根焼酎は大変人気を博したが、40度の販売はいつからか。

また焼酎以外の町特産品、ブランド商品などの開発の考えはないのかもお尋ねをいたします。

ニ. 経営内容について

町長が社長であり、株式会社でもあるので、人件費なども含めた明細な経営内容を開示できないかをお尋ねを申し上げます。

以上で第1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 中嶋登議員のご質問にお答えしてまいります。

びんぐし湯さん館の経営に関することであるわけでございます。

びんぐし湯さん館は、平成14年4月のオープン以来7年間を経過し、平成20年度は入館者数26万9,817人、1日平均で791人と大変多くの皆さんにご利用をいただいているところでございます。

しかしながら、入館者、売上高ともに減少傾向にあります。平成20年度の売上高は1億8,984万円で、前年度対比で801万円の減、入館者数は1万801人の減となっております。売上高の減少、また原油価格の上昇基調による光熱水費による経営が高上りになっているということ、あるいは平成20年におきましては、入湯税は前年度並みの737万円を納付いたしました。町への納付金は前年対比1,728万円の減の330万円という状況になっています。ある面では経営の転機を迎えているかなど、そんな思いがいたします。

そこで湯さん館の経営の基本的考え方と申しますか、経営理念についてお話ししておきたいと思っております。

まず第1は、健康と癒しの場ということでございます。坂城駅のところに宣伝塔を建てまして、そこに「のんびり、ゆったり、リフレッシュ」ということが書かれております。実に癒しの場、健康の場ということでもあろうかなど。また温泉浴槽等を利用し、水中健康教室も行われているところでもございます。

二つ目は、天然温水ということで45度程度の湯が常に噴出していると。そして単純硫黄泉であって健康に極めていいという評価もいただいております。さらに眼下の眺望が絶景であるということで、これまた身も心も安らぎを覚えるところになっていると。

三つ目でございますが、どなたでも利用していただくということでございます。町外の皆さんが3分の2を占めております。従いまして、町外の皆さんのための湯でもあると。サービスの公平性は常に確保していかなければいけないということでもございます。

町に対する対応といたしましては、入湯税を700万円余町に入れておりますので、行政としての役割は、それによって行われるべきものであって、公社がということとはちょっと違うなど、こんな思いもいたします。

そこで公社でございますが、第三セクターで常に独立採算を求められ、健全な経

営を目指しているわけでございます。あわせて近い将来に向かって施設の整備ということ、改修が求められてくるわけでございます。そうした面での準備をしておかなければならないということ、これは大事なことかなと思っております。

そして五つ目としては、利用者負担の合理性・公平性でございます。今、例えば全体の皆さんには500円をいただいておりますが、回数券では10%ぐらいの減、あるいはまた年間券では4分の1程度の負担ということにもなっております。こうした格差を是正する、お客さんには常に受益者として負担を公平であるということをお求められている経営だと思っております。そして、これからの経営といたしましては、経費の削減に努力するというところで、現在、人件費の5%、一般需要費の10%を削減すべく指示しているところでもございます。

あわせて入場者の増ということが大事でございまして、企業関係等の広報を進めていく。そして、さらにお客単価を見直すという中の一端として年間回数券の問題等も出てきているわけでもございます。

先ほど申し上げましたように、振興公社は福祉の施設であるとはいえ、独立採算制でもございます。坂城の町民はもちろん、広く利用していただく方の施設でもあるということが基本でもあるわけでございます。このような事情等を勘案いたしまして、振興公社では過日新しい経営ということに対しまして八十二銀行にかかわる長野経済研究所に研究分析を依頼したところでもございます。

この報告によりましても、入館者数の増が第一だと。次に経営費の削減ということ。そしてまた、三つ目に顧客単価、入館料を含めてお客様がいろいろと消費していただくお金をより多くするというようなことが指摘されておるわけでございます。年間利用券のいろいろな見直し、あるいは食堂メニューの改良、売店の品揃え等々も大きな要素になってくるかなと、こんなふうには思っております。

現在、年間利用券は2万8千円をいただいております、年に56回ご利用いただければお得な制度という設定になっておりますが、平均の来館者の回数は、実際には221回ということでもございます。たくさんのご来館をいただくということは、にぎわいの創出あるいは健康づくりは、それなりのいろいろとありがたいことなんですけれども、この場合に1回当たりの入館料は126円、7円ということで、そのうち30円が入湯税に向きますので、100円足らずということで、一般来館者の4分の1ということの負担になっているわけでございます。利用者負担の公平性という面からの見直しが強く求められております。

そして過日、振興公社の取締役会、あるいは総会におきましても、いろいろ依頼となり、そういった不均衡は直ちに是正すべきということが経営の根幹であるということでもございます。

また2万8千円がどうかということの中で、近隣の類似施設を見てみますと、3万5千円から4万円というのが普通でございまして、2万8千円は例外なほど格安の料金設定であるということでもございます。

今後、年間利用券の値上げということ、先ほどお話もございました、時期ではないでしょうということもありましたけれども、経営は直すべきことは直ちに直すということが大事で、事業をされている議員さん自身もご理解いただけることだと、こんなふうに思っております。

今後、回数券の優遇をどういうふうに組み立てていくかということについては、12月議会に提案し、来年の4月1日からは是正していくという方針で進めてみたいと、こんなふうに思っております。施設がいろいろと周辺に完備されている中で、類似施設との競争もあるわけでございます。格安にということ等だけでは勝負ができないということで、長い目を見て、ぜひ直すべきものは直す、これが経営者の責任ということを感じている次第でございます。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 私からは食堂や売店の実情と経営内容についてお答えを申し上げます。

まず、食堂及び売店の年間売上高の推移についてでございますけれども、平成14年度におきましては、食堂が9,032万円、売店が2,704万円。15年度では食堂が8,904万円、売店では2,877万円。16年度、食堂が7,988万円、売店が2,600万円。17年度、食堂が7,639万円、売店が2,985万円。18年度、食堂が7,271万円、売店が3,086万円。19年度、食堂が6,803万円、売店が2,930万円。20年度では食堂が6,591万円、売店が3,109万円という推移でございます。

湯さん館のオープン初年度である平成14年度とは単純に比較できない面もあろうかと思っておりますけれども、昨年20年度の売店売り上げにつきましては、オープン当初の14年度に比べますと、405万円の増となっているわけでございますけれども、食堂の売り上げにつきましては、2,441万円の大幅な減となっております。

びんぐし湯さん館につきましては、お風呂に入っただく入館料のみでは採算

性の確保が大変難しいという面もあるわけでございまして、食堂での食事や売店で物販など、お1人のお客様が使っていただく顧客単価を向上させる中で収益を確保していかなければならないという状況かと思っております。

食堂や売店の活用によります飲食関係の充実につきましては、集客力の強化の効果も期待できるということでございます。単に入浴するだけでなく、食事もする施設という観点で食事メニューの内容の見直し、ねずみ大根焼酎を初めとする町特産品の販売増などが必要であるというふうに考えております。

メニューの改善などは現在も随時行ってきているところでございますけれども、具体的な内容につきましては、町も一緒になって今後検討してまいりたいというふうに考えております。現在、食事関係ですけれども、販売の多いもの、少ないものの洗い出しをしております、それらを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

またアルコール度数40度のねずみ大根焼酎、新商品大辛ねずみにつきましては、今年11月に収穫されますねずみ大根を原材料に使いまして醸造に取りかかるという予定であります。来年4月の販売開始を現在予定をしておるところであります。

また焼酎以外の町の特産品あるいはブランド商品の開発につきましては、味ロジックわくわくさかきや町内の農業振興グループの皆さんのご協力をいただく中で新たな町の特産品として開発できないか、また、どのようなものがよいかというようなことを関係機関と連携を図る中で研究をしてまいりたいというふうに現在考えております。

次に、人件費等の経営内容の開示という点でございますけれども、平成20年度の主なものを申し上げます。

売上高につきましては、合計1億8,984万円で、主なものは入館料で8,513万円、食堂売り上げ6,591万円、売店売り上げが3,109万円でございます。

売上原価でございますけれども、合計6,260万円であります。主なものは食堂の仕入れ3,279万円、売店仕入れが2,714万円であります。

販売費及び一般経費につきましては、合計で1億2,919万円、この中の主なものは、給料手当で5,050万円、水道光熱水費で3,847万円、それから施設機器等の保守点検費で921万円、賃借料で489万円、広告宣伝費484万円、法定福利費407万円、消耗品費450万円、修繕費355万円等々でございます。このほか営業外収入、前期繰り越し等で最終的に当期末、20年度末未処分利益金

が98万260円となっております。その利益金から配当金33万円を引きまして次期繰越金は65万260円という状況でございます。

2番（中嶋君） それぞれご答弁をいただきました。再質問させていただきます。

入湯税や公平性などを考えて、いろいろ町長も経営方針については考えているということですが、これは当然かと思いますが。

それから、課長からいろいろ細かくご報告いただきました。また後で結構ですので、できれば今の食堂、売店の売り上げデータ、それから経営内容のデータは資料をまたいただければありがたいかなというふうに思います。

町長からも今いろいろお話があったわけですが、この中に特に、先ほどもお話がありましたように、近隣施設の年間券を考えれば、湯さん館はとても安いと思います。でも、私考えてみますと、ついこの間のような気がするんですが、値上げをしたばかりなんですよ。お客さんの感覚で物を言わせていただきます。またこの時期に2回目の値上げをしたというふうに私は思われてしまうというふうに思っているわけでございます。

また、ちょっとこれは私の試算ですが、細かなところはまた課長にでもお答えいただければいいんですが、値上げをしても120万円ぐらいプラスになるだけじゃないかと私は思うわけです。数字が間違っていたら、また後で、課長、ご指摘をしていただければ結構です。

そういうふうに考えると、果してどれぐらいの経営効果が出るのか、ちょっとこれは疑問であるなというふうに思っておるわけです。ましてや先ほどの町長のお話のようにトータル入館者がどんどん減っているということですが、逆にこういう値上げなんかをしたりすれば、マイナス効果が働き、年間券の客も減ってしまうと思います。だから心配しているんです。

それから、先ほど町長からもお話がありましたように、今現在2万8千円でございます。この年間券の料金改定案でありますけれども、あの表をちょっと見ますと、75歳以上の、これは後期年齢者は3千円の値上がり。だから3万1千円になるんだよということですが、それから75歳以下の人たち、これは5千円上げるということですが、そうすると3万3千円となりますが、どういう根拠でこういう値段を設定したか、お尋ねをいたします。

町長（中沢君） 最初に値上げが今の時期じゃないかということではありますが、前回値上げのときも1度に大幅値上げしたいということは役員会等でもすべきだと

いうお話もございましたけれども、でき得れば暫時、あるいは幾らかでもだんだんという気持ちの中で進めてきたということでございます。そしてまた、これからの対応といたしまして、いろいろ経営ということが大きく転換していかなければならない。ただ値上げということのそれのみではないんですと。というのは、入館者の増をいかにしていくかということ、そして基本的には1回500円を維持したい、しなければならないということでございます。企業の皆さんともどもにいろいろ連携をとりながら入館者を増やしていくと、これが一番大事なことでございます。

2番目に経費の節減をできるだけするということであります。

先ほども申し上げましたように、自ら痛みを分かち合うということで、人件費の5%、一般経費、燃料費等はどうにもなりませんけれども、その10%を目標に、それを削減しろということをお話しているところでもございます。そうした中での対応ということでございます。周辺が4万円から3万5千円だと。坂城だけが格別に安くて2万8千円だと、これを痛みを分かち合いながら3万3千円にぜひ設定してほしいと。

ただ、私も何回か利用していただく中で、お年寄りの皆さんも多いわけがございます。後期高齢者、75歳の皆さんには若干でも何とかということで若干値を下げた設定をしていこうかなと、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、100万円とか何とかでなくて、たとえ1万円でも10万円でも収入を上げるということから始まらないと経営は完全なものにはなりませんので、そういった経営の理念もご理解いただきたいなと、こんなふうに思っております。決して私、利用者の年間券設定には他のところより高いとか無理だというような設定はしているつもりもございませんし、できるだけ配慮しているつもりでございます。よろしく申し上げます。

2番（中嶋君） 町長も1円でも大事だと。全くおっしゃるとおりです。私も商人でございまして、1円のためにどのぐらい泣いているかわかりませんし、どのぐらいの苦勞で1円というものを稼ぐかということもよく理解しております。

なぜこのようなことをお尋ねをしたかと申しますと、後期高齢者の部分のところは、今、町長からもご説明ありました。よくわかります。でも、ちょっとこんな話にも耳を傾けていただきたいと思っております。

実は私も今年60歳となりました。同級生でありました役場の課長も大勢ここにいらっしゃいましたが、5人ほど寂しいことに議場内より全員去り、ご退官をなされました。

団塊の世代でありますので、民間の同級生も含めれば数百人の人が定年退職となっております。農業で百姓ができる人はいいです。給料が下がっても職場に残っている人たちはまだまだいいんです。でも、景気の悪い時代でもあります。年金生活者となった人も大勢おるわけでございます。私事ではありますが、今年の4月より年金をもらい始めたのでお話をしたいと思います。

私は、約30年間サラリーマンでしたので、厚生年金を掛けておりました。あとの10年間は自営業をしていましたので、国民年金の掛金となり、トータルでは約40年間年金を掛けたこととなります。

さて、もらい始めた金額でございますが、昭和25年以降に生まれた人は65歳からでないとも額はもらえません。ちなみに私は厚生年金の比例部分のみで年間72万8,200円でございます。月に直すと6万683円でございます。これ、本当に私の話でございますよ。1カ月6万弱で暮らせということでございます。ちなみに65歳になると国民年金、老齢基礎年金と申しますが、これと合わせになり、満額もらえるのでございます。年間で147万4,200円いただけます。ちょっとリッチになったかな、金持ちになったかなと。約倍、月に直して。65歳早くなりたいですね。12万2,850円をいただけるということでございます。ただ、5年間は月に何と6万683円で生活をしていかなければならないということにちょっと厳しさがあるなというふうに思うものであります。

でも、こういう年代の人です、町長、75歳以下なんです。そうすると、何と年間券が最高額の5千円値上げをされてしまうということ。そうすると、とらの子の財布の中から3万3千円となってしまふわけでございます。これは弱い者いじめというよりも、ずばり言いますよ、町長、年間券はもう買えませんね、これは。無理ですな。

ちょっと話が変わりますが、坂城中学、今は4クラスのようなようですが、9クラスもあつた団塊の世代が今このような現状に置かれているのも事実でございます。私は議員でありますので、自分のことを包み隠さずご報告を申し上げましたが、大勢の人が大変なことになっているようです。ましてこんな恥ずかしいことは町議の中嶋登ぐらいでなければお話しはしません。皆さん黙っております。町長は、このような実情をご理解した上で、こういう値段設定をなされたのか。はたまた、今、登からいい話を聞いたと、これは12月のことだから、またうんとよく考えて再検討していただけるかどうかということ、一言でよろしゅうございますが、ご答弁をお

願ひいたします。

町長（中沢君） いろいろ福祉面のお話でしたが、町が担うべき福祉と、町の補完として第三セクターが与えられた条件の中でどういうふうに経営するかということ、これはまた別問題でございますので、一緒にはお考えいただかない方が正しいかなと、こんなふうに思っております。

年間券、先ほども何度も申し上げますように、例えば東御市のある館は年間4万円でございます。そしてまた、年間券を廃止してという議論も各所で行われております。坂城町が3万3千円と設定しても、他のところよりも2千円安いという設定でもございますし、また今の国の中で75歳という区切りも大事にしていきたいなど、こういうことでもございます。坂城町の湯さん館は湯もいいし、経営もいいよ、将来も考えているよということ、そういうことをしていかないと、結局最終的には赤字を生じたから誰が持つかということは町民に係る問題でもございますので、責任の上において一定のものは厳しい対応は迫られるけれども、やるべきだと、こういうふうに考えておまして、原案については12月に一応対応する予定でございますし、そうさせていただきます。

2番（中嶋君） 町長のおっしゃること、よくわかります。後期高齢者も大事でございますが、日本をよくするために、うんと苦勞して頑張ってきた団塊の世代のことも少し頭の片隅に置いておいていただきたいというふうに思います。

町長も今おっしゃったように、どうしても値上げをするということであれば、私も先ほど言いましたように自分も商売をしている人間でございますのでよくわかります。できれば、町長、年齢制限を取り下げて、一律3千円ぐらいの値上げにして3万1千円として景気のことと考えて、町長は来年度4月と言いましたけれども、できれば、こういうときはやはり商人、また商売をやっている人間として考えれば、1年ぐらい凍結をして、それで3万1千円一律に値上げをするというふうにした方が私は経営としてはいい経営ができるのではないかというふうに思っています。町長もいろいろなことをやっている方でご立派でございます。ただ、私は民間人の商人として申し上げているということもお忘れなくお願いをしたいと思います。これに対しては、ご答弁は要らないです。

それから、食堂のメニューの件ですが、今世の中は値を下げなければ売れない時代に突入しております。名誉町民であります鈴木さんもイトーヨーカ堂で値下げのためにいろいろなアイデアを考えて、我等が誇れる名誉町民の鈴木さんだけのこと

はあります。売り上げを伸ばしております。総体的なデパートは全部下がっておりますが、鈴木さんのアイデアのところは伸びております。そういうことが報道されておりました。ですから、このような不景気な時代であり、480円ぐらいの弁当も、テレビのコマーシャルではありませんが、298円、中身は全く同じです。全く同じものを280円というとんでもない安い値段で出したというお話でございます。これは西友です、ちみなに。これがまた大変な売り上げを得たようではありません。ここなんです、商売の神髄は。

でありますので、新鮮でおいしい地産地消のものを使い、2〜3割安く提供できるようなメニューをつくるのが今の時代にマッチしていると思います。この辺どうなるのか、課長や町長に質問をする予定でございましたが、時間の関係もありますのでよろしゅうございます。心しておいていただきたいと思います。いろいろな意味も含めてそういうことを申し上げています、私は。よく町長考えておいていただきたいと思います。

さて、次の質問に移ります。

皆さんもご存じのとおり、第2回目の議会報告会を7月27日から29日の3日間にわたり9会場で行いました。昨年は60数名でありましたが、今年は約3倍の162名の町民の皆様、また区長さんは9割方来ておるようでした。そのときにたくさんのご提言をいただきました。その中より集約しての一般質問をいたします。

2. ショッピングモールについて

イ. 誘致はできないか

大宮公民館で地区の方から出た話であります。大型スーパーやホームセンターなど、この数年間で4店舗も出ていってしまい、農協も旧坂城、中之条、南条、村上と小さなスーパーが4カ所ございましたが、村上地区へ大型スーパーとして1店舗に集約されてしまい、お年寄りは大変困っております。また年をとると1カ所で食品から衣類、日用品など全部間に合う店が欲しい、そういう店が坂城にはないので、買い物は何でも間に合う上田や千曲市に行ってしまうとのことであります。

そこで商工会と町とで話し合い、敷地面積1万から2万坪ぐらいのショッピングモールを誘致できないかをお尋ねいたします。

ロ. 商業用地について

当然誘致にしても町、商工会で独自に行うにしても、ショッピングモールをつく

るとなれば土地を用意しなければなりません。工業用地は、坂城町は工業の町であります。当然であります。数カ所団地をつくりましたが、残念なことに商業用地としては少なくとも1万や2万坪ぐらいを用意して疲弊している商業を応援するとともに、高齢者にやさしい町になるよう、商業団地、ショッピングモール用の商業用地は開発できないか、この2点をお尋ねをいたします。

町長（中沢君） ショッピングモールの誘致について、お答えしてまいります。

ご案内のとおり、昨年後半から深刻な経済状態に相なっております。政府において底を打ったというような発言も見られますが、当町におきましては、上向いてきた企業もありますが、依然として厳しい、先が見定めがたいというのが事実であろうかと思っております。また商業施設につきましても、昨年来の状況に加えて慢性的な厳しい状況に置かれているなど、こんな思いがいたします。

1980年代以降、モータリゼーションの進展に伴いまして大型ショッピングセンター、またはショッピングモールは国内において盛んに建設され、私どもの身近でも利便性が高く、そういった面でいろいろ利用していただいているというところでもございます。

町内におきましては、お話のとおり、西友坂城店を初め町内商業施設の閉店がここ数年続いていて、まことに残念な次第でございます。ちなみに小売業の販売額等を見ましても、各種商品の小売業が、いろいろと消費者の生活が防衛している意識が高まって節約傾向にあると。あるいは消費者マインドが実に冷え込んでしまっていると。商品の低価格競争が行われたりして、いろいろと影響が高まっていることも事実でございます。

ご質問のショッピングモールの誘致ということではございますが、町内において買い物ができる店舗が減少し、町民の皆さん、特に移動が困難なお年寄りの皆さん、あるいは障害をお持ちの皆さんには大変困った状況があるわけでございます。西友坂城店の撤退、あるいは最近においてはイトーヨーカ堂の塩尻店も撤退するというようなこと、ショッピングモールの核となり得るような国内大手の企業においても厳しい状態に置かれているわけでございます。新たなショッピングモールの建設は大変難しく、慎重に対応しなければならない課題だと考えております。

さらにショッピングモールを運営するにあたっては、誘客を図られる核となる個店、これまたいろいろ町外から受け入れなければ成り立たないということ、地域に密着して古くから頑張っている商店にどのような影響があるか、あるいは圧迫しか

ない状況でもあるわけでございます。商業の皆さんは、大型店の進出や買い物客の流出で町内においても実に営業活動が厳しい状態に置かれているわけでございます。とかく坂城町の皆さんは、どちらかという、町外で生活用品を購入するというひとつの習性というか、そういうものがございまして、これを何とか町で購入していただくべく意識改革というか、あるいはまた、その受け皿もさようにならない状態だなと思っております。

現状で町のけやき横丁をつくってみましても、そこに入るいろいろなお店についても大変厳しい状態にあり、商工会ともどもにいろいろ協議し、検討はしているわけでございますが、大変厳しい状態にございます。趣旨はわかりますけれども、それにすぐ対応するということは、慎重な上にも、またいろいろと対応していかなければならないなと思っております。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは口の商業用地についてのご質問にお答えいたします。

議員さんも言われましたように、当町におきましては、工業団地については長年計画的に整備をしてきてございます。ご指摘の大規模な商業用地を整備してショッピングモール等の建設というようなお話でございましたが、町におきましては、商業インキュベーター施設としてけやき横丁の整備や鉄の展示館、ふるさと歴史館の商業施設の基盤となるにぎわいを創出するための施設を順次整備してきたところでございます。

大規模なショッピングモールということになりますと、町長からも申し上げましたけれども、大手の商業事業者の参入が不可欠ということでございまして、西友坂城店の撤退などの例を見ましても、大手企業は全国的な展開の中で利益を求めて立地してくるということでございまして、最悪の撤退という話になると、皆さんご存じのとおり、あまり地域の状況は考えていただけないというようなことでもあります。

大規模な商業用地ということになりますと、当然開発ということの中で、まちづくり三法等があるわけですが、とりわけ都市計画法の規定が当てはまってまいりまして、3千㎡を超えると開発行為という知事の許可も必要になりますし、例えば、それがさらに大きくなると国、県という形になってまいります。そういう中で出店できる用地の用途地域というのも実は決まっております、既設の用途になりますと、坂城町でいえば近隣商業地域、あるいは準工業地域というよ

うな形となってまいります。

この用途地域について申し上げますと、今の都市計画用途の中ですと比較的どうするのかという問題がありますが、農振農用地ということになりますと、これまた既設の都市計画の用途の充足としてどうなるのかというようなさまざまな課題があります。そういう中で、条件にもよりますけれども、出店等の契約がはっきりしない限りは用地の交渉を含めてなかなか難しいということで、よろしく願いいたします。

2番（中嶋君） それぞれお答えをいただきました。

いろんなことを考えれば何にもできないわけですが、プラス思考で考えていくと、いろいろな知恵が出てくると、そういうこともお考えをいただきたいと思います。今言ったように法律もいろいろなことがありますし、町長も慎重にというお言葉をいただきましたので、考えてはいるなど、そういうふうには私は思っております。

素人っぽく言いますと、さっきから話が出ましたように核になる店、例えば名誉町民の鈴木さんをお願いして大型店舗を入れるとか、もちろん町内の店も全部入ってもらうショッピングモールができればいいなど、そんなふうにするものであります。また商業用地は、今、課長も言ったように難しい部分もあります。でも、やはり中之条の、例えばインター線の右側、大変荒廃農地が増えております。もちろんこれは農業委員会の方でいろいろまたお考えになっている、そういうお話もございしますが、こういうふうなところを開発していかなければ、私は坂城町の商業は元気になれないんじゃないかなというふうに思います。クリアしていかなければいけないというふうに思います。

私なりに考えた夢のようなお話をちょっとしてみたいと思います。

坂城ショッピングモールができてからは、高速道路も無料となり、またインターへの出口とあって上田市や千曲市からもお客様が買い物に来て、びんぐし湯さん館と同じように7割が他町村、3割が町内とのことである。町のお店も全部ショッピングモールに入り、もちろん食堂なども入り、毎日がお祭りのように賑わっており、売り上げもウナギ登りに伸びているようである。お年寄りもゆっくり買い物ができて無料シャトルバスでの送り迎えもあるので、毎日来て社交場ともなっているようだ。ブランド商品の店もたくさんできて、土曜日、日曜日ともなれば若い男女のお客様で賑わって、遠くは佐久市や長野からも来ているようである。工場帰りの人も食品から日用品まですべてそろっているの、大勢の人が毎日買い物に来るように

なった。便利な町になったので、他町村から移り住んでくる人もたくさん増えて、子供の数も県下で一番となり、今では2万人を超える町となった。最近、坂城のショッピングモールへ買い物に行き、バラ公園で散歩し、帰りに湯さん館に行き、温泉につかってくる、こんな坂城詣でが団塊の世代には流行ってきた。

こんな町になることを想定して、最後に一句添えます。「町内で 買い物済ませてびんぐしへ」。

これで私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時08分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、8番 林春江さんの質問を許します。

8番（林さん） ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

21世紀は環境の世紀と言われております。二酸化炭素などによる地球温暖化、酸性雨、森林破壊など地球規模での環境問題が重要な課題となっておりますが、そのひとつにごみ問題があります。家庭や事業所から排出されるごみは増え続け、不燃ごみや焼却灰などを埋め立てる最終処分場は、もはや限界に近づいていると懸念されておりますが、ごみを広域的に集めて処理することで運営コストの軽減を図るという国のごみ処理対策を受け、県は、ごみ処理広域化計画を策定し、焼却施設の集約化を図っております。

しかし、用地選定の難航や自治体間の思惑の相違などから停滞状況にあるというのが実情のようであります。坂城町が所属する長野広域連合では新たに焼却施設2カ所と最終処分場の建設が予定されておりますが、候補地の選定が難航している状況を聞くにつけ、身近に焼却施設を有する私たち坂城町住民としては切実な問題となりつつあるこの事態が一日も早く好転してくれることを願うところであります。

そこで1項目の質問、ごみの減量対策について質問をいたします。

イ. 可燃ごみ減量化への取り組みと課題は

分ければ資源、混ぜればごみ、つまりごみは資源とも言うことができ、ごみの減量化と資源化は、ごみ問題の核心であり、最も基本的な事項であります。従って、私たちの家庭や事業所などから出されるごみは、丁寧に分別し、焼却場へ運ばれるごみの量は、いかに減量するかが、この問題解決のかぎと考えるところであります。

さて、私たちの町が加入している長野広域連合は、ごみ処理基本計画で平成15年度の可燃ごみの排出量を基準に、平成22年度までに家庭系の可燃ごみは10%、事業系可燃ごみは15%の削減という数値目標を立て、ごみ減量の促進を図っております。坂城町の場合、事業系可燃ごみの削減量は、平成20年度で既に目標値を上回る実績が出ておりますが、家庭系可燃ごみについては、22年度までにさらに64tの削減が必要となっております。

そこで町における可燃ごみ減量化への取り組みと、そのための課題等はどうなところであるのか、お伺いするところであります。

長野広域連合が進めている広域ごみ処理施設の建設や運営に係る経費の負担割合は、ごみ量割が90%となっております。ごみの量が負担金に大きく影響するということであり、町全体のごみ量を減らすことが町の負担金削減、ひいては財政軽減にもつながるということから、この減量化を一層進めることを強く感じ、町の取り組みをお伺いするところであります。

ロ. 資源化への促進策について

ごみの減量化を進めるためには、ごみ発生の抑制と分別による資源化につき、いわゆる循環型社会システムをより機能的に実践することができるかということでもあります。坂城町においては、ごみの分別徹底と、ごみ再利用化、資源化の促進を図るため、資源物回収奨励事業を続けており、これらにより分別は定着し、資源化も進んでいると思われませんが、葛尾組合全体で20年度の資源物の搬入量は前年に比べ、減少しているという状況にあります。これは昨年秋以降の景気の悪化が家庭における消費生活を低迷させたということも背景のひとつと考えられますが、一方では、事業所において経済生産活動が停滞しているにもかかわらず、事業系の資源物の搬入量は増えているという実態もあります。

このような状況から見て資源物減少の要因をどうとらえているのか。また、さらなる資源化を促進する方策はどのように考え、どんな取り組みを展開していくのか、お伺いいたします。

ハ. ごみのポイ捨て防止対策について

千曲川クリーンキャンペーンや、ごみゼロ運動など町民や企業の皆さんが一体となり、継続的に行ってきた環境美化活動に伴い、町内の道路や河川への不法投棄、ポイ捨ては減っているようではありますが、ビニール袋のごみ、たばこの吸殻、犬の糞放置など後を絶たない状況があります。さらに2011年の地デジ移行に伴うテ

レビの不法投棄も懸念されるところであります。

一方では、ごみ発生抑制と負担の公平性を図るため、近隣市を初め全国的にごみ処理の有料化が進められており、この面からも、ごみの不法投棄やポイ捨てが増えるのではないかと心配もありますが、坂城町の場合、ポイ捨ての実態の把握と問題点をどうとらえているのか、まずお伺いいたします。

ごみのポイ捨てや不法投棄は後を絶つことなく続き、その行為による迷惑被害は膨大なものであります。町は未然防止対策としてパトロールや看板を設置したり周辺をきれいにしたりと、さまざまな角度からその対応に時間と経費を費やしておりますが、残念ながら捨てる人と拾う人のイタチごっこは今後も続いていくのでしょうか。

モラルの向上や環境保全への姿勢を住民と行政とが共有することで防止につなげることを目的にポイ捨て禁止条例を制定した自治体は、近隣では上田市、長和町、小布施町、高山村、そして山ノ内町と県内38市町村にわたる上、近々制定の段階にあるという自治体も2～3あると聞いております。我が坂城町としても、ごみのポイ捨て防止対策として、ポイ捨て禁止の条例制定を考えてみることも必要ではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

二．環境基本計画の策定について

私たちは坂城町を取り巻く豊かな自然と美しい環境を守り、住みやすく、気持ちよい環境を次代に引き継いでいかなければなりません。地球環境を守るという大きな、大切な責務が今に生きる私たちに課せられているわけではありますが、その責務を実践するために私たち一人一人に何ができるのか、地域としては何ができるのか、そして行政としては何をすべきなのかと、それぞれの立場で理解し、関心を深め、意識を持った行動をとることの理念・目標となる環境基本計画の策定についてのお考えを求めるところであります。

今回質問の可燃ごみの減量化、資源化への促進、そして、ごみのポイ捨て防止等すべて環境基本計画の目標そのものであります。地球温暖化問題の深刻化で個人レベルでも環境意識が高まりつつある今こそ好機ととらえ、その根拠となる基本計画の策定に対する町長のお考えをお聞かせ願います。

以上ごみの減量対策についての1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 林春江議員のご質問にお答えしてまいります。

ごみの減量対策等にかかわるご質問でございます。

現在、町では長野広域連合のごみ処理基本計画に基づきまして、平成15年度の排出量を基準といたしまして減量化にいろいろ取り組んでいるところでもございます。

ご案内のとおり、長野広域連合が計画しております新しい焼却施設、いわゆるB施設の建設候補地も千曲市の中島地区、あるいはまたA地区は今までの長野市、そして最終処分場の候補地は須坂の仁礼町にそれぞれ絞り込まれておりまして、地元の合意を得るということで関係の皆さんが頑張っているところでもございます。いずれも平成26年度の竣工ということではございますが、若干遅れるのではなかろうかなと、こんなふうにも思っております。

施設の負担金等については、お話のありましたように人口割が10%、ごみの実績割が90%ということでございます。全体が314億円という巨額な経費を要しますし、また試算の中では坂城町だけでも10億円ぐらい負担しなければならないというような状況に相なっております。

坂城町で負担する試算の中で人口割で申し上げますと、全体の2.96%。ところが、ある時期の実績割で申しますと、3.21%ということで、要するにこれを人口割程度までいろいろ削減していかないと、他の市町村の負担の分まで我が町が背負うということにもなり兼ねておりまして、これがためにお話のありましたごみの有料化とか、あるいは時には堆肥化等々各方面で取り組んでいるわけでございます。長野市、千曲市においては、既に有料のごみを40円にするということでもございまして、いろいろな面で値上げすることによっての歯止め策でもあるなど、そんな思いもいたします。いずれにいたしましても、リサイクルなど循環社会ということの到来の中で知恵を絞り、町民の皆さんのご協力をいただきながら進めてまいり所存でもございます。

ポイ捨て条例というお話もございました。しかし、ごみ処理というのは意識がそこにあって意識改革をしないと防げるものではないなど、そういうことでは意識改革の醸成ということに心砕いていきたいと、こんなふうにも思っております。

また環境基本計画の策定のお話も出たわけでもございます。環境基本計画は環境への負荷の少ない循環型社会を基調とする社会的仕組みであるわけで、その実現が大事でございます。人間が多様な自然、生物とともに生きることができるよう、また、そのためにあらゆる人々が環境保全の行動に参加して取り組んでいくんだというような行動指標にもつながるものかなと、こんなふうにも考えています。

現在、県内で80市町村のうち環境基本計画を策定しておりますのは33市町村、19市10町4村でございます。環境問題については地球規模で関心が高まっている中で、本町といたしましても自然環境を保全するだけでなく、それを回復し、健全な姿で次の世代に引き継ぐということが、また求められているところでもございます。環境保全意識の醸成、町をきれいにするという美化意識の高揚が何よりも大切であり、また小・中学校の学習活動にも深いかかわりがあるものだと、こんなふうに考えております。

当町におきましては、環境基本計画の言うことそのものは、現在、温室効果ガス排出削減ということで、この間民主党の党首が1990年から2020年の比で25%を削減するというような意思表示もしておりますし、先ほどのごみの重要な面でのいろいろな課題がございますが、取り組まなければならない課題であることは事実でございます。本年、坂城町第5次の長期総合計画をいろいろ策定準備をしておりますので、その中でまず論議を深め、自律のまちづくりと相まって、さらに緑豊かな自然環境の醸成、そしてまた環境社会の構築、住環境の整備に努めてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。以上でございます。

住民環境課長（塩澤君） 私からは最初にイの可燃ごみ減量化への取り組みと課題はについてお答えをいたします。

長野広域連合のごみ処理広域化計画に基づく目標値は、ご質問の中にもありましたが、平成15年度の排出量を基準といたしまして、平成22年度までに家庭系可燃ごみについては10%の削減、事業系可燃ごみにつきましては15%の削減を図るものでございます。

当町の平成15年度の家庭系可燃ごみの実績は、3,576tでございましたので、平成22年度の排出量の目標は3,218tとなります。358tの削減が目標値となります。

一方、事業系可燃ごみにつきましては、平成15年度の実績が1,751tでありましたので、平成22年度の排出量の目標は1,488tということになりましたので、263tの削減が目標値ということになります。

7月号の「広報さかき」にごみ量の状況、推移につきまして掲載をいたしましたけれども、平成20年度の家庭系可燃ごみの実績は、3,282tでございました。平成22年度の目標値までにさらに64tの削減が必要となっております。これは平成20年度の達成率ということで見ますと、98%という状況でございます。

64 t という量でありますけれども、町民1人当たりになりますと、1日60 gのごみを減らしていただくということで削減目標が達成できることとなります。

また事業系の可燃ごみにつきましては、平成20年度の実績が1,305 tでありましたので、平成15年度と比較しますと、446 tの減少となっております。現在のところ目標値を上回っているという状況でございます。達成率になりますと114%ということになります。

減量化への取り組みといたしましては、分別等につきまして改めて確認をいただくため、広報でごみの出し方、分別の方法等について、よりわかりやすく表現をしたものを連載いたしました。また毎年11月には文化祭にあわせて開催をしております消費生活展で生ごみ処理機等の展示を行い、ごみの減量化の啓発を図っているところでございます。

今後の課題といたしましては、排出される可燃ごみの約25%を占めております最後の資源化品目とも言われておる生ごみの堆肥化、リサイクルを推進するため、生ごみ処理機、あるいは堆肥化容器の普及をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

また生ごみであります。水分を多く含んでいることから重量的にも大変大きなウエイトを占めております。このことから排出の際に十分な水切りをしていただく、そういったことで大きな減量ができますので、あわせて啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

生ごみ処理機につきましては補助制度を設けまして、個人が生ごみ処理機等を購入した場合には、購入金額の2分の1、上限で2万円の補助を現在行っております。この補助制度については、平成5年から開始がされておまして、本年3月の実績で申し上げますと、ボカシ・コンポスト容器731基、電気式などの生ごみ処理機が379基ということで、合わせまして1,110基の補助金交付をいたしておるところでございます。

現在のところ、可燃ごみの排出量については減少傾向にありますけれども、特に家庭系可燃ごみについては引き続き広報での啓発、生ごみ処理機の普及、消費生活展といったあらゆる機会をとらえまして、さらなる減量化に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、口の資源化への促進策についてでございます。

葛尾組合全体での資源物の搬入量が減少している、その要因はということござ

いますけれども、資源物だけではなくて可燃ごみ、不燃ごみそれぞれが減少傾向にございます。減少の要因としましては、さまざまなことがあろうかと思えますけれども、商品の買い控えや排出抑制への意識の高まりなども、ごみ減量の要因となっているのではないかと推測をいたします。今後さらに資源化・減量化を推進するためには、町民の皆様、事業者の皆様、町がそれぞれの立場から役割を分担し、相互の協力連携を図りながら進めていくことが必要不可欠と考えております。町民の皆様、事業者の皆様には、いま1度排出されるごみの中にプラスチック製容器包装、あるいは紙製容器包装などの資源物はないかどうか、こういったところをご確認をいただきまして、ごみの減量化・資源化に一層のご理解とご協力をお願いをいたすものでございます。

次に、ハのごみのポイ捨て防止対策についてでございます。

毎年、千曲川クリーンキャンペーン、あるいはごみゼロ運動といったことで多くの町民の皆様、小・中学校の児童生徒さん、企業の皆様にもご参加をいただき、実施をしております。収集されるごみの量も年々減少しております、これらの美化活動の成果が上がってきているということに対し、関係の皆さんに感謝を申し上げるところでございます。

ポイ捨ての実態の把握と問題点ということでございますけれども、ポイ捨てといえますと、空き缶やたばこの投げ捨て、犬の糞の放置等が挙げられます。これらはモラルの問題でもありまして、実態の把握ということについては大変難しい面があるわけでございますけれども、町ではポイ捨て禁止、犬の糞の後始末、あるいは不法投棄禁止の看板等を作成をしまして、町民の皆さんから要望がある場合には無償にて看板の設置をお願いをしているということでもあります。また広報、有線放送などによりまして定期的な啓発に努めているところでございます。

それから不法投棄の関係なんです、シルバー人材センターに委託をしまして、毎月1回ないし2回、町内の主要道路、河川、山林、林道などについてパトロール及びごみの撤去を実施しております。ごみ量につきましては、ほぼ横ばいの状況でございます。また2011年の地上デジタル放送移行や家電リサイクル法改正等で対象品目に液晶テレビやプラズマテレビが追加されております。こういったことの影響によりまして、全国的にも旧型テレビの不法投棄の拡大が懸念をされております。それに伴って処理費用の増加も予想されるところでございます。当町における平成20年度のテレビの不法投棄は7台でありまして、19年度と比較しますと、

9台の減という状況になっております。現在のところ不法投棄の増加ということはありませんけれども、国の施策であります緊急雇用創出事業等を活用しまして不法投棄防止パトロールの強化等に努めてまいりたいというふうに考えております。

ポイ捨て禁止の条例化への考え方でございますけれども、現在、廃棄物処理に関しましては、国の法律であります廃棄物の処理法を初めとしまして町の生活環境保全条例、あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する条例、こういった条例に基づいて、ごみの減量化・資源化など廃棄物行政を進めているところでございます。坂城町は自律のまちを目指しております。条例による規制ということではなくて、町民の皆様様の自主性、あるいは協働によりまして環境にやさしいまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。一層のご理解とご協力をお願いをしたいと存じます。以上です。

8番（林さん） ただいま町長、また課長の方からご答弁をいただいたところでありますが、2回目の質問に入ります。

可燃ごみの減量化への取り組みは、課題としては25%を占める生ごみの堆肥化を進めたいという今ご説明がありました。生ごみを堆肥化したのについては、どのようにそれが、場合によっては使うところがなくて、またそれを可燃ごみの中に入れて処理しているというようなお話も聞いておりますけれども、やはり生ごみの堆肥化を進めるためには、そういう循環ができるようなシステムがついてこなければ成果はあったとは言えないと思うんです。ただ、ごみとしてまた燃やしちゃうというような体系ではいかなものかと思っておりますけれども、その辺もう1度考え方を聞かせください。

住民環境課長（塩澤君） 生ごみの堆肥化の関係について再質問いただきましたけれども、先ほども申し上げたんですが、生ごみ処理機の関係、あるいはコンポスト等の堆肥化容器、こういったものの普及を図ることによりまして、生ごみの一層の削減ということで、先ほども数字的なことを申し上げたんですが、これまでに1,100基ほど補助の対象としまして設置をいただいているということでもありますけれども、さらに各家庭、まだ設置されていない家庭につきまして、できるだけ、そういった補助制度もございますので、コンポスト、あるいは生ごみ処理機の普及について一層の推進を図っていきたいというふうに考えております。

生ごみの堆肥化というお話で、そういった推進を図っていくわけですがけれども、これは各家庭におきまして、そういった生ごみの再利用、リサイクルということで、

家庭菜園ですとかそういったところに、これは農業関係も含まれてくるわけですが、まずは家庭で、そういった堆肥化へ取り組んでいただいて、それをそれぞれのご家庭において処理といいますか、活用、リサイクルをしていただくと、そういったことで推進を図っていききたいというふうに考えております。

8番（林さん） 今ご答弁いただきましたけれども、私が聞きたいのは、堆肥にした後、それが利用されない家庭もあるということで、そういう方たちは、ごみとして出しちゃっているのではないかということについて、やはりそういうシステムをちゃんとつくるべきではないかということをご答弁を求めたわけです。それについてもう1度ご答弁ください。

それと、ごみの減量化に向けて長野広域の指針に沿ってやっておりますけれども、15年度を目標に22年度の設定があるわけですが、ごみを減量することについて、焼却処分、処理をすることに大分費用がかかっておりますけれども、15年度の設定時期と、また22年度に目標を達成した場合は、どのくらいの費用が削減できるか、その辺もお聞かせください。

住民環境課長（塩澤君） 生ごみ処理のシステム化ということで、堆肥化したものをどのように普及させるかという、そういったことかと思っておりますけれども、システム化ということにつきましては、今後の検討課題ということでご理解をお願いしたいと存じます。

それから、平成22年度の長野広域連合での目標を達成した場合にということの中で、処理費がどんな形に削減されるかということでございますけれども、現在、町民1人当たりのごみ処理費ということで、家庭ごみの処理量等から計算をいたしますと、葛尾組合の処理費も含むわけですが、1人当たり1年間の処理費ということでございますと、平成15年度が6,700円程度処理費がかかっております。

これに対して平成22年度、10%の削減目標を達成した場合については、試算でございますと5,900円ということで、1人当たりの処理費については、かなり削減されてくるだろうというふうに試算をしております。

町長（中沢君） 先ほどいろいろごみ処理、堆肥化、いろいろした後の処理が大切だよというご指摘があったわけでございます。そのとおりで、いろいろ収集し、堆肥化し、そして利用をどういうふうにするか、そのシステムづくりが大事で、私も認識しているところでございます。

過日、区長会とともに福島県の南相馬市へ行ってまいりまして、その後また

その仕組みがいろいろと勉強になりましたので、葛尾と担当課の課長等で再確認してきたところでございますが、利用という面をいろいろと早急にシステムづくりをしていかなきゃならないなど、こんなふうを考えております。

それと長野広域のいろいろな削減目標でございますが、これは長野広域が示した削減目標でございますが、それをいかに坂城町がそれ以上削減するかということが大事な行政課題でございますが、とりあえず長野広域の削減目標を達成するにつけても、それ以上にいろいろと努力していかないと大変な負担になるということでございますので、そのような対応をしてみたいと考えています。

8番（林さん） ただいま町長の方から、ごみのシステム化については早急に考える必要性をお持ちだという、本当に前向きな循環型社会を築くための一番の根本的なことであると考えているところでしたが、そのようなお考えをお聞きして早目の実現に向けた検討をされることを望んでおります。

1人当たりになると、15年くらいから22年度までで1人当たり800円減額するという試算ですけれども、これはあくまで試算ではありましても、住民の皆さんがごみを減らそうという意識を持つひとつの目安になるかなと私は思います。こういう数字であらわすということが町民の皆さんには身近な、ただお話じゃなくて、やはり具体的なこういうことも必要ではないかなと思って課長の方からご答弁をいただいたところであります。啓発活動を進めていければと思います。

それでは資源化への促進策について2回目の質問に入りますけれども、資源物の回収奨励事業、それで大分進んでいて、あれはPTAとか非営利団体の皆さんに対する処理なんですけれども、資源化をしていくわけで、各自治区の大きな協力があるからこそ成り立つ事業だと思っております。

そこで自治区のところへも、そういう奨励金を出すこともひとつの張り合いになるというか、お金がもらえるからやるということになっちゃうとちょっと寂しいんですけれども、やはりそれもひとつの張り合いになる施策ではないかなと思いますけれども、よそと比べることもなんですけれども、いいことですからお話ししますけれども、千曲市なんかそういう事業の展開で大分効果が出ているとお聞きしております。その辺いかがでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

町長（中沢君） 各市でいろいろごみ料の有料化が唱えられています。自らの責任で自らが負担してということで、そういった方向にまた町も進めると仮定した場合には、それを何に使うかということがひとつの課題になるわけでございます。ごみと

いう処理は地域の皆さんが担っていくということが何より大事でございますので、そういった面は大切に考えてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

8番（林さん） それから、ポイ捨て、また不法投棄の件でポイ捨て条例をつくったかどうかということをご提案いたしましたけれども、今の答弁では意識改革を醸成していくという、本当に良心的な対応なんですけれども、そういう対応の中で大丈夫かなということも正直思います。人間というのは嫌な気持ちも持っているもので、ちょっと楽をしちゃおうかなという気持ちのあらわれがポイ捨てにあらわれているんだと思いますけれども、よそのポイ捨て状況を見ましても、大分進んでおりますね。県内38市町村ではポイ捨て条例を制定してあるというような状況でありますけれども、これについてももう少し前向きな検討、また環境基本計画については、町長のご答弁の中では第5次基本計画の中で進めていくようなお話でありました。基本計画の策定ができると、またポイ捨ての方にもいい効果は出てくるというような期待もありますけれども、その辺に期待をしているところであります。

ちなみに千曲市でも環境基本計画ができておりまして、それは住民の皆さんと、また町とかそれぞれのお立場の人たちが何が自分たちにできるかという考えのもとでボランティア活動をしているということでもあります。大変すてきな取り組みだと思っておりますし、千曲川の上流に位置する坂城町も千曲市とは深いつながりのある中で、そのような活動を一緒に続けていければと思うところであります。

それでは、2項目めの質問に入ります。

「高額医療・介護合算」新制度について

イ. 新制度の取り組みと住民への周知は

高齢の夫の介護で出費がかさんでいたところに妻が病気で倒れてしまい、高額な医療費がかかった。こんな医療と介護でダブルの負担を強いられている世帯の家計を助けてくれる新制度「高額医療・介護合算」制度が昨年からはスタートしましたが、まだほとんど知られていないかと思えるこの制度への町の取り組み状況と周知について質問をいたすところであります。

これまでも医療は高額医療費、介護は高額介護サービス費という制度でそれぞれ自己負担の上限額が決まっていたのですが、高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方で多額の出費が必要になっている世帯が増えているということに配慮したというこの新制度は、従来の制度に加えて、同じ世帯で1年間にかかった医療と介護の費用を合算した新たな負担上限額を定め、それ以上支払った場合に申請すれば超過分が

還元されるというもので、昨年4月施行され、今年の8月から申請受け付けが始まっております。

しかし、このようなありがたい制度であります。この制度について周知等が行われているのでしょうか。この新制度への町の取り組み状況は現在どのようであるのか、周知法もあわせてお伺いいたします。

福祉健康課長（中村さん） 高額介護・高額医療合算制度についてお答えいたします。

この制度につきましては、平成20年4月施行の健康保険法等の一部を改正する法律により設けられた新たな支給制度で、同一の医療保険制度の世帯を単位として、1年間に医療に支払った費用と介護サービスに支払った費用を合算した自己負担額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた分の自己負担額について、申請に基づき各保険から支給するという制度でございます。医療保険や介護保険の自己負担分につきましては、従来から、先ほどご質問の中にもありましたように、高額療養費や高額介護サービス費など月を単位として一定の限度を設けて自己負担の軽減を図る制度も設けているところでございます。

その仕組みといたしましては、保険対象になっております医療費及び介護サービスの利用料につきまして、いったん窓口などでお支払いいただき、所得状況により設定された限度額を超えた部分について高額療養費や高額介護サービス費として後日お返しするという事で自己負担の軽減を図るものですが、医療保険、介護保険それぞれ独立した別々の制度であることから、本制度により医療と介護を併用し、高額な負担をしていた世帯の負担が軽減され、さらに安心して医療や介護サービスをご利用いただけるものと考えているところでございます。

町といたしましては、国民健康保険、介護保険の保険者であるとともに両保険並びに後期高齢者医療制度にご加入の対象者の申請窓口として必要な例規の改正をし、支給に必要な書類の様式指定などを行い、準備を整えたところでございます。支給に係る財源につきましては、国民健康保険、介護保険とも通常の給付費や従来の高額療養費、高額介護サービス費などと同様に定められた負担割合に応じて国、県、町、支払基金、被保険者などが負担することとなっております。

本制度の手続につきましては、一般的な申請の流れといたしまして、まず、ご加入の介護保険の窓口で介護サービス費に係る自己負担額証明書の交付の申請を行い、交付された自己負担額証明書を添付した上で加入する医療保険の窓口へ支給申請書を提出するという2段階の手続となりますが、国民健康保険及び後期高齢者医療制

度のご加入の方につきましては、福祉健康課の窓口で一緒に申請していただけるようにいたしましたところでございます。

申請の時期につきましては、本年度支給の対象となっております平成20年4月から平成21年7月の医療及び介護サービスの利用に係る支給申請は、制度上は8月1日から既に受け付けが始まっているところでございますが、医療保険や介護保険の利用に係る情報が医療機関や介護サービス事業者から国民健康保険団体連合会へ送られ、審査等を経て町へデータとして反映されるまでに仕組み上2カ月程度の時間を要することに加え、その情報をベースに高額療養費、高額介護サービス費といった従来の制度による軽減等の調整をした上で最終的な自己負担額が確定することから、実際に自己負担額が確定し、支給の手続に入るまでにはもうしばらくの時間を要するという状況でございます。

こうした状況につきましては、当町に限るものではなく、同様の流れで運用している多くの保険者に共通の事務フローであることから、申請を受け付けても実質的に支給手続を進めることができない現段階においては、申請に係る書類の指定など具体的につめておらない医療保険者も少なくないと聞いております。

住民への周知という点につきましては、6月に全戸配布いたしました平成21年度版「お年寄りのための老人保健福祉・介護保険サービスガイド」に制度の概要は掲載してございます。事務処理上の時間的事情や申請主体となる医療保険者の準備が整わないといった観点から、広報誌等による改めての周知につきましては、そうした状況を勘案する中で、より適切なタイミングでと考えているところでございます。

なお、町の国民健康保険及び後期高齢者医療にご加入の該当の方には、そうした準備が整った段階で文書により直接その旨をお知らせし、申請の手続等についてご案内してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

8番（林さん） ただいま課長の方からご答弁いただきましたが、この新制度を施行するにあたり、3月の予算、国民健康保険特別会計予算、また介護保険特別会計予算では、それぞれ国民健康保険が55万円、介護保険では330万円の額が予算づけられておりますけれども、これの対象となる、それは見込んでの予算と思うんですけれども、対象となる人はどのくらいと見込んでいるのか、まずお聞かせください。

福祉健康課長（中村さん） 本制度の該当人数や支給金額につきまして、予算計上はしておりますが、医療保険と介護保険はもともと別の制度でありまして、特に医療保険の被用者保険に係る医療費の情報については、町では知り得るものではないことから、現時点では掌握はできておりません。総枠ができていない中で高額介護サービス費等を考慮して予算計上をいたしております。国民健康保険につきましては、国民健康保険の被保険者の介護認定を受けている方等を考慮しまして案分して予算計上をいたしております。

8番（林さん） 大変難しく、私、聞いただけでは状況把握できない部分もたくさんあるんですけども、対象となられる方は、なおというか、高齢に達している方につきましては、なお状況とか申請とか、どういうふうに自分でやったらいいかということが迷う制度だと思います。

今、課長の方の説明の方では大分親切に該当すると思われる方には対応していただくというようなお話がありましたけれども、こういうことになると、もう要望なんですけども、申請に該当する方が漏れることのないようなきめ細かな支援で、本当に困っている人たちが少しでも軽く治療を受けられるような制度が事なく進まれることを課長に要望しておきます。また町長の方にも要望しておきます。

それでは、いろいろと今日のごみの問題、また高齢者に関する問題をお聞きしてきましたけれども、坂城町の私たち議会は、去る7月27日、28日、29日の3日間にわたりまして、町内九つの会場に出向きまして町の施策を説明したり、また議会活動の報告をするという議会報告会をいたしました。

大勢の方が昨年よりたくさんの方がお見えになって感謝申し上げましたけれども、その中でいろいろと出たことは、また議会報を通じてご報告申し上げますけれども、やはりごみの問題とか高齢者に対する対応とかということが大分出ておりました。私は今回、議会報告の中で得た町民の皆さんの気持ちを町につなげたいということから今回のごみの問題と高齢者の問題を選ばせてもらって質問につなげたという経過でございます。

いろいろと町のお話をお聞きする中で、地球温暖化問題が今大きな問題になって、それをいかに防ぐかということでもあります。先ほど町長の方からも新しい政権の目指す温暖化効果について首長の大きな目標が示されました。それにつきましても、国民への負担が多いからとか、事業者さんの方でも大分懸念されたことが言われておりますけれども、国民の一人として何ができるか、まずそれを考えて負担を伴う

中で何かできることはしていかなければならないと考えます。この小さな坂城町、そういう坂城町も遅れをとらないような前向きな政策展開をするべきではないかと私は考えております。議会報告会の中からヒントを得た質問でしたけれども、これもひとつの皆さんの関心を持っていただける手立てになるのではないかと、今度の質問をいたしました。以上で質問を終わります。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時06分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、3番 塚田忠君の質問を許します。

3番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

早速質問に入らせていただきます。

今年も7月27日から3日間、議会報告会を全議員が3班に分かれて町内9カ所で住民と懇談を持ちました。私は南条地区の担当となり、3地区を回りました。議会に対する要望、また町に対する不満、要望等を伺い、話し合っただけでまいりました。各地区で出た要望の多くが町単工事の予算が少な過ぎることでした。今後、参考にしていただければ幸いです。

今回、新地地区で出た意見を取り上げさせていただきます。

1. 南条地区洞岩沢付近の諸問題について

イ. A01号線洞岩沢を中心に追い越し禁止区域ラインの設置を

A01号線が改良され、立派な道路になりました。しかしながら、道路の山手側には鼠団地、また新地団地があり、その団地への出入りのため取付道路があり、その取付道路の勾配の関係上、A01号線の洞岩沢の横断箇所の路面をあまり下げるわけにもいかず、南北にそれぞれ60～70mぐらいの間で4～5mの高低差があります。路面勾配も4%以上と思われれます。そのような道路が従来は制限速度が30kmであったが、平成20年9月29日より50kmに変更になりました。従来の30km制限の時点でも制限速度を守る人は少ないようでしたが、現在50kmに変更されても、それを上回るスピードを出して通過する車がほとんどです。朝夕のラッシュ時に特に洞岩沢で前方の見通しが悪いにもかかわらず、制限速度を守っている車を追い越しをかけていく変わり者の違反者がいるようです。対向車線にはみ出すのであるから対向車には大変迷惑、かつ危険を伴います。今のところ幸い大

きな事故は発生していないようですが、早急に追い越し禁止のセンターラインを南条小学校交差点付近から鼠橋団地下のベイシア付近の交差点までの間を要望いたします。

はみ出し禁止区域の指定及び表示については、警察、または公安委員会の許可申請が必要と思われませんが、当然申請を出されているものと思いますが、申請を受理されたのか、却下されたのか、地元の区長からも要望が出ておりますが、なぜできないのか、その理由をお聞きいたします。

ロ. 新地団地南側入り口の改良を

この件につきましては、3月議会で柳沢昌雄議員が一般質問で取り上げておりますが、私も地元の要望により現地を見させていただきました。洞岩沢の砂防工事によりA01号線を3mほどのボックスカルバートで斜めに道路を横断しております。町道349号線は洞岩沢の右岸を50mほど沢の上流に沿ってできております。そのボックスの入り口方向が5mほどボックスカルバートと並行というか、沿ってついている、方向にあわせて伸びているため、A01号線の交差点では沢に沿っているため、三角に道路中心方向に出てしまっているように感じます。現在、ガードレールが設置されていて事故もないようではありますが、団地の生活道路でもあり、路面勾配が6～7%もあるきつい道路のため、冬は凍結路面となったときに危険な状態が想定されます。道路利用の観点から見ればボックスの上流側に三角に隅切りが欲しいところであります。前回の町の回答では検討して進めていきたいとのことでしたが、検討の結果、どのような結論になったか、お答えをいただきたいと思っております。

ハ. 洞岩沢流末に防護壁等の設置を

議会報告会の際に地元住民の方から出た意見であります。今から25～26年前に集中豪雨により洞岩沢の水があふれ、新地地区に大変な被害をもたらせたことがあり、上流の地形上、今後もまたあの当時のような集中豪雨災害の発生が十分考えられるので、今後の対応を検討してほしいということであります。

災害の後、県単砂防工事としてA01号線を挟んで約200mほどの砂防工事が今年21年7月に完成しました。立派な工事ではありますが、完成部分は沢のほんの一部であり、工事完成区域が200mは河床は必要以上に深く、万全かもしれませんが、工事区間の前後が心配であります。当時のような大水には対処できない洞岩沢と感じられます。

私も今回質問をするにあたり、新地地区の当時の被害者に話を聞こうと何人か聞いたところ、役場職員の中に当時の被害経験者がおりまして、当時の様子を聞くことができました。彼は中学を終えた年の夏のことであり、はっきり覚えているとのことでした。多分昭和40年ごろと思うとのことで、国道18号線近くの自宅があったという間に床上まで冠水してしまい、次の年には床を上げる改築工事をしたそうであります。そこで坂城町誌で調べたところ、当時の公民館報から転記された記録が出てまいりました。一部読ませていただきます。

「昭和40年8月2日、午後7時20分ごろから約3時間、南条・胡桃沢を中心に100mmという未曾有の雨量を記録する集中豪雨に襲われた。坂城にとっては想像以上のもので、局地的な短時間の雨で被害3千万円という大きな被害を出した。家屋土砂流入1戸、家屋床上浸水7戸、家屋床下浸水128戸、沢・小川決壊3、橋梁流失3、田畑土砂流入8町歩、水田冠浸水40町歩。町では翌3日、水害対策本部を設けて復旧作業に乗り出した。翌8月3日は松代を中心に地鳴りを伴う群発地震が発生した」と記されておりました。また、この年の昭和40年5月27日の台風6号の大雨による出水のため、大望橋の取付け2号橋が流失したとあるので、雨の多い年のように感じます。

このような大きな水害は44年前のことです。その後、集中豪雨16年ぶりの災害という記録がありました。昭和56年7月13日と7月21日に1時間に66mmという集中豪雨のため町内至るところで被害が多発したという記録があります。中之条用水の決壊とありますが、人家への被害は床上浸水4戸、床下浸水53戸という記録があります。これが28年前のことです。この水害を指していることと思います。午後3時40分から激しい雷とともに降り始めたので、洞岩沢の土砂とともに中之条用水を壊し、18号線まで水浸しになったようであります。

そこで洞岩沢の流末が千曲川でなく、中之条用水、欠口用水ともいうらしいですが、流末が用水ということが心配であります。普段のときは何にも感じないが、集中豪雨のようなときには千曲川方向へ逃がし水路が必要であります。現在では28年前より人家もアパートも大分減りました。同じような豪雨が発生したならば相当大きな被害が想定されます。今さら逃がし水路を新設することは不可能と思われるので、中之条用水を飛び越さないように中之条用水の左岸堤防上へ防護壁の新設を検討していただきたいと思っております。

また昭和61年に洞岩沢と中之条用水の合流地点の上流側へ100mほど嵩上げ工事をしていただきましたが、現在、大水の際は、この地点で水が漏れる状態になっております。あわせて30cmほどの嵩上げを検討していただきます。

また今回の砂防工事で、洞岩沢の終点である中之条用水合流点の沈砂地の右岸、長さ13.3mの根継工事が未完成であります。設計変更になったのか。なったとしたら、その理由をお聞きいたします。

なお、根継工事上部壁のその上に、出水時に備え、60cmぐらいの嵩上げをお願いしたいと思います。

砂防工事が終わっても蚕影神社脇の砂防堰堤が満杯の土砂が堆積しておりますのでしゅんせつをお願いします。あわせて合流地点の沈砂地のしゅんせつも要望いたします。

いろいろ多岐にわたり申しましたが、もう1度質問を繰り返します。はみ出し禁止ラインについて、町道349号線起点部分の隅切りについて、中之条用水左岸へ防護壁の新設、中之条用水左岸嵩上げ、合流地点の沈砂地の根継工事、同地点の嵩上げ工事としゅんせつ、蚕影神社脇の砂防堰堤のしゅんせつ。

今日は洞岩沢に悩まされている新地地区の皆さんが大分傍聴に見えておりますので、この地域の皆さんにとっては深刻な問題でありますので、納得のいくご回答をお願いいたします。以上終わります。

建設課長（村田君） それでは、私から順次ご答弁をさせていただきます。

まず、イのA01号線、洞岩沢を中心に追い越し禁止区域をというご質問でございますが、A01号線の道路改良に伴い、ご質問にありましたとおり、ベイシア坂城店付近から南条小学校付近までの区間、従来の制限速度が30kmから50kmに変更となりました。洞岩沢付近は地形上特に見通しが悪い場所であり、スピードの出し過ぎや無理な追い越しによる交通事故の発生を未然に防ぐためにも、まずはこの区間を追い越し禁止区域とすることが必要と考えておるところでございます。

この区間を追い越し禁止の黄色いセンターラインにしていきたいという地元からの要望は以前からいただいており、警察署とも相談をしておるところではございますが、現在追い越し禁止区域については、南条小学校から先、中之条方面に向けての道路改良も見届けた中で一体的に指定をすることも踏まえ、追い越し車両等の状況を確認しているところでございます。来年3月には鼠橋まで国道バイパスが開通する影響でインター方面へ向かう車などA01号線を通行する車両の増大が見

込まれておるわけでございます。幸いにもこれまで交通事故の発生はありませんでしたが、警察では、この区間の危険性を十分に認識しており、交通量の増加に伴う交通事故の未然防止という観点からも対応を検討しているとのことでございます。

それから、許可申請を受理されたのか、却下されたのかというご質問もありましたが、本件につきましては、公安委員会において設置する案件でございますので、要望を申し上げてあるということございまして、先ほどもご答弁申し上げたとおり検討をいただいているところでございます。

町といたしましても、先ほど答弁したとおり、地域の皆さんが安心して通行できるよう、また中之条方面に向かった道路改良も時間がかかるというようなこともございますので、できるところから設置いただけるように、引き続き働きかけをしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、ロの新地団地南側入り口の改良をということでございますが、ご質問の中でお話のありました洞岩沢からの水害の状況から、洞岩沢河川改修につきましては、砂防河川ということもあり、長野県にお願いをして平成5年度より着手をいただき、整備を進めてまいったところでございます。県からの多額な事業費の投入及び関係地権者のご理解ご協力をいただく中で、河川沿いの町道改良もあわせて実施することができ、一部残っていた河川の今年度工事も終了し、計画されていた区間の河川断面については確保できた状況となっております。

3月議会で柳沢昌雄議員さんからご質問をいただき、お答えをさせていただいておりますように、整備された構造物を一部取り壊し、再整備し直すことにより交通安全の向上、通行しやすさ、見通し等さらによくしたいということであるわけですが、町単補助事業を初めといたしまして、町民からのさまざまな要望に対して昨年からの景気状況、財政事情の中で、すべてお応えすることができないというやむを得ない現実があるわけでございます。検討は進めてきておりますが、財政事情の厳しい状況が続いており、対応ができていないという現実でございます。

今後、他の事業、他の要望の状況や財政事情を勘案する中で、再整備について引き続き検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、ハ、洞岩沢流末に防護壁等の設置をについてでございますが、洞岩沢の流末が中之条用水になっていることから、中之条用水の断面は、洞岩沢が合流する上流側は幅1.2mの水路ですが、合流部では幅2mとなっております。流下

断面を大きくしていることから洞岩沢の流量も勘案されているものと考えられますが、過去に水害が発生している状況もありますので、ご質問をいただいた中之条用水の左岸堤防への防護壁の新設等、用水管理上の面も考慮しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

沈砂地の右岸側の根継工についてでございますが、施工されていない理由を建設事務所に確認中でございますが、設計変更されたものではないと考えられます。現在の一部土砂が堆積している河床面から60cm程度高い位置にコンクリートの根が出ており、沈砂地の土砂上げをするとコンクリート壁への影響が懸念される状況のため、根継工は必要と考えられますので、県に施工をお願いしてまいります。

根継工上部の上の嵩上げにつきましては、中之条用水の左岸堤防への防護壁等の関連も考えられますので、周辺の構造物の高さ等を勘案し、検討してまいりたいと考えております。

上流側の砂防堰堤の堆積土砂のしゅんせつにつきましては、しゅんせつにより上流側の土砂が安定しなくなることも考えられるため、砂防河川でありますので、上下流の状況を県に確認をいただき、しゅんせつが適当なのか、他の対応が望ましいのかを相談し、検討してまいりたいと考えております。

中之条用水合流地点の沈砂地の土砂につきましては、以前は毎年土砂上げをしなければならなかった状況から、砂防河川事業実施により年間の土砂の堆積量は少なくなっており、現在は中之条用水の河床と同じ程度の堆積状況でありますので、今後の様子を観察した上でしゅんせつについて対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

3番（塚田君） お答えをいただきました。

はみ出し禁止ラインについては中之条の方向のそれとあわせてということですが、そうすると、はみ出し区域ラインは長くなるのか、中之条の方向の工事はいつ終わるのか、再度お伺いいたします。

建設課長（村田君） ご答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中で申し上げたのは、南条小学校山金井の交差点から北に向かって今、A01の改良工事をやっております。その交差点の北側付近を見据えた中で一体的に洞岩沢付近の追い越し禁止区域を検討しているということでございます。中之条までいつこの改良がというのは、今ここで何年度に終了するということはお答えできないわけでございますが、いずれにしてもそういうことで、警察の方

では一体的に、と申しますのは、交差点から北に向かって今270m改良という計画を持ってありますが、その改良工事にあわせてというような考え方をお持ちのようでございますが、まだその工事も相当期間がかかるということの中で、できるところから引き続き要望してまいりたいというふうなことでございますので、よろしくをお願いします。

3番（塚田君） わかりました。ということは、検討していく、要望していくということは、まだはっきりしたお答えはいただけないということであれしますが、これだけスピードを出されれば困るから、今度は違う形で取り締まりの強化の方をひとつしていただきたいと思えます。

それから、町道の隅切りについてであります。検討段階であるというようなことで非常に残念ですが、地元としては本当に深刻な問題でもありますので、なるべく早くできるよう、ひとつお願いいたします。

左岸堤防壁、これは当てにしてよろしいということですかね。

それから合流地点の上流で、現在でも水が大水するときには漏るというんだけど、その嵩上げについては検討ですかね。工事ができるのかどうか。根継ぎについては、結局、地元説明がないままやらなかったということですね。これは完成しなかったということで解釈してよろしいんでしょうか。工事はいつごろになるのか。沈砂池の根継工事の件であります。

それから、その嵩上げもいと。

蚕影神社脇のあれについては、満杯でもあれで今の時点はいいというふうに解釈しますが、そういうことで解釈させていただきますが、もし……。必要があるから、ちょっと今回一般質問で取り上げさせていただいたんですが、再度調査していただきたいと思えますが、ちょっとお答えをいただきたいと思えます。

建設課長（村田君） 根継工の件でございます。

この根継工については、現地を見させていただいて、確かにその沈砂池の泥上げをしていく上においては非常に危険性が伴いますので、早急に県の方へお願いして対応してまいりたいということでございます。

それから嵩上げ等のお話でしたが、これにつきましては、上下流、それからまた下流部の沈砂池の嵩上げの要望もいただきました。それらをいろいろ河川管理上の面も考慮しながら、全体を見届けた中で検討してまいらなければならないというふうに考えておりますので、多少時間をいただきたいということでございます。

す。

それから蚕影神社のしゅんせつ土砂の堆積でございますが、確かにしゅんせつをしなければならぬというふうに見させていただくと考えられるわけでございますが、先ほども答弁申し上げましたが、しゅんせつを行った場合に、上流の土砂の安定と申しますか、そういうものが懸念されるというふうに見ますと考えるものですから、県に相談をいたしまして、そのしゅんせつをすることがいいか、あるいはほかの方法で対応できるものかということ、早急に現地を見ていただいて対応してまいりたいということでございますので、よろしくお願ひします。

3番（塚田君） よくわかりました。

今の土木工事上、しゅんせつしないで、その上へまた再度上へ上へつくっていくような方法ですが、そんなことは考えられないでしょうかね。いいです、これは。地元の人にも納得してもらえたかどうか、経済状況もあるもので、なるべく早い対応をお願いしたいと思います、よろしくお願ひいたします。

次の質問に入らせていただきます。

2. 農地保護について

イ. 荒廃農地の町の対応は

この質問をするにあたり申し上げておかなければなりません、私は議会選出の農業委員ですが、町議会議員として質問をいたしますので、念のため申し添えておきます。

全国的な問題となっておりますが、町内の荒廃農地、遊休農地等大分目につきます。一昨年のことですが、私の地域の農業委員から、約2haの遊休農地の地権者と話がついたので、水田を再生して、賃貸料は要らないから耕作してくれる人を探してくれということで、定年を過ぎた70歳近い私の友人に了解をとりました。しかしながら、あと何年使ってくれるかが心配であります。

また先日、川東、千曲川のこっちですが、果樹栽培農家の方と話をする機会がありました、やはり農業者の高齢化が進み、後継者不足と相まって、あと5年後には3分の2は果樹栽培放棄になるだろうと嘆いていました。以前より農業委員が苦勞して遊休農地の実態調査をしておりますが、何をもちろんでの調査か、お答えをいただきたいのであります。

町では季節ごとにアグリサポーターを募り、人手不足を補っていますが、これとは別に、年間を通じて働いてくれる農作物の生産法人のような組織を町が軸になっ

で立ち上げることができないだろうかと思うのであります。

以前にも一般質問で取り上げさせていただきましたが、当時のお答えは、農業委員や農協等と協議して検討したいということでしたが、1年も2年も検討されてい
ては取り返しのつかないことになりかねません。果樹栽培は1年間放棄したら、も
とに戻らないと言われております。一時を争う問題と思うのであります。高齢のた
め果樹栽培をやめたいが、誰かやってくれる人はいないかという相談を受けたとき
に、町内の農業法人に話を持っていってみました。利益率の悪さを理由にあまり
広げたくないと断られました。町で農産物生産グループを立ち上げることができな
いようであれば、現在、既存の農業法人に町の農業支援センターが支援できないか、
お聞きいたします。

町の支援さえあれば新たに別の農業法人が立ち上がる可能性も出てまいります。
お答えをいただきます。

次に、荒廃農地解消に向けて国、県より補助金が助成されるシステムになってお
りますが、なぜ利用しないのか、お聞きしたいのであります。

県の方に問い合わせしてみたところ、町に協議会さえあれば、すぐにでも対応でき
るとのことでした。どんな理由でつまづいているのか、お聞きいたします。

ロ. 鳥獣被害に対する町の対応は

私の住んでいるところは山手ではなく、平坦なところに住んでおりますが、数年前
前から自宅の前にタヌキがちょくちょくあらわれました。最近ではカメラを向けられ
ばポーズをとるぐらい人を恐れなくなっていました。

この4月になってからの話ですが、私の庭で子ダヌキ4匹がかわいい姿でじゃれ
合っていました。親子5匹のタヌキが近くに住み着いているとは感じていました。
朝夕、注意深く見ていたところ、ついにねぐらを突き止めました。隣の家の物置の
床下の小さな隙間から出入りしていたのです。出入り口近くにはモロコシの食い散
らかしが数多くありました。

隣のお宅は2年ほど前に奥さんを亡くされ、手薄になっていますが、早速隣の主
に話したところ「こんなところに住み着きやがってタヌキにばやかされれば困る。
そりゃあ困ったもんだ。タヌキの親子と同居していたなんて近所の噂が立っても困
る」ということで物置の中へスプレーの殺虫剤をまいたり、周りに金網を張ったり
していたが、出入り口が幾つもあるらしく、なかなか立ち退いてもらえず、ノイロ
ーゼ気味になり「考えると夜も眠れない」と言っていました。

猟友会の方に撃ち殺してくれと相談したところ、人家のそばで簡単に猟銃を使用することもできず、簡単に殺害するわけにはいかないと断れました。やむを得ず物置の中へラジオを持ち込み、ボリュームを上げておき、居間の方で昼夜スイッチを入れたり切ったりした結果、今ではどこかへあいさつもなく転居したようでありませう。しかしながら、かわいい容姿に似合わず、農作物に及ぼす被害は甚大であります。

野菜づくりが趣味の私もモロコシを時期を変えて何回かに分けてつくっていますが、収穫時期が近づくと全部先に横取りされている状態であります。現在では平坦な地域でさえ、カラス、タヌキ、ハクビシン等の食害に悩まされております。山手の方の話聞けば、絶滅危惧種のツキノワグマが去年はドングリが豊作であったため、個体が増えてしまったが、今年は不作のようで、里に出没してきているようです。フェンス内の親子連れのクマの目撃者もいます。また、りんごの木に上った爪痕を見たという人もいます。捕獲のために檻をかけても効き目が少ないようであります。現在、坂城町ではどのような鳥獣被害対策を行っているのか、お聞きいたします。

町で猟友会に委託料を払い、鳥獣害駆除をしているが、どのような成果が上がっているのか、お聞きいたします。

あわせて被害状況が把握されておりましたら、お聞きいたします。

以前に国の補助金をもらって緩衝帯をつくって被害対策をしてはどうかと一般質問をさせていただきました。お答えは地権者の協力が得られるかどうかという消極的なお返事でした。実際に取り組んで圃場の周りの畑の草刈り等をしておけば、かなりの効果があったという農業者のお話もあります。山手の荒廃農地は強制的にでも協力してもらいたいものです。農業委員で緩衝帯の整備をするために地区の取りまとめをするのはいかがか。国からの補助金が大分あるはずですが、このままでは農業離れも進み、耕作放棄地がますます増えることとなりますので、早目の対応をお願いいたします。以上2回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 塚田議員のご質問にお答えいたします。

荒廃農地に係るお話も出たわけでございます。荒廃農地をどういうふうにも有効に利用するか、あるいはまた、りんご園、ぶどう園、そういった集団化されたところが後継者がなくて、それをどのように承継する対策を立てていくか等々さまざまな問題があるわけでございます。上平を元気にする会、あるいはふれあいの里南日名

等々についても、いろいろな対応がなされているということでもございます。この
荒廃農地に係る基本的なことは農業委員会にお願いするエリアが広いので、後ほど
産業振興課長からお答えさせることにいたします。

そしてまた、鳥獣被害に対する町の対応というお話もあったわけでもございます。
鳥獣による農作物の被害ということにつきましては、農家はもとより農協等から
いろいろな報告を受けているところでもございます。平成20年度で被害面積が
5.3ha、被害量といえますか、いろいろ果物の被害量が135t、被害額の総額
が1千万円ということでもございます。県の町村会などのお話の中でも、最近
は鳥獣被害に対する対応が重要な課題となっており、集約して近く県や国に対して
対応を要請していくということにしておりますが、町にとっても今日的課題である
わけでもございます。

被害の最も多いのは果樹でございます。カラス等の鳥類やクマ、イノシシによる
ものなどがございます。特別に被害が増えたという状況ではございませんが、日中
や夕方の早い時期にイノシシが出没したり、電柵を設置してあるにもかかわらず
被害を受けてしまうということ、野生動物が人里になれてしまっている傾向もある
わけでもございます。せっかく手塩にかけて生産した、その農作物が荒らされるという
ことは、耐えられないことでもあるわけでもございます。そのための対応は強く求め
られているというふうに理解しております。

次に、猟友会による駆除実績でございますが、6月から10月まで檻による駆除、
8月から10月まででは銃を使った鳥類の駆除、3月には銃器による獣類の駆除等
を実施しております。平成20年度の実績は、イノシシが31頭、ニホンジカ2頭、
ハクビシン2頭、カラス、スズメ等の鳥類が668羽でございます。

捕獲した鳥獣の処分につきましては、猟友会による自家消費を基本としておりま
す。猟友会では、そのほかに湯さん館や福祉ふれあいのイベントのときに、そうい
ったものを提供し、アピールをしているわけでもございます。いずれにいたしまし
ても、処分というのは自家消費ということが基本で、今後それをどういうふうに有効
に利用していくかということ、これまた課題であると考えております。

次に、緩衝帯の整備についてのお話がありました。

これは集落、農地に隣接した荒廃森林等を幅100m程度に藪払いして除伐する
と。そして見通しをよくして野生鳥類が人里へ出てきにくいようにということでも
ございますが、これはかなりの効果が出ているということでもございます。

その整備でございますが、国、県の補助事業として実施するわけでございます。次年度以降にも維持管理の仮払いが必要になってくる、それは住民でやるということとされておりまして、なかなか大変な事業でもございます。

町では昨年と今年、地区の代表者や農業委員、猟友会員等呼びかけまして、鳥獣害防止対策の研修会を実施しております。緩衝帯の整備につきましても、それぞれの地域での検討をいただくようお願いしているところでもございますが、相当数の地権者の理解がまず必要だということ、維持管理のための体制づくりがなかなか進みがたいということが現状でもございます。町では電柵等の被害防止施設の設置等の補助金を出しているところでもございます。

野生鳥類被害の防止につきましては、総合的な対策が必要で、また時には広域的な対応も重要になってくるわけでございます。地域ぐるみで鳥や獣の害を防いでいこうという機運、また工夫を凝らすことも大事だと、こんなふうに思っております。

国におきましては、昨年、鳥獣害被害防止のための特別措置法を制定いたしました。予算措置も拡充されつつあります。これらを有効に利用いたしまして、いろいろと地域の皆さんが連携して対応してまいると、町と相まって対応していくということが大事だと考えております。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは荒廃農地の町の対応はというご質問についてお答えしてまいります。

耕作放棄地につきましては、発生要因ですとか荒廃状況、耕作放棄地の所有者の皆さんや周辺農業者等引き受け手となり得る方々の状況など、その地域によってさまざまございまして、耕作放棄地の発生、利用を図るためには地域の実情に精通した皆さんの参画、きめの細かな取り組みが必要であります。

ご質問の中で耕作放棄地の調査等について何をもくろんで調査をしているのかということでございますが、これは農業委員会等でもご説明させていただいてございますけれども、耕作放棄地の現状を的確に把握した上で、それぞれの状況に応じた対策を講じ、農地の有効利用を進めていくというようなことが基本、目的というようなことで対応しているわけでございます。町では耕作放棄地の現状を的確に把握するために農業委員会と連携をし、町内すべての耕作放棄地を対象に昨年9月に現地調査をしたわけでございます。

その後、本年4月に農振農用地の耕作放棄地が解消可能な農地を対象に、耕作放棄地全体調査に基づくアンケート調査を実施いたしました。対象は357筆、回収

はそのうち243筆、回答率68%ということで、ご自身で農地の現状を把握しているという方が209筆、把握していないが20筆、その他14筆というような結果でございました。

今後この農地の管理をどうするかということでございますが、自分で管理するという方が95筆、依頼したいが51筆、その他97筆ということで、今後この農地をどうするかということでございますが、自分で耕作するという方が69筆、貸付希望84筆、売渡希望12筆、その他84筆ということでございます。

農業委員会で、このアンケートの結果を検討した結果、まずは町の玄関口でもある坂城インター周辺の耕作放棄地の解消から手をつけていこうということで検討を進めているところでございます。

荒廃農地を利用した農産物生産グループを立ち上げないかというご質問でございます。

現在、上平区において農業による地域おこしを基本に上平を元気にする会が設立され、地域内の遊休農地を活用いただいております。また南日名においても、ふれあいの里南日名が発足され、遊休農地の有効利用が図られております。中之条では農家数軒により直売所が開設され、地域農業の活性化が図られているところでもございます。

町といたしましては、農家等に対する耕作放棄地に係る指導、助言及び支援を行って、耕作放棄地再生の取り組みを円滑に実施するため、坂城町耕作放棄地対策協議会の設立の準備を進めているところでございます。協議会には農業委員を初め農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区及び農業クラブなど農業者の代表等で組織いたしまして、耕作放棄地の再生利用に向けて取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。これにつきましては、農業委員会でもご了解をいただいているところでございます。

今後この協議会を中心に関係機関が連携して、当町に適した作物の選定や担い手等への農地集積とあわせまして地域での活動の支援も検討し、耕作放棄地解消に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

ご質問の中で既存の農業法人についての補助はどうかということもございましたが、具体的にそれぞれお聞きしていかないと、なかなか補助ということになりますと判断は難しくなりますので、ご理解いただきたいと思います。

このような中で農業を営む人たちが協働し、その結果、農業生産グループ、こう

いったものが立ち上がっていけばというふうに考えるところでございます。耕作放棄地解消に係る補助金につきましても、この協議会が受け皿となります。

何をつまずいているのかということでもございますが、この協議会が設立されてからすべて動き出すというようなことでもございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。いずれにしても早急に設立できるように進めているところでございまして、県等との協議を今している最中でございます。

農業委員がいろいろな部分で遊休農地の解消にはご尽力をいただいております、議会選出ということでございますけれども、塚田議員さんにもお力添えを賜っているところでございます。今後は農業委員のお立場で委員会等でのいろいろなお申し出もいただければ大変ありがたいというふうに思います。

それと口の鳥獣害被害に対する町の対応の中で緩衝帯について農業委員が先頭に立ってやってはどうかというご提案もいただいたわけでもございますけれども、これについては、先ほど町長が申し上げましたが、農業委員会等にもお話をさせていただいております、農業委員さんと地元区が連携してやっていくことが事業推進につながると考えておりますので、この点についてもよろしく願いいたします。以上でございます。

3番（塚田君） それぞれお答えをいただきました。

一番ここで言いたかったことは、再生してもやり手がない、そういう上平を元気にする会というような組織を各地区で立てるといようなことは前回もお聞きしているんですが、これは各地区へこのような会をつくってやっていくというのは不可能に近い話なんですよね。だから、町が、この前も申し上げたんですけれども、お〜い原木会というトンネルの中のあるけれども、ああいうように町が軸になって、どうだ、こういうグループをつくらないかというようなことを立ち上げてもらえないかということで、団塊の世代もいくらかも定年になって、おれもやりたいよなんていう人も出てくるかと思うもので、そういう方向に向けていきたかったわけなんです。

まだお聞きしたいことはあるんですが、あと3分ですが、ちょっと鳥獣被害ですが、我々素人というか、小さな畑でネットを張ってやっているんですが、町から補助はあるのか、電柵等。それは普通の人は知らないから、もし……。電柵の補助、それから檻、檻を貸してくれるということをお聞きしたんですけれども、有料で借りるのか、捕れた鳥獣をまた山へ帰すという、そんな矛盾した対応なもので、その

辺ちょっと、先ほどお聞きした6月から10月までは檻で、その後はなんて言っていたけれども、はっきりしたあれをお聞きしたい。殺害していいのが冬場しか、10月からとかいうような話ですが、法的なものがわからないものでお聞きします。以上お願いします。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

まず電気柵については、町から3分の1の補助を申し上げてございます。

それと檻の設置でございますが、基本的には有害鳥獣という部分でございますので、一般の方に、捕獲は猟友会に委託しておりますので、一般の方にお貸しということはしてございません。ただ、猟友会が設置する分にはそんな対応で今進めさせていただいているところです。以上です。

3番（塚田君） いろいろわけのわからない質問をさせていただいて、答弁の方で困ったかもしれませんが、なるべく荒廃農地も後継者不足なので、グループを立ち上げるようなことを検討していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時29分～再開 午後2時40分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、5番 山城賢一君の質問を許します。

5番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1. 新型インフルエンザ対策について

イ. 町の状況と未然防止への対策は

開会初日の町長あいさつにございましたように、新型インフルエンザに感染された千曲市の30代の男性が亡くなられ、県内で新型で感染した患者死亡が確認されたのは初めてということでございます。また国内では新たに8月29日、兵庫、鹿児島それぞれ30代、60代の女性の方、また31日には北海道で40代の女性の方、また9月2日には京都府で60代の男性、高知県で70代の男性、昨日ですが、7日には宮城の90歳の男性が新型インフルエンザで亡くなり、残念ながら国内では11人目ということだそうでございます。

厚生労働省は、仮定のシナリオとして今回の新型インフルエンザによる国内の感染数は年内に約2,500万人、人口の約20%に達するとの推計罹患率に基づく

流行の予測を発表いたしました。高齢者が多い農村部、また都市部の人口の集中しているところにおきましては、罹患率が30%を超えるという恐れもあるというような予測をしております。基礎疾患、持病でございますけれども、持つ人や、それから乳幼児に感染が広がった場合には、入院率が2.5%に上昇し、重症化する割合についても0.5%に達すると見ております。

県の新型インフルエンザ対策本部では、小・中、高校や保育所などで新型インフルエンザの患者が出た場合の学級閉鎖の基準を決め、季節性インフルエンザの基準は、欠席者が学級の2割程度としているのを、新型の場合には感染拡大防止のため、学級の1割を超えた場合とし、それぞれ市町村関係機関に通知をされているところでもございます。

特に注意が必要な人として、妊娠中の女性、また乳幼児、高齢者、呼吸器疾患、心臓病、糖尿病、免疫機能が落ちている人などでありまして、該当する人は事前に受診の仕方とか、かかったときの持病への影響などについて、かかりつけの医療機関に相談したり、また疑わしい症状があるときは、直接医療機関に受診をしないで、発熱電話相談というものを利用して対応してほしいということでありませう。

さて、町におきましても、国と県の行動計画を受けまして新型インフルエンザ対策行動計画が作成されたところでもございます。家庭から保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、あるいはお医者さん、それぞれお勤めの職場の人の移動による感染の未然防止が大切なことでもあります。新型インフルエンザは人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザでありまして、一般的には免疫を持っていないということで、世界的、全国的に、またかつ急速な蔓延により生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるとされておりませう。

広報9月号にも新型インフルエンザに対する心得とか注意事項が小さく掲載されておりました。危機管理の対応が被害を大きく拡大させてしまうか、あるいは最小限にとどめることができるかということ、これがひとつ行政の主導権があると思ひます。これらに対して今日までの町の状況、あるいは住民の皆さんへの周知、予防、拡大防止策についてお伺いをいたします。

ロ．要援護者への支援は

新型インフルエンザの流行が例年の冬の季節性インフルエンザの流行レベルに達していると言われ、私たち一人一人が感染予防に関心を持っていただき、手洗い、

うがいをこまめに行う、マスクの着用とか、咳やくしゃみの際には、よく言われます咳エチケットを守る、人込みのところへは外出しない、あるいは控え目にする、感染源を体の中に入れないということ、基本的には自分で止めるということであり
ます。

今回のインフルエンザの特徴といたしまして、感染力は強いが、病原性は低い、
多くの人は軽症で回復している現状、それから若い人、高校生を中心とした若年層
の罹患が多い、これに対するタミフル、リレンザ、抗インフルエンザウイルスの薬
ですが、これが有効だと。それから慢性疾患、糖尿病、ぜんそくのある人や妊婦が
罹患すると重症化になりやすいということがございます。また、これに対してウイ
ルスに感染を繰り返すと、ウイルスが変異していくという可能性も発表されてお
ります。要援護を必要とされる、特に一人暮らし、いわゆる一人暮らしの高齢者の方
や障害者の方々は新型インフルエンザに対する正確な感染情報、並びに日常生活維
持の対応に戸惑いを抱いておられるのではないかと思うわけでありませう。インフル
エンザにかからないような知識の啓発、あるいは日常生活の状況の確認、あるいは
生活必需品の対応について、町ではどのような体制を考えておられるのか。

また予防につきましては、これは保険は適用されません。発病予防に対するタミ
フルの服用は有効と言われておりますけれども、これら負担を含めて予防措置はど
のようにお考えになっておられるのか、お伺いいたしまして1回目の質問を終わ
ります。

町長（中沢君） 山城議員の質問にお答えします。

新型インフルエンザ対策についてでございます。

今年5月9日に国内で新型インフルエンザの感染が確認されて以降、日本全国で
感染が拡大したところでございます。長野県内でも6月13日に感染が確認されて
以降、多くの市町村に感染が広がっている状況でもございます。当初は感染が疑わ
れる患者全員に新型インフルエンザであるかどうかの詳細検査が実施され、感染者
数が報告されておりましたが、7月24日から集団発生に係る確定患者及び疑似症
患者のみの届け出へと変更になったところでございます。届け出方法が変更にな
ったとはいうものの、7月下旬以降、感染者数が著しく増大してまいっております。
先ごろ、厚生労働省は本格的な流行シーズンに入ったということをあえて公表して
おります。

現在のところ、町内では集団的な発生事例はございませんが、近隣市町村におき

ましては、学校、保育園等におきまして集団発生が見られ、休校や学級閉鎖措置がとられたり、また基礎疾患のある方を中心に重症者や死亡者の発生も見られる現状となってきたところでもございます。町では4月30日に坂城町新型インフルエンザ対策本部を設置し、行動計画に基づき、町民への感染予防策を主に啓発、また広報活動を実施しているところでもございます。今後も引き続き、正確、かつ敏速な情報を町民の皆さんに提供するというを基本に、感染予防策の徹底による感染拡大の防止、受診方法や療養方法の啓発、一人暮らし高齢者への支援、日常生活に支障をきたすことのない行政事務の継続に努力する所存でございます。

今回の新型インフルエンザは、当初発生が強く懸念されておりました病原性の高い鳥インフルエンザではなく、季節性のインフルエンザと同程度の病原性を持ったもので、多くは治療を的確に行えば軽症のまま回復するというところでもございます。感染者が大幅に多くなるということは大変なことであり、基礎疾患のある方の重症化もいろいろあるかと思えます。いろいろな状況を踏まえながら町として油断することなく、町、教育委員会、そしてまた保健センター、開業医の皆さんのお力を得ながら対処してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） ロの要援護者への支援についてお答えいたします。

新型インフルエンザに係る要援護者への支援でございますが、現在、一人暮らし高齢者等の要援護者につきましては、民生児童委員及び一人暮らし老人訪問員のご協力をいただく中で各家庭を訪問しており、一声かけて安否等の確認を行っているところでございます。その生活状況等の確認の中では、新型インフルエンザ等の状況提供も兼ねておりますし、相談にも応じております。本人に何か問題があれば早期に発見ができ、連絡もとれるなど、敏速な対応が可能であると考えております。

なお、民生児童委員さんには新型インフルエンザの対応について今年の1月に研修会を開くなど周知徹底を図っているところでもございます。

また一人暮らし高齢者の方には、安心電話による緊急通報システムがございます。希望により設置をいたしておりますが、現在利用されている方は190人で、新型インフルエンザに限らず、急病等によって援助が必要になったときに、ボタンを押すことにより自動で緊急通報がされ、迅速に対応できる体制が整備されておりますので、必要な支援ができるものと考えております。

5番（山城君） それぞれ町長と課長からいただきました。

安心電話で190人の方、ご利用されているということでもございます。これでイ

インフルエンザに関するご相談がありましたかどうか、ちょっとお答えがなかったよ
うなので、お聞きをしたいと思います。

それから学校の関係ですけれども、ご家庭で体温検査、これを各家庭でおやりにな
って、学校へ行くか、行かないか、あるいは学校の方でやられているのかどうか、
その辺どんな対応をされているか、お聞きしたいと思います。

それから保険証で短期の方が、これは3月末の時点ですが、短期保険証の方が
24名、それから資格者証というのが100名ということでございますが、こうい
う方々のインフルエンザに対する対応はどんなお考えでいらっしゃるのか、お尋ね
をいたします。以上2回目を終わります。

教育長（長谷川君） 今ご質問いただきました学校での対策及び検温等についてにお
答えしたいと思います。

今、家庭の方へお願いをしておりますことは、家庭でも、うがい、手洗いを励行
してほしいということ、それから朝の健康観察をして、もし疑わしい場合には検温
をして見てほしいということ、それから栄養、休養を十分とってほしいということ
をお願いしております。学校でも朝の健康観察の時点で様子がおかしい児童につい
ては検温する等の対策をしておりますが、毎日決まって全員という形ではありませ
ん。ただ、うがい、手洗い等については、これは今年の4月に坂城町の学校が、普
通のインフルエンザですけれども、流行もありまして、それ以来ずっと継続的にと
ってもらっております。今後も今のところ、うがい、手洗いの回数を増やすとか、
あるいはこれからしばらくたって乾燥期になりましたら、教室の湿度をどう保つか
というような対策をとって臨んでいきたいというふうに今考えております。以上で
ございます。

福祉健康課長（中村さん） 安心電話による新型インフルエンザの相談につきまして
は、今のところ、こちらの方では聞いておりません。また国民健康保険の資格証明
書、それから短期保険証なんですけど、短期の場合は同じように診療はできます。資
格証明書の方につきましては、連絡をいただければ、こちらの方で対応をさせていた
だくようにしたいと思っております。今までも急病の場合は、ご本人の方から連絡
をいただいたりして、それぞれその状況にあわせた対応をいたしております。以上
です。

5番（山城君） 今回のインフルエンザにつきましては、国家的な対策でありまして、
これも緊急経済対策、国からの交付金事業の中にもそれぞれ、例えば支援する、そ

ういう制度が、国に申請すれば支援できるという、例えば保育所へも行けないと、来てもらっちゃ困ると。いけないと言われて、それに対する滞在する負担の費用とか、これが町から、申請すれば出されるという、そういう通達が出ているはずなんですけれども、こんな対応については、インフルエンザはあっては困りますけれども、そんな国への、いざ困ったときのそういう交付金の申請は町ではされたのかどうか、お聞きをしたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） 保育園の関係なんですけど、インフルエンザの対策ということで、予防のマスクと消毒液、そういうものを交付金の対象ということで申請をいたしました。7月の臨時会のときに補正予算をお願いしてあります。以上です。

5番（山城君） マスクとか防護具とか消毒液、これは当然申請すれば支援が来るわけですが、今後あってはならないことなんですけれども、例えば保育所の閉鎖になった場合、これも申請すれば国にそういう経済対策資金から申請していただけるという制度がありますけれども、そういうことで、今までお話しいただきましたけれども、町にはないと、学校もそれなりに適切な指導をいただいているということで、まことに結構なことだと思います。隣の千曲市、本当に学級閉鎖も実際行われていまして、どんどんこっちへ来ると困るんですけれども、その辺の防護策についてはよろしく対応をお願いしたいと思います。

2. バイパス等事業化促進を

イ. 事業決定を速やかに

平成3年度に事業化されました上田坂城バイパス、これは上塩尻から小網間ですが、4.9kmのうち既に2.6kmは暫定2車線で開通をしております。引き続きまして、その延伸として小泉地籍の半過トンネル578mが2月20日に貫通をいたしました。そこで、その引き続きとして現在、鼠橋まで本線工事が進められておまして、これは平成22年3月末まで開通の予定となっております。また県の事業といたしまして、国道18号バイパスルートにあわせて進められている力石バイパス1.8kmが、これも平成22年3月に完成をする予定であります。

しかしながら、坂城更埴バイパスは千曲市域での暫定供用区間3kmが開通してはおりますけれども、鼠橋以北についての事業化は見えていないのが現在の状況であります。8月18日に坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会におきまして、全会一致で総会決議されました鼠橋から力石バイパスまでの事業化を何としても進めていかなければならないと思うものであります。道路行政の抜本改革で道路整備

の費用対効果を厳密にチェックするというような新しい政権のもと、政策が進められるようでありますけれども、こんな厳しい見通しを危惧するわけではございませんけれども、町としてどう進めていかれるのか、町長にお伺いをいたしたいと思えます。

ロ. インター先線延伸の事業化は

平成5年に上信越自動車道坂城地区の建設工事が始まりまして、坂城インター開設とともに平成8年、主要地方道坂城インター線が開通をしたわけでございます。工業の城下町として先行するように金井中之条工業団地、塚田工業団地の立地により工業エリアの構築を図られてきたところでもあります。

しかしながら、インター線は国道18号線に交差して左右と接続する閉塞区間ともなっているわけであります。幸い町道A09号線、A05号線が整備されまして、インター先線延伸の事業化の促進につきましては取り組むことに町の活性化が一層期待されるところでございます。さらには将来的に上田坂城バイパスとの接続を見据えた先手の事業化に取り組むということではありますが、これにつきまして町の基本構想をお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） バイパスやインター先線等についてお答えしてまいります。

ご案内のとおり、上田篠ノ井間2.3kmのうち上田坂城バイパス4.9kmにつきましては、既に2.6km間が供用開始されており、残る区間、半過トンネルが貫通し、平成22年3月までに鼠橋まで暫定2車線で開通するというところでございます。供用開始されますと、大量の車両が鼠橋を渡り、1日に8回も遮断されるしなの鉄道の踏切というものもでございます。その先100mで国道18号線に至るということ等がございまして、さらなる渋滞が懸念されます。小網の県道に出て村上の信号から坂城大橋方面、力石バイパス方面へ流れることも予想されるところでございます。国道18号線の渋滞解消と町内の円滑な交通確保というためには、先線の1日も早い事業化についても町民の宿願でもあるわけでございます。

一方、県道でございますが、国道バイパスルートにあわせまして整備をいただいております力石バイパスについても来年の3月は開通する運びとなるわけでございます。

今後でございますが、長野国道事務所においては、現在鼠橋から北400m区間の航空測量と地形測量を実施していただくことになっております。先線の方へのひとつの目安でございます。国の財政事情も厳しいと、加えて国の政権交代等もござ

いますが、いずれにいたしましても、鼠橋以北の力石バイパスの早期事業化につきましては、坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会において今後ともさらに強力に要望してまいりたいと考えております。

次に、インター線先線の事業化でございます。

国道バイパスと連結する重要な社会的な基礎基盤であるわけでございます。国道バイパスの延伸が事業化の大きな要素ともなります。事業的には大変費用のかかることではございますが、毎年熱意を込めて県知事、県当局にも要望しているところでもございます。このインターの先線は、「ものづくりと安らぎのまち」の坂城町の将来にとって大変大事な施策でもあり、さらにまた産業面でも千曲市、上田市とも相まって重要な課題だと、こんなふうを考えておるところでもございます。今回この8月18日開催されました坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会においても、皆さんにご決議をいただき、インター先線延伸の第一事業として、しなの鉄道を横断してテクノさかき工業団地までの事業化について千曲建設事務所に、より具体的に要望したところでもございます。

さらに8月20日の高山村で開催されたボイス81長野地域会議におきましては、私から直接、村井知事に18号線バイパスを初めインターの先線、上室賀坂城駐車場の早期完成等をお願いしたところでもございます。インター先線については、段階的に整備していくという方向で具体的な対応に入っているということでもございます。以上でございます。

先ほど1日に8回、しなの鉄道が遮断されるということではございますが、1時間に8回ということではございますので訂正いたします。

建設課長（村田君） 私からも順次ご答弁させていただきます。

ご質問のバイパス事業化につきましては、今日まで沿線の3市1町によります新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会で要望活動を進めてまいっております。

一方、坂城町におきましては、平成17年6月に町全体の幹線道路網の促進を図るため、町内全域のそれぞれの団体を構成員として坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会を設立し、関係機関への要望活動を進めてまいりました。上田坂城バイパスにつきましては、先ほど町長からお話があったとおり、来年3月末開通ということであります。上田篠ノ井間27.3kmのうち、現在までに事業化された区間でございますが、更埴拡幅の3.2km、上田坂城バイパス4.9km、坂城更埴バイパス、八幡稻荷山間3.0km、坂城更埴バイパス、稻荷山篠ノ井塩崎間2.6km

でありまして、残る未事業化区間13.6kmの早期事業化について要望活動を実施しておる状況でございます。

町といたしましては、バイパス効果を高める上からも、鼠橋以北から来年3月に供用開始となる県事業の力石バイパスに至る3.8kmについて事業化の決定をいただけるよう、暫定的迂回路となる鼠橋通りの国道に至る間の踏切による交通遮断等の問題などを取り上げながら強力に要望してまいります。

次に、インター先線の事業化についてでございますが、議員ご質問のとおり、事業化着手に向けては町の重要な課題として取り組んできている事業であります。事業種的に全体で60億円とも70億円とも言われる事業でございますが、県といたしましても要望を受けても大変苦慮している状況であります。第1期事業として工業団地取付道路までの具現化が図れば、産業経済等の発展及びしなの鉄道、テクノさかき駅の利用促進にも結びつけられると考えております。

今回の要望活動に随行させていただきましたが、建設事務所の対応については前向きな感触を得てまいったところでございます。いずれにいたしましても、担当課として、この区間についての早期事業化の推進と早期に地形測量に着手していただけるよう、精一杯頑張っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

5番（山城君） それぞれ答弁をいただきました。前向きな答弁でございます。

国の政権が変わります。それぞれトップが煮詰まっておりますけれども、何か編成内容がどこかの県に似ているような組閣になるような気がしてなりません。ある県の知事を経験された方、公共事業全体として公共事業コントロール法をつくっていくというような、こんなでたらめなことをちょっと新聞で見ました。それにいたしましても、国の動向を見極めながら積極的な要望をお願いをいたしたいと思っております。

次に入らせていただきます。

3. 温泉施設について

イ. 利用状況と今後の営業方針は

本定例会初日における町長のあいさつにおきまして、びんぐし湯さん館は平成14年4月18日にオープンして以来、8月9日に入館者が210万人に達したというお話をいただきました。日帰り温泉施設は、それぞれの地域において施設が整備され、利用者には身近な福利厚生施設として、よりよい施設の利用へ求めて動い

ていくのが現況であります。

営業報告書によりますと、7期は前年より4千余人、8期は7期より1万余人と入館者が減少傾向であります。オープン以来、1日平均入館者数は848人ということで、大変好評をいただいているところでもあります。単年度の1日入館者数では、7期が823人、8期は、先ほどもお話がありましたが、791人ということで、1日当たりにしますと32人の減ということになります。入館料で見ますと、7期は9,132万9,013円、8期は8,513万6,380円ということで、619万2,633円の減ということになります。振興公社として経費の削減を含めて総合的な経営改善を目指すとともに、利用者負担の公平性の観点から年間利用券の料金改定等について検討していくと申されました。入館者利用増への方策、経営刷新を図っていかねばならないわけでございますけれども、今後の公社としての方針について町長にお伺いをいたします。

ロ. パブリック・コメントを生かして

びんぐし湯さん館は町の公的施設として町内外より来館され、多くの方々に利用をいただいております。利用されるお客様とサービスを提供する公社とのパートナーシップの構築は大変重要なことではないかと思っております。いわゆるパブリック・コメントを生かすお客様との触れ合いで信頼をいただくことが事業の永続性を保ち、新たな発想が生まれるという施設運営を担う重要なOJTでもあると思っております。OJTとは従業員教育とかということですが。びんぐし湯さん館ほっ湯HOTニュースは、そのひとつの媒体として大変有意義な広報紙でもございます。湯さん館で楽しんでいただくという理念のもと、施設運営について今後どう認識されて進められるのか、お伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

町長（中沢君） びんぐし温泉施設について利用状況と今後の営業方針等についてでございます。

平成20年度の入館者数は26万9,817人、1日平均で791人と大変多くのお客様に喜ばれているわけでございます。経営改善に努める中でお客様に親しまれ、自分たちの温泉だというような気持ちの上でご利用いただく、そんな施設にしてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

長野経済研究所等の経営分析等を踏まえて、いろいろ論議する中では、入館者の増加が第1、第2にして経費の削減、これにつきましては、今までの経費、人件費さえも5%を削減する、あるいは光熱費を除く一般経費は10%の削減目標を立て

て対応しているところでもございます。顧客に対しては、利用者が常に公平感を持って負担するという観点から、顧客単価を引き上げていく。引き上げるというよりも改正していくということでもございます。入館者数の増加に向けましても、町内各団体、事業所、あるいはいろいろな面に対して営業を強化するとともに、飲食関係の充実したものにして集客力のアップに努めたいと、こんなふうに思うところでもございます。また年間利用券の改定にあわせまして、先ほど申し上げましたように、経費の削減、そして、いろいろな面での幅広い対応をしてみたいと、こんなふうに思うところでもございます。

顧客単価でございますが、入場券を含めて1人のお客さんが使っていただく金額の引き上げができればということでもあるわけでございますが、振興公社の取締役会、企業の専門的な皆さんも何人か入っているわけでございますが、そういったこと、あるいは株主総会、金融機関の方々が入っていただいておりますが、専門的立場で年間利用券の値上げは当然検討すべきだということの意向をいただいているわけでございます。

びんぐし湯さん館の年間の利用者は393人でございまして、4分の3が坂城町、残る4分の1は千曲市、上田市の方々に、どちらかという、本当にお湯を愛していただいている中で町民の一部だということでもございます。現在2万8千円の大人の年間利用券が平均お使いいただいている回数は221回でございます。たくさんご来館いただくことがすばらしいことなんです、その1回当たりの入館料は126.7円ということで、500円をお支払いしている皆さんの4分の1の負担ということでありまして、利用者負担の公平性を確保するということは、経営の当然の留意しなければならないことでもあるわけでございます。

類似施設を見ますと、年間利用券3万5千円は東御市のささらの湯とか、ふれあいさなだ館、あるいは4万円は、湯楽里館、あるいは御牧乃湯などでもございます。湯さん館の年間利用料金は2万8千円ということでございますので、格安な料金設定になっているなど。ちなみに1人当たりの諸経費を見ますと、484円ぐらいがかかっているなど、こんな思いもいたします。一般利用者を500円は据え置きにしておりますが、今後回数券については、10枚お買いいただくと12枚ということになると、454円から416円という、この面については減額になるわけでございます。そしてまた、年間利用券の皆さんも私が経営上考えるには、現在の4分の1相当の負担でなくて、3分の1相当を負担していただきたいということでござ

います。そうなりますと、今まで126円が149円ということにもなるわけでございます。そういった面で、これは理解いただけるひとつの数字設定であろうなど、こんなふうにも考えているわけでございます。

あわせて食事をする施設という中において、食事のメニューを、あるいはまた、町の特産品であるねずみ大根焼酎の開発等々も進めまして、あらゆる面から経営の健全化を図り、将来に向けてのひとつのステップとして、ここで経営改善をしたいということでございますので、何分のお力添えをお願いいたします。

企画政策課長（片桐君） お答え申し上げます。

最初に、利用状況と今後の営業方針のうちの利用状況について、まずお答えを申し上げます。

湯さん館の平成20年度の入館者は、先ほど町長からも答弁したとおりでありまして、平成14年のオープン以来から申し上げます。

平成14年度が28万4,393人、15年度が30万7,419人、16年度が28万8,447人、17年度が29万2,372人、18年度が28万5,278人、19年度が28万6,188人ということでございます。

また入館料の推移でございますけれども、平成14年度は1億2,888万円、15年度が1億2,485万円、16年度が1億1,165万円、17年度が9,736万円、18年度が9,614万円、19年度が9,132万円、20年度が8,513万円でございます。

次に、パブリック・コメントを生かしてという点につきましてお答えをいたします。

びんぐし湯さん館では、お客様からお気づきの点や改善に向けた意見、要望等を随時お寄せいただくために、お客様ご意見箱を入り口ホール付近に設置しております。また申し上げるまでもございませぬけれども、びんぐし湯さん館では、お客様にはフロントで入館券の提示などの手続をしてから当然館内へお入りいただいているわけですが、そこでお客様と従業員とのコミュニケーションが生まれるということでございますし、当然のことながら接客マナーとして気持ちよくごあいさつするよう努めているところでもございます。

このような場面でのやりとりやお客様ご意見箱のご意見等を取り入れて幾つかの改善もこれまで図ってきております。ひとつの例でございますけれども、食堂ではメニューが固定されていると飽きてしまうというご意見から、日替わりの一品料理

を1皿100円で提供するよういたしました。また料理ができたとき、呼び出しアナウンスで行っておったんですけれども、これもお客様のご要望をいただきまして、注文いただいたときに個々にお持ちいただくブザーをお渡しして鳴らすという方法へも変更いたしましたところがございます。また、お風呂に入る際のマナーについて、お客様から苦情をいただくという場合もございます。そういった場合につきましては、館内にその旨を掲示してマナーの向上を呼びかけたり、また、ご意見によって館内の備品のレイアウトを変更したということも今までございました。

こういったお客様からお寄せいただいた苦情、ご意見、ご要望は大変貴重なものということを深く認識しております。ご意見等を真摯に受けとめ、十分検討する中で効果的なもの、可能なもの等から取り入れてサービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

5番（山城君） それぞれ答弁いただきました。

時間がなくなりましたので、いっぱい言うことはあるんですけれども。

設立当初、2万5千円でした。その後3千円、2万8千円に上げました。この理由は私もわかっています。これは内税をお願いしますと。今回の値上がりについては、確かに諸々人件費5%、それから設備費、一般経費ですね、10%削減するとおっしゃっておりますけれども、これは一部ある機関において市場調査をいただいた、その結果がこうだと。じゃあ、公社としての方向性というのは持っておられるのかどうか。値上げしなきゃいけないのか。これはいずれにしても当然設備を更新していかなくちゃいけない、維持していかなくちゃいけない、そういう事情は当然ありますけれども、今回について、ほかの施設はこうだよと、それから坂城湯さん館はちょっと安過ぎるという、そういう比較は町民としては理解いただけないんじゃないかと。湯さん館としては、これだけ努力してきたんだけど、実はこうなんだよという、そういう説明がないと、今回の値上げについては、先ほど同僚の議員も言われましたけれども、この状況下にあって値上げという問題は苦しいかなと。

例えば、旧来の商品がありまして、新しい商品をつくるについて中身の商品を付加することによって値上げすることはお客さんには納得いただけるかなと思うんですけれども、サービス業の場合は、なかなかその辺難しいと思うんですが、世情の関係でも、そういう製品に対して、値上げするためには、こういった付加価値をつけて値上げしたんだよと。こういう利用もできるんだよというご納得をいただけるんじゃないかなと私は思うんですが、その点について今回の値上げとなった、それ

から取締役会、あるいは役員会で決めたことでありましょうけれども、これは町民の皆さん方、あるいは利用されている皆様方に、それなりのご理解いただける根本的な要素があったのかどうか、それによって来年になって執行されるということについてお答えいただきたいと思います。

町長（中沢君） びんぐし湯さん館が料金を値上げするという論調でのご質問ですが、決してそうではないわけでございます。500円の一般の多くの皆さんの料金はそのままにして、そして、その上で公平性を確保すると。従いまして、今年の皆さんは4分の1ぐらいしか一般の皆さんの分で負担していただけないから、それを3分の1にする、3分の2はそれなりに対応していると。あるいは回数券については、今まで11枚を12枚にすることによって今度は安くしているわけです。ですから、全体的なバランス調整をとっていることであって、これは公平性という観点から申し上げていることで、誤解のないようにお願いいたします。

それと要は町の施設ではございますけれども、経営は第三セクターとして独立しなければならないということでもあるわけでございます。相当努力する中で、最近ご承知のように入湯税700万円余を出しております。そのほか今まで2千万円、3千万円出しておりましたいろいろな将来に向けての基金、これが数百万円に落ちてきていると。そうすると、それは将来についてどうなるかという負担の心配もあるわけでございます。いろいろよろしくご理解いただきたいと思います。

5番（山城君） お答えをいただきましたけれども、なかなか利用の皆さんにご理解をいただく、これが基本ではないか。これにはやはり経営が成り立たなければ、これは一般的にも公社は赤字経営がほとんどでございます。私も広域に電話で聞いてみました。値上げしたところでも、ほとんど「経営はどうですか」と聞いたら、赤字だそうでございます。この辺の判断がなかなか難しいと思いますけれども、ただ、利用料金が安いからというのではなくて、やはり一番は利用者を確保することが一番の前提でございます。皆さんに来ていただくということでございますので、より一段の努力を期待いたしまして私の一般質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時40分）

9月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 企業創出支援事業の取り組みについてほか | 宮島 祐夫 議員 |
| (2) 下水道事業の今後はほか | 柳 澤 澄 議員 |
| (3) 介護保険のその後ほか | 円尾美津子 議員 |
| (4) 障がい者福祉についてほか | 入 日 時 子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 最初に、9番 宮島祐夫君の質問を許します。

9番（宮島君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

第45回衆議院選挙は30日投票され、結党以来45年続いた自民党が転落し、歴史的な大敗から政権の座を失った結果となりました。

一方、民主党は300議席を超え、9月中旬に開かれる特別国会において鳩山由紀夫代表が首相に選任され、新しい内閣が発足されるわけであります。従って、今までの日本の政治は大転換を迎えることになり、国民の新しい時代の変化に対応できる政治改革に期待をするところでございます。

さて、次に農業問題でございますが、最近、鳥獣被害、昨日も同僚議員から質問がありましたが、地域によっては被害の格差はあると思うが、以前のイノシシの被害の電柵で防止できない、最近ハクビシンが出没し、収穫期を迎える巨峰の被害が多く、棚の上へ上り、ぶどうを食べてしまうという被害は非常に多いわけでございます。どうかひとつ収穫期にきて被害は甚大であり、行政として早急に実態に対応していただくことをお願い申し上げます。

1. 企業創出支援事業の取り組みについて

イ. 経営実態と雇用状況について

ご案内のように、昨年秋以降、米国発世界的同一不況が1年を迎えようとしているわけであり、日本の実体経済に影響を及ぼし、世界経済の危機は最悪期を脱したとの見方が広がっているわけであるが、とはいっても楽観は許せない状況にあるわけであり、特に金融面にはまだ不安は残った上、雇用情勢なども悪化している。引き続き連携をとりながら的確に対処していかなければならない。

そこで我が町の中小企業経営実態と雇用状況について、まず最初にお伺いをさせていただきます。

積極的な財政出動や金融緩和策などによって生産回復が見られ、金融危機の震源となった長野県の制度資金、あるいはまた、我が町の制度資金の両者の中小企業融資制度の実績についてもお伺いをさせていただきます。

雇用条件の悪化は、所得の減少とあわせて個人消費を下押しするリスクがあるわけであり、消費減退で生産が低迷し、企業が再び雇用調整に踏み切れば、景気再失速の悪循環に陥る懸念があるわけであり、この経済環境の中で地域企業雇用環境の現況についてもお伺いをさせていただきます。

ロ. 雇用創出補助事業の取り組みは

昨年秋以降の急激な景気悪化の影響により、雇用情勢は非常に厳しい状態が今に続いているわけであり、雇用情勢改善と経済安定化を目指して離職者を正規の常用労働者とし、新たに雇い入れる事業主に対し、町独自の補助制度を創設する考えはあるかについてお伺いをさせていただきます。

ハ. 県外有識者による企業戦略アドバイザーの組織構想について

国内はもとより世界に発信するには、坂城町企業振興発展のために坂城町の潜在力を生かした坂城出身者であり、企業経験豊かな人による諮問機関組織の設置の考えはあるかについてお伺いをさせていただきます。

以上で第1問の1回目の質問を終わらせていただきます。

町長（中沢君） 宮島議員さんのご質問にお答えしてまいります。

私からは、企業創造支援というような取り組みを含めて全体的な面を述べさせていただきます。

世界の金融資本市場の危機というようなことから、世界中が同時に不況に陥ったと。日本の経済は輸出や生産の下げ止まりが、そういった動きは見えているといい

ながらも、雇用環境は極めて悪化しており、個人消費も低迷が続くという依然として厳しい状態にあるということには変わりありません。

先日の日本銀行松本支店の発表によりまして、県下の金融経済動向は、景気判断を県下の経済は下げ止まりつつあるから下げ止まっているとしてはおります。企業収益が厳しい状態にはあり、設備投資は大変減少している。実質はおおむね下げ止まってはいるが、一部で持ち直しつつもあると。生産は持ち直しつつもある。

一方、雇用所得では、労働時給が厳しい状態にあるということで、雇用の問題が大変な状況にあることは言うまでもありません。

町の状況といたしましても、製造業は大幅に減産を余儀なくされており、下げ止まったと言われているとはいうものの、景気回復は本当に不確実な状況にあるなど。引き続き厳しい経済環境にあり、企業のこれからの存在、そしてまた、雇用といった問題には危惧しているところでもございます。

坂城町は工業の集積地として特色があり、全国的に注目されているわけではございますが、そうした工業力が弱まるということになると、地域経済、とりわけ雇用の問題に大きくかかわってくるということでもございます。そのためには製造業にまず元気になってもらわなければならないということがございます。工業技術の高度化、あるいは経営の安定、そして人材確保・養成といった、そういった面からの支援は、坂城のテクノセンターを中核にいたしまして、テクノハート坂城協同組合、商工会等が連携し、そこへ産学官の要素も入れながら頑張っているところでもあるわけでもございます。

特にテクノセンターにおきましては、技術の諸々の課題に対応し、相談・技術、あるいは巡回指導もしているところでもございます。また国や県、さらには信州大学、あるいは産業技術総合研究所、長野大学、埼玉工業大学等とも連携し、研究シーズの紹介や新技術製品開発、販売の開拓等もいろいろと支援しているということでもございます。

また今年からは前の県の工業試験所の総合センターのすばらしい所長をテクノセンターのコーディネーターにお迎えして対応しているということでもございます。このような技術的な支援を柱にいたしまして、町製造業の活性化に向けて幅広くさまざまな工業振興施策をとっているところでもございます。

工業振興という立場からいろいろな人材を活用してはというお話もあるわけでもございます。確かに坂城町の出身のいろいろな皆さんが各業界で頑張っているという

ことは誇りでもございます。そうした皆さんの助言、あるいは指導を受けるということは願ってもないことだなど、こんな思いもいたしております。

また企業経営や技術開発は本当に多様性で専門的なことを要するというようなことから、いろいろと全体的にお願いすることは無理な面もあろうかなど、こんなふうにも思っております。

ご承知のように、当町出身のセブン&アイ・ホールディングの会長の鈴木敏文さん、あるいはお招きした本田技研の元社長の吉野さん、そしてまた、通産省の後藤次長さん等々もお願いしながら技術向上に努めており、いろいろな示唆をいただいているということでもございます。

特に工業力をアップするということで、坂城ならではの対策として、国の前の工業技術院を衣替えいたしまして、産業技術総合研究所となったわけでございますが、そこには2,700人の研究者がいます。そういう皆さんのいろいろな協力を得て、ものづくりコンソーシアムを立ち上げていると。これは県下にはない対応だなど。この小さい市町村においてテクノセンターがいろいろ中心になって頑張っている、これこそがいろいろ2年、3年に向けての基礎づくりにつながるなど、こんな思いもいたしているところでもございます。いろいろな面でのお手伝いをいただければというふうに思っております。

現在、坂城町には東京坂城会がございまして、いろいろな面で町に思いを寄せ、そして頑張っているわけでございます。こういった皆さんをひとつの広告塔と申し上げましょうか、サポーターとして、あるいはアドバイザーとして全体的な面でいろいろご支援いただけないかという、こういった観点に立って、今、東京坂城会の皆さんとも話し合いを進めているところでもございます。

こういったときこそ、まず工業力を高めるということは、常にいろいろな情報を的確に得るということ、そして、この間勉強し合って、次なる糧を見出していくということ、それにはテクノセンターを中心に、あるものをまず生かしていくということ。これもあれもということとはなかなか難しい話で「この町がこういうことをやったから、これも。この町がこうだから」でなくて、やっているそのものを、より生かすという施策の展開が何よりは考えているところでもございます。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 企業創出支援事業の取り組みについてということで、先ほど町長からハの県外有識者による企業戦略アドバイザーの組織構想についてご答弁

申し上げましたので、私につきましては、イとロについて順次ご答弁させていただきます。

まず、イの経営実態と雇用状況ということでございます。

最初に、町の中小企業の融資の実態についてからお答えさせていただきたいと思っております。

平成20年度の制度資金全体の実績から申し上げますと、県の制度資金につきましては、融資件数97件、融資額10億6,127万円、町の制度資金につきましては、32件で1億3,470万円ということで、合計の融資件数は129件、融資総額11億9,597万円となっております。これは平成19年度と比較いたしますと、県の制度資金につきましては4件減少いたしまして、融資額としては823万円減少、また町の制度資金につきましては、1件増えまして、融資額は3,270万円、これも増えて減少ということでございますが、減少となっております。

融資の状況といたしまして、上半期の利用は全般的に減少しておりまして、前年同期と比較いたしますと、県の資金におきましては、融資件数マイナス19件、融資額は3億8,348万円減少し、38件、2億9,237万円の融資額という状況でございます。

町の資金につきましては、融資件数は3件増加いたしまして13件でありましたが、融資額は1,320万円減少して5,050万円という状況になっております。

また下半期の利用状況といたしまして、同じく前年同期の比較で、県の資金は融資件数15件、融資額で3億7,525万円増加いたしまして、59件、7億6,890万円という状況となっております。

町の資金につきましては、2件減少し、融資件数19件で、融資額においても1,950万円減少いたしまして、8,420万円という状況でございます。

町の制度資金につきましては、上期、下期ともに減少傾向でありましたが、セーフティネットの5号の認定を受けて融資を受ける経営安定特別資金に利用が集中いたしまして、この資金につきましては、下半期だけで11件、4,370万円増加いたしまして、15件、7,070万円を融資しております。

また町の経営安定特別資金につきましては、限度額が1千万円でございますが、県の同様の資金の限度額は3千万円でございますので、より大口の融資を利用するため、県の資金の利用が増えている状況となっております。

次に、設備資金と運転資金別で見ますと、県の設備資金におきましては、平成20年度全体で融資件数18件、融資額は3億8,668万円減少し、18件、1億6,967万円でございます。

また県の運転資金につきましては、融資件数が14件、融資額3億7,845万円増加し、79件、8億9,160万円ということになってございます。

町の制度資金でございますが、融資件数は1件で、融資額は700万円でありました。この資金につきましては、平成19年度、20年度合わせ、この1件のみということでございます。

次に、運転資金でございますが、融資件数31件で、増減はありませんでしたが、融資額は3,970万円減少し、1億2,770万円でございます。20年度の融資金全般といたしましては、先ほども申し上げましたが、上半期は減少いたしました。下半期につきましては、昨年10月以降の世界的な経済状況の低迷に伴いまして、運転資金の融資が活発に利用されております。

続きまして、地域企業の雇用環境の現状についてでございますが、坂城町を管轄区域とします篠ノ井公共職業安定所の有効求人倍率は、最新の7月分のデータで0.39となっており、前年度と比較してマイナス0.38ポイントと引き続き厳しい状況でございます。

次に、町内の企業の状況でございますが、8月20日から27日にかけて従業員30名以上の企業を基本として38社を対象に調査を行った結果、今年以降、正社員の雇用調整を行った企業はほとんどなく、派遣社員についても、今年3月末の契約満了に伴い、再契約を行われなかった例がほとんどでございます。今年4月以降については、残業時間の減少により外国人の派遣労働者が本人の意思により帰国したということによる減少が一部で見られております。しかし、公共職業安定所に問い合わせたところ、国の雇用調整助成金を申請して活用している町内の企業は81社に上り、依然町内の企業にとっては厳しい経営実態があります。

次に、雇用創出事業の取り組みについて、ご答弁いたします。

当町における雇用創出補助事業への取り組みについてでございますけれども、離職されている方に対しましての国のふるさと雇用再生創出事業及び緊急雇用創出事業を活用し、この春から小・中学校の学習支援や林道の整備、また町の特産品開発やばらのまちづくりのため、10事業、26名の方の雇用創出を図ってまいりました。この中には実際にこの3月まで坂城町の企業に勤務されていて離職された方も

お勤めいただいております。

今回の補正に計上させていただきましたが、本年度追加で新たに緊急雇用創出事業として、千曲川水辺公園、これは野草園ということでございますが、これの整備ですとか、土地台帳の整備、統計等に從事していただく方等4事業に新たに取り組みまして、5名の雇用創出を図ってまいりたいと考えているところでございます。この事業につきましては、今のところ平成23年度までの3年間で6,500万円の補助金が予定されておりますので、十分活用して雇用の創出を図っていければと考えているところでございます。

続きまして、雇用維持に努める事業主への支援策といたしましては、商工会が中心となって町や中小企業能力開発学院等と連携し、企業が雇用調整助成金に加え、教育訓練給付も受給できるように、経営体質強化研修会を行うため、町として補助を行いたいと考えております。これにより自社でカリキュラムの作成や講師選定などが困難なために教育訓練講座を独自に開催することが難しい企業が1日1人6千円の追加給付を受けることが可能となりまして、企業の資金繰りの支援になると考えております。

また制度資金を利用している事業主に対しましては、保証料の補給を行い、最も利用の多い県の制度資金の特別経営安定資金については、借入限度額を増やしまして、県、町ともに貸付利率の引き下げ、企業負担の軽減を図ってまいりました。

なお、今回の補正予算に教育訓練の支援及び保証料補給金の増額についても計上させていただいているところでございます。

県内の市町村において新たな雇用創出を図る事業所への支援策の状況を見ますと、上田市や飯田市を中心とする下伊那地域では、雇用奨励補助金等を新たに設け、事業主や失業者に対しての支援制度が創設されているという自治体もございます。

当町におきましては、財政等厳しい中で町独自で新たな補助制度を設けるということは現在のところ予定してございません。引き続き、国や県の動向を注視し、制度等を最大限活用するとともに、商工会、テクノセンター、テクノハート坂城協同組合や各種団体と連携して既存の予算の範囲で工夫しながら雇用創出、雇用確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

先ほどこれについては町長からも申し上げましたが、私どもは違った意味で企業支援、例えばテクノセンター等を活用しているわけでございますので、そのようなことに傾注したいと考えているところでございます。以上でございます。

9番（宮島君） それぞれ町長、担当課長から詳しく答弁があったわけですが、町長の方からは、いまだ回復は非常に厳しい中で推移をしているというお話もありました。またさらに我が町の、いわゆるテクノセンター、あるいはテクノハートの機能発揮をしっかりと産官学一体となって進めていくと。しかも私も初めてお聞きしたんですが、新たに試験場の場長さんがコーディネーターとしてお入りになったということで非常に人材的なものは強くなっているというふうに理解をしたわけですが、あるいはまた、課長の方からも中小企業の実態なり雇用の状況についてもそれぞれお話があったわけですので、そこで最初に町長に申し上げたいと思いますが、いわゆる雇用創出の取り組みでございます。

やはり雇用というものは、先ほど私も申し上げ、町長からも課長からも話があったわけですが、経済再生のためには新しい仕組みをつくるのが急務であるわけがあります。課長の方からは、隣接の上田もやっています、あるいは下伊那にもあるというようなお話もございました。

ご案内のように、7月の完全失業率は過去最悪の状況にあるわけでありまして、今後悪化の傾向を歯止めすることができる対策をここで打たなければいけないと私は思うわけでありまして。それにはやはり町独自の、いわゆる工業事業主に、やはりそういったものの補助金制度をつくるということが私は大変重要な課題だというふうに思うわけでありまして。やはり今後の悪化の傾向を歯止めすることが対策強化される局面でもあり、町独自で地域雇用対策の再生のためにも処方箋として早急にその補助事業を実施していただきたいと思うが、町長の考え方についてお聞かせをいただきます。

町長（中沢君） テクノの町として、あるいは自律の町として、そして1万6千人のコンパクトな町として政策をどのように展開するかということは、すべてあれもこれもということではなくて、持てるいろいろな機関、人材をより有効に組み合わせしていくということが何よりだなと、こんなふうに思っております。

雇用の問題ひとつとりましても臨時的なパートタイム的なそういったものの解消の課題もございましょうし、町内において早目にではありますが、大手企業での人員整理もあったわけですが、それらの皆さんが雇用を維持しようとして精一杯やっていると、その努力に敬意を表するとともに、それは企業の皆さんに、よりお願いしていかなければならないことだなと、こんなふうに考えております。

そしてまた、雇用の問題が、これだからすぐ明日からという対応ではなくて、こ

こ2年、3年の中で今の雇用をしっかりと維持し、そしてその上に立って、より充実発展させるということを描かなければいけないんだろうなと思うわけでございます。

そういう中において、先ほど申し上げましたように、坂城ならではということが、このテクノセンターの機能でございまして、ほかにもございません。研究的なもの、技術をより高める、あるいは経営ノウハウをより察知して企業体質を高めるという意味においては、産業技術総合研究所などは本当に坂城と諏訪地域の2つしかいろいろとそこは連携をとれていないと。諏訪の場合は全体的な諏訪、坂城は坂城町としてできているということは、そういったものをより生かしていくということが何よりだなと、こんな思いもするわけでございます。各企業にいろいろ雇ったものでこれだけというのは、それもひとつの施策であることには間違いございませんが、もっと町全体、各企業の工業力を高めるということの真の方法は何かということを探索してまいりたいと思っています。以上でございます。

9番（宮島君） 町長から雇用の問題については町独自のテクノセンターもあるよと、そういう機能をしっかり發揮してもらう中で2年先というようなお話もございました。我々の任期も2年あるわけでございますので、ぜひひとつ、そういうことで先を見ながら、ぜひひとつ2年以内には実施ができるようお願いしたいというふうに思うわけであります。

さて次に、町長に今一点、県外有識者による企業戦略のアドバイザーの組織構想であります。坂城町出身者に名誉町民である鈴木敏文氏、かつて日本経団連の副会長を歴任し、ただいまは中央大学の理事長もなさっている非常に幅広い経済活動、あるいはそういう学の活動をしているわけであります。やはりそういう日本経済のトップである方々が、先ほどの東京坂城会という話がございましたが、そういう方々をご苦労いただいて、町の企業として、そういう戦略等立ててもらったらどうか。これはまた町、商工会、あるいは企業代表の方々のご意見も聞く中で、ぜひひとつここで2年、3年と言わないで、これはひとつ早急に実現をする方向で答えをいただきたいと思えます。

町長（中沢君） 先ほど鈴木敏文大先輩のお話も出たわけでございます。実は私も敬愛しております、年に少なくとも1度は直接東京でお会いして、いろいろお話をお聞きしているということでもございます。まだちょっと皆さんにお話は早いんですけども、町として何回か経済懇談会をさせていただいたわけでございます。ち

ようど同級会があるときに商工会等テクノセンターが中心になってお話を聞く、それはあくまでも経済を中心にした話ですけれども、もっとふるさと、あるいはまた人生の生きざま等について、小学生の高学年、あるいは中学生に、その思いを伝える場をつくらせてほしいということを今お願いしているところでもございます。そういったことが町の本当に偉大な方の生きざまが将来につながると、こんな思いもしているところでもございます。

いろいろな面で工業活動、企業活動というのは世界的に羽ばたいているものでございますので、坂城町の出身者をといても専門的な面とか、あるいはいろいろとこちらでお聞きしたい面とが差も出てきてしまうわけでもございますので、全体的な面については、私はもっと広い範囲で、先ほどの産業技術総合研究所、あるいはまた通産、いろいろな方々との中で組み立てていく必要があると。とりわけ産学官も大事にしながら結びつけをつけていきたいと。

ただ、ふるさと坂城という中で、でき得れば坂城町はこういうところだよと言いながら、また私たちの思いを語り合う、広告塔と言えば失礼でございますが、そういった面、あるいは坂城のよさをいろいろ内外にPRしていく、そして、時には坂城に思いを寄せていろいろご支援していただくような、そういった仕組みづくりについては、現在いろいろと東京坂城会の方ともお話を進めているところでもございます。全体的な象徴的なことの中でいろいろお力添えをいただければと、こんなふうに考えております。以上でございます。

9番（宮島君） ただいまお聞きすれば、全体的な中で進めていくということでございますので、ぜひひとつその方法で早急にできるというふうに私は受けとめたわけでございます。

時間もありますので、以上で1問の質問を終わらせていただきます。

2. ちくま農業協同組合南部支所統合に伴う営農支援について

イ. 行政と連携による総合的な一本化を目指す施策は

今回、JAちくまにおいて、組織整備の一環として統廃合により、坂城、中之条、南条各支所が廃止になり、拠点店舗として南部支所が建設されるというふうなことを聞いておるわけでもございます。なお、村上支所は南西部の店舗範囲であります。農政面においては坂城町としての領域であるというふうに私は個人的にこのように理解していることを申し上げておきます。

国際経済社会が急速な変化とともに担い手の高齢化、JAを取り巻く環境は大き

く変化してきているわけであります。組合員の負託に応えるには、ここで組織整備をし、機能発揮を努めることが極めて重要な課題ではないかというふうに思うわけであります。

一方、行政においても、地域農業集落営農事業維持、推進方策についても、JAと行政との連携により総合的な一本化を目指す施策について、まず最初にお伺いをさせていただきます。

農政事業として取り組むべき振興策はいろいろあると思うが、具体的に今までやっている事業、あるいはさらに今後考えなければいけない事業については、例えば耕作放棄地解消事業、中山間地対策、あるいは鳥獣害対策、特産品のブランド化、農産物の確立対策、アグリサポーター等々があるわけであります。またさらに私は新しい提案として、町にも農業開発公社の設置について取り組むべきではないかについてもお伺いをさせていただきます。

ロ. 地域農業の拠点構想について

平成21年4月に組合員4,500人を対象としてアンケート調査の報告書の内容をお聞きしております。平成21年度中に策定予定の次期中期計画の基礎資料とするというふうにお伺いをしているわけですが、たまたま昨日、毎月の訪問デーにJAちくまの組合員のアンケート調査集計分析結果報告を見ることができました。大変これはいい回収率で74.1%というようなアンケートであるようであります。また、さらにつけ加えますと、第5次総合計画がただいま策定中というふうに思うわけですが、特に宣伝のGOGO機構なり、あるいは町民の意見を聴くということは私は大事だと、農協もやっていますよということをつけ加えさせていただくわけであります。

そこで南部支所を拠点として、年度内に機関決定をし、場所、規模等については、そちらで決めるようでございますが、そういった中での農協としての対応すべき点について、ちょっと具体的に私は申し上げますと、今、地産地消なり、ただいま建設中の食育・学校給食センターとの連携、地場消費、直売所組織との統一等についてお伺いをさせていただきます。以上です。

産業振興課長（宮崎君） 私から、ちくま農業協同組合南部支所統合に伴う営農支援について、まず行政との連携による総合的な一本化を目指す施策はということから答弁させていただきます。

議員さんご指摘のとおり、耕作放棄地の解消に向けた取り組みですとか、中山間

地の農村や農地を守る取り組み、有害鳥獣から農地や農産物を守る対策等々、農業政策、とりわけ農家の皆さんと直結するような事業については、JAさんと連携して進めることが大変重要でございます。

しかし、現在のちくま農協につきましては、千曲市と坂城町、2つの行政体の中にありまして、特に政策的な受け皿となるような事業については、片方だけに対応するという事は難しいのが実情であると考えます。

ただし、これは農協さん側の事情ということで、町からすれば農家の皆さんの暮らしの向上等、農業政策の推進が重要でございますので、例えば農業委員会を初め農業支援センターや有害鳥獣駆除対策協議会、その他多くの協議会などにご参画いただき、農協さんにご参画いただく中で、ともに推進をしているところでございます。

今後については、営農部等とできるだけ必要な情報を事務レベルで共有できるように先般もお話をさせていただいたところでございます。

また、その中で農業開発公社の設置についてもご質問いただきましたが、ご案内のとおり、農業開発公社は地域の農業振興を目指して農作業の受託、担い手の育成、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農地保有合理化事業による農地の賃貸借、特産品の加工、開発など、地域の実情や課題にあった活動を行う法人ということが一般的でございますが、このような機能的な面からいうと、私どもでいえば農業支援センターと重複する部分が多いところでございます。農業公社がその機能を十分に発揮するためには、JAの協力が不可欠でございますので、広域的な視点に立って事業内容、行政とJAの役割分担等々、さきにも触れさせていただきましたけれども、千曲市や県を含めた中での検討、協議が求められてまいります。それらを考えていくと、予算や人的な配置など、すぐにとりという状況にはないということをご理解いただければと思います。当面は、それぞれの関係団体と現状の農業支援センター等での協力関係、連携により事業の対応を進めていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、住民にとりまして町とJAさんの協力関係は欠かせないものでございますが、JAさんにすれば組合員の利益を優先しなければなりませんし、ひとつの経営体ということでもございますので、行政と違うことも理解しなければなりません。JAさんとの連携は重要ですし、千曲市との関係もありますので、当面は課題ごとに連絡・連携をとりながら進めていきたいと考えているところでござ

ございます。

次に、地域農業の拠点構想についてということでございますが、まず地産地消、食育・学校給食センターとの連携についてでございますが、町の給食センターが地産地消を始めた当初、ちくま農協からは巨峰1種類、年1回の納品でした。しかし、年々納品量、提供される種類は確実に多くなってきております。昨年度は、ちくま農協から提供された果物の種類につきましては、あんず、プルーン、ぶどうでは巨峰、ピオーネ、りんごでは秋映、シナノスイート、シナノゴールド、サンふじがあり、巨峰は年2回、サンふじは年3回納品されております。今年度新たにぶどうのナガノパープルを給食に提供する予定になっております。地産地消を始めた当初と比較すると、ちくま農協から納品量、種類は格別に増加してございます。

また毎年1月末に給食センターの地産地消に協力しているグループが、その年に自分たちのグループで生産される野菜、果物の収穫量、提供できる野菜、果物の種類などを話し合う地産地消推進打合会に、ちくま農協の流通センターからもご参画いただき、毎年新たに生産を始めた果物の紹介や供給可能な果物のご提案をいただいているところでございます。

さらに来年竣工となります食育・学校給食センターでも食育や地産地消の機能を一層高めるようにJAさんと連携を密にしながら安全な給食提供をすることとしておりまして、新しい施設の管理や運営について検討や準備が今重ねられているところでございます。

次に、地産地消、直売場組織の統一についてということでございます。

現在、坂城町農産物直売生産者の会が対面販売を重視し、毎年、金曜夕市、土曜夕市、びんぐし湯さん館直売地で農産物の直売をしております。また、Aコープびんぐし店での直売では、約170名が登録し、同店で常設販売をしております。さらに今年5月には、坂城インター線沿いの中之条の有志の皆さんにより農産物直売所なかんじょがオープンしました。できることからやるということで、当面、週1回の営業でございますけれども、地域の触れ合いの場として展望を持ちながら営業が始まっております。

直売所についてのコンセプトというか、経営の基本的な方針については、規模、店構え、販売品目、営業時間等によって決まってきます。今のところ、それぞれの考え方の中でご負担にならない範囲で取り組んでおられます。これをひとつにしていくことということについては大変なことということで、直売所の関係の皆さんや

生産者、協力者の皆さんのお考えをどのようにひとつにまとめていくか、これからの調整が大切でございます。

あと議員さんご質問のJAで進めている南部支所統合に伴う営農の支援でございますけれども、JAさんでは、かねてから課題となっておりました四ツ屋の旧坂城支所について、できれば年内にも取り壊しをしたいという意向があるようなことはお聞きしておりますけれども、全体の計画はこれからというふうにもお聞きしているところでございます。

私どもとすれば新しいそういった施設、どういうふうに関連できるかという部分もございしますが、現時点では具体的に場所ですとか、内容ですとか、そういうものを示していただけない、そういう段階ではないということで、それらのお話を伺った中で、ご協力できるところについてはご協力させていただきたいと考えているところでございます。以上です。

9番（宮島君） ただいま担当課長から、質問に対して、ある程度のお答えと理解はしたわけでございます。

そこで町長に質問をさせていただきますが、ただいま担当課長から事業をこういうふうに進めているという話がございました。最高責任者の町長が、ちくま農協南部統合に伴う営農指導について、町長としての行政と連携のとれる農政事業施策はどう考えるか。今、答えの中で、四ツ屋の南部支所の取り壊し、これはかつては行政の補助金をいただいてつくった建物であるわけでありまして。そういったものを取り壊すという話が今出ているわけでございますが、そういったものの経済支援というか、あるいは営農事業の支援というもの、先ほども町長からお話のあったテクノセンター、20年度決算で約5千万円ほどの町費、これはいわゆる行政の貢献度が違いますが、そういう多額な金額がテクノセンターに出ているわけでございます。これからの農業をどうするかということ、先ほどお話も出ておりましたけれども、いろいろな組織の中の連携が大事になってくるわけでございますので、そういった考え方の基本的な施策についてお答えをいただきたいと思っております。

町長（中沢君） ちくま農協が千曲市と坂城になって大きくなって力がよりついたということは、いい方向だなと。しかし、昔、町と坂城町商工会、そして農協が一体となって地域で頑張った、そういった面はいまいち弱くなったなというのが現状かなと、こんなふうに思っております。ちくま農協の初代組合長とはよくお話をし合っております。でき得れば、ちくま農協、坂城の商工会、また行政が一体となっ

たいろいろ産業おこし、まちづくりをしたいというお話をし、互いに理解し合っているところでもございます。

先ほどお話のありました南部支所の今度の取り壊しでございますが、以前に困っちゃうわいと、国道18号線に何か農協のシンボルタワーであればいいけれども、廃れた施設があることそのものが坂城といたら、そりゃそうだ、できるだけ早く壊すわいということで、壊していただくことについては今年度中ぐらいにということはお聞きしているところでもございます。それは資産的なものでございますので、まず、ちくま農協でと。

ただ、その中で、議員さんからもお話がございましたが、今後どうするかということがあるわけでございます。いろいろな目的が、例えば農協活動ということになるのか、あるいは坂城で一番今求めている消費者に対するいろいろなお店の方までお力をいただければありがたいなど、こんな思いもあるわけでございます。工業ともども農業が坂城の経済的基盤づくりであるということ、そして、まちづくりの中で流通が欠けていると、坂城は弱いと、こういうことが補えるような、そういった面での頑張り、そしてまた、食育・学校給食センターもできているわけでございます。また諸々との連携の中での工夫をより凝らしてほしいと。

そして、さらに食を大切に作る地産地消ということをととも町全体で考える中で供給基地でなければ困るなど。例えば食育・学校給食センターの中で地産地消とはいいいましても、1年のうちに、りんご、ぶどうの回数ぐらいは今までどおりでございますが、今後、野菜等いろいろな面を入れていくとすれば、量の問題があるわけでございます。坂城町の個店ではそれだけのことができるか、あるいはそれについては農協さんにいろいろな面で主体的になってもらなければならないなど。それにあわせて、今芽生えつつあるいろいろな農産物をつくって自ら売ると、こういったものの中核にもなっていたらと、こんな思いもするところでございます。以上でございます。

9番（宮島君） ただいま町長から課長の答弁にあった四ツ屋ということになれば、構想が出てくれば、ある程度の援助というか、そういう方向性を持てるような話をお聞きしたわけですが、できたらひとつ年度内というお話もございましたので、JAと十分話し合いをして、ある程度できる線をひとつ組み立てをしていただくことをお願いするわけでありませう。

さて、もう1点町長にお聞きするわけですが、農業開発公社を通告してあるわけ

です。いわゆる農業開発公社の組織をつくれということではありますが、現下、農業情勢は、国は平成19年から21年度までの3年間、農政集中改革期間として位置づけているわけでありまして、国の施策の大転換を考えているわけでありまして。特に先ほど申し上げました新しい内閣の中では、新たな事業の展開が出てくるわけですので。そういった中での見直し、いわゆる新しい事業、展開に適合した内容を確保する見直し、私は将来、提案したいのは、農業開発公社というものを行政と農協と一体となって、そういう組み立てをしたらどうかという考え方について、1点だけ町長にお聞かせいただきます。

町長（中沢君） 農業の振興につきましては、議会の皆さんもいろいろとご提案もいただいていると。ちくま農協の皆さんにも、この地域で率先して頑張ってもらっていると。さらに制度の中で農業委員会におきましても、昨今、農業委員会の役割というものが大きく拡大されているという実情もございまして。そうした中で農協や農協、行政が一体となっている農業支援センターもあるわけですので。さらにねずみ大根の活用というような中では、振興公社も関連してくるかなと諸々ございまして。

今の仕組みをどういうふうに関係させることによって農業振興に役立て得る機構ができるか、連携ができるかということ根っこにいたしまして、ご提案の件等についても検討しながら、組織はできるだけ簡潔に小さく、効果が上がるべく方法が私に課せられた課題だと、こんなふうに関係しておりますので、何分よろしくご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

9番（宮島君） 大変積極的なご回答をいただいたわけですが、そういうことを早急に検討していただきたいというふうに思うわけです。

時間もあれですから、1点だけ担当課長に。

20年度の決算の状況からでも結構ですが、JAちくまと行政で提携している事業内容、あるいは決算の内容について、1分間でお答えいただきたいと思っております。

産業振興課長（宮崎君） JAさんと一緒に取り組んでいる事業でございますが、全体では、たくさんもちろんいろいろな場面でも一緒にやらなければ進んでいけない部分でございまして、約8事業ほどでございます。予算的には450万円ぐらいであります、それは町から出ている部分でございまして、総事業費的には約1,700万円から1,800万円の総事業費をもった事業をとらしています。例えば腐乱病ですとか、ねずみ大根の補助、振興協議等もそうですし、生産調整推進事業、こ

んなものも入っております。以上でございます。

9番（宮島君） 事業内容、わかりました。

最後に一応申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたが、今月の下旬には鳩山内閣が誕生し、政治は大転換をするわけでございます。国民の期待をどう持てるかということが大事であります。ちなみに、いわゆる財政再建の問題も話題のひとつになるかと思いますが、国と地方の借金は2009年度末に約816兆円になるというふうな新聞報道があるわけです。いわゆる借金は816兆円、GDPの170%近くに達するということで、先進国の最悪の水準であります。

ちなみに我が坂城町の20年度決算を見てみますと、借入残高は下水道事業の起債が54億5千万円……。

議長（春日君） はい、時間です。おやめください。

9番（宮島君） そういうことでありまして、ぜひひとつそういったものについても関心を持っていただきたいと思います。

時間もございますので、以上で終わらせていただきます。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、13番 柳澤澄君の一般質問を許します。

13番（柳澤君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に沿い、一般質問を行います。

1. 下水道の今後は

この事業についての一般質問は、もう今後必要がなくなるように事業が進むことを願いながら、3つほどお尋ねをいたします。

イ. 事業完了の努力目標は

大きな規模の事業でありますから、ある程度長い年数がかかることはやむを得ません。4年ほど前に私が、残りの事業が約100億円で、年間の事業費が3ないし4億円だと。そうすると、あと30年くらいかかる。これは町民にとって大変な不公平だと申し上げたとき、町長も不公平は感じていると、そういうふうに言われました。その後になって20年くらいでという話がおぼろに流れ、昨年9月の定例会では、10年くらいの計画を立ててとか、平成30年ごろまでにはというようなや

りとりがされました。今年度、町長の努力で幹線部分へ4億円の追加投資が計上されました。

そこでお尋ねをいたします。

20年度末普及率は53.3%とのことですが、以後完了までの事業費はどのくらいと見込んでいるか、お聞かせください。

また12年の通水開始から10年目になりました。現時点で事業完了は何年ごろと考えておられるか、努力目標でよいのです、改めてお聞かせください。

ロ. 敷設の遅い地域へ説明をすべきではないか

普及率53.3%、事業は峠を越えました。工事の遅い地域では、「金はないが、仕様がないう浄化槽をやるか」とか、「税金は払うが、下水道は相手にしねえ」とか、「幹線だけでも先になぜ全町やらなかったんだ」というような声が高まっています。事業がおよそ半分進んだ今、遅い地域へ出向き、早期完成に努力している現況や今後の見通し等について説明する機会を設けたらと考えます。そのようなお考えはないか、お尋ねをいたします。

ハ. 進捗状況と問題点は

工事はどのように、どの辺まで、幹線はどこまで、接続できるのはどこまで進んでいるのか、お聞かせください。

次に、2つほどお尋ねいたします。

ひとつは、南条の一部と上平について、昨年までは事業が遅くなることから合併処理浄化槽設置に交付要綱に基づく補助金が出ていました。今年度から出なくなりました。この地域は何年くらいで供用できるということで外したのか、お聞かせください。

また事前に関係地域へ、どのように知らせたかもお聞かせいただきたいと思えます。

また通水開始から9年たちました。メンテナンスという面で想定以上の負荷負担というようなものが発生していないでしょうか。例えば地形的にやむを得ないポンプアップの装置などについて、そういう問題が起きていないか、現況と、あるいは今後の見通しをお聞かせください。

以上で1問目について1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 柳澤議員にお答えしてまいります。

下水道に関する件でございます。

ご承知のように、坂城町は12年によりやく給水、そして下水道が開始できたということでございます。早いもので10年近くなるなど、こんな思いもいたしております。

先輩の皆さんも長野広域全体を網羅する千曲川流域下水道事業を取り入れたときには、もっと早く、そしてまた、負担もそれなりにしながらやっていくんだという気構えで、そっちの方向へ方向転換したと。農業集落、あるいは一般のいろいろな浄化槽、そういったものもやめて一本に絞っていったと、その当時はそんな意気込みだったかなと、こんな思いもいたします。

しかし、その事業が一番上流の坂城町ということになりますと、工事の進行状況も経済状態によって変わったり、いろいろ国、県の施策も変わってくる中で、一生懸命やってはいるけれども、上流ということの宿命を背負ってしまったということが遅れる原因に相なっているなど、こんなふうにも思っております。

さらにまた、何とか早くしなければならぬという中で、いろいろ工夫を凝らしていたわけですが、国の方へいろいろ幹線の延長ということは何回となくお願いする中で、今年4億円相当の助成金を別途得ることができて、その90%が国でもってけると。加えて小網地区の皆さんが、いろいろな地形状況等によって千曲川流域下水道に期待するんだけれども、時間もかかり、経費もかかるというようなことから、一般の浄化槽を含めた下水道にと選択していただいたと。まことにありがたい選択ですが、これらによりまして、いよいよこの10年というひとつの目標を持ちながら今後対応できるという可能性が出てきたなど、こんな思いがいたします。

しかし、地形等いろいろな関係がございますので、すべて千曲川流域下水道にということの難しさはありますけれども、90%ぐらいのひとつの流域の利用を考えていきますと、それも達せられるかなと。10年計画を早急に立てて、そして皆さんにいろいろ理解をいただきながら進めていきたいというのが基本でございます。

下水道は、坂城町といたしましても生活の基盤をなす根幹的なものでございますので、町政のいろいろな中で最重点的に取り扱っていかなければならないなど、こんなことは種々感じているところでもございます。

21年度予算ではございますが、この経済状態という中でも他を抑制することにもせずに、公共下水道の事業費は前年対比1,491万6千円増を予算化したところでもございます。また6月議会、先ほど申し上げましたように、国の経済危

機対策事業等を取り入れまして、4億円の補正をいただくことができたということで、これによりまして谷川以南の南条の金井、新地、鼠への幹線許可ができたということで、これに着手していくところでもございます。

財政状況も極めて厳しい中ではございますが、現在ほぼ4億円の枠設定をしているわけではございますが、もう1億円何とか生み出せないかという中で、4億円程度を用意することによって、そういった対応が可能になってきたなど、こんな思いもいたします。今年度は約6割の下水道の普及率でございますので、10年後の32年ごろには約9割で普及率を上げていきたいと、こんな思いもするところでもございます。

先ほども申し上げましたように、大きな事業費を要することではございますが、生活環境ということが何よりも大事だということでは、施策の選択を迫られるということでもございます。そうした面については、経済が向上いたしまして、こういう町でございます、時には工業の力によつての税の増収も期待されるでもございましょうが、隔年によりいろいろな差はございますけれども、何とか努力いたしましてやっつけていかなければならない課題と理解しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

建設課長（村田君） 私からも下水道事業の今後はということで順次ご答弁させていただきます。

まず、この事業完了の努力目標はについてでございますが、坂城町の公共下水道の現状について、まずご説明をさせていただきます。

町の全体計画区域面積は619haであります。現在の事業認可区域面積は428haということで、今年度事業認可区域の見直しをし、千曲川右岸の谷川以北までと千曲川左岸の上平地区までを認可区域の約160haを含める予定で現在、変更認可申請に伴う作業を進めております。残り千曲川右岸の谷川以南、約130haにつきましては、今後の下水道整備にあわせてということになるわけではございます。

総事業費でございますが、183億円、うち公共下水道分が138億円、流域負担金が45億円ということでありまして。供用開始を平成12年10月1日からしたわけではございますが、現在の整備済み区域面積は330haでございます。平成20年度までの投資済額は109億円で、うち公共下水道分は73億円でありまして、流域負担金分は36億円となっているところでございます。

今年度につきましては、中之条の約15ha、約100戸と網掛地区の約5ha、約

50戸の約20haの整備を進めておりますが、それを差し引きますと、いまだ整備が必要な面積は約290haということであります。今年度約7億円の事業を実施いたしますので、小網地区を除きますと、今後、事業に必要な事業費でございますが、約60億円ということになるわけでございます。

普及率につきましては、この9月1日現在で供用開始区域人口が9,325人で、行政人口が1万6,215人ですので、下水道の普及率は57.5%になるものであります。今年度の整備が済みますと、普及率については約6割ということになるわけであります。

現在の坂城町の公共下水道事業の状況について説明をさせていただきましたが、先ほども町長から答弁がありましたとおり、今後、重点投資を図っていくことにより、約10年後、下水道普及率を90%とし、浄化槽も含めると、ほぼ全域で水洗化が図られるように工法の検討やコスト圧縮に努め、努力してまいりたいと考えております。

次に、口の遅い地域への説明についてでございますが、ご案内のとおり、下水道事業につきましては膨大な事業費がかかりますので、町の単独費だけでは到底実施ができるものではございません。現在、町の公共下水道事業は汚水処理施設整備交付金、下水道事業費国庫補助金等の事業を活用し、整備を進めており、財源としては事業費の2分の1を国からの交付金、補助金として、残りの2分の1の9割は公共下水道事業債で、残りの約1割は受益者負担金を充当しております。

公共下水道事業の計画は国、県へ申請を行い、基本的に5年ごとのエリアを定めて進めておりますが、町の財政状況もあり、必ず5年でできるという状況ではありません。公共下水道事業の実施にあたっては、毎年、年度当初、議会への説明を行い、ご理解をいただき、広報、公告縦覧掲示場等で周知を図っております。

公共下水道の整備につきましては、千曲川川東の谷川以北及び千曲川川西地区につきましては、財源確保が図られたならば、約7年後の完了を目指し、計画をしておるところでございます。千曲川の右岸、谷川以南の金井、新地、鼠等の公共下水道事業実施が遅れる地域につきましては、かわりに合併浄化槽の整備による補助金を出すことにより不公平の是正を図ってまいっておるところでございます。

遅い地域の説明というご質問をいただきましたが、必要に応じ、その時点での現況を広報等でお知らせをしてまいりたいと考えておりますが、関係地域への説明というご質問もいただきました。

今後の見通しについては、財源確保の問題がございますので、おおむね何年ぐら
いというようなアバウトな説明になろうかと存じますが、認可変更後において、そ
の説明会の実施については検討してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、ハの進捗状況と問題点はということでございます。

公共下水道事業につきましては、議会からも再三事業の進捗について努力するよ
う要請され、町でも重点事業と位置づけ、努力をし、最大限の事業費を確保し、事
業実施を図っている次第でございます。

ご承知のとおり、公共下水道事業の実施エリアにつきましては、交付金の二重交
付となりますので、合併処理浄化槽の補助金は出せなくなるわけでございます。も
ちろん公共下水道が整備された地域につきましては、雑排水は1年以内に、トイレ
は3年以内に公共下水道への接続の義務が生じるわけでございます。多額の事業費
を投入し、町を挙げ、公共下水道を実施しますので、合併処理浄化槽の補助金が出
なくなることを広報し、合併浄化槽への設置をいただき、下水道への接続に時間を
要するというのではなく、公共下水道事業の実施する地域となり、公共下水道事
業が整備され、快適な環境が確保できるということを考え、それぞれのご事情はあ
ると思いますが、ご準備をいただき、下水道が整備されましたら一日も早い接続を
お願いしてまいりたいと存じているところでございます。

町といたしましては、公共下水道の整備ができましたら、法律に基づき、速やか
に接続をしていただくよう、町民の方をお願いしていく立場もあるわけございま
す。今後も厳正に広報、公告縦覧掲示場等で告知をしてまいりたいと存じておりま
す。公共下水道ができるだけ早く整備できるよう、引き続き努力してまいりたいと
考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

関係地域への説明というご質問がございましたが、今年4月の広報で「下水道供
用区域が広がります」というお知らせの中に、浄化槽補助対象区域図を載せてご案内
をさせていただきました。また下水道管等は平成12年の下水道の供用開始から
約9年を経過しようとしておりますが、通常の予定されたメンテナンスを行っている
状況であります。マンホールポンプにつきましては、現在17基ございますが、
定期的な点検、適切な使用を行い、長寿命化に向け、取り組んでいるところでござ
います。

下水道の管、マンホールポンプ等の下水道の機器につきましては、基本的な耐用
年数は約20年と言われておりますが、定期的な点検、適切な使用を行うことによ

り長い期間利用することが可能でありますので、引き続き利用者の適正な指導もあわせて行い、下水道の長寿命化に向け、努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

13番（柳澤君） ここ数年のような経済の変動というようなことを考えると、努力できる目標というような言い方でお尋ねをしなければなりませんし、また、お答えいただくのも、そういうことにならざるを得ないということを承知をしているわけではありますが、昨年9月に10年くらいの計画を立ててみるかというような言い方をされたのが、10年の計画で32年ごろにはという大雑把でない32年ごろまでにはというような、努力したいというようなお答えをいただきました。

それはそれといたしまして、遅れている地域への説明の機会をとということについては、事業化が決まったらというような言葉があったように聞こえたんですが、それと同時に、もうひとつ合併処理浄化槽の補助金について、これは広報でその地域が広がったというふうに知らせてあると、こういうお話でありました。それらについて、やはり遅れているところへは言い訳でなくて現況を説明をして理解を求め、協力を求めるという姿勢であるべきだというふうに思うわけで、その辺もちょっともう一回お答えをいただきたいと思います。

それから合併浄化槽の設置についてでありますけれども、これは今のお答えをお聞きしていると、ちょっとニュアンスが違うんですが、かつてはたしか遅くなるから、遅くなることに不公平みたいな、そういうことが起きるから、とりあえず合併浄化槽を設置してやってもらうんだと、そういうことであるから補助金を出すんだと、こういうことであつたはずであります。でも今ちょっと違うニュアンスのことのように聞こえたんですが、私の今申し上げたような理解でいいのかどうか、ちょっとお聞かせください。

というのは、今、例えば上平、7年以内にはできるというふうに、やるつもりだというふうにお答えがあったわけでありまして、先ほども申し上げましたように、経済の動向その他で、これは確実とは言えないということは承知して申し上げるんですが、仮にもう3年たってみたら、ちょっと国の状況も変わった、いろいろで、とても7年以内には無理だというふうになってきた場合に、そうすると32年はもうとてもだめだというように、仮定の話ではありますけれども、なった場合に、また合併処理浄化槽への補助金を復活するというようなことは検討されることを少しは考えておられるのかどうか、そうなった場合。

というのは、15年以前にいったん区域から外れて補助金が出なくなった場所が今ちょうど今回事業の中へ入れようということになった地域であるわけでありまして。ところが、それは5年たったら早くできそうだからといって補助金は廃止になったわけです。出なくなったわけです。そうすると、その以前の廃止されていた間に19件のお宅がもう補助金が出ないんだから若い人たちと一緒に暮らすにはどうもやらざるを得ないということで、もう今後補助金が出ないんだということで自己資金で、自分のお金で合併処理浄化槽を設置したんです。中に極端なのは、秋に設置したら翌年の4月になったら、また補助金が出るとなったというお宅もあったわけでありまして。そのことは大変、詐欺とは申しませんが、事情でやむを得ないんですが、大変その寸前に知らないで設置した人には何か全額でなくても何とか少しは配慮をというふうに申し上げたんですが、全くそれはなかったわけでありまして。今7年以内というふうに言われました。外れたというふうな、こういう状況の中で、そんなことも心配するんですが、そういうことは起きないでしょうか、それもあわせてお聞きをいたしたいと思います。

以上で2回目の質問にいたします。

建設課長（村田君） 再質問にお答えをしてみたいと思います。

合併浄化槽のお話をいただきました。下水道の認可区域に変更して含まれますと、合併浄化槽の補助金はないわけでごさいます、私の方から先ほどご答弁申し上げたとおり、財源確保が図られれば、おおむね7年後の完了を目指したいということでごさいます。過去のいろいろ、上平地域だと存じますが、認可区域の変更を再度また時間がかかったということで合併浄化槽云々というふうなお話のごさいました。そういうことのないように、おおむね7年後というのが合併浄化槽の補助金の大きな目安でごさいますので、担当課といたしますれば、そういうことのないように精一杯頑張るしかないのかなと。財源というお話でごさいます、膨大な事業費がかかるということでごさいますので、それをそれより3年とかというお話のごさいましたが、私の方から答弁できるのは、その時点でまたいろいろ考えていかなければならないかなという答弁しかできないわけでごさいます。

それから遅い地域への説明ということでごさいます、先ほどもご答弁申し上げました、認可変更後になろうかと思いますが、その点については広報でというふうに考えておりますが、地域への説明会も視野に入れて検討してみたいというふうに考えております。以上でごさいます。

13番（柳澤君） 地域への説明については、今の世帯主がこの下水道事業の当初の計画をほとんど知らなかった年代が結構世帯主になってきているわけでありまして。そういったこともありますから、特に長引いていることについて理解不足があったり不満があったりしているわけなんで、ぜひ考えていただくように、これは今の課長の答弁を信じていきたいと思えます。

それから先ほど事業費、事業償還とかいろいろなものを除いて、小網とかそういったものも除いて138億円を73億円、65億円と置いていたら、小網の分が除かれるから60億円と、あと残る事業費というお答えでしたが、努力をされると言われるとそれまでなんですけど、去年、去年は特別だったのかな、3億円ちょっとが純粋な事業費というふうに考えますと、3億円ですと60億円の事業をするのには20年、4億円でも15年というふうに数字上は出てくるわけですが、それがどうして32年、もう10年足らずでできるというふうな話になるのか、ちょっと理解が、理解の仕方が悪いのか、ちょっとご説明をいただきたいと思えます。

建設課長（村田君） ご答弁申し上げます。

最初の答弁でありますけど、183億円、109億円が現在20年度までというお話で、残る事業費につきましては、約60億円というふうに申し上げました。これは流域負担金も含めての話でございますけど、約60億円、流域負担金の中では9億円ということの中で、残りが約52～53億円になろうかと思えますけど、先ほども町長の方から答弁がありましたように、通年3億円ということで、それを重点施策として約1億円というふうなお話が町長の方からございました。1億円という大きな事業費を毎年確保するという事は並大抵ではございませんけど、仮にそういうふうな設定ができたとすれば、約40億円で10年でございます。そのような中で下水道普及率を21年度終わると約6割の普及率になるわけでございますけど、それを90%ぐらいとして、合併浄化槽のことも含めると、ほぼ全域で水洗化というふうにご答弁をさせていただきました。以上でございます。

13番（柳澤君） 7年以内にできなければとか、もっと延びれば合併浄化槽の設置への補助金を復活することもあり得るのかとか、今のあと事業費がどのくらい残っているから何年だというようなことも、みんな将来を考えての、そうなったという話ですから、これ以上申し上げても仕方がないと思うわけでありまして、ただ、今、流域下水道の関係の9億円を除いて52億円、1億円か2億円ぐらい、それにしても経済が決してよくない現状の中での予算ですと、3億円の上わずかというふう

うに思うんです。そうすると、10年でというのは、52億円だと5億円ないと10年で終わらないわけですね。これは簡単な計算です。そこはどうも、ちょっと納得、理解できないわけなんですけれども、経済が上向いたらとか、このままいったらとかいう想像の中でのやりとりになってしまうみたいな感じで、これ以上申し上げても仕方がないなというような気はするんですが、単純に52億円残っているのを10年でということは、年間毎年5億円の財源確保ができないとだめなことなんです。ご期待をしてやめたいかと思うんですが……。じゃあ、お答えいただけたらお願いします。

町長（中沢君） 先ほど申し上げましたけれども、努力目標として10年を設定するような環境に相なってきたということが第1点でございます。

そしてまた、町の財政ということは極めて厳しい中でも2年、5年先の変動も期待することによって平均4億円程度負担するという覚悟を決めながら頑張っていくということに相なるわけでございます。いろいろ今までの合併浄化槽を解いたり、あるいはまた設定したりということの疑義もありましたけれども、これは国との関係で町独自がどうこうできる問題ではございませんので、その点については、そういうことができるだけないように努力はいたしますけれども、やむを得ないことかなど。

それとあわせて大事なことは、今まで入る可能性のある地域があるわけですね。その皆さんに、できるだけ早く入っていただくということも大事なことでございまして、それが収入にもつながってくるわけでございます。総合的に、そしてまた、10年ということを目標にしながら頑張ると、そういうひとつの計画を町として、まず立ててみると、立ててくれやと、こういうようなことを関係者に申し上げておりますし、そういう計画ができ、また地域における認可区域が確定いたしますれば、それなりの説明はご指摘のとおりしなければならぬなど。それができないうちに、ただ遅くなって、それは30年前のことでございますということでは住民の皆さんに申し訳ございませんので、やる方向をより明確にする中で説明をしてまいりたいと思います。以上でございます。

13番（柳澤君） 数字的には十分納得のできない部分があるわけではありますが、そういうことで努力をされるという町長の言葉を信頼して、次へ移りたいと思います。

ただ1点、町長の哲学をおかりすれば、国の制度がどうあろうが、何がどうあろうが、町民のためにという気持ちで考えれば、先ほどの合併浄化槽の補助金みたい

なことは国の制度がどうあろうが何だろうが、何か方法を考えてという、町長の哲学として、そういうものをぜひお持ちをいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

2. 新型インフルエンザの対応は

イ. 行政が担うことは何か

昨日も質疑応答がありまして、重複する内容があらうかと思いますが、大事なことです。私からも少しだけお尋ねをいたします。

本定例会の招集あいさつで、町長も「町民の皆さんは、かからない、広げないの気持ちを持ってご協力を。また町も関係機関と連携して万全を期していく」と述べられました。

今回のインフルエンザは実態が不鮮明であります。当初、罹患してもあまり重症化しない、65歳以上の多くは抗体があるなどというようなことも言われていましたが、死亡者がそういう年代でも出始めています。

8月28日、厚生労働省は、昨日も多少話がありましたが、9月下旬から10月に流行のピークが、そしてまた、年末にもということ、国内の患者数は年内に日本人口の20%、入院患者数は38万人に達するというような大変な予測を発表しました。国立感染症情報センターの主任研究官はこれを肯定していますが、東北大学の教授は、同じ場所で、現実にはそのような流行はないだろうというふうに言っています。いずれにしても町長の言うように早目、早目に万全の体制を整えることが大切だと思います。

国も高齢者は抗体がという言い方は消え、高齢者の多い農村部、基礎疾患を持つ者、子供等の重症化を心配し始めています。子供の場合、19歳以下の場合、インフルエンザ脳炎・脳症にかかる率が多い。5歳以下では3分の1は後遺症が残る、それから1割は死亡に至る、そんな発表もあります。子供の場合、24時間以内に手当をしないと、そういうふうに進捗してしまう可能性がある、ということもあります。今までのインフルエンザよりも今度の新型インフルエンザはそういう心配が大きい、ということでもあります。従って、どのように感染を防いでいくかということになろうかと思えます。

町の備えについて、昨日も話が出ましたが、町内の体制で今年の春に対策行動計画というのが立てられていますが、現在までにどのようにそれが動いているかを1点。

それからもうひとつ、関係機関、医師会等との連携をとということが盛んに言われていますけれども、具体的にどんな連絡や会議がもたれたか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それをお聞きすれば、昨夜も今朝も有線放送で簡潔な対応の要点が流されておりまして大変結構なんですけど、もうそれ以上申し上げることもないようなぐらいなんですけど、ただ、昨日のお話の中で民生委員さんが触れる部分の人たち、あるいは有線を引きいていない人たち、加入していない人たち、また聞いていない人たちのことを考えると、やはり単に広報というようなものだけでなく、特別に目立つ、パチンコの広告ほどでなくても目立つようなもので回覧をすとか、チラシを出すとか、これを時に応じて随時注意喚起のために出していくことが必要だと思うんですが、そういうお考えがとおりになるかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、このことも昨日も話が出ました。町内に感染はないというお話でしたが、そうした実態は今までも今後も、どのように把握できるのかという点、差し支えなければお聞かせをいただきたいと思います。

次に、学校や保育園であります。

学校ですが、集団感染の広がる最も心配な場所のひとつです。県はこれまでのインフルエンザについては欠席者が2割程度としていた基準を1割を超えたらおおむね1週間の学級閉鎖というふうに先月直しました。手洗い、うがい等どのようにされているか、また家庭との連絡のお話、昨日もありましたが、再度、学校での実態についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上で2についての1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（中村さん） 新型インフルエンザ対応についてお答えいたします。

4月30日に坂城町新型インフルエンザ対策本部が設置され、行動計画に基づき、町民の皆様へ感染予防の啓発及び広報活動を実施してまいりました。引き続き、正確、かつ迅速な情報を提供することを基本に、健康被害を最小限にするべく活動していきたいと考えております。

庁舎内の対応体制でございますが、行動計画策定にあわせて課ごとの対応マニュアルを策定しております。このマニュアルは新型インフルエンザの発生段階、流行段階に応じて職員がどう行動するかを規定したものでございます。ただいま保健センターの方で予防の啓発について主に広報をしております。

それから関係機関、町内開業医との連携でございますが、町内開業医の先生方と

は定期的な連絡会議は設けておりませんが、6月に懇談会を行い、新型インフルエンザの対応についてご指導をいただくとともに、診療体制づくりへのご協力をお願いしたところでございます。また県保健所からは日々感染情報が入ってきており、随時対応等の指導もいただいているところでございます。今後も必要に応じて関係機関、町内開業医の先生方と連携を図っていきたいと考えております。

当町周辺の状況でございますけれども、県の指導をいただく中で、集団発生があった場合には町民の皆様にお知らせをし、より感染予防に努めていただくように広報してまいります。町内で集団発生があった場合は、県保健所の方へ届け出が必要となりますが、町の保健センターへも報告していただくよう要請しており、早期に把握できるように努力しております。

それから、先ほどのチラシの件ですけれども、一応広報を通じてお知らせをしていきたいと考えております。以上です。

教育次長（塚田君） 新型インフルエンザ対応についてお答えをいたします。

夏休み以降、子供たちにとりまして急速に新型インフルエンザの蔓延が懸念をされているところですが、ご質問にもありましたが、この秋には最大の発生のピークを迎えるのではないかということでありまして、その対策に国も奔走をしている状況はご案内のとおりです。

ご質問の学校等における対応はということですが、現在その都度、県の教育委員会から指導等が小まめに参ってきております。町としましても、その指示を基本に対応しております。

最近の状況についての対応についてご説明いたしますが、7月3日に通知されました伝染病及び食中毒発生速報について、これにつきましては、新型インフルエンザ感染により出席停止の児童生徒が発生した場合には、県に報告するということが早急に連絡をよこせというふうに示されております。

現在、当町においては2名以上の集団発生は確認されておられません。しかし、昨日、議会終了後ですが、村上小学校からA型のインフルエンザに1名感染したのではないかという、1名が確認されたという報告をいただきました。学校では直ちに県保健厚生課、保健福祉事務所、それから県の教育委員会、学校医などに報告をし、早急な対応をとったところですが。

新型のA型というのはH1N1ということですが、現在これについての特定はされておられません。学校では対象生徒が軽症なことから、自宅療養といった

しまして出席を停止し、「保健だより」等を発行し、他への感染の予防を早急にとって対応をしているところであります。集団発生というのは2名以上ということで、これについて県が発表ということになっておりますので、現在1名の発生ということで報告をさせていただいております。

また8月の半ばには県より「インフルエンザの流行に関する情報について」という通知がございまして、都道府県別では長野県が全国第6位、第6位というのは感染しやすい状況にあるという、流行指標というのがありまして、そのレベルが1.44だということで、児童生徒の感染予防について、うがいや手洗いをする事、十分に栄養と睡眠をとって体力、抵抗力を高めること、それから咳、くしゃみの症状がある人は咳エチケットを守ることなど、こういうことを児童生徒に指導するように指示がされてきております。

また21日には新型インフルエンザの集団発生を踏まえた当面の学校の臨時休校の目安についての対応等が示されてきておりまして、先ほどご質問にありました生徒の10%を超えた場合には学校で学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等の対応をとっていきと、おおむね1週間を目安だという指示もあったところです。

これらのことから、4月より、うがい、手洗い、「学校だより」「保健だより」、いろいろな形の中で対応をしてきております。それが功を奏してか、他の状況においてよりの発生件数もない状況にありますが、今後におきましても引き続き対応をしていきたいというふうに考えております。

13番（柳澤君） 聞いたことだけで結構です。

教育次長（塚田君） インフルエンザの対応については迅速な対応をとっていきたいというふうに考えております。以上です。

13番（柳澤君） 感染したからとか何とかという、その問題よりも防ぐことが大事であります。学校や何かちょっと見ると、手洗いなんかの準備が少ないように感じます。役場庁舎も含めて、あらゆる公共機関に手洗いをもっともっと用意するお考えはないかお聞きしたいと思っていたんですが、もう時間がありません。ぜひそのことを検討していただきたいんです。

というのは、うがいとかマスクは感染予防には、ほとんど効果がないんだそうです。一番は手洗いだと、こういうことでありますので、その辺も含めてお答えをいただきたいんですが、検討をお願いします。

それから、最後の3の昭和橋の安全通行についてであります、頭の上から落下

するコンクリート破片に注意というような看板がありますけれども、前を見て運転して前を見て歩いている者にそれはわかりません。注意しようがありません。何かお金のかかることはわかりますが、とりあえず網を張るとか、あるいはポールを白線にするとか、そういったお考えはないかどうか、一言お答えください。

建設課長（村田君） 簡潔に答弁させていただきます。

ご質問の内容につきましては、急を要するところ、そういった場合が出てきた場合には、ご質問のような対応を検討させていただきます。以上でございます。

13番（柳澤君） 以上で質問を終わります。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時12分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

1. 介護保険のその後

イ. 介護認定新基準の影響は

介護保険を利用するためには、すべての人が要介護認定を受けなければなりません。介護保険の入り口ともいえる仕組みである認定基準が4月1日から変わりました。見直しの内容は、①として、認定調査員テキストの改定、②として、一次判定ソフトの改定、③として、認定審査会資料・テキストの改定と、要介護認定のすべての段階にわたって大幅な変更が行われ、介護保険制度が始まって以来、大改悪というべきものでした。利用者にとって要介護の認定はサービスを左右する命綱とも言えるものです。新基準導入前の厚生労働省でのモデル事業の調査結果において認定度が低く判定されることが報告されていましたが、介護の現場からも疑問や反対の声が上がっていました。

見切り発車のような形で4月1日から新制度が導入されたわけですが、その翌日、2日の参議院厚生労働委員会で日本共産党の小池晃議員が厚生労働省の内部文書の存在を明らかにしたことから、事態が大きく転換しました。内部文書には今回の基準を見直すねらいが認定軽度化による給付削減にあることが示されていました。給付費用を引き下げる介護切りとも言えるものでした。厚生労働大臣は文書の存在を認めざるを得なかったのです。その結果、10月1日より認定基準がまた見直され

ました。サービスを利用する皆さんにとっては全くの迷惑としか言いようがないと思います。

7月31日に行われた長野広域連合の臨時議会では、鷲沢連合長から、新しい要介護認定による6月までの判定状況は介護度が変わるケースが増え、軽度に判定されるケースや非該当となるケースの割合が以前より多い状況となっていると報告がありました。

坂城町での現状はどうでしょうか。新基準での認定の影響はどうなっていますか。介護度が変わることによってサービス内容や費用負担にも変動が出てきますが、どんな状況でしょうか。経過措置がとられていることから今まで受けていたサービスが縮小されていないことを願うわけですが、どうでしょうか。

3月議会の答弁では、どのように変わったか調査をしていくということでしたが、新基準で認定の更新を受けた方への個々の調査はどのようにされましたでしょうか。また利用者に対して制度の変更をきちんと説明されたでしょうか、お聞きいたします。

10月1日から再度見直しがされると言われますが、4月以前の基準に戻るわけではなく、部分的な見直しと言われていますが、内容の周知が大切だと思います。くるくる変わる制度で職員も大変だと思いますが、利用者をもっと大変です。サービスを受けたい人が戸惑うことのない対応を求めますが、具体的にはどんな配慮を考えておいでになりますか、お聞きします。

以上で1回目の質問とします。

福祉健康課長（中村さん） 介護保険のその後についてお答えいたします。

介護保険のサービスを利用するには、どの程度の介護や支援が必要な状態かを判断する要介護認定を受ける必要があります、要介護認定は医療、福祉、保険の各専門分野の委員により構成される介護認定審査会により審査、判定がなされています。

介護認定調査に基づくコンピュータによる一次判定結果は、主治医が医学的な見地で申請者の状態を記入する主治医の意見書とともに、認定審査のもとになる重要な資料である調査員が直接被保険者を訪問し、本人の心身の状況などについて調査をいたしております。

介護認定調査につきましては、ご質問のとおり本年4月から調査項目が82項目から74項目に変更となり、実施されてきたところでございますが、軽度に認定されるのでとの不安の声に応える形で、国レベルで検証・検討を進めるとともに、検

証結果が出るまでの間、要介護認定の更新申請時に希望すれば従前の要介護度を継続することができるという経過措置を設けて、安定的な介護サービスの利用確保に対応いたしてまいりました。7月28日に開催された第3回要介護認定の見直しに係る検証検討会において、4月以降の調査に係るコンピュータによる一次判定結果の軽度化が指摘されるとともに、本年10月1日からの調査基準の見直しを示されたところでございます。

坂城町における本年8月末現在の要介護認定の状況につきましては、認定者は626名で、その内訳の構成比は、要支援1が4.6%、要支援2が9.3%、要介護1が21.9%、要介護2が17.1%、要介護3が19.6%、要介護4が13.6%、要介護5が13.9%となっております。これを調査項目の変更前の本年3月末の構成比と比較いたしました。先ほど申し上げた経過措置が反映されていることもあり、数字からは特段の軽度化は見取れない状況となっております。

また当町における4月1日から8月末までの申請受け付けの状況を申し上げますと、新規申請が44名、更新申請が221名、変更申請が26名、再申請が10名でございますが、経過措置の対象となる更新申請のうち8月末までに認定結果の出た180名中経過措置を希望されたのは116名となっております。

180名の認定状況につきましては、前回より重度となった方が33名、前回より軽度となった方が12名、前回と同様の介護度であった方が135名となっております。

また経過措置を希望しなかった方64名の状況を見ますと、前回より重度となった方が18名、前回より軽度となった方が12名、介護度の変わらなかった方が34名となっております。ご本人の心身の状況の変化もありますことから一概に軽度化の傾向とは言えない状況でございます。

しかしながら、更新申請をいただいた180名の認定審査会による二次判定での一次判定結果の変更状況を調査しますと、軽度に変更された方が3名であるのに対し、重度に変更された方は70名と、経過措置が反映されているとはいえ、コンピュータによる判定について軽度化の傾向が見取れる状況となっております。このことは当町の要介護認定審査を委託している長野広域連合の実績データにもあらわれているところでございます。

個々の調査という点につきましては、その方の心身の状況の変化や介護者の状況によりますので、お一人お一人の対応については、お問い合わせやご相談をいただ

いた段階で、その方の状況に応じたよりよい対応に努めております。

利用者への説明については、特に更新申請の皆さんを中心に調査の内容が変わったことに加え、経過措置について十分な説明に努め、経過措置希望調書にて希望の有無を確認いたしてきたところでございます。

10月1日からは現在の74調査項目は生かしつつ、項目選択率のばらつきが大きかったり、質問や要望が多く寄せられた項目を中心に調査項目の定義の修正を行うことで問題点の改善を図るとしてしております。国のシミュレーションによりますと、定義の修正により4月の見直し前と同等の状況に戻るということでございますので、10月以降の認定結果につきまして注視してまいりたいと思っております。

また実際に調査を行う認定調査員につきましては、説明会や研修会の参加を初め、修正される定義の徹底を図り、信頼性の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

11番（円尾さん） 今、坂城町の現状についてご答弁いただきました。

要は経過措置をとっているもので、それほどの影響がなかったというような中身だったろうと思いますけれども、この経過措置そのものが軽度認定の危険性を認めたために経過措置というものをとってきたわけですね。安定的なサービスの利用確保する、希望者には構成前のままでいいですよということを言いながら、例えば申請についてそういうことを希望する人は丸をつけてくださいとか、印をつけてくださいとかということがあったものですから、急に下がってしまうというようなことがなかったかと思えます。

ただ、この制度が経過措置であって凍結ではなかったものですから、要は経過措置を希望する人でも通常の更新認定と同じものをしなきゃいけないわけですね。訪問調査であったり、主治医の意見書、あるいは介護認定審査会のすべての手続きをしなければならないというのが、この経過措置を含めてなんです。そのためには、それぞれの相当の費用が必要になってきます。全国では、その費用を低く見積もっても300億円以上と言われます。厚生労働省に新方式の審査判定のデータを送るためだけに使われる費用で、前代未聞の無駄遣いというのがこの経過措置ではないかと私は思います。

それでは、その中で具体的なことについて質問をいたします。

ひとつとして、経過措置で今まで介護度を受けていた人が、10月1日以降、また基準が少し変わられるんですけれども、見直された認定基準で判定をやり直さな

きやいけないのかどうか、それが1点。

それから4月からの基準で新しく、先ほど何人かの方が新しい申請をしましたよとか、それから介護度の中で変更申請をした人というのがかなりあったわけですが、4月から始まった基準でそれが認定されてきているわけですから、10月に新しい認定基準ができたときには、その人たちはどのように対応していくのか、また、やり直さなければならないのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） ただいまのご質問にお答えいたします。

要介護認定の見直し後の4月1日から9月30日までに認定を受けた方の対応につきましては、10月1日から調査の定義が修正になることから、改めて認定調査を行うというのではなく、認定の有効期間の満了まで現在の介護度が維持されるということになります。これは経過措置の対象となった更新申請をされた方だけでなく、新規申請、変更申請をいただき、認定を受けられた方も同様となっておりますが、介護保険の制度上、有効期限の満了前でも容体に変化があった場合や実情と一致していないと思われる場合につきましては、その時点で要介護度の変更申請をしていただけることとなっておりますので、そういった制度もご利用いただきながら対応を図ってまいりたいと考えております。

11番（円尾さん） 新しい申請の中で認定を受けた場合は、期限が来るまでそのまま今の状態が続きますよという今の答弁だったと思いますけれども、介護認定が被保険者のサービスを受ける受給権にかかわるものですから、要は同じ保険制度でありながら認定を受ける時期によって申請内容が変わるという扱いが異なるというのは大変不公平な扱いではないかと思うんですよね。そういう意味で不信感を持たれるようなことがあるのではないかということをご心配するわけですね。

新方式の認定を出された要介護度で必要なサービスがきちんと受けられているものなのか、サービスからとりこぼされていないのか、先ほど今後の10月からのものには注視していきたいということをおっしゃっていましたが、制度がこういうふうに変化していく、わずかな、半年ずつこうやって変わっていくという状況の中で、やはりその中身としてそれでいいのかどうかということは大変疑問に思いますけれども、それをその人たちの状態がどうなのかということを検証していくということが大事だろうと思うんですが、その辺については、どういうふうにお考えでしょうか、お尋ねします。

福祉健康課長（中村さん） ただいまのご質問ですが、認定調査員がおりまして、定義の徹底、修正される定義の徹底を図ってまいりますので、認定調査員がそれぞれ訪問いたしまして理解していただくように状態を判断させていただいておりますので、何か問題がありましたら、そういう形で努めてまいりたいと思っております。

11番（円尾さん） 調査員の方との連携をとりながらやっていくんだということは当然のことだと思うんですね。ただ、この制度がそういうふうに細切れで変わっていくということに対しては、サービスを受ける人たちにとっては非常に戸惑うところも多いと思うんです。

そういう点で、じゃあ、調査員の方だったり、いわゆるケアマネジャーの方だったりということに対して、その人たちとの連携をどういうふうにもっているのか、ちゃんとした密な連携がとれているのかどうか、再度確認しておきたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） ケアマネジャーの方、介護保険の担当、みんなそれぞれ連携を取り合って、それぞれ問題が起きましたら相談いたしましてやっております。今後もそのように努めてまいりたいと思っております。

11番（円尾さん） それぞれ相談しながらということは当然なんですけれども、特に私がお聞きしたいのは、この制度がこういう形で変わっていくとき、それは受ける方の人にしてみても、今まではこういう調査でよかったのに、ここの項目がこんなになってきたよという形でかなり中身的に変わるかと思うんですよ。その辺に対して、どういう連絡関係をとっていたのかということがちょっと気になったわけです。

だから、そういう点で、やはりこの認定項目、一番介護保険、本当に入っていく入り口ですね。サービスを受けるための入り口ですから、そこで戸惑うことがないように、やはりきめ細かな対応をこれからも続けていただきたいし、ずっと追跡をしていってほしいと思います。それが一番だろうと思うし、特に新しい審査基準で受けた新しい方、あるいは区分変更の方なんかはかなりおりましたけれども、そういう人がまた今度6カ月の期限が切れたとき、新しい認定基準で見直されていくわけなんですけれども、そうすると変更される可能性というのはあるかと思うんですよ。自分が今こういう介護度だから、もう少し何とかというふうにする方たち、思う人たちはそれはそれで申請すればいいと思うんですけれども、期限まで待っている人たち、その人たちがこういう制度の変更で影響を受けていく、そういうことがないように、ぜひきちんとした対応を望みたいと思います。

続きまして、2番目の問題に入りたいと思います。

2. 公共事業を進めるために

イ. 地権者に対する配慮を

町が行う公共事業には、町民の皆さんの貴重な財産を提供していただき、進められていることが多くあります。公共事業が実施されたことにより、関係した土地の固定資産税の評価額が大幅に上がる場合があります。土地を提供してくださった人、代替地を提供してくださった人に対して何らかの配慮があってもいいのではないかと思います。と思いますが、どうでしょうか。

土地を売った場合は税法上の考慮があります。また建物などの保障、売り上げ保障などもありますが、代替地として交換したときには何も配慮がありません。固定資産税が上がっただけという結果がありまして、土地の価値が上がったからいいのではないかという人もいますが、そんな短絡的なことではなく、交換してくださった土地があったから公共事業が進んだということを考えても何らかの配慮として町の独自政策を制度として創設できないか伺います。

ロ. 地元住民との合意は

公共事業への不満を耳にします。喜ばれる事業展開のために十分な説明責任を果たしてほしいと思います。住民合意はどうされているのでしょうかについてお尋ねします。

1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 円尾議員のご質問にお答え申し上げます。

公共事業を進めるにあたっての配慮ということでございます。

まちづくりの基盤を成します公共事業、これは大変大事な仕事であるわけでございます。道路の新設、拡幅、あるいはまた、いろいろな公共用地の取得等々がございます。地権者の協力なくしては進めない事業でもあるわけでございます。地権者の貴重な土地を分けていただくということ、こういう上に立っては、常に保障の問題等も正式にいろいろと取り交わされるわけでございます。何とかお譲りいただくべく諸々の問題について地権者の意向を踏まえながら対応しているということが実情であろうかなと、こんなふうに思っております。

しかし、公共事業に協力をいただいた皆さんに不快な面、あるいは何か不満の面ということが出てくるということは、まことに残念なことでもあるわけでございます。公共事業をスムーズに進めるには、事業用地や代替地を提供していただく方等

についての対応ということ、なかなか難しい面があるなど、こんな思いでございます。

そういった面で固定資産税をその後、その地域をどうすると、個々の話は保障の中、いろいろ論議の中では対応してまいります、特別に制度化するということは、私も長い行政の中で例がないんじゃないかと。なかなか難しい問題だなど、こんなふうに思いますし、なじみ得ない課題でもあろうかと、こんなふうに思っております。

お話にもございましたように、用地の交渉にあたりましては、本当に地権者の意向を十分踏まえ、そして納得いくべく、いろいろな事前における説得と契約においては進めていかなければならないと、理解いただくべくいろいろ説明して納得いただくべく努力することが大事だということになるのかなと思っております。以上でございます。

建設課長（村田君） 私からは口の地元住民との合意はについてご答弁させていただきます。

今日、公共事業を実施するにあたりましては、計画、実行、評価のステップを確実に行うことで、より住民の皆さんに役立つ効果的なインフラの整備が実施できるとともに、計画から実行までの間に開催する地元説明会は住民との合意形成を図る上で大変重要であると考えております。

ご質問をいただきました地元住民との合意はでございますが、基本となる設計が完了した段階で地権者説明会、地区説明会を、また工事実施にあたっては、具体的な工事内容を説明する工事説明会を事業の内容、規模等に鑑み、その必要性に応じて開催しており、地元自治会の区長さんを初め役員さんの皆さんには発注者側では把握できない地元の実情等もありますゆえ、できる限りのご出席をお願いしております。

このうち地権者説明会は、産業道路A01号線や県道上室賀坂城停線、田町区間でも開催をいたしました。貴重な財産をご協力をいただく地権者の皆さんにお集まりをいただき、実施する説明会で事業の進捗に最も個別的要因が影響する事柄の説明会となりますので、地権者の皆さんのご理解を得られるよう、慎重に実施しております。

地区説明会は、事業中及び事業完了後において当該地区の生活環境、住環境に何らかの変化が生ずると予測される範囲の皆さんを対象とする説明会で、食育・学校

給食センター、中之条団地等でも実施してまいりましたように、自治区、組合単位を基本に住民の皆さんへの説明会を開催しておるところでございます。

公共事業は、社会全体の快適で、よりよい生活環境を構築することを目的として実施される半面、事業用地の提供や生活を取り巻く環境の変化など、一部の皆さんにとっては異論をいただく面があることは否めない状況でございます。また民間事業と異なり、社会全般における公平・公正性の保持も必要であることから、住民すべての皆さんの賛同を得られない状況も生じますが、これら各説明会を開催するときには個別にご説明を申し上げながら、これからもでき得る限り地元住民の皆さんと合意形成を図り、公共事業による社会整備を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

11番（円尾さん） それぞれの中で地権者の皆さんやいろいろな方への話し合う中で、地権者の皆さんのおっしゃっていることを受け入れながらいろいろなことをしているんだというお話が町長の方からありましたけれども、現実には法律の中で、税法上とか保障とかいろいろなものの中、そこから外れてしまうという場合が出てくるんですね。そういうことに対して私はぜひきちんとしたものをつくってってもらいたい。制度という形で大きくとらなかったにしても、それができるんじゃないかと。

今までほかの地方で聞いたことがないよとおっしゃっていますけれども、坂城町の商工振興条例の中には町独自の施策もありますよね。新しく何かをした場合には、1年間だけだけれども、その中で固定資産税に相当する分は助成しますよという制度、この制度だってそこら中にあるものではないと思うんです。

だから、こういうものを独自策として、それは工業の町坂城として育成していったり、それから町への貢献度とかいろいろなことを考えたときに、そのことをやってきたということについては、これは大きく評価するところですがけれども、やはり公共事業で本当に、ずっと公共事業でそういう形があったときに、例えば土地を交換なさったというような場合には、その方が交換して事業が終わったから評価額ががんと上がるということがあるんですけれども、町の土地と交換したときなんかについては何のあれもないわけですね。そういうところに、やはり協力して損したなというようなことや、もう町への協力はしたくないと、そんな思いをしている方も現実にはおいでになるんですね。だから、そういうことを私は、町の独自策、ずっとやっていってくださいよというようなことは言いませんけれども、せめて評

価額が3年に1度変えられるときに、大幅に上がるというような現状が出てきたときに、そこではやはり町としての誠意を見せていく、それぐらいのことはしていただきたいと思うんですけれども、その辺について町長の考えをもう1度伺います。

町長（中沢君） お話の趣旨はそれなりに理解できます。私もテクノ工業団地、あるいは村上保育園の土地の場合には、代替地を含めてお話し合った経験もあるわけでございます。そのひとつひとつについては、ぜひ納得いただくべくいろいろな代案を出しながら最終的にご理解いただいたということになるのかなと、こんなふうに思っています。

制度でなくてもということで、いろいろ坂城町全体にあちこち多様な事業を実施していますので、どういうふうに対応するかということは難しいことだなと。今、田町の例をとりますと、半分の皆さんはいろいろと土地を提供し、そして次なるお家をつくっていくと。それは交渉の中にあるわけでございますが、半分の皆さんは、土地は出さないけれども、16mによって路線化が今度は変わってくると、そこに、いや、われらは全然あれだったけれども、どういう負担がかかるんだやと。それは一般的に言えば、その地域の土地価格が上がるんだから、財が増えるんだからという説明は誰でもいたしますけれども、ちょっとデリケートな問題にもなるのかなと。

当面は行政とすれば、その都度納得いく交渉というか、お話し合いをしていくということから、まず始まることかなと。全体的にどうするかということは、ちょっと検討するにも時間がかかるお話かなと、こんな思いもいたします。以上でございます。

11番（円尾さん） それぞれの方と合意形成をしていって、その事業を進めていくというのは当然のことだと思うんですけれども、そこからはみ出ちゃったところに対して、やはり何らかの方法を考えていかななくてはいけないんじゃないか。その辺は、ぜひこれは私、町長さんへの宿題として持っていただきたいと思います。今すぐ返事が出てくるような問題ではないんですけれども、でも、町民の皆さんがこういう思いをしているということ、やはり知っていただいて、じゃあ、何かいい方法はないか、商工業でこういう例をやっているんだけれども、それに合うような、それと同じことをしなさいとは言いませんけれども、合うようなものをやはりやっていくことが、より町民の皆さんに理解されていくということだと思うんです。その点について、宿題だと思って考えていただければと思います。

住民合意について、先ほど課長の方から、それぞれ計画のところでは計画ができた

ら、こういうふうにやっていくんだよという説明がありました。実際には地権者を除いては説明の対象になってくるのは、ほとんど役員さんが多いわけですね。公共事業だけではなくて、町単事業にも言えることなんですよね、この合意をとっていくということに対しては。そういうときには、やはり地元の全体の人たちに対して説明を対象にしていく、先ほど声はかけているけれどもというような話がありましたけれども、どの範囲でじゃなくて、それを利用する人たち、例えば道路だったら、そこを通る人たちにも声をかけていただいて、こういう説明会をしていくんですよというぐらいの配慮はしてほしいと思うんです。その辺について、どういうふうにお考えでしょうか。

それから住民への説明会などで多くの意見が出されてくると思います。個々の問題は別としてですよ。個々の問題はそれぞれ個々で解決していただければいいんですから、個々の問題じゃなくて全体的な問題でいろいろな要望が出されてくると思うんですけれども、そういうような意見、出された意見を事業展開にどのように活かされているのか、その辺についてお聞きします。

建設課長（村田君） 再質問にお答えいたします。

道路公共事業ということを取りましても、お話がありました、当該事業が、例えば地域密着型であるのか、また全町型であるのか、そういうことなどの範囲性を考慮しながら説明責任という観点から、その実施について検討してまいりたいと考えております。

それから町単工事のお話もいただきました。

町単工事につきましては、私ども担当課といたしましては、区の総意として申請をいただいて事業を実施してきておりまして、現地調査の折も、区長さん、あるいは区の役員さん方に、その方法につきましてもご相談を申し上げながら進めてきておるといってございまして、ご質問にありましたとおり、いろいろな方々からそういうお話があるということであれば、その手法についても完全ではないというふうに認識をいたします。

今後においては再度検証いたしまして、その事柄について対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

11番（円尾さん） 今の課長の答弁の中で1点抜けましたので、もう1度、再度答弁していただければと思います。

要は、そこでいろいろな意見が出されたものが事業展開にどのように活かされて

っているのか、その辺については、どういうふうにお考えになっているか、それをもう1度答弁いただきたいと思います。

それから、やはり道路など、今、地域密着型であったり全町的なものに分けてやっているんだというお話でしたけれども、道路というのは地元だけではなくて、多くの皆さんが共有する場所なんですよね。だから、そういう意味でも、この道路に対する不安というのは、議会報告会もやらせていただいた中でも、かなり出てきました。その中で、やはり同じ公共事業をしていくのに大きなお金をかけながらやっていくのに、もっときちんと了解をしていく中で、すっきりと公共事業ができれば本当にいいのになというのが私自身の感想です、その中で。そのためには、やはり説明を十分して合意を得ていく、それから皆さんの意見がどういうふうに反映されるかというのも返していくということが大事だろうと思うんですよね。

全町に知らせていくという点については、先ほどの下水道の問題についての質問の中でも説明をちゃんとしてくださいよというようなお話がありました。やはり道路とか下水道とか大きな事業については、どんな事業なのか、どう展開するのか、今後はどうなるのか、わかりやすく丁寧に、例えば図面なども示して広報などで工夫して知らせていく、全員が納得ということはないかもしれませんが、ああ、今あそこでこんな工事があっているのは、こういうためなんだな、あそこでやっているのはこういうことなんだなということが町民の皆さんに理解されていくということが私は一番大事だろうと思うし、公共事業を進めていくためには大切なことだと思うんです。その辺について、もう1度答弁いただきたいと思います。

建設課長（村田君） 再度答弁させていただきます。

公共事業につきましては、公平性が一番というようなこともございまして、説明会等でいろいろご意見いただいたものにつきましては、でき得る限り精一杯の対応をさせていただいておりますが、すべての皆さんのご意見を取り入れていくということはなかなか難しいかなということでございます。

そういった意味におきまして、要望いただいたものについては、できる限りその事業に取り組んでいくということは当然でございまして、今後とも地区だけではなくて、その全町型といいますか、そういうようなものにつきましては、多くの皆さんのご意見を取り入れられるような、その対応についてまた検討させていただきます。よろしく申し上げます。

11番（円尾さん） 今、建設課長の方からの答弁であれでしたけれども、主には道

路とか、そういうことが建設課に関係してくることが多かったんですけども、やはり道路行政だけではなくて、公共事業を進めていくためにはどうなんだろうというのは、町というか、庁舎全体で考え方をきちんと持っていき、それが大事だろうと思うんです。それに対して、もちろん不都合があったり、それから不満があったりしているということに対しても、それがどこまでできるかということとは別としても、きちんと聞く耳を持っていただきたい。それは道路行政だけではなくて全体のことと言えるんですけども、そういうふうにしていただければと思います。協働の町を進めていくとか、また町の仕事を理解してもらおうというためには、町民との情報の共有というのが、やはりどれだけできるかということで事業効果を左右すると思うんです。十分な説明を求めていきたいと思います。

時間の関係もありますので、次の質問に入ります。

3. 環境にやさしい取り組みを

イ. 太陽光発電等に助成制度を

地球温暖化が引き金となる異常気象が年々増加傾向にあり、心配であります。環境政策に大きく方向が切られ、いろいろな取り組みが始まっています。昨日は、ごみ減量化対策について質問がありました。私からはエネルギーの確保の視点から環境について質問いたします。

国が個人住宅への太陽光発電システムの助成を復活したこととあわせて、助成制度の活用をしている自治体が増加しています。町民の方から見積を業者に依頼したところ、坂城町はいろいろなところで発展している町だと思っていたのに、太陽光などに補助制度がなく、環境対策が遅れていると言われたと。大変恥ずかしい思いをした、そんなことを話しています。坂城町でもぜひ導入されて環境にやさしいまちづくりをしていく時期がもう来ているのではないかと思います、見解をお尋ねいたします。

平成17年2月に策定された新エネルギービジョンでは、坂城町は日照時間が長く、全日射エネルギー量は日本でもトップクラスである、太陽光発電には適した地域の特性を持っていると分析しています。行政として、新エネルギーの導入や研究開発に対して町独自の助成や支援制度の制定を検討すると記述されています。これら新エネルギービジョンを実現するひとつとして、個人住宅に太陽光発電システムに助成してはどうかと考えますが、どうでしょうか。

さて、いよいよ政権交代が現実のものとなり、タイミングのいいことに民主党の

鳩山代表は7日に1990年度比、2020年までに温室効果ガスを25%削減する中期目標を明言しました。麻生政権の8%と比較すると、大きな前進だと歓迎したいと思います。環境政策が大きく変わるであろうと思われます。

坂城町にあっては、取り残されないためにも太陽光発電等へ助成制度を創設することを強く求めるものです。前向きな答弁を求めます。以上です。

町長（中沢君） お話のありましたように、平成17年の2月に坂城町は県下に先駆けてNEDOと提携し、新エネルギービジョンをつくったわけでございます。風力、あるいは太陽光、水力万般にわたるビジョンをつくったところでございます。当初、風力発電というようなところにも目を向けたわけでございますが、環境というようなもの、また実際にそれだけの風力がないということで、しなかったという経過はございます。ただ、太陽光発電については、その策定ビジョンの経過の中でアンケート調査をいたしております。一般の住民も、また坂城の中学生も実に関心を寄せておりまして、これはみんなでやらなければならないというような方向が記されているところでもございます。

国の施策につきましても、太陽光発電の助成については最初あり、その次にはまた1度中止したということの経過はございますけれども、また復活して新しい国の助成制度が生まれてきたわけでございます。低炭素社会づくりの行動計画や太陽光発電の導入の拡大のためのアクションプランということでもいろいろな施策が出されており、また本年1月からは住宅用太陽光発電システムの設置に関する補助金制度も創設されたということでもあって、それぞれの皆さんがそれに対する対応ができるようになったなど。

ご承知のように、こういった自ら居住する住宅を対象にした、そういった太陽光のシステムについては、一定の要件を満たした場合には、太陽電池モジュールの最大出力1kWについて7万円を補助するということでもあるわけでございます。現在その制度は生かされておりますし、県下各市町村でも、そういった動向は見守っているというのが現状でございます。

地球温暖化の防止、あるいは新エネルギーの拡大ということは、国の施策を受けながら、これからの重要な課題ということをも位置づけております。町としましては、公共施設である食育・学校給食センターにあたっては、あるいはまた、南条保育園に続き太陽光パネルの計画を何とか成し遂げるように工夫を凝らし、また前進しているということでもあるわけでございます。

環境問題といいますと、ごみ処理の減量化ということとあわせて熱エネルギーの有効利用ということは大事なことでございますので、個人の住宅の助成につきましても、国の制度を補完する意味で何なりか、できるだけ若干の上乗せをして啓発という面に対応できたらと、そんな思いがしているところでございます。以上でございます。

11番（円尾さん） 町長に答弁をいただきました。

ニュアンスとして実現が、これが近いのかなというふうに解釈させていただきますが、その中でもう1度再度質問をしていきたいんですが、エネルギービジョンのすてきなものができているわけですが、その中身についてというか、その中で、要は、これは努力目標だろうとは思いますが、その中でやはりこれを立てたときに、目標年度を2010年にするんだと、坂城町のエネルギーの需要量の3%を確保していくんだということが努力目標であったんだらうと思いたうんですが、立てられています。ところが、2010年というのはもう来年なんですよね。

そういう意味で、計画を立てることが目的ではなくて、計画に沿って政策化、実現していくんだというふうに解釈すると、今までにこの4年間でエネルギービジョンやそういうことに対してどんな検討が中でされてきたのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

町長（中沢君） エネルギービジョンをNEDOといろいろ話し合うという中では、2年間にわたって研究した成果があるわけでございます。和平の上に風力発電をということで検討いたしました。結果においては6mぐらいの風速ではだめだなということに相なったわけでございますが、そういう風力発電、あるいはまた公共施設等による太陽エネルギーの問題、それには南条保育園、あるいは食育・学校給食センターを何とかこぎ着けたということでもございます。

さらにNEDOとの話の中では、これはひとつの検討したということでございますが、びんぐし温泉の温泉水を利用してのエネルギーを電気に変えると、それは電力をいろいろ供給する以前に、ひとつこういった仕組みで電力はできるんだよというようなことの検討もあったかなと。そしてまた、ある企業におきましては、六ヶ郷用水を利用いたしまして、そこから水力を使った電力をということで、これは国、あるいは関係者も寄りまして検討し、それは今も研究中のことではございますが、そういった経過もあるわけでございます。

何と云って各家の屋根を見ますと、これはすばらしいエネルギーの財だと。これは個人にかかわるものだということが、これからの主要なことかなと思っておりますので、そういった面に力を込めていきたいなど。エネルギーということ学ぶことによって、いろいろな創造的な産業にも役立てるなど、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

11番（円尾さん） エネルギーについてはいろいろな方法をとってきたんだというお話は伺いましたけれども、NEDOなんかはこれを補助金を出したということでエネルギービジョンの計画ができたわけですが、それについては、いち早く手を挙げていったから、その計画がいち早く実現できるようにという対応もぜひしていただきたいと思うんです。

そういう意味で、このエネルギービジョンに沿って庁舎内で何らかのアクションを起こしてきたのかどうかという点については、これは担当課から話を伺いたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

全町的な取り組みといたしましては、町の総務課の方で行動計画をつくりまして、この間分別の徹底、それから昼休みの消灯、それから各トイレ、パントリーにおきまして消灯、それから節水の呼びかけをして、全町的な取り組みの中では、そういったエネルギーの削減、また温室ガスの削減に町を挙げて取り組んできているということでございます。

11番（円尾さん） 質問の趣旨がうまく伝わらなかったかと思いますが、私は、せっかくエネルギービジョンという、こういうすばらしい計画をつくったんだから、それを実現するために、この計画に沿ってどんなことが研究されてきたのかなというのを聞いたかったわけですが、それはまた今後の課題としたいと思います。

というのは、目標年度というのが2010年ということになっておりますので、新たに今まで計画してきた案はどうだったか、特にここで言われている、もちろん省エネも必要でしょうけれども、むしろ新しいエネルギーをどうやって確保していくのかというのが大きな計画の目的だったと思うんですよね。そういうことに対してどうだったんだろうなというふうになんかちょっと気がかりだったからお尋ねしました。

また、これは何もこの5年間で終わっていくわけではないですし、今大きく政治が変わろうとしている中で、環境政策ということにかなりブレーキが切られてきま

すので、全世界で環境政策がやられてくると思います。やはり取り残されないというのをきちんとして、計画を立てるときだけに一生懸命早かったけれどもというのではなく、ぜひやっていただきたいと思っています。その中で食育・学校給食センターに太陽光を導入されたことは改めて評価したいと思います。

ただ、製造業が多い工業の町坂城では、どうしてもエネルギーの消費量というのがほかのところよりは多くなっていますよね。そういう意味でも、また自律のまち坂城として、ほかに誇れる環境にやさしい町であってほしいと思います。第5次長期総合計画が作成されていきますが、環境政策ということが主軸になる計画であることを願って質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時40分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、6番 入日時子さんの質問を許します。

6番（入日さん） 1. 障がい者福祉について

イ. 音声信号機と点字ブロック設置を

通告では、点字ブロックとなっていますが、正式には視覚障害者誘導用ブロックというそうです。以後、誘導ブロックと略して言います。

この間、視覚障害者の方から「自分で外出したくても音声信号機や誘導ブロックがないので危なくて外出できない。だから、目が見えない人はどうしても家にこもりがちになってしまう」と言われ、はっとしました。障害のある人も、ない人も、社会の一員として尊重し、支え合いながら地域の中でともに生活する社会こそ当たり前の社会であるというノーマライゼーションの考えを頭で理解しているだけで何もしてこなかった自分がとても恥ずかしくなりました。町でも毎年、人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会を開催していますが、本当に障害者の人権を尊重し、必要な援助ができているでしょうか。障害を持っていても一人の人間として尊重され、十分にその人の能力が発揮できる基盤整備や施策がとられているでしょうか。

この間テレビを見ていたら、ユニセフ親善大使の黒柳徹子さんがネパールの盲学校を訪問し、「日本はどこへ行っても盲人用信号機があるから目が不自由でも大丈夫よ」と言っていました。しかし、まだまだ日本全国の交差点に音声信号機が設置されてはいません。世界の経済大国、先進国と言われながら日本は福祉予算が少なく、基盤整備が遅れています。

坂城町でも、ご承知のように音声信号機は1カ所もありません。歩道の誘導ブロックも文化センターから消防署までの産業通り沿いだけです。これでは怖くて外出できないとつくづく感じました。2006年に交通バリアフリー法が改正され、バリアフリー化が公園、駐車場、道路にも拡大されました。これにより新設、または改良については適合義務となりました。町でもA01号線やA09号線の改良工事が行われましたが、誘導ブロックや音声信号機の設置は検討されたのでしょうか。障害を持っていても一人一人が自分に誇りを持ち、自立して生活するためにも自力で外出できる環境づくりが必要だと思います。音声信号機や誘導ブロックの歩道整備について答弁を求めます。

ロ. 自動車改造費補助金について

町の条例に身体障害者用自動車改造費補助金交付があります。身体障害1級から2級の人が自分で運転できるように車を改造する費用を上限10万円まで補助するとなっています。しかし、本人が運転できないくらい重度障害のため、家族が運転を余儀なくされ、車椅子やベッドなど乗せられるように車を改造しても本人が運転しないので対象外になります。こんな理不尽なことがあるのでしょうか。本人が運転できないという重度障害者に対しては、何もしてくれない。とても矛盾を感じます。職員も矛盾を感じないのでしょうか。他の市町村は本人だけでなく、重度障害で本人が運転できない場合は家族の車にも補助金が支給されます。規定外と窓口で断るのではなく、ケース・バイ・ケースで住民福祉の心を發揮してこそ町の条例が生きてくるのではないのでしょうか。工業団地祭りで司会者が町民に夢と希望を与える町長と紹介されていたので、夢と希望を与える町長の答弁をお願いします。

建設課長（村田君） 音声信号機と誘導ブロックについてご質問をいただきました。

坂城町内では音声信号機については設置されておりませんが、誘導ブロックについては産業道路の文化センター北側から坂城インター線までの区間について街路事業の実施の際にインターロッキング舗装にあわせて歩道内に設置をいたしておるところでございます。

誘導ブロックにつきましては、連続した区間で設置されていないと視覚障害者が戸惑ってしまうことも考えられ、現在施工中の坂城インター線南側、若草橋までの区間については、部分的に完成している区間もありますが、施工はしていない状況でございます。アスファルト舗装の場合は接着するタイプの誘導ブロックもありますので、その区間の道路工事完成後でも設置することは可能でありますので、視覚

障害者の利用頻度が高いと考えられる区間については設置を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また信号機については、公安委員会で設置をいただいておりますということですが、音声信号機の設置場所の基準といたしましては、視覚障害者の利用頻度が高い盲学校、リハビリテーションセンター、役所等の公共施設を含む区域に優先的に設置をされている状況でございます。公安委員会で、その施設の設置にあたりましては通行状況等を確認した上で設置をされている状況でございますが、坂城町につきましては、この基準に当てはまっていないものと推測をされるものであります。設置希望がある状況はよく公安委員会の方へお伝えをして、今後とも働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

福祉健康課長（中村さん） 自動車改造費補助金についてお答えいたします。

町の自動車改造費補助金につきましては、身体に障害のある方が自ら所有する自動車を改造して運転できるように設けられたものであり、限度額は10万円でございます。身体に障害のある方が自動車等により社会参加の促進を図ることを目的とした制度でございます。

ご質問にございました趣旨の補助金につきましては、長野市が車椅子対応車両への改造費用の補助を行っておりますが、近隣のほかの市町村では、まだ補助制度を設けていない状況でございます。町には車椅子で乗車できる自動車、ストレッチャー車の貸し出しを行っておりますので、必要に応じ、ご利用いただければと思います。

また障害者の移動に伴う介助の支援につきまして、自立支援法に基づく移動支援サービスがございます。これは障害のある方が外出するための支援を行うことにより自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的としております。買い物、散歩等の外出の介助であれば、一部自己負担もございますが、このサービスをご利用いただくこともひとつの方法かと思うわけでございます。

そのほかに自動車の有料道路における割引制度、自動車の所有者が限定されますが、自動車税、軽自動車税の免除の制度などもございます。

いずれにいたしましても、車椅子対応車両への改造に伴う補助につきましては、今後、国、県及び近隣の市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

6番（入日さん） 今、建設課長の答弁では、誘導ブロックについては今後場所の拡

大をしていくということですので、ぜひお願いいたします。

音声信号機については、公安委員に働きかけているということですが、特に福祉センターを利用するための文化センター前の信号だとか、田町の交差点の信号など早急に音声信号機がついて視覚障害者の方が安心して渡れるようにしていただきたいと思います。

交通バリア法の基本構想策定は、平成21年6月末までで255市町村、334の基本構想が出されています。公共機関を利用する高齢者や障害者の移動の利便性や安全性の向上を図るため、駅のエレベーター設置や周辺の道路整備、音声信号機や誘導ブロック設置に国が補助金を出します。市町村は高齢者や障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成しなければなりません。長野県でも諏訪市、塩尻市、岡谷市、松本市が策定しました。町でも障害者の要望をアンケート調査して障害者の声を生かした基本構想を策定してほしいと思います。ここは福祉センターですとか文化センター交差点ですと音声案内ができたらすばらしいと思います。ぜひ基本構想に取り入れてほしいと思います。

口の自動車の改造費の補助金ですが、国や県の動向を見て今後検討するということが、「その他町長が必要と認めた場合」という1行を加えれば対象になるわけです。ぜひそういう前向きな考えをよろしくお願いいたします。

時間がないので、次の質問に移ります。

2. 遊具について

イ. 安全性の点検と検査費用を

遊具による事故が多発したことがあり、町でもそのとき、平成16年に全区に対し、遊具の点検を指示し、13区が遊具を撤去しました。公民館では毎年、区の担当者に安全点検を実施するよう通知をし、各区では目視検査が行われています。しかし、素人の目視検査ではさびやねじの緩み等、外観的な一部分しかわかりません。ある区で専門メーカーに検査してもらったら、構造上の問題や設置場所の問題が指摘されました。外観上問題がなくても近くに木や柵など障害物があると不適合と判断されました。小さな滑り台と大きな滑り台が組み合わさった複合滑り台も小さな滑り台のデッキの高さが不十分だと言われました。今回、他の区の滑り台を見て回ったら、同じつくりの滑り台が何カ所もありました。

このように遊具が本当に安全かどうかは専門家でなければわからない点多々あります。しかし、遊具の検査に対しては、どこからも補助がありません。専門家に

検査を依頼すると費用も高くなり、すべて区の持ち出しです。各区もお金がかかる専門家の検査まではなかなか行えません。役員も1年ごとにかわるので、どこに検査を依頼していいかわからないと思います。せめて10年ごとに各区が専門家による検査を実施できるよう、費用の援助や専門メーカーを紹介するなど、町としても安全点検の向上に取り組めないか、答弁を求めます。

ロ. 撤去と新設費用を

遊具の撤去には費用の2分の1、上限10万円までの補助があります。しかし、撤去には多額の費用がかかります。限度額を30万円から50万円に増額できないか、お聞きします。

現在、多くの区が遊具を撤去したので、近くに子供が遊ぶ場所がないとお母さんたちに言われました。子供を遊ばせるのに、びんぐし公園や文化センターのわんぱく広場に連れて行くしかないと言っています。子育て支援センターもありますが、毎日通うわけにはいきません。夏は朝夕のちょっとした時間や、冬は日中の暖かい時間帯に親子で散歩しながら行ける場所にあればというのが子育て中のお母さんの声です。町内でも泉団地は遊具の種類も多く、子供を安心して遊ばせることができる公園があります。上五明や月見区の公園もいつも子供たちで賑わっています。身近に遊べる公園は子供たちの天国なのです。町でも少子化が進み、地域に子供がいない区も生まれつつあります。子供が少ないのに遊具を設置するお金などない、設置しても安全点検や維持管理費がかかる中で、なかなか新設に踏み切れないという区もあると思います。

遊具の価格を調べたら、一番安いメーカーで中型の滑り台が42万円から47万円、2人用ブランコが16万円からでした。シーソーが22万円から30万円です。これらは本体価格だけで工事費は別です。工事費まで入れると100万円以上になります。区にとっては、とても大きな負担です。区で遊具を設置する場合に費用の助成ができないか、お聞きします。

教育次長（塚田君） 遊具についてお答えを申し上げます。

遊具の安全性に対する措置につきましては、今お話のありましたように、平成16年度、大阪府での遊具事故を受けて全国的に見直しが行われたということで、当町におきましても、企画調整課、まちづくり推進室が主幹となりまして、区長会を通じて対処すべく取り組みが行われた状況であります。危険遊具の把握のために町内の遊具の一斉点検を専門家に依頼して5ランクに分けて報告をいただきました。

その後、その結果に基づきまして教育委員会における遊園地遊具管理等補助金、これを利用いたしまして、撤去、修理が必要なものの中で申請をいただいたものに対しまして、先ほどお話がありましたように、上限を10万円として2分の1の補助を行い、安全な環境づくりに努めたという経過があります。

この対応によりまして、現在では区で所有する遊具のほとんどについてすべて安全な状況になっているというふうに理解をしております。統一的な対応を行って以後5年を迎えるわけですが、その後の遊具の管理につきましては、設置者において責任を持って管理をいただいているという状況であります。

教育委員会におきまして、ご質問ありましたが、青少年の健全育成と安全なまちづくりを進めることを目的に定期的な管理の一環をしていただくという意味合いの中で、毎年行っております青少年を育む町民会議、育成部会におきまして、各区の育成会長さんに補助金制度の趣旨等をご説明申し上げ、遊具の点検について再度ご依頼を申し上げ、安全な環境づくりを進めているというところであります。ですから、毎年、定期的な点検をしてみてくださいと、何かあれば教育委員会の方に相談してくれということに対応している状況であります。また小学校、保育園、児童館におきまして、目視による点検を実施し、修理等必要な箇所があれば即、対応するという状況をとっております。

補助金制度につきましては、さきにも触れましたが、設置の管理者が責任を持つという基本的な考え方でありますので、検査費用については設置者が行うものというふうに理解しておりますが、修理・修繕等の費用につきましては、区、あるいは育成会での負担軽減や、さらに地域の子供たちの健全育成の一助になるという観点から上限は設けてあるものの、補助を行っている状況であります。

2つ目の撤去と新設費用をというご質問であります。先ほどの16年度以降におきまして一斉に修理・撤去をしたことで、それ以降、教育委員会に申請のあったもの、修理についてということ5件ということ、地域の遊具の安全性につきましては、地元で力を入れていただいているのではないかとこのように感じているところであります。

また修理費用につきましても、修理が済んでいる状況で、ここ数年での各地区における遊具整備状況の中では、申請されて補助を行った金額や件数も少なく、安全な管理がなされているものではないかとこのように感じております。

引き続き、既存の遊具の撤去・修理には補助対象として対応してまいるわけです。

が、新設につきましては、やはり設置者の管理責任というものに及ぶこともありま
すし、そういうことがひとつの大きな理由として補助対象外となっているところ
でもあります。現在の町の財政状況等も踏まえますと、新たな補助制度、また増額
については大変厳しい状況にあると考えます。現状での対応の中で進めていき
たいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、修理・撤去につきましては、計画の段階、各育成会に
おいて計画がありましたら、教育委員会と密接な連携をとっていただく中で、危
険防止といった安全面を最重要視しながら双方の予算も考慮しつつ、安全・安
心のまちづくりを行っていききたいというふうに考えております。以上です。

6番（入日さん） 課長の答弁にもありましたが、平成16年から5年が経過して
いて、毎年、育成会を通じて点検をしてもらっているということでしたが、保
育園や学校などでも目視の検査はしているということですが、実際に安全
管理士や公園施設製品安全管理士や整備技師等の有資格者による点検は
行われているのか、その点を再度伺います。

教育次長（塚田君） お答えをいたします。

先ほどの平成16年の遊具の問題が持ち上がったときに、全町の遊具につ
いてすべて業者に点検を行った経過がございます。それ以後につきましては、
業者による点検は実施をしておりません。以上です。

6番（入日さん） 平成16年から5年が既に経過していて、そのときは
専門家に検査をしていただいたが、それ以後はしていないということですが、
遊具はすべて野外にあるので、どうしても風雪によって劣化が激しくなると
思います。特に学校だとか保育園だとか、大勢の方が使う場合は非常に
日々の素人の目視点検だけでは何か事故が起こってからでは遅いと思
うんです。毎年やれということは言いませんが、少なくとも何年かた
ったら専門家に診断してもらおうという、そういうマニュアルをつ
くるべきではないかと思います。多分答弁をお願いしても検討するとい
うことではかないので、ぜひこれからそういうマニュアルをつくって
いただきたいと思います。

それから遊具を使った遊びは運動能力を高めたり、知覚の発達や創造
力などを養います。子供の発達に応じていろいろな遊具に挑戦すること
で危険に関する予知能力や事故の回避能力が身につきます。外遊びで
多くの人と接し、社会的ルールや自分の役割や責任に気づき、コミュ
ニケーションが身につきます。子供の視野が広がる

り、感受性や道徳観、正義感などを育み、心豊かな人間になることができます。特に今は生まれたときから車で移動し、歩くことが少なく、骨や筋肉が弱くなっています。だからこそ身近なところに遊び場が必要だと思います。先ほど財政難のため、これ以上の補助の拡大は考えていないという話でしたが、遊具の新設についても、今後ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。

3. 町道B004号線について

イ. 通学路としての安全性は

この通学路は坂小の通学路として、主に御所沢や岡の原団地の児童が利用しています。私は以前、委員会でも狭くて危険だということを行ったのですが、区からもPTAからも要請がないというだけで具体的な改善は図られていません。周辺の住民からは何度も職員に話したが、何もしてくれないと言われました。特に、この道は車1台がやっと通れる道幅しかなく、すれ違いできる場所さえありません。

今回改めて現場を見に行きました。側溝の蓋が一部取れていたり、段差があったり、路肩が崩れていたり、雑草が生い茂っているなど、高齢者や子供たちに安全な道とは言いがたいと感じました。特に冬場、雪で地面が見えないときは段差につまづいたり、足を引っかけてけがをした人もいと聞きました。急カーブの上に片側が崖になっていて、とても怖いところです。道に雪が積んでであると子供たちはよける場所もなく、車の運転もひやひやします。雨で傘を差していれば車が通れないほど狭いのです。カーブのところに直線に橋をかけて見通しをよくしてもらいたいというのが近所の人の意見です。昨年議員の報告会でも、この道の危険性が訴えられました。改良について今後の取り組みをお聞きします。

建設課長（村田君） 通学路としての安全性はというご質問をいただきました。

ご案内のように、町道B004号線は、現況幅員が2.5mほどの狭いところもあり、通学時に車が通る場合、生徒は隣接宅地や農地での待避を余儀なくされており、町単補助工事の申請でも込山区から道路改良工事の申請をいただいております。

また町単補助工事の現場確認の際に現状を確認させていただいておりますが、そのとき発見されたU字溝の蓋の破損箇所については、交換により対応させていただいております。

道路拡幅につきましては、全体が約350mほどあり、隣接して宅地の建物等が

ある箇所や片側に段差がある区間もあり、建物等の保障や土留め工事の構造物も必要となってくると考えられ、工事にあたっては多額の事業費を要すると考えられるところでございます。

道路事業につきましては、A01号線と坂都1号線で国庫補助事業及び起債事業を実施をしておるわけですが、町の財政事情が厳しいことから、事業費を抑制せざるを得なくなっており、道路事業として別に事業化を図るということは大変困難な状況となっております。

側溝の蓋による段差については、側溝の改修等による対応は可能と考えられます。また道路拡幅については、用地についてご協力いただける区間で部分的に拡幅をして待避場所を確保するといった対応については可能かと考えておるところでございます。

その対応が可能な事業につきましては、町単補助事業等が考えられますので、関係する区長さんと相談する中で対応を検討し、安全確保を図ってまいりたいと考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

6番（入日さん） 建設課長の非常に前向きな答弁をいただきました。蓋は交換したと。段差も今後解消すると。待避場所も確保するということですので、ぜひともよろしく願いいたします。

やはり非常に狭い道ですので、子供たちが事故に巻き込まれてからでは遅いのです。本当に坂城町の道はどこも狭くて、やはりそういう点では再度通学路として安全かどうか、そういう確認も大事ではないかと。田町から真っ直ぐ学校に上がる道路は7時から9時まで一方通行になっていますが、そこの方がかえってすれ違いができるのに一方通行にしてあって、このB004号線は車1台しか通れないし、すれ違う場所もないのに、そういう措置がなされていないわけで、非常に子供たちも周辺の住民も怖い、怖いと言っているわけです。今回、区の方からも要望を出されて町単工事で改善するということですので、なるべく早い待避場所などの確保をお願いいたします。

最後の質問に入ります。

4. 天下りについて

イ. 町の出先機関への禁止を

官僚の天下りについては、国、県も国民の大きな批判を受け、なくすと言わざるを得ない状況に追い込まれました。しかし、坂城町はどうでしょうか。7月に行わ

れた議員の議会報告会でも不況で若い人でも仕事がなく困っている。それなのに役場を退職した人が横滑りというか、天下りというか、町の出先機関に勤めているのはいかがなものかという意見が出ました。せっかく大学を出ても学んだことを生かせる仕事につけない時代です。特に40代から50代になれば就職したくても仕事がほとんどありません。子供も大学などで一番お金がかかる時期であり、年金がもらえるようになるには、まだ何年もあります。失業し、お金が入らないということは、まさに死ぬか、生きるかにつながるのです。失業手当も改悪され、金額も減り、失業支給期間も短くなりました。今後の暮らしに不安をかかえている人が大勢います。誰でも少なくとも60歳までは現役で働きたいのです。安定した仕事が欲しいのです。そういう中で定年退職した地方公務員が町の出先機関に再就職していることを多くの町民は疑問を感じています。現役時代と違い、安い給料だから問題ないと考えているとしたら間違いだと私は思います。どんな施設に県や町のOBが再雇用されているのか、お聞きします。

多くの人が仕事を探している中、定年退職した公務員を再雇用するのではなく、広く町民から募集すべきではないでしょうか。公務員の再雇用に対する町長の答弁を求めます。

町長（中沢君） 入日議員の質問にお答えいたします。

天下りについてということでございます。

坂城で上はどこなんだろうかと、一般的に天下りということは何だろうということになりますと、国を退職された高級官僚が出身官庁が所管している関係ある外郭団体へ、あるいは関連する企業へ行きまして、そして理事や役員という高い職について、そしてなおかつ、今までの仕事と、その再就職先との癒着とか、あるいは、そこに利権が温存しているとか、そして再就職者の高額な報酬、あるいは退職者の退職金の重複の支払いとか、こういった面が指摘はされておりますけれども、それぞれそういう場合でもひとつの高級官僚が一生いろいろやっていく、50歳で定年になる、定年というか、早期退職になるというときへの諸々の対応も含まれているわけでございます。そうした中でいろいろな癒着状況が問題になっているということでもあって、有能な方々がそれぞれのところへ再就職することによって資源が生かされ、人材が活用されるということも理解できるわけでございます。

民間企業においても再雇用制度がございまして、いったん退職をした場合には再雇用すると。高齢者の雇用の安定と、そのいろいろな経験を生かす、機能を生かす

と、これが今まで持っている技能をより生かすということが大事でございます。

ご承知かどうか、当町におきましても、再任用制度が条例化されております。それは厚生労働省等の指導、また県等の指導の中で、定年延長ということの場合に、定年退職以前に退職した者は5年間いろいろ延長することができるという制度があるわけですが、この制度そのものは坂城の場合は利用していないというか、それに基づく延長者は1人もいないという、その厳しさもあるということを理解いただきたいなど、こんなふうに思っております。

現在、退職後についての関係の団体等へ派遣している場合にも、商工会、あるいは勤労者福祉センター、社会福祉協議会等々いずれも定年前に退職された方であって、なおかつ、その道では有能な方であり、また派遣先からぜひということで依頼されている経過があるわけでございます。

そしてまた、国と違いまして、退職金もございません。給料も3分の1ぐらいにということで、より有効な人材活用という観点といろいろ町の補完的な事業ができ得るということの中でやっていることで、その点は常にご理解いただきたいなど、こんなふうに思っている次第でございます。

また今度の国の雇用対策の中では、民間企業の中でそれなりのいろいろな実績を残している方については、町でもいろいろと再雇用といたしますか、そういうものもお願いしているという事実もございます。

いずれにいたしましても、町の職員が他へ退職後いろいろと頑張っているのは今までの実績をより活用し、町の発展に寄与するということが前提であることをご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

6番（入日さん） 町長の答弁では、天下りと言われるのはもってのほかだと。利権が動いていないし、退職金もないし、癒着があるわけではない、給料も3分の1であり、町としても再任用制度もある、企業でも延長雇用をしているところもあるではないかと、有能な人なので派遣先からも強く要望されて再就職をしているのだと、今までの実績を活用して町の発展に寄与することを前提として再就職しているのだという答弁でしたが、町民にとってみれば、やはり横滑りや天下りというふうにとれるわけです。

しかも、今本当に皆さん、仕事がなく困っているんです。ある町民の方は、天下りさせるなら、元課長だけでなく、課長職以外の人を雇用するならまだわかると。なぜ元課長職だけが再就職できるのかと言われました。また、ある人は、役場に

たときは臨時職員を3カ月や6カ月の雇用にしたのだから、勤めるなら3カ月や6カ月にしたらどうか、そしたら臨時職員の気持ちもわかるだろうと言いました。とてもユニークで、組織にとらわれない自由な発想のすばらしさを感じました。

今、長野県の求人倍率は0.39倍と落ち込んでいます。特に篠ノ井、上田職安の求人は県下でも一番低いのです。求人の大半はパートやアルバイトで、安定した正職員の求人はほとんどありません。町の出先機関など給料は低いかもしれませんが、仕事につけるだけで失業中の人はうれしいのです。特に子育て支援センターなども3カ月や6カ月で切り回しされている保育士さんや、そういう保育の資格を持ちながら、なかなか勤め先がないなどという人もかなりいるわけですし、公募すれば非常にそういう子育て支援などに情熱を持ってあたってくれる方もいると思いますし、児童館も今まで学校の校長経験者などが多く勤めていますが、やはりそれだけではなくて、そういう教育に熱心な人、あるいは厚生員やそういう資格を持った人、あるいは図書館なども県や学校経験者の方が今まで勤めていますが、それもやはり司書士の資格を持った人などかなりいるわけです。そういう意味でも、ぜひもっと広く募集するべきではないかと思います。

私も数年前に就職活動をした経験があります。50歳過ぎだとほとんど採用されず、自分に自信をなくし、生きる気力も失いそうになりました。そういう苦しみは生活に困ったことのない町長にはわからないかもしれません。就職活動をしている人の中には町の出先機関で能力を十分に発揮し、活躍できる人も大勢いると思います。退職公務員の再雇用ではなく、広く町民から募集すべきではないでしょうか。もちろん公務員の方が退職しても元気なうちは働きたい、自分を生かしたいと思うのは当然のことです。ボランティア活動とか町の出先機関でなければ批判もされません。生きるか死ぬかという瀬戸際にある人、仕事がなく暮らしていけない人にこそ手を差し伸べる行政であってほしいと思います。そういう意味で、多くの就職活動をしている町民から公募をする考えはあるのか、再度町長にお伺いします。

町長（中沢君） 町への就職ということになりますのは、これは町の役場に勤めるということ、町の公務員になるということでございます。これは広くどなたにでも希望して、そして就職の場へ出ていただいて頑張してほしいと。

ただ、最近、それは悪いことではないわけですが、坂城の方が割合少なくて、上田、千曲市の方が応募し、また、それなりの実績を上げてきているということで、少し坂城の人に頑張っていたいただきたいなど、こんな思いはございます。

入日議員さんの考え方は考え方として別においておきまして、先ほど申し上げましたように、町が関連するところへいろいろ斡旋することそのものについては、すべてをやっているわけではなくて、この人でなければ、この事業は務まらないということ、そしてまた、町の皆さんとともに歩み、その皆さんをまとめていけるということの観点に立っていろいろ進めていると。

さらにまた、今言うならば、定年延長の制度もあるけれども、それはじつと我慢していて、そういう方の一部の方については、退職を定年前にされたということ等も踏まえては斡旋しているわけでございます。今の制度そのものも、より多くの皆さんをお願いするという形の中で、教育を経験した方が図書館へというようなこと、あるいは児童館へということも、それなりのキャリアがあり、人格がございまして、そういうものを選考しているということでもあるわけでございます。ご理解のほどをお願いいたします。

6番（入日さん） もちろん能力があるから、そういう再就職ができるのだということは私も承知していますし、それだけの人格があるから町長も任命されるのだとは思いますが、やはり今、仕事がないし、仕事を探している人が非常に多いと。そういうことについて、やはりもうちょっと町長として考慮すべきではないかと、そのことを私は強く言っているわけです。

非常にそのことについては平行線になりますので、これで終わりますが、坂城どんどんの歌詞に「どんどん栄える坂城町」とありますが、町民の多くが、今の町の状況は歌とは逆に、どんどん寂れる坂城町と感じています。駅前通りのお店も激減し、商店街がない町は坂城ぐらいではないでしょうか。歩いて行ける場所に生活に必要なものが買える店がない、老後の生活が心配だという声を多く聞きます。町長も議員も何を考えているのかと苦情を言われました。来年の予算は各課長も答弁で言いましたが、かなり厳しくなると思います。その中で住民の立場に立ち、町民の生活向上や健康を守るために必要な事業をどう進めるか、補助金が出るから事業をやるのではなく、真に町民にとって必要な事業を行うことが大事だと思います。そして、歌のようにどんどん栄える坂城町、住んでよかった、住んでみたいと言われるまちづくりのためにともに力を尽くしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日午前10時から会議を開き、一般質問及び平成20年度一般会計決算

案総括質疑、委員会付託各特別会計決算案総括質疑、委員会付託等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3 時 3 2 分)

9月10日日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
| 代表監査委員 | 三井幸雄君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 活力と暮らし易い町づくりの取り組みについてほか 田中邦義 議員

(2) 町内企業の経済状況についてほか 大森茂彦 議員

第 2 議案第37号 平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第38号 平成20年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第39号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第40号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第41号 平成20年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第42号 平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 議案第43号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 議案第44号 平成20年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第10 議案第45号 平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 「一般質問」

議長（春日君） 最初に、1番 田中邦義君の質問を許します。

1番（田中君） 急激な世界不況がまもなく1年にもなります。中小企業が集積している工業の町として、付加価値型のものづくり産業を培い、雇用の場をつくり、地域経済と町財政を主導し、地域活力を演出してきた町内企業にとって、長期にわたる大幅な受注の減少で、経営はかなり計り知れない苦境にあると思われま。一日も早く景気が回復することを祈らずにはおられません。

そこで1番目の質問に入ります。

1. 活力と暮らしやすいまちづくりの取り組みについて

最近の景気動向では、底入れや下げ止まりが伝えられておりますが、8月の失業率は過去最悪、町内企業にとりましても、実感のない下げ止まりではないかと思えます。少子高齢化で国や地方の力である人口が減少に向かい、活力が萎える中での不況が長引き、社会全体に町内も閉塞感に覆われ、元気がいまひとつ感じられません。

こういう経済状況のためなのか、町内の下請企業さんにあっては、日本中どこへ行っても仕事がないのだから新たな受注開拓に回ってもだめだ、仕方がないと諦めの状態にあります。

そこで、ここは一番、地域の元気出しと新たなビジネスチャンスを求め、起死回生を図るために町長が自ら先頭に立って、今まで町内企業が取り引きなどしてこなかった企業や、これから成長が見込まれるという太陽光発電とか電池などのクリーンエネルギー関連、あるいは環境、医療機器、航空機といった新たな分野のメーカーや研究所に向いて町の工業を売り込み、受注開拓などトップセールスを行うことが必要と感じます。

それと同時に、これら成長分野向けの人材なり製造管理なり、そういう情報技術を町ならではの独自の景気対策、雇用対策に取り組んで、町の主力産業と地域の活性化に有効で効果的に施行する施策を展開することが望まれます。町長の所見と決意・決断を伺います。

次に、暮らしやすさに移ります。

暮らしやすさとは一般に生活水準や快適さなどを言い、治安や仕事、子育て、教育、住宅事情、交通、医療、文化等々いろいろな要素が総合して成り立っておりますが、これらのうち坂城町に必要な2つの点についての取り組みを質問します。

ロ. 商店の創出支援策について

食料品など日常生活用品を販売する店が町内から減って、また地区的に偏り、地域によっては買い物が不便で大変なところが増えております。とりわけ高齢者にとっては生活面で大きな負担になっております。およそ住民と直結している町など、基礎的自治体は住民がかかえている不便とか不自由とか不満とか不都合など、そういうものの「不」の字を取り去ることが大事な行政サービスであります。そうすることで住民は、この町に住み、暮らし続ける町民としての公共サービスを実感できるものであります。商店は民間のこと、営利の追求であるから、行政ができることは限られているという今までの発想になりがちですが、住民の暮らしやすい生活環境づくりの一環として、住民と事業者と行政の三者が協力・協働して生活用品などが歩いて買い物できる便利なまちづくり、地域づくりへ、空き店舗や事務所などを活用して交流・ふれあいのコミュニティストアやボランティアスタッフによるボランティアストアなどの創出へ発想を変えて、暮らしを支援する地域密着型の商店の創出に取り組む、そういう取り組みをこれから考え、また機会をつくっていてもよいのではないかと考えます。町の所見を伺うとともに、少なくとも次の長期計画に課題として取り組むべきと思いますが、この点についてもあわせて伺います。

ハ. 利便性の高い町内交通への取り組みについて

高齢化が進む中で町内を走るもみじマークをつけた車両が確実に増えております。この中には車を運転しなければ生活やお医者さんなどへ行くことができないので、仕方なく運転している方も大分おられることと思います。さらに運転免許証を持っておらない高齢者や体の不自由な方、具合の悪い方たちなども必要最小限の町内への外出でさえ大変難儀をされていると思います。こういう人たちのためにタクシー事業者などの協力を得て自宅の玄関から店や病院の玄関へ直行する利便性の高い町内の公共交通システム、いわゆるデマンドバス、相乗りタクシーでございます。こういうものを導入すべきと考えます。少なくとも次の長期計画に組み込むべきだと考えますが、町長の所見をあわせて伺い、1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 田中議員のご質問にお答えいたしてまいります。

新たな工業振興への取り組みということでもございます。

昨今の日本経済は、厳しい経済状態の中でグローバル化、情報化、規制緩和、さらには少子高齢化という大きな環境の変化に、どのように対応していくかということが求められているところでございます。特に少子高齢化は経済規模の拡大を可能にした基盤そのものをいろいろと崩壊させる要素も含んでいるわけでございます。

厳しい経済状態の中で、企業がじっと耐え忍んで明日を見極め、新たなる活力をどのようにして生み出すかということが緊急な課題だと、こんなふうに思っておるところでもございます。

受発注に対するトップセールスをというご意見でございます。行政の長がトップセールスによってでき得る分野は、いろいろあろうかと思えます。工業の面では工業誘致、いろいろ産業基盤をつくった、これに対する工業誘致というようなこと、こういったものは責任が多いわけでございます。私自身、オリンパスの跡地を柳沢精機さんにお買いいただいたという中では、3度、4度東京へ行きまして、社長さんたちとトップで対話をする中で、そういった方法を導いているわけございまして、トップセールスを否定するものではございません。また町が下水道、あるいは18号バイパス、あるいはまちづくり交付金、そして、さらなる産業立地というような課題については、トップセールスによって、より効果が出てくる問題であろうかなと思っております。

しかし、いろいろな中で企業活動にいろいろ直接かかわりがあるような問題、農産物のトップセールスは相当効果がございしますが、工業製品の受発注に向けてということになると、大変難しい課題でございまして、経営者の自らの行動に頑張ってもらいたいということが何よりも大事だなと。

田中議員もそういった面の専門家でもございますが、受発注という中では、要は多種多様な業種もございします。あるいはまた、それに対応するいろいろな手法もございします。企業関係者のお話の中でも長としては工業誘致とか、あるいは先ほど申し上げましたような産業基盤の造成とか、テクノセンターとか、そういったもの、より充実に努めて、受発注こそ企業が自らやらなければならない、プロだからこそできると、こういうことでもございします。

関係の情報収集をしながらお伝えするという事は可能でございますけれども、なかなか難しいなど。10数年来みんなで培ってきたテクノセンター、テクノハートの機能、これは坂城ならではの機能でございまして、また企業の皆さんも産学の皆さんもともに相交えて頑張っているところでございますので、そういった面をより生かしてまいりたいと考えるところでもございします。

受発注の課題は、特に100社を有するテクノハートが、そのためにテクノセンターをつくったときに企業の受発注が大事だということで、あわせて発足した経過もあるわけでもございします。また現在、県の中におきましては、中小企業振興セン

ターがいろいろな受発注について、これは専門の機関でございますが、キャラバン隊をやったり、あるいは見本市も開催すると、こういう中でともに参加することを支援していくということが求められているなど、こんな思いもいたしております。

また雇用の問題でございます。

町の政策が産業基盤をより高め、技術基盤を高めて雇用の創出する町だということで、これは大変大事な仕事でもあるわけでございますが、昨今いろいろと思うようにいかないのが現状でもございます。現状を打破するには職業安定所とも連携をとりながら、いろいろ対応してまいりたいなど、こんなふうに思っているところでもございます。

独自の坂城町の工業振興施策ということになりますと、少子高齢化による社会の要請に対する対応、あるいは先ほどもお話がありましたように、いろいろと省エネルギー社会に向けての対応、そしてまた、新たなる生活価値観の変化による、そういった面からの対応、そしてまた、中国との関係等いろいろございます。こういった面については、新しい分野、あるいはまた、さらなる創造に向けては将来を見極めながら産学官ともに強化しながら対応してまいりたいと、こんなふうに思っているわけでございます。

坂城町は工業の町でございます。今でこそ工業力をつけるということが何よりでございます。将来を見極める力、あるいは技術を開発する、そして人材を養成する、相談機能を高めると、こういうことが求められているなど。

それにつきましても先ほどもちょっと述べましたけれども、15年前にテクノセンターが発足したわけでございます。これは企業の皆さんが長年論議して、そして、それをもとに私どもが県、国へいろいろとお話をして、それによって設立された、企業の皆さんも7千万円を支出しているということで、これこそが坂城の工業力を高める原動力だという位置づけをしております。

そしてまた、中小企業受発注については、テクノハートに専門的に頑張っていたということでもあるわけでございます。百年に1度と言われる今日の世界的な経済危機の中で、坂城町を支える製造業ということでは、雇用調整あるいは人員整理を含めた大きな難題にぶつかっているということもございますが、これもまた仕方のない現状でもあろうかと思えます。こういうような情勢の中でこそ、企業の技術基盤を高めていくと、あるいはいろいろな新しい製品を開発していくということが重要であるわけでございます。ここでテクノセンター、あるいはテクノハートが

今日的によそにない面で頑張っていることをお伝え申しておきたいと、お話ししておきたいと思います。

まずテクノセンターでございますが、現在、経済産業省の企業立地促進事業費、これは人材養成等を中心にした補助金でございますが、これを先ごろ採択を得まして、いろいろと経営に資する、経営をより高めていくためのセミナーとか、省エネルギーの問題、あるいは新しい商品の開発等についての事業展開をしているところでもございます。

また、さらにテクノセンターでは、昨年7月から地域製造技術のレベルアップ、あるいは新規事業への取り組みということで、国内最大の研究機関である産業技術総合研究所と提携して、坂城ものづくりコンソーシアムを展開しております。これは坂城ならではの対応であろうと、こんなふうに思っております。関東の経済産業省とも連携し、今は奇数月にイブニングセミナーを開き、みんなそこで企業視察等も含めて、いろいろな面について企業の課題について対応しているところでもあるわけでございます。

また経済情勢が逼迫していると、こういう情勢の中では常に優良な人材確保が求められているわけでございます。テクノハート坂城協同組合では、今年度組合企業の人材確保や従業員の雇用安定施策を支援するために、中小企業労働力確保法という新しい法律がありますが、その中小企業人材確保推進事業を採択していただきまして、今後3年間いろいろな事業実施をしていくということにも相なっているところでもございます。

またテクノセンターの充実に努力しております。テクノセンターは、議員さんもお承知のように、県の工業試験場の、長野県では最も技術的のレベルの高いセンター長を5代にわたって坂城町は招へいしているところでございます。今年の6月からは前工業試験場総合センターの所長さんの島田享久さんをコーディネーターにお迎えして指導体制・相談体制を強化しているところでもございます。

そういった中で、国のものづくり中小企業製品開発等支援補助金というものがございますが、こういったものについていろいろと相談させていただき、これが東北信の採択企業が12ございますが、そのうち2つが坂城町ということでございます。今後もそういった相談機能を進めながら、より充実させてまいりたいなと思っております。

加えて産学官連携ということで、信州大学、長野大学、あるいは埼玉工業大学、

遠くは復旦大学等との連携もしているところがございます。そういった中で、この夏には信大の方へ20人ぐらいがいろいろと産学官の長であります日精の社長さんを初め、現場研修し、また近く大学から各企業の方へ赴いていただくという仕組みづくりもしているところでもございます。さらに11月には中国上海復旦大学日本研究センターの所長さんが直々に坂城へ見えまして、中国経済について懇談するというところでもございます。いろいろな面で頑張っているということもお認めいただきながら、みんなで力を合わせて頑張っていくことが現在求められた最たるものであると理解しております。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは商店の創出支援についてご答弁させていただきます。

ご案内のように、町内の商店につきましては、現在のような経済状況となる前から大変厳しい状況が続いております。昭和50年代の中ごろまでは横町や立町に限らず町内の各地域において歩いて買い物に行けるような場所に生鮮産品や雑貨を取り扱っている商店がありまして、それぞれそこで営業が成り立っていたわけでございます。その後、交通網の整備等が進む中で近隣の大型百貨店などに町内の買い物客が流出し始めまして、町内においても大規模資本のスーパーが立地したり、加えて買い物客のニーズの変化などから、町内の商業については全般的に大変厳しい状況となっているところでございます。

町におきましては、景観的な対応を含めまして、平成16年度に商業インキュベーターけやき横丁を整備し、商工会と連携する中で商業者として起業する方に対してのご支援をし、にぎわいの創出を目指してきたところでございます。民間においては昭和57年に複数のテナントが入居するジョイモールさかきがオープンし、それぞれの商業の皆さんに頑張らせていただいているところでございます。

ご質問にありました暮らし密着型という考え方の商業振興ということでございますけれども、これについては既存商店との連携、あるいは商工会の皆様との連携も必要でございます。今後高齢化が進み、住民の皆さんのライフスタイルも年とともにさらに変化するということが予想されます。一足飛びに町内の商店が活性化するような特効薬はなかなかないわけでございますけれども、商業者だけではなく、今、議員さんが言われましたような消費者の立場も踏まえて、暮らしやすいまちづくりを目指す第5次長期総合計画の課題としてこれらをとらえて研究させていただきたいと考えております。以上であります。

建設課長（村田君） 私からは利便性の高い町内交通の取り組みについてご答弁させていただきます。

ご質問のデマンドバスでございますが、デマンドバスは呼び出しバスというように戸口から戸口へという運行形態の新しいシステムでございます。1便ごとバスの発着時間と経路を決め、目的地に乗客を運ぶ仕組みと理解しておるわけですが、基地局の整備、あるいは情報機器類の整備、通信システムの導入、オペレーターの人件費というような課題が出てまいります。また利用時間はどうか、人数的にまとまるのか、利用頻度はどうかという課題も出てまいります。行きたい時間に行きたいところへというニーズがはっきりしていますので、循環というよりは集落から町の中心部に向かう仕組みには多くの増便が必要となるわけでございます。

一方、相乗りタクシーでございますが、道路運送法では民間のタクシー事業者に委託をするということになるかと存じますが、いわゆる乗合タクシーと言われております。乗合タクシーとは、過疎地や交通空白地帯での輸送需要や住民ニーズに対応するため、乗合バスではなく、乗車定員10人以下の自動車を使用した運行形態ということでありまして、これも先ほどから申し上げているとおり、いろいろな課題が出てまいります。

町におきましては、高齢化社会に向け、高齢者や障害をお持ちの方など、いわゆる交通弱者の皆様の移動手段の確保につきましては、タクシー利用券ですとか、町外出支援サービス等対応もしております。現在、循環ということから乗り換えなしで移動できる利点、あるいは定期的に町内自治区を漏れなく巡回している交通システムであり、当町の場合、面積的にもひとつのエリアとしてとらえる規模の中では、不特定の皆さんが利用できる面におきましては、費用対効果を考えると、現在の循環バス方式が当町に合ったシステムではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、どんなシステムがふさわしいのか、循環バスを運行しながら利便性と費用のバランスを考慮しながら調査研究を進めてまいりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。以上でございます。

1番（田中君） いろいろ時間を費やしていただいて答弁いただいたんですけども、結果として、できない理由をただ。私はできない理由を聞いているわけではなくて。そして議長、答弁漏れがありましたので。ロとハは次の長期計画へ取り組む課題ではないかと、取り組むべきだということに対しての回答が全然ないんですけども。

私はそういうことを、取り組むか、取り組まないかでいいんであって、町長に百年に1度と理解されていないながら、じゃあ、そのために特別今までとは違うやり方をとということでトップセールスなんですよ。

8月30日の横浜市長になりました女性の市長は、あの方はもともとセールスマンなどから上がってきた方ですけれども、今度選挙公約の3番目にトップセールスをして企業誘致をしたりすると言っているんですよ。佐賀の武雄市の市長なんか、がばいばあちゃんのテレビカメラの撮影に、全然自分とは30kmも離れた町の舞台なんだけれども、それを聞いたら、すぐ東京へ飛んで行ってテレビ会社とか映画会社へ行って、ぜひうちでロケをやってくれと行って売り込みにいって、そして成功して13万人だか14万人の人が来ているんですよ。

やはり民間の企業さんができないところへ手を回すのがトップセールスであって、今、長々と国の政策がこういうふうに行ったというんですけれども、町として、まずトップで取り組んでもらうという。一番わかりやすい例がヨーロッパの諺にあるんですけれども、ライオンの群れを率いる、いわゆるおとなしい鹿が率いたライオンという精強部隊よりも、鹿というおとなしい部隊を率いるライオンが率いる部隊の方が強いというんですよ。トップセールスというのはそこなんです。やはりトップが自ら先陣を持って切り込みに行くという、そういう思いで、今この緊急時、しかもこれからは今までと違う分野が成長されると言っているのに、今までの企業さんが行けないところへトップが行って名刺を配って、うちの町はこれだけのものができますよという売り込みをしてきてもらうという、そういう必要性が今非常に強いと思いますので、ぜひ町長にそういうことを考えていただきたいと思います。

いずれにせよ、商店も何も初期投資から始まって仕入れから資金がたかさにかかると普通の商店を言っているのではなくて、軒先でもいいんですよ。全国では公園でやっているところもあるんですよ。周りに住んでいるお年寄りやそういう人たちのために、歩いて買い物できるために一定時間、1時から4時とか3時とか、そういうときにボランティアの人たちが出て売り子をして、いかに販売コストを下げるか。例えば私はこの町内のある大手のスーパーさんなんかに行って、例えば一般的に買える、生活に必要とする商品アイテムだけをちょっと分けてもらってきて、そこで出張販売して、その売り子にボランティアでやってもらってコストを下げるとか、そういうようなことを、いわゆる軒並みにやるのではなくて、歩いて買い物に行けない、実はこの間も聞いたんですけれども、タクシーでお買い物に行ってい

るといふんですよ。しかも買っている間タクシーの運転手さんに待っていてもらうと2千円以上かかっちゃうといふんですよ。3千円買い物をするのに2千円も足代を使っていると。そんなことをこの町の中で許しておいていいのかと言いたいんですね。

そういうことを知恵を出してやろうじゃないかと、それを再来年の長期計画の中へ取り込むべきじゃないかと。タクシーもそうですよ。費用対効果と、今使っている1,300万円が果してどうなんだと。同じ1,300万円使うんだったら、もっときめ細かいサービスに向けるように努力しなくてはいけないんじゃないかと。そういう思いでこの問題を挙げたんです。今満足しているんならこんなことを言うことはないんですよ。こういうことを今、行政として率先して取り組んでいかなくちゃいけない。町の人たちにそういうことをやりませんかと投げかけて、そういう場をつくっていくという、そういうことを私は望んでここで挙げているんです。

もう1度町長にトップセールスについて、ほかのことはいいですから、トップセールスと、それから長期計画へお店づくりと、お店というか、生活利便のお店づくりと足回り、デマンドバスのことを相乗りタクシーといふんですからね。同じことなんです。そういうものをお年寄りが高齢化社会に、便利な社会といふことは若い人たちも入ってくるんですよ。定住人口のためにも。ぜひひとつそういう点を町長に最後もう一回1問の答弁をお願いします。

町長（中沢君） 田中議員、いろいろ熱い思いを語られておるわけですが、私、トップセールスをやらないと言っているわけではなくて、既にいろいろな施策展開の中で十分トップセールスということに意を用いています。ただ、受発注という分野は極めて難しい分野であって、その面は企業の皆さんともどもにやらなければ何をどういうふうにするかといふことは難しいといふことを申している、実態を申しているわけで、これはそういった補完とすれば、私はテクノセンターのスタッフ等とより連携し、企業の皆さんといろいろ連携する中ではいろいろ効果がありましようけれども、1人で行ってそういうことは難しい分野だなといふことを申し上げた次第でございます。

それと長期計画についてですけれども、坂城町は今、長野大学といふ中で各分野ごとにすべての問題についていろいろ論議するわけでございます。ですから、生活環境の問題もデマンド方式の問題、あるいは今の交通体制はどうだとか、あるいはリニアへの創出はどうだとか、すべてについてやるわけでございますので、これは

当然長期計画を策定するには、そういうことが入るということをご認識いただきたいと、こんなふうに思う次第でございます。以上でございます。

1 番（田中君） 町長がトップセールスでオリンパスにも行ったという、それは事実でございます。要は今新しい仕事を取り組むという分野にも、町長は今度はトップセールスでやっていただきたいという思いで提案といいますか、要望を申し上げました。

時間の関係もございますので、第2問、本当はもっといろいろ突っ込んでやりたかったんですけども、長期計画でこれから検討するということでございます。私、実はデマンドバスで飯綱町へこの間行って、2時間ほど担当の人にいろいろ勉強させてもらってきたんですけども、1年間に30回、いろいろ町民の皆さんと事業者の皆さんと行政で1年に30回も会合をやって1年で作ったんですよ、デマンドバス。町が今まで路線バスで回っていて、空き部屋で回っていたものを結局それより多く乗るようにして、何と300万円1年目は浮かしたというんですね。もっとこれを1千万円まで浮かすということを言っていますので、そういうことを住民の皆さんにも一緒になって考えてもらう、そういう取り組みをお願いしたいと思います。

2. 国土調査の促進について

地籍、いわゆる土地に関する戸籍の明確化を図るために、国土調査法に基づいて町が行う1筆ごとの土地について、その所有者、地目、境界、面積などに関する地籍調査でございます。この地籍調査が南条地区では、私どもの方はもう既に20年も前に行われているんですね。だから、もう20年もたっているから町の中はほとんど終わっているのかと思っていたんですけども、その後大分遅れているようでございまして、しかもわけてもこの社会情勢が変わって相続人や農地の後継者などが不明な土地が増えているわけです。現在の地籍の修正とか見直しであるこの調査によって土地取り引きの円滑化や、あるいは固定資産税の公平化、境界トラブルの防止とか、あるいは境界トラブル解決などに住民や町民にとって非常に有効で必要性が高いものであると思われまます。それが現在ほとんど行われておりません。20年度決算書を見ても決算額は234万円で、60件の赤線や青線の立ち合いとなっております。未実施地区の住民の中に早く実施してほしいという強い要望も聞かれます。なぜ遅れているのか。

イ. 遅れている要因と課題は何か。また県への実施計画はどうなっているか

ロ. 今後の見通しについて

以上2点について、すみませんが、要点だけご回答・ご答弁をお願いします。

建設課長（村田君） 国土調査のご質問でございます。

本町では昭和57年から、ご質問がありましたとおり、国土調査のうち地籍調査事業を実施してきたところでございます。調査の開始から既に27年が経過しておるわけでございますが、地区別で南条、中之条、坂城、村上地区の一部の調査が完了済みであるということで、進捗率では全体の約53%にとどまっている状況でございます。

進捗の遅れの原因についてでございますが、この地籍調査につきましては、立会いにより1筆ごとに土地の所有者の確認を得るなど、調査実施に多くの時間と手間を要することになります。また時代とともに土地の所有者の権利意識が高まり、隣人関係への配慮等から、特に個人所有間の境界の確認作業への協力が得られず、予定より多くの時間を要する場合もございます。個人所有間の確認ができない場合は、筆界未定の処理がございまして、双方が筆界未定処理に同意しないと処理ができず、さらに多くの時間を要することになります。課題につきましては、事業費的なものもございまして、筆界未定を減らさないと次の調査区に進めない現状があるわけでございます。

今後の見通しでございますが、本町の地籍調査をまだ実施していない区域は四ツ屋、田町、立町地区の一部と苅屋原地区を除く坂城地区の全域と網掛地区の一部と、小網地区を除く村上地区の全域5.85km²に及んでおり、ただいま四ツ屋と網掛地区を調査中であります。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、土地の所有者の確認を得て境界の確定まで多くの時間と手間を必要とする地道な作業でございまして、土地の所有者の権利意識が高まる中で、境界確定までに数年間を要するケースも多々あるわけでございます。また調査区を何カ所もこなしていくことになると、それにかかわる財源や人員確保などの課題もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、全町完了の見通しについては厳しい状況ではございますが、完了に向けて努力してまいりますので、よろしく願いをいたします。

それから県への実施計画の届け出はというご質問がございましたが、これについては計画調査区ごとの申請でありまして、町全体の実施計画の届け出ではございません。その都度計画調査区ごとの申請をしておる状況でございます。以上でございます。

ます。

1 番（田中君） お話を伺いまして、これは行政サイドよりも地権者の皆さんというか、住民の皆さんの協力ということが地権者の協力が大事だということで、それにつけても、やはりそういうことで住民の皆さんに協力をいただくような周知広報、あるいは地区懇談会等において協力していただくようなことをどんどんつけていただきたいと思います。

そこでひとつちょっとお伺いというか、要望というか、したいんですけれども、18年度から法務局がそういう境界などが確定しないものについて筆界特定制度という制度を法律でつくったんですね。法務局が職権によって調査して境界を確定するという制度。トラブっていたりする人たちに対して解決を早めるという、そういう制度があるんですけれども、そういうものを使って町内で、例えば町道なり赤線や青線と接しているような、そういう部分、あるいはそういう地権者の皆さんにとって何か進めて杭を打てるような取り組みができないかどうか、そこだけひとつ簡単をお願いします。

建設課長（村田君） ご質問の筆界特定制度でございますが、ご案内のとおり、平成18年1月20日に施行されたという制度でございます。この制度でございますが、その土地の名義人の方の申請が要ということでございまして、歴史的経過の中で、その境界について確定がなされていないということの中では、その登記名義人の方が果して申請して、その特定制度を使って申請をしていただけるかどうかということが問題になろうかと思えます。仮に申請をされて、要するに筆界特定登記官がそれを決めるわけですが、どちらの境界が正しいかということ判断することではありませんので、すべての問題が解決できるかなというような問題も生じてございます。そういった制度もございますので、そういった方々にお話を申し上げて、よりよく進めていければなということを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

1 番（田中君） 住みよい地域、郷土づくりのために、そういうせっかく筆界特定制度のような、トラブっているところについて解決を早めてくれる、そういう制度もあるんで、そういうものを営業も考えて、できるだけ地籍調査を進めるように取り組みを要望しておきますので。

時間の関係もございますので、3番目の質問、財政の健全性についてに移ります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が昨年施行され、19年度決算から健

全化判断比率が公表、本会議においても20年度の比率が示されました。町は赤字でないということで4つの判断比率のうち該当するのは実質公債費比率と将来負担比率の2つだけですが、このうちの将来負担比率について、一般の人たちが何のことか言葉がわかりませんので、私つくってききましたので、将来負担比率について質問を行いたいと思います。

イ. 将来負担比率の積算内容について

町の将来負担比率は、これは将来にわたってトータルで、土地公社や葛尾組合などの一部事務組合も含めてトータルの負債等の負担割合を将来にわたって示すものでありますけれども、そういうものの中で、19年度は標準財政規模に対して147.7%、すなわち標準財政規模の1.47倍の債務ということでありました。この数値は、その後発表された全国の、あるいは県の平均を見ますと、全国の町村平均で92.2%ですから、約6割、それから県下町村では76.8%ということでは半分なんです。いずれもうちの比率は大きかったわけです。県下でも大きい方から9番目でありました、私、数えてみたら。しかし、20年度は125.3%で前年度よりも22%も改善しております。この改善した要因は何なのか、説明を求めたいと思います。

さらに比率算出のための将来負担額、ベースになります将来負担額、これを構成する各要素があるわけです、AからGまで。そういう中の町債の残高とか、あるいは債務負担行為、将来の支出を約束する、借金して返すのではなくて、将来払うからという、建物に限るものになるんですけども、そういうものについて一応項目が、数値がどうなっているのか。それが前年とどうなったのか。あるいはこれからどういう見通しなのかということ、概要で結構でございますので、時間がないので、お願いします。

ロ. 土地開発公社の決算等について

土地開発公社が債務保証額や負債が町の健全化比率に組み込まれるということで、経営の健全化、安定、黒字が望まれるわけでありまして。19年度県内52の土地開発公社、市町村の土地開発公社でございます。半数の27が赤字になっているわけです。町土地開発公社の20年度決算を6月に配ってもらったんですけども、私、これ、ざっと見ました。45万円の黒字になっております。しかし、長期保有土地や造成分譲地の売れ残り土地など課題もあります。そこで20年度決算書の中で3つの点について説明を求めます。簡便にお願いしたいと思います。

まず1つは、土地造成費の収益であります。

この収益、売上高が原価と同じ4,462万円になっているわけです。原価で販売したということになると思いますが、どういうことなのか、なぜなのか、伺います。

2点目は、20年度の販売費及び一般管理費が5,032万円と突出しているんです。事業利益の圧迫要因になっているわけです。ですから、営業利益は赤になっているわけです、3千万円ほど。この高額は一体どういうことなのか、説明をお願いします。

ちなみに今年度の、21年度の予算損益計算書、予定損益計算書では、販売費、一般管理費は449万円で20年度の10分の1なんですね。どうしてなのか。去年そんなに膨らんだのはなぜなのか、どうしてなのかだけ聞かせてください。

3点目は、流動資産のうちの公有用地が3億3,119万円、代行用地が4億5,994万円、この2つ合計で約8億円近くて、流動資産の全体の72%を占めているわけです。これらは町の先行取得であり、速やかに町に買ってもらうべきものであるのではないかと思います。この処分の見込みはどうか、どう考えているのか。

ちなみに流動資産に入っていますけれども、流動資産というのは、申すまでもなく1年以内に現金化できるもの、1年以内に売れるものということでございますので、これが支障がないのかどうか、あわせて伺います。

土地公の最後に今年度から造成分譲地の販売促進キャンペーンを行っていますね。子育て支援に1人20万円とか、転入促進助成金に1件に30万円など新しく土地を買っていただいた人に恩典が出る制度化をしているわけですがけれども、まだ半年もたっていないんですけれども、成果と、あるいは半年やってみた課題なんかあれば、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

ハ. 財政状況の町民への出前講座について

国も地方も膨大な借金をかかえて財政が厳しいと。そういう中で新しい事業の裁量性が非常に難しく低くなっております。だからこそ住民の皆さんが自らまちづくりや地域づくりに一緒になって参加していただく協働・協調の必要性が高まっているわけでございます。そういう協働・協調の町をつくるには、町の情報一切をいろいろ住民の皆さんも共有していただかなくてはいけない。わかっただけでいただくことが必要でありまして、そのためには財政状況や健全性など詳しく理解をしていただく

ことが前提ではないかと思えます。

そこでこういう言葉は、私もちょっとつくってきたんですけども、非常に難しい言葉ですよ。そういう言葉や用語だけでわかりにくいので、町民の皆さんに直接わかりやすく説明する出前講座を行っていただきたいと思いますが、その考えをお聞かせいただいて3問目の質問を終わります。

総務課長（宮下君） 将来負担比率の積算内容についてお答えをいたします。

将来負担比率は、今ご質問にもありましたが、地方公共団体の一般会計等の借入金、いわゆる地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を消化し、将来に財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。こういった指標は、地方自治体自らを律するという目的と、他団体と比べることによって自分たちがどうなのかということ判断するために全国統一基準で算出をいたします。

ご質問のありました算出における数値と前年度比でございますけれども、初めに指標算定の分子となります将来負担額について申し上げます。

1番としましては、長期の借入金である地方債、これは都市計画街路や消防、住宅等々町事業全般にわたります借入金と言えますが、その現在高は20年度、73億9,300万円、前年度より8,200万円の減となっております。

2番目といたしまして、これまでも町が取り組んでまいりました土地改良事業、農道や水路の改修等に活用しています農林漁業資金借入金、債務保証や坂城テクノセンター、デイサービスセンター施設整備の借り入れにかかわる債務負担行為に基づく支出予定額が20年度、3億5,100万円、7,900万円の減でございます。

3番目といたしまして、下水道事業の地方債残高に対する繰り出し見込額は、20年度、47億9,400万円、これは2億6,100万円の増でございました。

4番目といたしまして、葛尾組合等の一部事務組合の元利償還金に対する負担見込額が、20年度、3億6,900万円、1億3,500万円の減でございました。

5番目といたしまして、職員の退職手当見込額、これは実際には考えられないことなのですが、前年度末に全職員が自己都合により退職すると仮定した場合に支給する予定額ということであります。現実的には長野県総合事務組合におきまして、県内の町村はすべて単年度で負担金を払ってやっているわけですが、計算上で出てくる予定額としまして、20年度、14億3,900万円、これは6,700万円の増でございます。

6番目が設立法人の負債額等の負担見込額、これが土地開発公社になりますが、20年度8億9,900万円、5億7,300万円の大幅の減となりました。株式会社町振興公社や株式会社まちづくり坂城等の第三セクターにつきましても、それぞれの企業に責任を持って運用していただく観点から、支出はしておりますが、損失補償はしておりませんので、以上6項目、合計で152億4,500万円が将来負担額と見込まれます。ここから基金でありますとか、そういったものを控除しますと、分子となります数字は44億3千万円、前年比6億600万円の減となります。

一方、分母につきましても、標準財政規模から公債費の基準財政需要額の算入分を減じました35億3,500万円で、これを分母として割ります。それで現段階での将来負担額が算出されるわけです。125.3%、標準的な財政規模の約1.3倍というイメージですが、早期健全化基準が350%ですので、健全基準を充足しているということがございます。比率が前年に比べて22.4ポイント減少した理由は、ただいまご説明しました中でも特に土地開発公社の負債額の減というものが大きいものだと思います。

今後の見込みでございますけれども、地方債は減少傾向にありますし、テクノセンター等の償還金も25年度と返済が見込まれております。こういった中では20年度の比率に対し、微減もしくは横ばいになるのではないかと推測をしているところです。

それからハの財政状況の出前講座につきましては、現在ふれあい大学の出前講座のメニューとしてございます。ご希望があれば、それに対応してまいります。また、このほか決算、予算等のバランスシート等につきましても「広報さかき」で掲載をし、町民の皆様にお知らせをしているところでありますし、今議会に報告しました一般会計の決算及び財政健全化判断比率に対する意見書等につきましても、町ホームページに掲載し、ご覧いただける状態になっております。数字はとらえ方によって大変違った受け止め方になりますので、町民の皆様にわかりやすい説明ができるよう努力をしてまいります。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

簿価と同額という点でございますけれども、これは分譲となりました団地ごとで収支をつけることではなくて、土地造成事業全体でとらえております。例えば市田の住宅団地の場合、9割方が販売になりますと、その全体の中で9割売れた分で借

金等の返済をしていきますので、そうすると、その団地については借入金がなくなりますよね。ただし、残りの1割売った場合にはすべて黒字になってくるということで、全体の中でとらえているということでご理解いただきたいと思います。

それから販売費、一般管理費の多い理由ですけれども、このものにつきましては、一連のまちづくり交付金による用地の買い戻し、旧オリンパス跡地の工業用地の転用とか、そういった観点でございまして、土地売却が進んだ結果、公社が土地売却の事業費を多く収納できたと、それを年度末に公社の人件費負担分として町へ納付金処理をしたということで、今年度、そのほかにいろいろな経費が公社自体もかかっておりますので、そういった点で昨年より若干増えているということでございます。

それから3点目の分譲地の販売促進の件ですが、2件ありまして、これも公社の方で値段を下げたり販売促進の5本の柱を立ててやってきていますが、2件の方がこの制度を活用して分譲地紹介謝礼金を払ったところでございまして、今後、固定資産税等の減免も、子育て支援もしてくるということでございます。

1番（田中君） 時間もありませんので、まとめて。本当はもうちょっとお聞きしたかったんですけども。

いわゆる地域活力も暮らしやすさも、これはお互いに相互補完の関係にあるわけでございまして、結果的には定住人口をいかに増やしてにぎわいを出すかということなんですけれども、そのためにも隣接している市町村とか、あるいは県内はもちろん国外を含めて地域間競争、ほかの町村に負けない、勝たなければならないわけでございます。他の町村と比較して、そのためには何が優れているか、何が暮らしやすいかということが問われると思うんです。経済のグローバル化が進む中で雇用の不安が地方ほど今強くなっております。この雇用を生み出す企業、事業所が活力を高めてもらわなければ活性化ができません。このためにも企業と行政が相互に補完し合って、企業の手が回らないところに行政の役割があります。他の国に今グローバル化で比較優位が進んでおります。新たな成長分野へ、暮らしやすい地域づくりへ柔軟に適切に不易流行の心で機能的な施策をとることを強く望みまして質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時11分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、4番 大森茂彦君の質問を許します。

4番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

1. 町内企業の状況について

イ. 町内企業の経済状況は

総選挙投票日の直前の8月28日に政府が発表した7月の雇用統計によりますと、完全失業率は5.7%と前月比0.3ポイント上昇し、過去最悪となりました。有効求人倍率は0.42倍と過去最低を3カ月連続で最悪記録を更新しております。また民間信用調査会社の帝国データバンクが8日発表しました8月の全国企業倒産、負債額1千万円以上の法的整理済みの倒産は、前年同月比で2.4%増の1,042件でした。企業倒産は15カ月連続増でございます。従業員数別では10人未満の企業の倒産が840件と全体の80.6%を占め、小規模倒産が目立ってきております。調査会社は今後の見通しとして、雇用環境が一段と悪化し、企業倒産が一層加速するだろうと見ております。

そこでお尋ねするわけですが、町内の企業の中には一部に下げ止まりと言われていいる一方、今でも従業員を解雇している企業もあります。またニュースにもならないで廃業や倒産をしているところもあると聞いております。

そこで町は町内企業の経営と雇用がどんな状況になっているのか、お尋ねいたします。

次に、雇用調整助成金について伺います。

この制度は、経営難に陥った事業主が従業員を解雇せずに一時休業としたり、研修、職業訓練、出向させた場合に雇用保険を使って休業手当や出向者の賃金の一部を助成するものであります。町内企業の雇用調整助成金利用状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

2つ目に、個人経営者とその家族は労働保険には加入しておりません。当然、雇用調整助成金の対象にはなりません。この方々の経営と生活は大丈夫なのでしょうか。町はどのように把握されているのか、お尋ねいたします。

3つ目に、今日の経済状況については、昨日町長がお答えしておりましたが、従業員が30人以上の企業38社の調査をされたとのことですが、それ以下の企業、特に個人事業主への調査も行っていただきたいと思っております。町長は、2～3年先を見据えた取り組みとしてテクノセンターなどでの各種講座や技術支援を行

っておりますが、これはこれとして大切な取り組みでございますので、力一杯やっ
ていただきたいというふうに思います。しかし、体力のない零細業者には生活支援
も必要ではないでしょうか。町として何らかの支援をしてほしいと思うものであり
ます。町長の答弁を求めます。

ロ．制度資金の緊急融資について

1つ目は、国は不況業種を指定いたしまして、セーフティネット5号を発動し、
今では指定業種はほとんどの業種が対象となってきております。また県、町の制度
資金の貸出金利が2%から1.8%に引き下げられるなど、それなりの対応をされ
ておりますけれども、緊急融資の利用状況はどうなっているのか、お答えください。

2つ目に、昨年秋、融資を受け、据え置き1年の企業は返済が始まろうとしてお
ります。しかし、現在の経済状況下では、この返済も大変苦しいのではないかと想
像できます。経営が改善できていない企業に町としてどういう対応策が考えられる
か、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 私から町内企業の経済状況についてのうち、イの町内企業
の経済状況はについてから順次ご答弁させていただきます。

まず町内企業の経営と雇用の状況でございますが、先月20日から27日にか
けて、先般もご答弁した部分もでございますが、町内事業所38社に電話による聞き取
り調査を実施いたしました。ここの聞き取り調査につきましては、従業員30名以
上の25社に加えまして、小規模零細事業所13社を加えて行っております。

調査項目のひとつとして、昨年4月から6月の売り上げの現状と現在の状況に
対する比較ということでの聞き取りを行いました。この調査項目につきましては、
ただいま申し上げました38社に加えまして、本年4月以降のセーフティネット認
定の際に必要となります申請企業の売り上げ減少率データ、これは43社分ござ
いりますが、加えまして81社について集計をさせていただいたところでござ
います。

その結果といたしまして、町内事業所の売り上げ状況は依然として厳しい状況に
あることには変わらないわけでございますが、事業所によっては若干の回復の兆し
も見えてきておるところもございます。

次に、雇用状況につきましては、さきに申し上げました調査対象事業所38社に
おいては、この4月以降において雇用調整を実施した企業は1社あったというこ
とでございます。対象は2名ということでございます。また派遣労働者につきまし

では、勤め先の残業時間の減少によりまして、本人のご意向により退職された外国人労働者が1社でございますが、出てございます。また従業員の採用につきましては、ごく一部でございますが、自動車関連の受注の増加によりまして、新規採用を実施した事業所もございます。

なお、調査を行った事業所38社において派遣労働者については日本人が12名、外国人が48名というようなことで、60名というような状況でございました。

次に、雇用調整助成金の利用状況でございますが、9月1日現在、既に受給している事業所や申請書類の審査中の事業所を含めまして81社というような状況でございます。

また小規模事業所、個人事業主の経営と生活などについて、訪問による聞き取り調査をしてはどうかというようなご質問をいただきましたが、これにつきましては、一斉に実施はいたしておりませんが、当課の職員ですとか、商工会の指導員、テクノセンター及びテクノハートの職員などにより随時伺っているところでございまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、電話については定期的に調査をしてきているところでございます。これについては、引き続き必要に応じて範囲を広げる等、対応していきたいということで考えております。

続きまして、家族経営などの個人事業主への支援策についてでございますけれども、ご指摘のとおり従業員がいない事業所については、雇用調整助成金の給付がないというのが、残念ながら現実的な話でございます。そんなような中で個人事業主の皆さんの資金調達は大変厳しい、苦しいという状況になっていることは十分推測できるところでございますけれども、これらについて独自の支援策という部分の中では、なかなか難しいというようなことでございます。

次に、ロの制度資金の緊急融資についてでございます。

これにつきましては、平成20年度の融資状況といたしまして、県の制度資金の全体の利用状況につきましては97件、10億6,127万円、町の制度資金は32件、1億3,470万円で、合計129件、11億9,597万円という状況でございます。平成19年度との対比では、県の制度資金は4件減少して、融資額は823万円減少しております。また町の制度資金は1件増加いたしましたが、融資額は3,270万円の減少ということでございます。

利用された融資の内容を見ますと、県と町の制度資金双方において昨年後半からの需要が増加いたしまして、特にセーフティネット5号の認定を受けて利用される

特別経営安定資金が大半を占めております。

県の特別経営安定資金につきましては、平成19年度下期と平成20年度下期を比較いたしますと、34件、5億8,150万円増加いたしまして、町の経営安定特別資金については11件、4,370万円増加している状況でございます。

また月別の利用状況といたしまして、昨年12月から本年3月までの状況を申し上げますと、12月の県の制度資金は、融資件数14件、融資額1億1,020万円、据え置き期間は6カ月が1件、据え置きなしが13件、1月は融資件数9件、融資額8,750万円、据え置き期間は12カ月が1件、据え置きなしが8件。次に、2月は融資件数が9件で、融資額1億4,790万円、据え置き期間は12カ月が4件で、6カ月が1件、据え置きなしが4件ということでございます。また3月は融資件数19件、融資額3億4,253万円、据え置き期間は12カ月が11件、8カ月が1件、据え置きなしが7件という状況でございました。

また町の制度資金につきましては、12月は融資件数が7件、融資額4千万円、据え置き期間は12カ月が1件、6カ月が1件、3カ月が1件、2カ月が1件、据え置きなしが3件。1月は融資件数3件、融資額2,170万円、据え置きなしが3件でございます。2月は融資件数が3件で、融資額550万円、据え置き期間は12カ月が2件、6カ月が1件。3月は融資件数5件、融資額1,500万円、据え置き期間は12カ月が4件、据え置きなしが1件という状況でございます。

次に、据え置き期間満了による資金繰りにつきましては、県、町ともに特別経営安定対策の融資の限度額範囲内での追加融資を受けるとことが考えられます。この資金は本年度から限度額が3千万円から5千万円に拡大されまして、据え置き期間につきましては、この6月から12月から24カ月に拡大されてございます。

いずれにいたしましても、融資にかかわる内容については、取引金融機関ですとか、商工会の指導員にご相談されまして、拡大された制度資金、これらを十分研究いただいでご利用いただければありがたいと思います。以上でございます。

- 4番（大森君） ただいまの答弁で、町内の今の状況の中で若干先が見えなかったところもあるかというお話とあわせて、やはりまだまだ売上げが厳しいというところがあって本当に気が抜けない状況だという町のつかみだというふうに思います。また自動車関連の関係で新規の採用がされているということであるわけですが、やはりこれが下請関連へ広がるということにはまだまだ相当の時間がかかってくるのではないかとということで、本当に零細企業にとっては、まだまだ厳しい状況が続い

ているということがあります。それで81社について聞き取り調査をされたということであるわけですが、その中でこういう状況ということでもあります。

次の制度資金の緊急融資とセーフティネットということであるんですが、県と町合わせて129件が利用されているということであるわけですが、据え置き期間が0カ月、借り入れをしてすぐその翌月から返済が始まるという、結構それはある程度体力のあるところかなというふうに思うわけです。私の経験上からでも、やはり少しでも先へ延ばしたい、経済的に少し余裕が先になる分見えるかなということで、やはり一番長くまで延ばすのかなと、私も思っておりましたが、据え置き期間がゼロというのがあまりにも数が、こういう企業が多いということであれば、町内企業の体力はまだまだあるのかなと、そんなふうになんと勝手に判断しているわけでもありますけれども、そのかわり逆に12カ月まで延ばす企業は少ないということは、資金の必要なところに渡っていないのではないかとということが非常に懸念されるわけでもあります。このところが今の経済状況で一番大事なところであるわけですが、このことについて、その辺はどんなふうにつかんでいらっしゃるのか、再度答弁を求めたいと思うわけですが。

産業振興課長（宮崎君） ご答弁申し上げます。

資金が渡っていない小さいところをどの程度つかんでいるのかということもございますけれども、私どもについては、今言ったような調査等の中で、それらの企業についてはお話もさせていただいているところでございますけれども、ここへ出てこない企業さん、これについては、例えばそれぞれの商工会ですとか、それぞれの団体の中でお話をお聞きする以外にないというような状況であろうと思います。なかなか私ども、あるいは金融機関等にご相談いただければいいんですけども、そうでない部分について一件一件の把握というのは私どもではしてございません。ただ、融資については、先ほども言われましたけれども、もうこれで景気が厳しくなってからぼちぼち1年たってくるということで、資金の方も早目早目に対応していかなければというふうにも考えるところでございます。

そういう中で、先般県も融資枠を200億円ほど増やしたというメールが私のところへ来ておりますけれども、そんなことでの対応であったり、やはり個々でご相談いただければと。特に私ども、昨年の12月からやっておりますけれども、毎週第2水曜日に金融相談をしております。

この中では保証協会が来たりという部分でもございまして、保証協会でも小口零

細企業保証制度、これはプロパー金融機関を通しての融資ということになると思うんですけども、それに向けての融資制度等も設けたり、新しいのも出てきているので、ぜひそこら辺の情報だけは的確につかむように、私どもに電話をいただいても結構ですし、できればそれぞれの企業によって状況が違いますので、取引先の金融機関ですとか、商工会のそういった相談窓口へ来ていただければ何らかの形の次のあれになるのかなと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

4番（大森君） 特別外へ出て零細企業へ聞き取り調査ということは順次は行っているということであるわけですが、また商工会の経営指導員の方々との話もお聞きしているというようなこともあるわけですけども、やはり行政として、きちっとそのところは的確につかむということが第一に必要ではないかと思います。零細企業は町内の工業の町というものを支えているところですよ。町内の一定の企業のところの仕事をいただいて、製品をきちっと納期、そして品質をきちっと守って納めていると、こういう零細企業をきちっと保護していくということがなければ、当町の工業の町坂城というのは、景気回復してきたときには、もうこの言葉は死語になるのではないかということをお非常に危惧するわけであります。

特に最近、千曲民商が会員の皆さんにアンケートを行いました。その一部を紹介するわけですが、今の経営で生活できるのかということをお聞きしたら「できる」が17%で「できない」が76%、それでは何で補っているのかと、その収入源は何かということで、複数で回答を求めましたら、年金と預金の取り崩しと、それがそれぞれ同じ28%でありました。あとがやはり借金が25%、融資というよりも借金であります。そしてまた、パートに出て若干収入を得ているということです。今の生活の中で圧迫しているものは一体何なのかというこの問いに対しても、複数回答で、税金が40%、国保税が29%、そして借金の返済が18%ということになっています。この借金の返済についても、細かくは聞いておりませんが、多重債務の関係もやはり心配されるということで分析しております。また国保の保険証があるのかということをお聞きしたら、69%は「ある」と。「ない」というのは0%です。そして31%が無回答であったということで、この無回答が一体何か。今までずっと回答してきていて、ここだけ鉛筆が止まったということではないかと思うんですけども、やはり今こういう生活状態になっているのではないかということをお本当に感じるわけですね。

ですから、全業種、全企業、270社あるわけですけども、特に先ほどの81

社を除いた企業に対してアンケート調査でもぜひやっていただいて、零細業者が一体何を求めているか、何が必要なのか、そのところをきちっとつかんでほしいというふうに思います。それについて町長の答弁を求めます。

町長（中沢君） 最近の景況、そしてまた、町でいろいろ調査したアンケート結果等によって、いろいろ現在の事態を掌握していくと。先ほどお話がございました中で千曲民商の皆さんとも、この間いろいろ懇談しまして、それなりの理解というか、状況は把握したところでもございます。私自身も企業の皆さんと会う言葉は「景気はどうだい、仕事はあるかい」ということから始まっているわけでございます。調査というと、なかなか定型的なものになるので、先ほど課長が申しあげましたように、実情調査というのは、より身近に聞き取り、あるいはいろいろ会う機会を増やしながら全体で掌握していくこと、これも大事なことだなど、こんなふうに思っているところでもございます。

そしてまた、先ほどのお話の中で、いろいろな国の施策の中に入り切っていないわい、選外だわいというお話、しかしながら、町の企業であって大手もあり、零細企業もある中でひとつ工業が成長していくということ、これも大事なことだなど思っております。それには互いに交流というか、話し合いを進めて相談機能を高めていく、そういう中から何か仕事の面、金融の面を生み出していく、こういうことがしなやかにできるような、そういう仕組みづくりが大事だと、こんなふうに考えているところでございます。以上でございます。

4番（大森君） いつの世も弱い者はいつも社会からはじき飛ばされるというのが本当に残念でなりませんけれども、今、町長のご答弁のことをやはりきちっとやっていていただきたいというふうに思います。

ちょっと次の点なんですけど、雇用の問題として、特に町内でも人員整理をされるというところが結構ありました。そして今も人員整理されているところがあるわけですが、去年から今年にかけて失業されている方がいらっしゃるわけですが、この失業されている方もいよいよ給付が切れるか、切れかかるという方が結構いらっしゃると思うんですね。そういう皆さんに対して町は一体どんなふうにつかんでいらっしゃるのか。失業保険が切れた方たちが再就職や暮らしはどうなっているのか。収入はゼロ、こういう人を町はどう見ているのか、町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 雇用保険等切れる皆さんの雇用等どういうふうに町は把握

して、どういうふうにするのかということでございますけれども、どの方がどのよう
に切れているかというのは、町自身としては、どなたがどうだということは把握
してございません。

それにつきましては、ハローワーク等で進めているわけでございますけれども、
町といたしますれば、確かにそういった雇用保険の期間が切れてくるという、これ
からそういう事態が発生するわけでございますけれども、職業安定所、私どもの管
轄は篠ノ井ではございますけれども、上田に特別そういった相談機能を設けた部分
で充実もございますし、私どもといたしましても、直接それは研修して資格も取っ
ていないものですから、できないんですが、ただジョブカフェ信州等の出先的なも
の、これは前日もやっているんですけれども、そのときはまだなかなかPRさせて
いただいてもお越しいただけなかったという部分もございますが、それらをPR等
含めて進めながら対応していきたいと考えております。以上でございます。

4番（大森君） 上田のハローワークの前では上田市の協力も得て、ひだまりねっと
というグループがハローワークへ仕事の相談に来て、その帰りに多くの方が寄って
相談されると。住む家がない、収入がない、100円しか持っていない、200円
しか持っていない、そういう方々が上田市も協力して生活保護の申請手続きをしたり、
あるいは国保の保険証を交付したりということをしているという活動があります。
残念ながら坂城町にはそういうような場所もないんですが、行政として、そういう
相談窓口をきちっと持っていただいて総合的な支援ができる、そういう窓口をぜひ
開設いただけないかというふうに思うわけですが、その点についていかがでしょう
か。

町長（中沢君） 上田地域、あるいは伊那地域に新たな雇用に対する相談窓口が県、
国の力によってできた、これは私どもは上田の職安、あるいは篠ノ井の職安ともに
共有しておりますので、いろいろ私たちの分野でもあるというような認識で進めて
おります。坂城町でも、先ほど申し上げておりますように、テクノセンター、ある
いはそこに篠ノ井のハローワークからも随時そういった相談機能を特別に置いてい
ただいているということでもございます。

大事なことは、町の産業振興課、あるいは商工会等々が同じ目線で、そして聞く
耳を持つ、そういった面での対応が、より求められていると。そういうことに意を
用いながらひとつひとつ相談機能を通じて解決できればいいなど、こんな思いでご
ざいます。以上でございます。

4番（大森君） 制度資金の融資で返済が始まるにあたって経営が改善しないところに対してどういう対応をするかという点については、県がこの6月から24カ月延長したということで、再融資が可能だということで、そのことも多くの皆さんに周知徹底していただきたいというふうに思います。

時間ありませんので、第2問の方に移りたいというふうに思います。

2. 町民の健康を守るために

イ. 20年度の国保について

20年度より後期高齢者医療制度で国保の被保険者が減少いたしました。その関係で現年課税分の収入未済額は19年度に比べて12.6%減少していますとはいえ、滞納繰越分の合計では9,549万円と6.1%増となっております。滞納額は年々増加しており、この調子でいきますと、21年度決算では大台の1億円に乗るのではないかと非常に心配するところであります。

そこで、この20年度の国保の収納状況や滞納状況、資格証明の発行や短期証の発行状況、これについてどのようになっているか、お尋ねいたします。

ロ. 健診について

後期高齢者医療制度の導入にあわせ、これまでの病気の早期発見、早期治療が目的であったものが、食生活の欧米化、あるいは運動不足、あるいはストレスなどが日常化した現代社会で生活習慣病という、こういう患者がますます増え続けるとして、メタボリックシンドロームの考え方、内臓脂肪症候群という、これを取り入れた生活習慣予防に重点を置いた健診が始まりました。

そこでお尋ねするわけですが、特定健診の受診状況と特定保健指導の状況はどういうふうになっているのか、健診率を上げる対策はどうされているのか、お尋ねいたします。

2つ目に、定期的に通院しているかかりつけの医療機関での受診もぜひ奨励していただいて、受診費用の差額を助成してほしいというふうに思います。受診費用は町の集団健診では心電図について2,500円であります。しかし、医療機関では単価の関係いろいろとあるわけですが、心電図なしで2,600円、今年度はオプション扱いということで別途1,500円かかります。医療機関での健診は合計で4,100円にもなるということで、町の集団健診と比べ、医療機関が1,600円の差額となるわけです。受診率を上げるためには、かかりつけの医療機関、特に血圧の薬とか定期的にお医者へかかっている方もいらっしゃるわけですが、そうい

う方が特別な時間をとらなくても、かかりつけのところでついでにできるというようなことも考えていく必要があるというふうに思います。そういう点で、受診、健診の費用の差額分をぜひ助成して健診率を挙げていただきたいというふうに思います。

3つ目として、人間ドックを受けた人も特定健診を受診したというふうにカウントされるわけです。病気の早期発見や早期治療ができると、多くの人に受けていただく必要があると思います。20年度の間人間ドックの受診状況は、保健センターにお聞きしたら288件ということでありました。これで人間ドックの補助は、町は1泊の健診で1万5千円、日帰り1万3千円です。ちなみに上田市では1泊の人間ドックで2万5千円、日帰りが1万3千円、同じく千曲市では、1泊で3万円、日帰り1万5千円という補助を出しております。近隣市並みにぜひ補助金を引き上げて町民の健康維持ということのためにぜひそういう引き上げをお願いしたいというふうに思います。

ハ. 高齢者の医療費について

国民年金のみの受給しか受けていない高齢者の方は、受給額は平均4万6千円から4万7千円だというふうに言われております。特に高齢になれば病気になる方も出てくるわけですが、収入に対する医療費の占める割合が当然高くなってまいります。1人当たりの医療費はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

また県下での、どのぐらいの位置にあるのか、医療費の一部助成はぜひ考えてほしいというふうに思うわけですが、この点についてお尋ねいたします。

ニ. 子供の医療費について

子育て支援の一環として医療費無料化を実施しておりますけれども、小学校就学前までの自治体は県制度と同じ12自治体であります。その他の自治体は県制度に上乘せをして年齢の引き上げを行っております。中学卒業までの町村が37あります。長和町では対象年齢を18歳まで引き上げているというふうに聞いております。当町も対象年齢を小学校卒業まで引き上げられないか、お答え願いたいというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 大森議員のご質問にお答えしてまいります。

町民の健康を守るという立場から福祉に対する諸々の提案があったわけでございますが、厳しい状況の中で、なかなか実現には難しい面が多々あるなど、こんな思

いもしております。

私からは、主として子供の医療費についてお答え申し上げます。

子供の医療費につきましては、福祉医療制度の乳幼児医療費といたしまして、医療費の自己負担分の助成を行い、福祉増進を図っているところでございます。乳幼児医療費につきましても、平成18年度より新たに所得制限を撤廃するとともに、小学校就学前までの外来につきましても対象として拡大したところでもございます。これらの制度は県の示した基準により2分の1の補助金をいただき、実施しているところでございます。県は福祉医療制度を取り巻く状況の変化に鑑み、将来にわたって持続可能な制度として県民福祉の向上に寄与するためという観点からの対応でございます。この10月からは受給者負担金を300円から500円に引き上げるということでもございます。

当町といたしましては、受給者負担金の引き上げにつきましては、長野県福祉医療費給付事業検討会、あるいはまた、時には町村会等でもいろいろ論議しております。将来にわたるといように考える中では、その線に沿って同様な引き上げを行いたいと考えております。

しかし、少しでも負担を軽減したいということから、受給者の方に十分周知し、協力をいただきながら、6カ月間据え置き、来年の4月診療分から実施していく予定でございます。

乳幼児医療の対象年齢を新たに拡大しますと、子育ての大変な時期を経済的に支援するということで、家庭への負担が軽減されると、親が安心して子供を育てられる環境につながるということは十分承知しております。しかし、費用につきましては、県が2分の1の支給対象にはならないということで、全額町が負担するということになるわけでございます。

そうした中で、現状を考えると、将来にわたって持続可能な制度でなければ困るなど、こんな思いもいたしております。子育ては社会全体のものだ。しかし、そういう社会で育った子供は、さらにまた社会にも尽くしてもらうんだと、こういうことも大事だなど。国の子育て支援が、政権が変わりまして新たにいろいろと論議されております。そういう内容も把握する必要があるかなど。福祉施策全体を見直すということも大事になっておりますが、将来につなげるという観点からも論議して、小学生の医療費につきましては、何らかの対応を考えてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

福祉健康課長（中村さん） まず、イの20年度の国保についてお答えいたします。

国保税の収入状況につきましては、前年度収入済額は3億9,410万5,524円、徴収率は92.7%となっております。

内訳といたしますと、医療給付費分2億7,568万8,692円、後期高齢者医療制度への支援金分8,040万6,078円、介護保険制度への納付金分3,801万754円となっております。

国保税の滞納状況につきましては、20年度から21年度への滞納繰越額は424人分、5,191件で、現年度分3,099万1,276円、過年度分6,449万7,898円の9,548万9,174円となっております。

内訳といたしますと、医療給付費分7,896万1,704円、後期高齢者医療制度への支援金分587万6,872円、介護保険制度への納付金分1,065万598円となっております。

保険税の未納がある世帯につきましては、特別な事情がないにもかかわらず、1年間保険税の納入がない場合は、資格証明書の交付を行っております。20年度末において交付件数は24件で、前年度と比べ、1件の減となっております。また資格証明書発行対象世帯以外の保険税未納世帯につきましては、納税相談の機会の確保を目的に、未納額や納入誓約の履行状況などに応じて、6カ月、3カ月、1カ月と使用期限を区切った短期被保険者証を交付しており、20年度末の短期被保険者証の交付件数は100件で、前年度と比べ、7件の増となっております。

高齢化社会の進展や医療の高度化により、医療費は今後も増加を続けることが考えられますが、20年度より始まりました特定健診、特定保健指導による疾病の重症化の遺伝予防や健康づくりの推進を通じた医療費抑制への取り組みを行うとともに、保険税は国などの補助金や医療機関で支払う一部負担金とともに国保を支える大切な財源でございますので、制度の安定した運営のために加入者の皆様に税の公平な負担をお願いするとともに、適正な徴収に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロの健診についてでございます。

特定健診の受診状況と特定保健指導についてでございますが、平成20年度の国の医療制度改正によって生活習慣病の予防を推進するため、40歳から74歳を対象とした特定健康診査として各医療保険者に健診を義務づけ、その結果についても受診者に対し、保健指導を行う事業が始まり、今年で2年目になりました。

平成20年度の受診状況を申し上げますと、国民健康保険加入者3,128人を

対象に1,342人が受診され、受診率は42.8%でございました。

受診者の内訳でございますが、医療機関等に委託して行う集団健診で受診された方が933人、委託した医療機関等で個別健診を受けられた方が195人、人間ドックで受診された方が214人でございます。

本年度の受診状況でございますが、まだ事業期間中でございますが、5月に行った集団健診での受診者は859人でございます。

受診結果につきましては、実施医療機関等から報告され、保健師、栄養士により分析し、受診者を対象に報告会を行っており、延べ22回実施し、約620人が参加しております。報告会では、特に生活習慣のもとである腹囲や血圧等が基準値を超えており、改善が必要な受診者に生活指導を行っております。この中で特に重大疾患の疑い、長期にわたる改善が必要な受診者へは個別に保健指導も行っております。

次に、受診率を上げる対策でございます。

健診事業につきましては、毎年3月に特定健康診査、がん検診等申込書を各戸に配布し、希望を取りまとめて実施しております。申込書の配布から回収まで保健補導員さんにご協力をいただき、健康への関心を高めていただくために連携した取り組みを行っております。受診率向上のために健診にあわせた広報、有線等でお知らせを行うとともに、特に集団健診では休日や夜間に受診日を設定し、多くの方に受診していただくための対応をしているところでもございます。また健康で楽しく生活できるための学習会、講習会等の開催を通し、自分の健康は自分でつくり、守ることの大切さへの取り組みの強化を図っているところでもございます。

かかりつけ医療機関での受診費用の差額を助成できないかということにつきましては、健康づくりを推進する上で個別健診も重要であると考えております。特定健診は集団健診と個別健診とで実施しており、それぞれの委託契約により検査費用の設定をし、集団健診、個別健診それぞれ検査費用のおおむね35%をご負担いただくようになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

人間ドックを受けやすくするために補助金を引き上げてはどうかということでございますが、受診者に対する補助金ですが、3時間は、ご質問にもありましたように、1万3千円、1泊2日は1万5千円でございます。補助金を引き上げることににつきましては、現在の財政状況の中では大変厳しいものと考えております。

次に、ハの高齢者の医療費についてということですが、1人当たりの医療費の推

移はどうか、県下での位置はどのあたりかについてお答えいたします。

高齢者医療費につきましては、高齢者が将来にわたって安心して医療が受けられ、増大する医療費を安定的に賄うため、平成20年4月に老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行したところでございます。高齢者医療費は年々増加しており、主な原因は高齢者の増加、高齢者は疾病率が高く、受診頻度が高い、医療費の高度化などが考えられるところでございます。

本町の高齢者の1人当たりの医療費につきましては、平成20年度は老人保健及び後期高齢者医療の合計となりますが、年間で79万3,709円と、前年度に比べて1万9,028円減少したものの県下での順位は7位と依然と高い順位で推移しております。

次に、国民年金のみの高齢者は医療費が大きな負担である、医療費の一部助成は考えられないかについてお答えいたします。

平成13、14年に大規模な医療制度改正が実施され、医療費の医療機関での窓口一部負担1割の導入や段階的に対象年齢の引き上げ、自己負担限度額及び現年並み所得者の窓口負担割合の見直しなどが実施されてきたところでございます。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者及び65歳から74歳までの一定の障害認定を受けた方を対象とした高齢者のみの独立した医療保険制度となり、保険料においても収入に応じ、公平に負担していただくという仕組みとなっております。

先ほども申し上げましたが、高齢者医療費は毎年増加している状況でございます。それに伴い、町の後期高齢者医療給付費負担金につきましても20年度に対し、21年度はまだ予算の段階でございますが、増加している状況でございます。医療機関での窓口負担に対する一部助成は大変難しいと考えているところでございます。

収入の少ない方につきましては、保険料において4段階に軽減措置を設け、公平性を確保する中で極力負担が少ない制度としておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4番（大森君） 大分時間もちょっとなくなってまいりましたけれども、ひとつ子供の医療費の無料化について、受給者負担金というのがあるわけで、これについては一応6カ月据え置いてということで、そういう対応をされるということであるわけですが、町長の最後のところで何らかの対応も考えなければというお話がありましたので、ぜひその方向で検討願いたいというふうに思います。

あといろいろな点についてご提案申し上げましたけれども、すべて補助金ねだり

というふうに思われるようなところもあるわけですが、その回答をいただいたのは、すべて今の財政状況ではだめだということで一蹴されたということであるわけですが、

そういうわけでありまして、県内でも医療費をあまりかからないでやっている自治体があるということで、ご紹介したいと思うんですが、原村では75歳以上の医療費の無料化が始まったのは1971年、そして1981年には65歳以上に引き下げられたということでありまして。そして現在も続いております。そして子供の無料化については1972年から1歳未満を対象に始まりまして。そして2006年には中学卒業まで引き上げられております。そして原村の高齢者医療無料化制度というのは医療費の窓口負担、これは1割から3割負担なんですけど、これを助成しております。そして受診の翌月以降、役場へ申請すると口座へそのかかった費用を振り込まれると。そして高齢者のほかに中学生以下、そして母子・父子家庭、障害者、寡婦の方々も医療費を無料にしております。さらに村民の世帯主が高額医療費の自己負担限度額を超えると自己負担分を原村が助成をしております。

原村のように医療費の無料化を望むわけでありまして、財政が許さないということであるわけですが、当面医療費の一部助成ということを今後も求めていきたいというふうに思っております。

時間がありませんので、最後ですが、今日の経済情勢で町民の暮らしは大変なものがあります。個々個別の手当をすることも大事でありますけれども、社会保障や社会福祉、医療など生活全般にわたった支援が求められているのではないのでしょうか。町長もおっしゃいましたが、耳を澄ませて聴く心を持つならば町民の声が聞こえるはずであります。

以上で一般質問を終わります。

議長（春日君） 以上で通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時12分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

議案の審議に入る前に、総務課長より発言を求められております。これを許可します。

総務課長（宮下君） 貴重なお時間をいただきまして、まことに申し訳ありません。

資料の訂正をお願いするものでございます。

決算書297ページ、平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の事項別明細書でございます。

款1項1目2、297ページでございます。後ろの方から見ていただいた方が。款1項1目2の普通徴収保険料の備考欄でございますが、徴収率98.17%の後ろに830400という数字が入っております。この数字を削除していただきたくお願いをいたすものでございます。よろしくお願いたします。

議長（春日君） 説明のとおり訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第37号 平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 決算案の提案理由並びに詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いたします。

また質疑に際しては、決算書のページ及び科目を示されて質疑されますようお願いいたします。

まず歳入について総括質疑に入ります。

6番（入日さん） 13ページの町税についてお伺いします。

款1の町税全体について、昨年より不納欠損額が836万円増えています。内訳としては、町民税が149万円、固定資産税が581万9千円ほど増えています。徴収率はプロジェクトチームの努力とか担当者の職員の努力によって徴収率は上がっているんですが、不納欠損額が増えていると。おおむね5年を目途に困難なものは不納欠損にしているんですが、今やはり非常に経済が悪化している中、5年で一律切ってしまうのかどうかという、非常に税の公平性からもぎりぎり本当にこれはだめなんだという見極めをどのようにしているのか、また増えた原因とか、主な増えた内容などお知らせいただきたいと思えます。

収納対策推進幹（春日君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

町税の不納欠損につきましては、地方税法に基づき不納欠損処理を行っております。議員さんおっしゃいましたように最長で5年間という部分があります。今回、平成20年度におきまして不納欠損処理をいたしましたものの主な内訳でございますが、住民税につきましては42人、209件、全体で258万7,753円、それから固定資産税につきましては13人、282件、902万1,700円、軽自動車税につきましては9人、17件、6万9,400円、法人町民税につきましては、6社、14件、97万8,800円というような状況になっております。

平成20年度につきましては、個人の方で事業をやっておられた方が破綻をいたしまして、その結果、財産等競売にかかりまして、それが長年競売が落ちなかったわけでありましたが、昨年競売が成立したということで大きな案件が1件終了しております。ほかに相続人の方、財産相続放棄等されておまして、ないということで、その方につきましては住民税につきましては53万円、それから固定資産税につきましては413万円等大きな額を不納欠損処理をさせていただいております。

また、このほか5年というわけではございませんが、外国人の方で課税当時は坂城に住んでおられたんですけれども、出国をされてしまって再入国の予定がないという方等につきましては、年度内で執行停止をいたしまして不納欠損処理を行っております。主なものにつきましてはそんな状況になっております。

6番（入日さん） 毎年同じような説明があるんですが、特に固定資産税が非常に増えてきていると。非常に今、不況の中でアパートの空きが非常に今目立っていて、これからもっと固定資産税の減収というか、そういうのが懸念されるわけですが、その辺の対策というか、固定資産税についてどのように考えているのか、お伺いします。

総務課長（宮下君） ただいまご質問ありましたけれども、固定資産税の中でそういうアパート経営をされている方の部分につきましては、例えば建物があるから、それにかかって税がかけられているわけなんです。そういうことで、資産という形の中での課税でありますので、その方の収入が云々という形のものではありませんので、その分につきましては、そこまでの考慮は今の税の中では考えられないということですので、よろしく願いいたします。

議長（春日君） ほかにございませんか。

これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出の総括質疑に入ります。

6番（入日さん） ページ60ページ、項5の人権同和推進費の中で、説明の中で08の報償費として講師等支払いで103万1,100円ですか、その中で講師に幾らかかっているのか、お伺いします。

それから107ページの都市計画総務費の中の備考欄の15、工事請負費の中の説明で、坂城駅前広場工事1,359万円のことで関連して伺いますが、駅の新しい駐車場ができたときに、月極の駐車場はあるんですけども、ほかの駅はほとんど時間で駐車できるというような駐車場も用意してあるんですが、月極じゃなくて、ちょっとこの日、駅へとめていきたいわというときの駐車場が近辺にないんですよ。せっかくふるさと歴史館とかそういうところの駐車場があるので、そういうのが利用できないかどうか、あるいはB・Iプラザなどの駐車場が流用できないのかわりか、もちろん別個に拡張できて、そういう土地があればいいんですが、駅周辺にそういう土地もないし、お金をかけてまた新たに駐車場を増やすということも今の坂城町の情勢の中では難しいと思うんですよ。それで、そういうことについてどういうふうに考えて、どういう取り組みを今後されるのか、ちょっとお伺いします。

それから109ページの4公園管理費の中の13委託料の公園管理業務で1,114万7千円あります。その中で、びんぐし公園の噴水広場ですが、もちろんあそこに「噴水のところに入らないでください」と書いてあるんですが、真夏の暑いときなんか私でもちょっと入りたいなと思うんですよ。足だけでもちょっと浸そうかなと思うんですよ。子供なんか特に余計噴水があれば、あそこへ入って遊びたいと思うだろうし、結構遊んでいる子供たちもいるんですが、なかなか温水プールはあっても夏のプールが近隣にない。「あそこでちょっと子供が遊ばせたいんだけど、あそここのところが汚くて入れません」というふうに言われたんです。もうちょっと公園管理をしているんならきれいにならないのかと、そういう苦情があったので、そのことについてお伺いします。以上です。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

報償費につきましては、ひとつ人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民会議の講師謝礼がひとつあります。それと小集落改善事業にかかわる弁護士への報酬がありまして、この弁護士さんの報酬が大きいという額であります。

建設課長（村田君） 107ページの駅前広場の駐車場のご質問をいただきました。

多目的広場の件でございますが、あの区につきましては、公社の方で月極でお貸しをしているということでございます。私どもの担当の関係につきましては、しな

の鉄道の坂城駅に3台分、日々使う方の駐車場を用意してございます。これは有料でございますが。

ご質問の趣旨わかるわけでございますが、その他の駐車場については、私の方からは必要だという認識は持っておりますが、答弁は控えさせていただきます。

それから109ページの公園管理のご質問をいただきました。

噴水広場でございますが、そういった意見、重々踏まえて、安全管理の面等もございまして、できればということはございますが、検討をさせていただくという答弁にさせていただきますが、よろしく申し上げます。

6番（入日さん） 先ほどの隣保館の講師ですが、弁護士費用が入っているので高くなったというので一応納得はしたんですが、どうしてこれを聞いたかという、坂城町のいろいろなイベントのときに講師を呼ぶんですが、非常に講師の謝礼が高いのではないかと。もっと身近な人でもいろいろな適した講師がいるし、なるべく今不況のときに、お金のないときに、お金をかけないような方向で講師を選定するんじゃないかという声が町民から挙がりましたので、ちょっとそのことを確かめて聞いてみたかったんです。今後の取り組みとしても幅広くいろいろな人材を探して、なるべくお金のかからない内容の適した講師を選んでいただきたいと要望しておきます。

それから駅前広場の駐車場については3台確保してあるというのは知っているんですが、やはり3台ではなかなか少な過ぎると思うんです。今の経済状態では無理だという答弁はもちろんわかるんですが、今後の方向として、ぜひそういうことも考慮に入れた、また取り組みをしていただきたいと思います。これは要望です。以上です。

1番（田中君） それでは53ページ、まず予算現額の欄の繰出費が4千万円、これは詳細説明は次のページにあるんですけども、国庫の繰り出しですが、これはこの後の後期高齢者も介護保険も同じなんですが、これの不用額が300円とか800円とかということで、金額の割に、あまり小さいんで、この辺の繰り出しの仕組みをちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから同じ53ページ、細かいことですがすみません。右側の備考欄の07賃金の中に運転手さんが2万2,680円あって、次の54ページにも老人福祉費にも賃金の運転手さんがここに突然に2,400円と出るんですけども、ほかのところは作業員とか何とかとなるんですが、この運転手さんは、こんな少額の運転手さん

が、どういうことなのか。それで必要なときをお願いできるのかどうか、ちょっと説明をお願いします。

それから、そのページの下の方でございますが、社会福祉協議会の補助事業の中で19の負担金補助金の中の、まずひとつ、ヤングヒューマンネットワーク事業、今、少子高齢化で、しかも未婚の人たちが増えていると、晩婚化が進んでいると。この間ちょっとある資料を見ていたら、未婚者の40代以上は半分が占めているというような晩婚化も非常に年齢が高くなっているみたいなんですけれども、そこで質問は、毎年8万円、お見合いの費用なんですけれども、こんな程度で効果が出るのかどうか。やはり若い人たちに結婚してもらうために、もっと取り組みを考えなくちゃいけないのかどうかということの視点の中で、決算ですから、成果・効果、去年はたしか1組だったような気がするんですけれども、これでどのくらい実っているのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、その福祉協議会の補助金が、去年予算のところでもちょっと聞いたかと思うんですけれども、約半額近く423万円減っているんですけれども、支障はなかったのかどうか、それぞれ福祉事業を行う上において支障はなかったかどうか、わかったら説明をお願いします。

それから、次の55ページでございます。

さっきも申し上げました28の繰出金の関係ですが、介護保険が1億3,400万円、それから次のページの真ん中ほどに後期高齢者が3千万円、1億6千万円ほどあって、不用額が8,865円ということなんですけれども、これも金額の割に不用額が、繰り出しなんで、どういう仕組みで繰り出すのか、ちょっと金額の繰出額を聞かせていただきたいと思います。

それから次は58ページでございます。

58ページの3分の1ほど上の右側の備考欄、福祉医療給付事業の5,231万7千円でございます。これはこっちの決算の説明の方を見ますと、1万2,933件の1人当たり4万5,433円の給付になっているんですけれども、この額はこういうふうになるのか。それから満額なのかどうかということ、あるいは対象者の数はどうなっているか、その辺をちょっと説明をお願いしたいと思います。

人数に応じてこの金額が変化するのかどうかということを教えてください。

それから70ページ、71ページでございます。

8目の児童館運営費と9目の放課後児童健全育成費、今日もずっと出ていますよ

うに不景気が1年近く続いて20年度は後半が急激な不景気というようなことで、都会なんかテレビで保育園の待機児童なんかニュース見ていると、お母さんが、いわゆるお父さんの収入が減ったので共稼ぎするようになったから預けたいんだけど、預ける場所がないというんですけれども、ここらはちょっと私も聞いたところ、お母さんが働いていたけれども、整理というか、解雇というか、そういうふうにされたので、いわゆる保育園児なんかをうちへ引き取ったなんていう、都会とは逆の動きかなと思っていたんですけれども、その辺を踏まえて入所状況と、それから待機児童なんかはどうなっているのか、そういう傾向、そういうようなことをちょっとこの不景気にあわせて子供たちが放課後健全に過ごしているのかどうかという面からちょっと状況を聞かせてください。

それから136ページ、137ページなんですけど、136ページの第2センターの上の欄の6目でございます。文化センター管理費の中で、一番最後の文化センター第2駐車場整備事業ということで、これは今までコンビニさんなんか迷惑をかけていたのが非常にタイムリーにつくっていただいて大きな催しができるようになったんですけど、ここで上にある第1駐車場と図書館の駐車場と、ちょうど真ん中にあるので、その辺の利用状況、利用がお互いに図書館なんか一杯になるかどうか知らないけれども、この間4～5日前にあの横を通ったら第2駐車場はかなり、9割方駐車していましたが、そういう文化センター第1駐車場と第2駐車場、それから図書館の駐車場、その辺のお互いにあの近くですので、しかも第2駐車場は真ん中なので、利用ができるような、そういう案内なんかをどう取り組んでいるか、もしあったら聞かせてください。

それから右側にいきまして、8目の一番最後、青少年の関係、19の補助金交付金でございますけれども、青少年を育む町民会議、補助金200万円ということで、少子化というのが進んでいる中で青少年が少なくなっている中で、私はもっと前の方の子供たちの方へお金をかけるべきだと思うんですけど、青少年町民会議の200万円、これは今まであまり変わっていないと思うんですけど、これは今どんなような働きをしているのか、ちょっと説明をして、できたら、いずれも効果的な面で、どういう効果的な傾向が見られるかがわかったら教えていただきたいと思っております。以上です。

福祉健康課長（中村さん） まず繰出金について申し上げます。

国民健康保険の繰出金ですが、不用額が303円ということなんですけれども、

これは繰出金の基準が決まっております、国保の場合、国民健康保険基盤安定繰出金の保険者の保険税の軽減分でございます。それから同じく保険者の支援費分ということと、それから出産育児一時金の繰出金、それから国保財政安定化支援事業繰出金、事務費繰出金ということで、町の負担分が決まっております、予算に対して支出額も決まってくるので、不用額も少なくてということでございます。

それから介護の繰出金、介護特別会計への繰出金につきましても同じように軽減分の関係の、介護保険の町の負担分と、今のは軽減分ではなくて介護保険の町の負担分と、それから事務費の関係、それと包括的支援事業の町の負担金分、それから介護予防事業の町の負担分、率が決まっております、金額が決まりますので、不用額として残るのは少ないわけでございます。後期高齢者の医療特別会計につきましても、同じように保険基盤安定繰出金と一般の事務費の繰出金ということで、同じように割合が決まっております、支出をしているものでございます。

それから運転手の賃金ですが、これはマイクロバスの運転をお願いしたということをお願いしています。2万2,680円の方につきましては、研修会のマイクロバスをお願いしたものでございます。

54ページの方の運転手のバスですが、これは2時間だけお願いしたというものでございます。

それからヤングヒューマンネットワーク事業につきましては、これは結婚相談所の登録者数が39人ということで、現在やっております。

現在の状況ですが、相談登録者のうち交際中の方が今お1人だそうです。それから昨年から交際して今年ご結婚される予定の方が1人いらっしゃるそうです。相談所の開設に伴う補助金ということですが、あとそのほかに千曲市の社協の結婚相談所と合同でイベントを行っております。昨年につきましては、イブニングパーティーとかスキルアップ講座とか、それからクリスマスパーティー、ランチパーティーとかということでやっております、今年度21年度につきましては、新たに上田市の社協とも合同で行うような計画を立てているようでございます。

それから社協の補助金関係でございますけれども、毎年補助金が減額はしておりますけれども、社協の方では運営がきちんとできている状況でございます。

それから福祉医療費の関係ですが、福祉医療費につきましては、身体障害者の医療費の補助ということで、重度障害者の福祉医療費ということで、自己負担を払った分の一部、今レセプト1枚300円の自己負担分をいただきまして、その残りの

分をお返ししているというものでございます。ですので、件数によって金額、1人幾らというものではございません。

教育次長（塚田君） お答えを申し上げていきたいと思えます。

まず70ページから71ページの児童館運営費、それから放課後児童健全育成事業のご質問で入所状況等でありますけれども、児童館運営費につきましては、児童生徒、放課後健全に過ごせる遊び場の場として提供し、指導を実施しているということで、これにつきましては、3年生以上18歳未満のお子様を対象にお預かりしているということで、実際には6年生までの方が来ているという状況です。

年間の利用者数ですが、お手元の20年度の実績の資料の中には、最多時、南条4名、坂城15名、村上18名というふうにあります。延べでいきますと、南条児童館が110名、坂城児童館が984名、村上児童館が136名というような状況で利用されております。

それから放課後児童健全育成事業につきましては、保護者が仕事等により昼間家にいない児童を対象におおむね1年生から3年生、放課後の適切な遊びの場所として提供しているということでありまして、開館日数が250日、これは家庭の状況により、一応登録をさせていただいているんですが、お手元の資料のとおり的人数でございます。

ただ、年間の利用者数にいたしますと、南条では8,310名、坂城では1万2,845名、村上では9,764名と、1日当たり30名から50名というような多くの人数が来ております。

それから仕事の状況等、今の社会情勢の中でどうかということですが、やはり仕事を離職された方もいるわけですが、やはり仕事を探したりという状況がほとんどでございますので、そういう方についてはお預かりをしているという状況になっております。

それから136ページ、駐車場、文化センターの第2駐車場を整備、昨年させていただいたわけですが、駐車場の利用につきましては、図書館、それから文化センター周辺には第1、第2、第3ということで、夢の湯の上にも駐車場を止めるような形で、舗装はされておりましたが、あります。その北側に第2駐車場を整備したわけですが、やはり今までの文化センターの駐車場の利用状況を考慮しますと、やはり講演会とか運動会、文化祭とかスポーツ大会、そういった主要な事業のときにはやはり道路まであふれてしまうと。場合によっては警察の方から連絡もい

ただくようなこともありましたので、駐車を整備していただいたということでもあります。

それから主要な事業をやる時にはパンフレット等に図書館なり第1から第3までの駐車の配置、あるいはそれで足りない場合にはお休みのときは近くの会社の駐車もお借りするなどして行ってきておるんですが、それらの駐車の位置を示したパンフレット等を配置して共通的に利用できるような状況をとっているというのが今の現実であります。有効利用に向けて使っているということです。

それから137ページの青少年を育む町民会議補助金200万円ということですが、町には青少年を育む町民会議という組織がございます。この組織はいろいろな関係団体を組織しまして、町の青少年の健全育成を図っていくということを目的に活動をしている組織でありまして、一応教養部、環境部、育成部という3部会から成っております、各学校関係とか、それから警察関係とか、あと民生委員だとか、育成会だとか、いろいろな町の団体の方が組織をされて、その中で町民会議というものをつくっております。

200万円の状況ですけれども、育成会の地域の育成会27区あるわけですが、その助成金として一部3分の1ぐらいお出ししております。それから、ご存じかと思うんですが、一番大きな大会でウォークラリー大会、毎年各地域を回ってやっているんですが、ウォークラリー大会の参加費等に使われております。

それから最近では通学合宿、上平、それから南日名等始まりましたが、それらに対する補助、それからあとは地域の自然環境伝統文化の継承といったことで、やはり子供たちに坂城の自然、歴史、そういうものをやはり小さいときから学んでいていただきたいということで、そういう事業をした区等に対しましては、補助金をおあげをして地域子供たちの地元に対する関心を深めていていただきたいと、そんなような形の中で、いろいろな形に使われております。200万円は、このところへだけ使われているのではなくて、そういった各種事業に振り分けられて使われていると、そんなような状況になっております。以上です。

1番(田中君) わかりました。ちょっと今、教育次長に、最後の。私も町民会議、1回、文化センターでやるあれがメインかなと思って、あれに200万円も使うのかなと思っていたんですけれども、今、各地域の育成会なんかにも助成したり、一番関心を持っているのは、通学合宿、上平とかなんか、入横尾とか一部でやっているんですけれども、こういうのはほかからの要望というのがあって断ったような、

そういうのもあるんですか。それともこれは全町的に、今どうしても子供たちが個になって、あるいは横のつながりはできても縦、上下ができないというような、地域の連帯なりを育む上において問題が指摘されているんですけども、ああいう1晩、2晩、みんなで枕を並べて地域の子供たちが寝るといふ、非常におもしろい、いい事業だと思うんで、ああいうものをどんどんやるべきだと思うんですけども、そういうのは去年の場合200万円で助成しているんですけども、助成の割合なり、あるいは応募といふか、希望した地域に全部応えたのかどうかだけ、ちょっと聞かせてください。

教育次長（塚田君） お答えをいたします。

今、議員さんが言われましたように、やはり今の子供たちの上下関係とか横とのつながり、やはり昔の子供たちが連なって飛んで歩いてたといふ、そういう時代といふものが今なくなってきているといふ中で、こういう通学合宿、最低でも2泊3日という形の中で行おうとしておるんですが、ほかの地域の状況を聞きますと、長いところでは1週間やっているようなところもあります。

坂城町におきましても、18年度から実際に事業を取り入れて行ってきておりまして、一番最初におきました上平地区の育成会で取り組んでいただきました。一昨年からは南日名区でも取り組んでいただいておりますが、育成部会の折に、こういう事業があるんだよといふことをお話を申し上げて、ぜひ取り組める区は積極的に取り組んでくれといふことでお話を申し上げております。

補助金については、一応2泊3日ということで、上限4万円の補助を、先ほどの補助金の中で予定しております。実施するすべての区に対しては全額補助していく予定ですけども、ただ、実施するにあたっては子供たちがすべて御飯の用意から買い物から勉強からすべてやるというようなことで、やはり条件的なものがある程度必要になってきます。やはり2日もお風呂に入らないといふわけにはいきませんし、そういうことを考えると、ある程度の条件がそろっているところといふようなことで、現在においては上平と南日名2区について実施されているのが現状です。ただ、やってみたいなといふ区があるんですが、すみません、それから入横尾でも1回行われた経過があるんですが、やってみたいといふ区があるんですけども、やはりそういった条件がそろわないと、なかなか二の足を踏んでしまうといふようなことで、現状はそのような状況になっております。以上です。

議長（春日君） ほかにございますか。

ないようでありますので、次に進みます。

これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款11災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

お諮りいたします。

日程第3「議案第38号」から日程第10「議案第45号」までの8議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認めます。

よって担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第38号 平成20年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

「質疑なく、総務産業常任委員会付託」

◎日程第4「議案第39号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(春日君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

11番(円尾さん) 国民健康保険特別会計についてお尋ねします。

まず、中身的には、これは監査委員さんの意見審査意見書の方を見ていただくとわかりやすいかと思います。17ページです。

その中で実績報告書の方にもありましたけれども、19年度と20年度は後期高齢者医療制度という形で入りましたので、自ずと被保険者の数が変わってきているんですけれども、20年度については、実績報告書の方で出されていて、1,600人から減ったということが書かれています、19年度の世帯数と加入者の数がわかりましたら知らせていただきたいと思います。

それから不納欠損についてですけれども、これが町民税なんかとリンクしてくると思うんですけれども、実際に20年度は非常に多くなっているわけですけれども、その中身について説明いただきたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） 国民健康保険の加入者の推移ということで、19年度末の世帯数が3,164世帯、被保者数が6,043人でございます。

収納対策推進幹（春日君） 国民健康保険の不納欠損につきまして、件数でございますが、9件、257人、合計で362万4,044円ということになっております。

主な内訳でございますが、先ほども一般会計の方でご説明いたしました、お1人事業をやっておられる方が経営破綻されたということで、その方の1件だけで155万円不納欠損処理をさせていただいております。以上です。

11番（円尾さん） それぞれ今答弁いただいたわけですが、この中で、そうすると、現年課税分で収入未済額が12.6%減ったという形でしたけれども、現実には734世帯、1,685人という方が保険者ではなくなっている、実際には未収額が増えたというふうに判断できるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどういうふうになっていますでしょうか。

それから、今もうひとつの点で、多分滞納繰越の中には新しい後期高齢者医療制度の方へ移行した人の分も入っているんだろうと思うんです。どのくらい入っているのかはちょっとよくわかりませんが、それらに対する対応はどのようにされているのか。

それからもう1点は、先ほど不納欠損で1人の方が財産をなくしてというお話がありました。不納欠損されてしまって課税対象にならなくなると、国保の被保険者として対応していくのかどうか、それはできるのかどうか、その辺について確かめておきたいと思います。

収納対策推進幹（春日君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

被保険者数、後期高齢者医療が始まったということで、確かに被保険者数が減りました。その方が一部、新聞報道でございますが、75歳以上の方につきましては、比較的、安定的に収納が確保されていたということでもあります。町の状況も見ますれば、単純に比較はできませんけれども、大分国保につきましては収納率が現年、過年とも落ちているのが現状でございます。

それから不納欠損をされた方について保険証の交付がされるかというご質問でございますが、この方につきましては、もうお亡くなりになっておられる方で、お1人の世帯ということで、現在は国保には加入されておられません。

11番（円尾さん） 今の滞納繰越分の中に、制度が変わって後期高齢者の方へ行かれた人も繰越分の中にあるんだらうと。それに対してはどうするんでしょうかということがひとつあります。

それで忘れていましたので、もう1点お聞きしたいんですけども、現年度課税で収入未済額になった方、この年からなつたと、新しくなつたという人がどれぐらいいたのか、おわかりでしょうか。やはり新しい人を出していかないということが滞納を少なくするためのひとつのあれですので、その辺わかったら教えてください。

さっきの滞納繰越の分で、お亡くなりになっているからという話で、今回の場合はそういうことがないんですけども、例えば、そういう形でまだ現存していらしてという言い方がいいかどうかわかりませんが、財産がなくて、破産されちゃったんだけど、そういう法的な措置があったんだけど、じゃあ、その人も国保の加入者であると認めるのかどうか、その辺が法律的にどうなっていますでしょうかということをお尋ねしたいんです。お願いします。

収納対策推進幹（春日君） ただいまのご質問ですが、後期高齢者に移行された滞納者の方につきましては、基本的には、国民健康保険につきましては、世帯単位で課税ということになっております。世帯主の方に課税をさせていただいております。後期高齢者の方に移られたということで世帯が全部国保から抜けてしまう場合は別ですが、通常は世帯主の方ということで、お残りになっている世帯主の方が引き続き納付をしていただくような感じになります。

それから新しく新規に国民健康保険の滞納になった方ということでございますが、約27世帯ということでございます。以上です。

福祉健康課長（中村さん） 国保の資格の関係ですが、滞納処分にあつたとしても資格はそれでなくなるというものではありませんので、資格はそのまま国保の、社会

保険に入ったり、転出をされたり、お亡くなりになったりということであれば資格はそのままです。

それから後期高齢者の医療制度の方にその方が移ったとしても、国保のときに滞納分があれば、そのままその分も滞納ということで納めていただくということになります。よろしくお願いいたします。

1 番（田中君） こっちの方の主要施策の実績の115ページに国保の特別会計の説明があるんですけども、ちょっとひとつ伺いたいことは、2行目にあるんですけども、加入率が26.9%という、町民全体の4分の1しか入っていない保険なんですね。これはほかの市町村もこういう、どんどん減っていくんですか。それとも坂城町は特に異常か、わかれば教えていただきたいんですが、そういう中で中ほどにあるんですけども、昨年から後期高齢者という形で75歳以上の医療費をたくさん使うような人たちが外れているわけですよね。だったら収益がもっと改善していいような気がするんですけども。いわゆる高額医療を使う人たちが抜けて、残った人たちは比較的まだ若い中高齢というか、元気な人たちじゃないかと思うんですけども、そういう面では差引残高が2,300万円の黒字ということは、少ないような気がするんですけども、その辺はどうなんですかね。何かわかればちょっと説明をしていただきたいなと思います。

福祉健康課長（中村さん） 国保の加入率につきましては、20年度から後期高齢者に、75歳以上の方が抜けましたので、19年度末で老人保健の対象になっていた方が1,650人いらっしゃいます。その方が抜けられていますので、加入率が低くなっているということもあります。他町村の状況は、今手元にございませんで、よろしくお願いいたします。

それから医療費が後期高齢者へ移って医療費が少なくなったということはなっております。しかし、その人たちも国保税を納めていただいております。その分が一定の収納率もよい方たちがいなくなって後期高齢の方へ移っていきますので、収入の方もその分が減ってきているという状況になりますので、一概に収入から差し引きの残が残るといふことにはならないということだと思います。

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時29分～再開 午後2時40分）

議長（春日君） 再開いたします。

引き続き、総括質疑を行います。

(進行の声あり)

議長(春日君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5「議案第40号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業
特別会計歳入歳出決算の認定について」

「質疑なく、総務産業常任委員会付託」

◎日程第6「議案第41号 平成20年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の
認定について」

「質疑なく、社会文教常任委員会付託」

◎日程第7「議案第42号 平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳
出決算の認定について」

「質疑なく、総務産業常任委員会付託」

◎日程第8「議案第43号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について」

「質疑なく、総務産業常任委員会付託」

◎日程第9「議案第44号 平成20年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の
認定について」

議長(春日君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

1番(田中君) 265ページの保険料の関係でございますけれども、収入未済額が494万9千円ということなんですけれども、済額の1億8,600万円に比べて、これは比較的未済が少ないと思うんですけれども、ちょっとお聞きしたい点は、このうち特別徴収と普通徴収では差があるのかどうか、その辺はちょっとわかったら教えていただきたいと思います。

収納対策推進幹(春日君) ただいまのご質問についてお答えいたします。

介護保険につきましては、年金から特別徴収を実施している方が大部分でございます。納税義務者数、特徴されている方は4,140人ということで、調定額1億7,106万5,700円、収入済額も同額で、1億7,106万5,700円ということで、特別徴収につきましては100%納入になっております。以上です。

議長（春日君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第10「議案第45号 平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

「質疑なく、社会文教常任委員会付託」

議長（春日君） ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第37号」から日程第10「議案第45号」までの9件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日11日から9月16日までの6日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、明日11日から9月16日までの6日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月17日、午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後2時47分）

9月17日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
| 代表監査委員 | 三井幸雄君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 37 号 平成 20 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 38 号 平成 20 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 39 号 平成 20 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 40 号 平成 20 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 41 号 平成 20 年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 42 号 平成 20 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 43 号 平成 20 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 44 号 平成 20 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第 45 号 平成 20 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第 46 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 47 号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 48 号 平成 21 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 14 議案第 49 号 平成 21 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 15 議案第 50 号 平成 21 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 16 議案第 51 号 平成 21 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 17 議案第 52 号 平成 21 年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

について

第18 議案第53号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第19 議案第54号 平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

第20 議案第55号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

追加第1 発委第5号 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める意見書について

追加第2 発委第6号 高齢者の肺炎球菌予防接種への公費助成等に関する意見書について

追加第3 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（春日君） 社会文教常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第2号 子どもの医療費無料化制度の対象年齢引き上げを求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第3号 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早急に求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第4号 ヒブワクチンの早期定期予防接種化等を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第5号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成等に関することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（春日君） 日程第2「議案第37号」から日程第10「議案第45号」までの平成20年度一般会計及び各特別会計決算承認案については、去る9月10日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第37号 平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第37号「平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款11災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月11日、14日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

（総務課）

〈歳入〉

○ 町税の未済の主な原因は。

△ 全般には急激な経済状況の変化により収入等が減少したことによると思われる。特に個人町民税は前年所得課税のため、退職され、収入がなく、納められないというケースや特別徴収から普通徴収に切り替わり、1回当たりの納付額が大きく

なったことも一因と考えられる。法人町民税については、業績悪化で未納が13社ある。固定資産税は無収入でも資産を有していることにより納税義務が発生するため未納となる場合が多い。

- 個人町民税の滞納者数と前年度比較は。
 - △ 人数で339人、19年度は349人で、若干減少傾向。徴収率では法人町民税以外は前年対比プラスとなっている。
 - 徴収率改善の要因は。
 - △ 収納推進対策会議の中で、今回初めて滞納整理実施計画を作成し、その中で収納率の数値目標を立て、取り組んだ結果ではないかと思われる。
 - 法人税で前年度滞納分は20年度でどのくらい回収できたのか。
 - △ 滞納繰越分の歳入額は64万5,600円である。
 - 固定資産税の不納欠損が大きく増えている。内容と対応は。
 - △ 全体で902万1,700円、13名、282件、競売にかかった場合や破産の宣告を受けた場合で差し押さえする財産等がないものについては不納欠損処理をしている。13名のうち3名分で、約600万円となり、大半を占めている。
 - 20年度差し押さえの実績は。
 - △ 11件、滞納分総額で約4,150万円である。
 - 町税等の未収金が特別会計も含めると3億9千万円を超えてしまう。払えるのに払わないなど悪質なケースの見極めとその対応は。
 - △ 20年度から県との連携という形で協定を結び、滞納整理に取り組んでいる。法的な措置の部分にかかわるノウハウを学んだ。今後、納税の公平さを確保するためにも、そういった対応等が必要と考えられる。
 - 民生費負担金の収入未済額の内訳は。
 - △ 保育料等の滞納で、現年分は16名、176万円である。
- 〈歳出〉
- 税償還金については年度途中で補正したが、不用額が約75万円ある。なぜか。
 - △ 税源移譲により所得税と住民税の配分が変わり、19年の所得が減って所得税の軽減を受けることができない方の減額措置を行うものであったが、法人等の還付金が予測できない部分が不用額となった。
 - 仕事における携帯電話の使用について、個人負担ではなく、公用の携帯電話で対応すべきではないか。

- △ 現在、町長秘書と消防主任についての緊急時の対応もあり、公用の携帯電話を所持している。事業課など現場に出ることの多い課については、公用の携帯電話の所持が望ましいが、財政事情などにより職員の個人携帯電話に頼っている状況である。今後対策等を考えていきたい。
- 長期債元金、補償金免除繰上償還の金額は。
- △ 1,663万1,898円である。
- (会計室)
- 八十二銀行派出手数料105万円について、算出の根拠は。
- △ 1人分の人件費の2分の1、実際の4分の1の額を17年度後半から支払っている。現在の2倍の金額を要求されている。
- (企画政策課)
- 道路事業に伴い、昔の道が残っている箇所が見受けられるが、どのような管理をしているのか。
- △ 今後町で利用する予定がない場合、周辺の方から買い取りの申し出があれば相談に応じる。昨年も1カ所、2筆、660万円ほどで売却をした。
- 温泉管理事業、びんぐし湯さん館施設基金について、当初は2,029万3千円の予算に対し、370万円ほどの決算となっていて、かなり減っているが、その理由は。
- △ 振興公社納付金と基金利子を積み立てるものが入館者の減少及び原油価格の上昇等による経営状況の悪化に伴い、町と振興公社との協定の中で減免できる規定となっており、減額したものである。
- 原油高騰など販売管理一般経費が増えることは予測できたと思うが、予算を2千万円と計上した理由は。
- △ 2千万円というのは、それを目標に経営していくという方針によるもので、当初予算に計上したが、原油価格の上昇や景気の悪化に伴い、減額した。
- その目標に向けての取り組みは。
- △ 企業への個別訪問、区会などでの利用に向けての営業活動を積極的に行った。
- 1回券での利用者を増やすための検討は行っているのか。
- △ 老人会、区及び企業などへの優待セットをメニューに加え、営業努力を行っている。
- 振興公社の経営は赤字なのに66万円の配当が町にある。これは町の財政にも

影響することだが、問題ないのか。

- △ 配当金については、公社の前年度決算により決まる。20年度の配当金は公社の19年度決算に基づくものである。
- 厳しい経営状況ということで納付金を下げているのであれば、配当金も下げてもよいのではないか。
- △ 振興公社の20年度の経営は非常に厳しい状況であったため、今年度の配当は3分の1とした。
- 温泉施設改修工事534万2千円の内訳は。
- △ 外湯及び玄関アプローチの目隠し工事252万6千円、花壇改修工事178万5千円、畳の表替え99万7千円の3工事である。
- 地域づくり活動支援事業について、その審査内容と事業効果はどうか。
- △ 長野大学の安井教授を委員長とする7名から成る選考委員により審査を行っている。申請者から事業説明を受け、それに対する選考委員からの質問を行っている。選考会后、別室で採点表の集計を行い、申請額が予算の範囲を超えている場合は点数により補助率を決定して交付している。
- 2～3時間で終わってしまうようなイベント的な事業ではなく、地域の活性化につながっていくような事業に支援をしていくことが重要だと考えるが、どうか。
- △ 若干イベント的な事業も見受けられるが、今まで申請のなかった区からの申請もあり、新たな可能性も出てきている。
- 補助額が事業により違うが、点数1点につき幾らといった基準があるのか。また事業費は金額どおり支出されているのか。
- △ 選考会の点数の順位により、1位は申請額の95%、2位は90%というように補助率をつけている。地域コミュニティの活性化が重要と考えており、300万円の予算を上限額の30万円で配分してしまうと10件しか採択できないため、多くの区で地域の活性化につなげてもらうため、予算の範囲内で補助額に差をつけている。
- バラ公園の野草園整備事業の原材料費の内訳は。
- △ 丸太320本、30万円ほど。ほかにチップ9万5千円、そのほかシートなど54万2千円である。
- 国際交流事業について、国際交流協会の外国人会員数と、その事業内容は。
- △ 個人会員133名のうち外国人会員は日本に帰化された方も含めて5名ほどで

ある。事業としては、坂城どんどん、国際連参加、韓国陶芸家との交流事業、マレットゴルフ大会である。

- 広報広聴一般経費と電算一般経費でそれぞれパソコンの購入を行っているが、別々に手続をしているのか。また町内業者より購入しているのか。
- △ 情報系のインターネット用の端末と基幹系の税業務等を行う端末と用途は別になっており、機能も若干違っている。入札の結果、町内業者より購入している。
- 町内の自治区における区会議員の女性の登用状況は。
- △ 20年10月調査で7区13名、21年8月調査で、13区29名となった。
- 部落解放同盟補助金を240万円と減額しているが、今後の方針は。
- △ 法の廃止に伴い、一般事業となったことから、年々減額をしている。
- この補助金の使途と主な事業内容は。また、その効果は。
- △ 人権政策確立支援を求める運動及び啓発活動が主な取り組みである。また同和問題の解決が補助の目的であり、その効果は表面化しづらく、判断は難しい。
- 人権同和推進費の講師謝礼103万円の内訳は。
- △ 100万円が弁護士費用、1万5千円が町民集会講師謝礼、1万6千円が解放子供会講師謝礼である。
- 部落解放同盟の会員数は。
- △ 20年度の会費会員は19名である。

(産業振興課)

- 財団法人更埴地域勤労者共済会負担金1,560万円と坂城勤労者総合福祉センター管理委託390万円があり、負担金と委託料と二重支出しているのか。
- △ 共済金負担金1,560万円のうち厚生労働省から700万円の補助、残りを坂城町、千曲市で負担している。坂城勤労者総合福祉センター管理委託390万円は、施設の管理を行っている。
- 補助金が近いうちに終わるが、今後の対応は。
- △ 700万円の補助金が来年度で終了する。今年度は500万円の規模で実施していく。できるだけ自立して運営していただくよう、お願いしている。
- 有害鳥獣駆除費について、119万円の内容は。
- △ 猟友会に委託して駆除しているものである。
- 有害鳥獣による被害額は。
- △ 農家や農協からの聞き取り調査の推計からすると、20年度は約1,100万

円である。

- 有害獣予防施設設置事業には3分の1の補助が出ているが、電柵は1件当たりどのくらいかかるのか。
- △ 太陽光による充電式等もあり、価格は違うが、平均5万円から6万円である。農地であれば専業農家でなくても補助は受けられる。
- 耕作放棄地対策について、去年は調査が行われたが、その後の取り組みは。
- △ 去年は全筆調査を実施した。今年に入り、復旧可能な農地については所有者の意向で確認するアンケートを行った。農業委員会では集計結果に基づき、町の玄関口である坂城インター線沿いの耕作放棄地について、まずは取り組んでいく。
- 農業支援センターの役割、活動は。
- △ 町の農業支援部門の中心で、町、農協、農業団体等で構成している各部会に分かれて活動している。特にあぐりサポート事業を盛んに行っている。そのほか新製品の開発として、味ロジ等への補助を行っている。遊休農地の解消については、支援センターの部会を生かして別組織として協議会を立ち上げようとしている。
- 中山間地域直接支払事業について効果は。
- △ 現在、南日名、北日名、入横尾、小野沢、島の5集落が取り組んでいる。それぞれが集落協定を結び、耕作放棄地発生防止に一定の成果が上がっているものと認識している。
- まちづくり事業補助金200万円の内訳とその効果は。
- △ 19年度まで商工会経営改善普及事業補助金850万円として支出していた。20年度より商工会としても、まちづくりの一環として実施する祭りやイベントにも積極的に参加してほしいとの意味合いも込めて、商工会経営改善普及事業補助金650万円と、まちづくり事業補助金200万円に分けて支出している。
- 19年度と比較して中心市街地活性化事業の具体的な成果は。
- △ 9月以降に、けやき横丁に新たに1店舗入居した。夜9時以降も営業されている。徐々にではあるが、人の寄りどころになるところが整備されてきている。
- 産学官のコーディネート事業委託の中身は。
- △ 18年度締結した協定に基づき、信大繊維学部へ委託している。坂城産学官連携研究会の事業で技術セミナー、技術相談のコーディネートのほか、昨年からは学生の町内企業見学会もコーディネートいただいている。また信大繊維学部と企

業との連携による新技術への取り組みも始まっている。

(建設課)

- 道路台帳等保守管理委託料の内訳は。
- △ 認定・廃止が1件、改良・舗装が46件、交通安全施設が2件である。
- 交通安全施設設置要望の申請件数と設置は。
- △ 要望申請は28カ所で、実施は14カ所。別途対応が4カ所である。延長が長いものについては継続事業として対応している。
- 町単補助事業の要望数と実施数は。
- △ 要望数は127件で、実施箇所数は41カ所である。
- 1,400万円の予算を27区で分割している。区長会で調整して重点地域を設け、順番で事業を実施できないか。
- △ 地元区会の状況もあるので難しい。
- 道路改良事業費の繰越額約5,500万円の内容と繰り越しの理由は。
- △ A01号線283万5千円、A09号線2,205万円、坂城町周辺道路整備事業3千万円である。3カ所とも用地買収の関係上遅れた。
- 各年度の用地買収までの期間は。
- △ 補助金交付決定が6月、用地買収の契約が9月から10月で、その後工事発注になり、繰り越しになった。
- 清掃、除草委託費の内訳は。
- △ A01号線鼠橋通り、A01号線消防署から文化センター信号機、逆木通りの清掃、除草の業務委託を65万円でシルバー人材センターへしている。残り約19万円は造園業者にクロエンジュの剪定を定期的実施している。
- 河川愛護会補助金は県の補助で、補助率は2分の1か。
- △ 7月の河川愛護月間を中心に町内19団体をお願いしている。県内全体の団体の活動実績により補助率の増減はあり得る。
- 町営住宅の滞納状況は。19年度との比較は。
- △ 20年度末で30名、722万7,800円である。19年度との比較については、人数は変わらないが、94万円の増となった。督促状、自宅訪問、場合によっては勤務先まで訪問し、対応している。また分納誓約も行っている。
- 中之条住宅の入居者の内訳は。また空き状況は。
- △ 38世帯のうち20世帯、約40人が町外からの入居者である。38世帯のうち

ち20代20世帯、30代11世帯、40代4世帯、50代3世帯である。空き状況は3LDK2戸が空きであり、随時募集している。1戸は入居意思確認中である。

○ 雇用促進住宅の状況は。

△ 厚生労働省が即時廃止を撤回したため、少なくとも2011年までは入居が可能となった。昨年の数字で80世帯入居可能なうち55世帯が入居している。

○ 耐震診断の件数と、これまでの実施件数は。

△ 簡易耐震診断10件、精密耐震診断18件、避難施設2件である。今までに実施した件数は、19年度が簡易耐震診断100戸、精密耐震診断10戸などで、合計で110件28戸となる。

○ 県道事業、県道上室賀坂城停車場線田町工区の町の負担額は。

△ 交付金対象事業の負担金が事業費1億7,128万9千円の10%として、約1,712万9千円、県単独事業の負担金が事業費818万8千円の15%として約92万8千円となる。合計総事業費1億7,747万7千円に対し、1,805万6,700円を支出したものである。

○ ばら祭りの収益金は。

△ ばら祭り実行委員会の会計に入金されている。

○ びんぐし公園維持修繕費の内訳は。

△ 公園ができてから13年が経過した。今回初めてテニスコートの人工芝を500万円で張り替えた。そのほかからくり時計の修繕70万円、ローラー滑り台の修繕40万円である。

○ 循環バスの借上料、運行委託料は決算書にないのか。

△ 監査委員からの指摘があり、本年度から駅管理業務等委託費に一本化した。

○ 昭和橋の危険防止策は。通行止めを最終手段として落下しそうなところの点検を実施し、対応できないのか。

△ 災害復旧としては昭和橋の下部工が終了した。上部工はこれから国の交付金をもらい、長寿命化修繕計画を作成し、計画的に修繕を図っていきたい。それとは別に危険箇所を把握し、防止策を検討したい。

○ 損失補償金等272万円の内訳は。

△ 昭和橋の工事に伴う工事用車両が通行する橋梁の補強に係るものが主なもので、そのほか千曲川の瀬追いに伴う井戸枯れに係るものが2件である。

(議会費)

- 議員の共済費の負担率の今後は。
- △ 28年度までは変更がない予定である。
- 政務調査費についての町民への周知は。
- △ 情報公開の対象となるので、請求があれば対応する。

以下で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(春日君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(春日君) 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(中嶋君) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第37号「平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1衛生費中目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、9月11日、14日の2日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長、教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育次長、子育て推進室長、図書館長、文化センター所長、保健センター所長、各保育園長、地域包括支援センター所長、学校給食センター所長及び各担当係長等の出席を求め、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告を申し上げます。

(住民環境課)

- 購入した庁用車はどのような車か。

- △ 青色回転灯を装備した。防犯パトロール車を昨年9月に購入した。
- 交通指導員は何人か。街頭指導や町行事への参加など活動日数に対して報酬額が少ないのではないか。
- △ 現在は指導員9名を委嘱している。年額4万1千円は実際に活動いただいている日数と比較すると比較的少ない気もするが、ボランティア的な活動としてご理解いただいている。
- 交通安全施設清掃等の委託先はどこか。
- △ 千曲交通安全協会坂城支部と委託契約し、カーブミラー等の清掃、枝払い、停止線の白線引きなどをお願いしている。安協役員が中心となって実施しており、坂城支部から各分会へ交付金を均等に支払っている。
- 町内の犯罪状況は。
- △ 平成20年中の犯罪件数は68件で、前年比51件減少している。侵入盗、乗り物盗などの窃盗犯が53件、器物破損等12件、暴行傷害の粗暴犯2件、無銭飲食1件である。
- 振り込め詐欺の現状は。
- △ 警察によると、最近振り込め詐欺による被害が増えている状況にある。有線放送等によって啓発に力を入れている。
- 高齢者層の交通事故発生件数が多いようだが、免許証返納者に対するタクシー券配布など実施している自治体もあると聞くが、町としての施策を考えているか。
- △ あくまで個人の判断であり、これを推進すべきかどうかも含め、今後検討していきたい。
- 外国人の状況は。
- △ 登録者数は今年3月末で477名、8月末現在では404人である。8月末現在、ブラジル184人、中国126人、韓国25人、タイ25人、フィリピン12人である。
- 狂犬病予防注射で30頭が未実施となっている。未実施犬の飼い主に対して、どのような対応をしているか。
- △ 獣医師会、保健所と協力し、未実施犬の飼い主には注射の実施をするよう指導している。町としても指導機関である保健所に積極的な指導をお願いをしている。
- 河川の定期検査の結果は。
- △ 調査結果については、調査回数4回掛ける15カ所で、延べ60回である。

河川の有機汚濁の指標として用いられる。生物化学的酸素要求量（BOD）については、延べ調査回数60回のうち12回、大腸菌が57回それぞれ基準を上回った。平成19年度ではBODが26回、大腸菌が59回基準を超えていることから、20年度の方がやや水質がよくなっているものと推測される。

○ 井戸水調査の結果、2件が水質基準不適合となっているが、場所はどこか。また基準を超えた物質は何か。

△ 1カ所は四ツ屋で、物質はトリクロロエチレン、もう1カ所は福沢で硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素であった。

○ 36万円の不法投棄ごみ撤去は何日実施して、どのようなごみがあったか。

△ ごみ撤去はシルバー人材センターに委託を行い、18日実施した。ごみは可燃ごみ2,420kg、不燃ごみ2,130kg、粗大ごみ80点であった。粗大ごみ80点のうち59点が古タイヤであった。

○ 第三分団（入横尾、町横尾、泉区）管轄のコミュニティ施設詰所の新規設置場所について、どのように考えているか。

△ 今年度中には場所を選定したい。候補地としては3区の間にある旧泉公民館跡地付近を考えている。旧泉区跡地公民館に面積がとれないとなれば、交和物産跡地も含め、関係3区とも協議する中で今年中には建設地の選定を完成させたい。

○ 退職報償金の内容と支給額基準、去年の支給人数は。

△ 団員が消防団を退団する際に退職報償金を支給する。去年は10人に支給した。支給基準は町条例による階級、勤務年数による支給基準が定められている。

（福祉健康課）

○ 社会福祉協議会補助事業の負担金が450万円ほど減っているが、補助金がなくても会費や各サービスで収入により独立採算でやっていけるのではないか。

△ 介護サービスの利益は上がっているが、今のところ町からの補助も必要と思われる。今後も社会福祉協議会とは予算の際、協議をしていきたい。

○ 外出支援サービスで車椅子を使っている重度の方で介護ヘルパーも必要な方への対応は。

△ 通院であれば看護師さん等に支援してもらえるとありがたいが、運転できる方がいる場合には町のストレッチャー車を実費で貸している。

○ 老人クラブが減少しているが、その内容と対応は。

△ 泉区と大宮区が減り、現在13クラブである。町からは老人クラブ連合会には

補助金を出している。単体地区クラブの連帯を図っていただくよう、老人クラブ連合会に要望していきたい。

○ 安心電話は年度末で185台だが、足りているのか。

△ 9月1日現在、一人暮らし高齢者の登録者数は209人で、21年度に5台購入しており、現在190人に安心電話を設置している。今後も計画的に整備を進めていく予定である。

○ 母子家庭はどのくらいあるのか。

△ 20年度で147世帯、19年度では140世帯、18年度は137世帯であり、年々増加傾向にある。

(保育園)

○ 広域入所は何人か。

△ 主に千曲市と上田市の保育園に通園しており、11名いる。

(南条保育園)

○ 委託料について施設整備、園舎管理、施設設備管理の内容は。

△ 施設整備はシルバー人材センターに委託し、園庭整備等をしてもらった。園舎管理は警備委託で、施設整備管理は電気関係の保守である。

○ 園長として保育園に関する課題は。

△ 臨時職員と正規職員の割合が近くなってきているため、正規職員を増やすことができればと思う。一時預かりの充実も図りたい。

○ 栄養士が南条保育園に配置されているのはなぜか。

△ 3園を兼ねており、栄養指導、調理指導、献立制作、保護者の栄養相談など行っている。南条保育園は6カ月の乳児が受け入れられるため、栄養士が毎日子供の健康状況を見て離乳食の管理をする必要がある。

(坂城保育園)

○ 駐車場が少ないことへの対応は。また6月の雨漏りの補修は。

△ 雨漏りについては、すぐに補修を行った。2年に1度、建設基準法による定期調査があるため、そこで補修等が必要となった箇所については予算措置をしている。駐車場については、お迎えの時間をずらしてもらうなど対応をしている。

(村上保育園)

○ 消防設備点検料について、他園と比べ、村上保育園が高いのはなぜか。

△ 非常照明設備点検料が別途かかっているためである。

- インフルエンザの対応は。
- △ 福祉健康課へ毎日、風邪、インフルエンザの状況を報告している。手洗い、ドアノブの殺菌消毒などを行い、現在は発症していない。
(子育て支援センター)
- 相談件数511件というが、他の機関へ連絡するなどの困難事例はあったか。
- △ 10件前後あった。児童相談所、小・中学校、保健センターなど、その都度必要に応じて連絡をとり、ケース会議を開くなどをし、対応した。
(災害救助費)
- 8世帯の災害見舞金の内容は。
- △ 災害によるものが8件で、その他のケースでは地震などの自然災害に対しても、その被害状況により支払われるが、今回はアパート等の罹災者に支払われている。
(保健衛生総務費)
- 日々雇用傷害保険の内容は。
- △ 保健センター業務に従事する医師、看護師等の事故により死亡または障害に対して保障するものである。保障額は死亡後遺症障害1件1億円、入院1日7万5千円、通院1日5万円を上限としている。
- ながの食品衛生協会坂城支部補助金の内容は。
- △ 主な支部の活動は町内の飲食業者の食中毒予防計画のための立ち入り巡回指導や検体の実施などである。
- 輪番制病院運営負担金の内容は。
- △ 長野広域連合が窓口になり、負担金の算出基準は救急患者数割24万5,724円、人口割8万9,849円となっている。20年度の病院受入数は、長野日赤病院が29人、篠ノ井総合病院が68人、長野松代病院が1人、千曲中央病院16人、合計114人である。
- 結核レントゲンの診査を受ける人数が少ないが、状況はどうか。
- △ 65歳以上の方を対象にしている健診、65歳以上の方はかかりつけ医で受診している人も多く、また身体不自由、入院、施設入所等で受診できない方も多い。平成20年度は申し込み方法を変えたことも影響して例年に比較すると受診者が少ない状況であった。このため今年度は申し込み方法を見直し、現在1千名ほどの方が受診している。
- 新型インフルエンザ対応について、保健センターの対応は。また発生状況は把

握できているか。

- △ 広報、有線等を通じて予防対策を啓発してきている。県からほぼ毎日県内の感染情報が届いている。町内で集団発生した際は、有線を通じ、町民へ情報を伝え、より強く感染予防を呼びかけていきたい。
- 健診は早期発見、早期治療をすることが重要。健診の成果が出ているのか。受診の状況はどうか。
- △ 国はがん検診について50%の受診率を目標として啓発を行っている。町の受診率は大腸、胃、肺、子宮、乳房検診のいずれも国、県の平均受診率を上回っているものの、20から35%程度であり、高いとは言えない状況である。

(教育文化課)

- 児童館運営費の臨時職員は何名か。
- △ 臨時の厚生員は南条、坂城、村上で各1名の3名である。
- 児童館でのインフルエンザの対応は。
- △ マスク、消毒液等を配布して、一部まだ届いていないものもあるが、届き次第、随時配布する。
- 小中学生国際交流事業175万円の実績は。
- △ 4月31日から8月3日までの中国嘉定区へ行った旅費等の補助で135万円、7月28日から7月29日の1泊で中学2年生25名と外国人指導者5名で実施した国際交流の補助40万円である。
- 不登校児はどのくらいいるのか。
- △ 不登校児は小学校で4名、中学校で18名である。
- 教育振興事業の賃金、臨時職員の内訳は。
- △ 学級支援で南条小学校2名、坂城中学校で1名、外国籍児童支援は、坂城小学校と坂城中学校で1名である。
- 中学校総務一般経費の修繕料は。
- △ パソコン、プリンターサーバーネットワーク復旧の修繕費である。
- 婦人会は現在どこの地区にあるのか。また会員数は。
- △ 平成18年度に再結成しており、現在、婦人会は1つの団体になっており、会員数は51名である。
- 現在の図書館の状況は。
- △ 蔵書が増えてきているが、なかなか廃棄できない。西側へ増築ができないかを

検討する。

- ふるさと歴史館の利用はどのくらいか。また入館料は値上げできないか。
- △ 年間約4千人の来館がある。政策的なことなので、検討していきたい。
- 武道館で行っている剣道の活動状況、指導の状況は。
- △ 中学校は専門の指導者がいないので、中学校から委嘱を受けて3名の外部指導員が行っている。スポーツ少年団は3地区にあるが、団員数減少のため一括で練習を行う日を設け、月曜日、土曜日は武道館で稽古を行っている。スポーツ少年団の指導者は6名、その他中学校、高校、一般の稽古会を毎週月曜日に行い、指導にあたっている。
- 給食センターの調理業務の委託について、振興公社との打ち合わせの進捗状況は。
- △ 振興公社企画政策課、給食センターで近日中に第1回目の打ち合わせを開催する予定である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第37号「平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、挙手多数をもって原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

1番（田中君） 総括のときにちょっと不勉強でやらなかったんですけども、教育の関係の学力向上事業の関係でございます。

さきに第3回の全国学力調査の結果というか、概要も発表になったんですけども、ひとつこれは学力調査が始まって3年たったんですけども、学力調査じゃなくて全国学力。学力向上事業も、いわゆる2年以上はやるということなんですけれども、その辺についてダブっているというか、あるいはその効果なんかは、委員会では、どのように協議したかどうか教えていただきたいと思えます。

議長（春日君） 1番、田中邦義議員に申し上げますが、ただいまの報告をされた報告に対しての質疑でございますので。

1番（田中君） 質疑の中に学力向上事業の関係がないので、その辺はどのような討議というか、協議をされたのかということ、まず委員長にお聞きしたいと思いま

す。

議長（春日君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時50分～再開 午前10時51分）

議長（春日君） 再開いたします。

委員長の質疑に対する報告をお願いいたします。

社会文教常任委員長（中嶋君） 大変失礼いたしました。なかなか不慣れで申し訳ございません。

質疑はなされました。詳細はまた、よろしければ私の方へ聞きにきていただければご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（春日君） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前11時00分）

議長（春日君） 再開いたします。

ただいまの田中議員の質問に対する答弁を求めます。

社会文教常任委員長（中嶋君） 大変失礼をいたしました。

質疑内容をご報告いたします。

○ 学力向上事業について、実施してから3年がたっているが、評価は。

△ 4年目になる。成果は3年目ぐらいから先生方の意識が変わってきている。テストの結果からどのようにすればよいか、具体的な話が出てきている。NRTで昨年度の指導がどうだったのか、判断できてきている。先生方が自分の授業を見直す機会となった。

以上でございます。

議長（春日君） これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番（入日さん） 私は、議案第37号「平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論します。

決算審議は町民が主人公と言える事務執行がされているか、執行内容が適切であったかどうか、事業効果等について判断しました。

歳入については、収納プロジェクトや担当職員の日夜分かたぬ努力により収納率の向上が図られたことに対しては敬意を評します。

しかし、町税の不納欠損額が昨年より836万円増えており、特に固定資産税が

昨年より581万9千円も増えています。企業の倒産など不況の影響が大きいと思われま。21年度はさらに税収の落ち込みが予想されます。応能負担制度に舵を切り替えない限り国や地方の財政向上は望めないでしょう。これからは補助金があるから事業をするのではなく、住民要求に沿った事業をやるべきだと思います。行政の援助なしには生活できない町民への温かい施策を中心に据えるべきだと思います。

農産物加工センターやB・Iプラザ、鉄の展示館、ふるさと歴史館、けやき横丁などいろいろな施設ができましたが、目立った成果も上がらず、採算もとれない状況が続いています。つくる目的や意義を十分に討議し、設計の段階から町民、特に利用する当事者を巻き込んだ取り組みや計画がされてこなかった結果ではないでしょうか。建物ができてから入居者を探すという建物先にありきの姿勢があったのではないかと。頼まれて入ったが、壁が傷つきやすく、とても使いづらいし、設計も悪いと言われました。利用者が先にあつて、それらの声を聞いた上で物事を進めていたら、こんなことは起こらなかつたはずで。商店街のにぎわいや駅前活性化にもほど遠い状況です。

歳出については、国も廃止した解放同盟への補助金や人権政策確立支援への補助金はなくすべきです。町長も以前「言っていることはよくわかる。おれもしたいが、意気地がなくてできないだわい」と言われました。声高に言われたり、うるさく言われたりする者の声を優先するのでは行政の長としていかなものでしょうか。

調整懇談会や委員会審議でも問題になりましたが、非正規保育士の比率が高くなっています。クラス担任の保育士は全員正規職員にすべきだと考えます。国の人員削減に従うだけでなく、国の間違つた政策を正す意気込みが首長には必要だと思います。

まず役場職員が安心して働け、自分の力を十分に発揮できるように職場環境が整っていないと町民要求や町民の暮らしを守る行政はできません。財源不足なら特別職の給与を見直し、トップから身を削り、見本を示してこそ、町民や職員の理解も得られるのではないのでしょうか。報酬審議会を開催し、一日も早く審議すべきだと思います。

遊休農地が増え、農地の荒廃化や鳥獣被害の増加などの対策も急務です。農業委員会やJA任せではなく、全町挙げて考え、取り組まなければ被害が広がるばかりです。早急に広く町民に呼びかけ、意見交換や協力を要請する必要があると思いま

す。

中之条団地建設に関しては、3月議会の21年度予算の反対討論でも述べましたが、自力で住宅を確保できる中堅所得者向けの住宅ではなく、お金がなく、民間アパートを借りられない人たちにこそ町の住宅政策はあるべきだと私は考えます。

民主党政権になり、温暖化防止に向け、CO₂削減目標が大幅に引き上げられました。国が太陽光発電の補助金を復活したので、町としても上乘せを考えたいという町長の前向きな答弁がありました。太陽系の中で地球だけが水に恵まれ、太陽の熱と光を受けるほどよい距離にあり、何千億年もの時間をかけ、生き物が住める星になり、今の地球ができました。この美しい星は私たち人間だけでなく、多くの生き物、生物にとってもかけがえのない大切な生命維持装置なのです。その星が今、人間の限りない欲望により、わずか百年余りの間に環境破壊が進み、今最も大切なその生命維持装置が崩れようとしています。日本を初めアメリカ、中国、ロシアは、その現実をしっかりと認識し、早急に対策をとるべきです。企業の利益を優先させても金余れども人滅ぶでは何にもなりません。命こそすべてに最優先されるべきものであり、それを守ることに国や自治体の存在意義があるのです。坂城町も一日も早い温暖化防止の施策を期待します。

首長は国や県の施策の範囲でしか事業を行えないようでは存在意義が疑われます。町が発展するためには町民の力が不可欠であり、その力をどう引き出すかは首長の能力にかかっていると思います。町民の声なき声に耳を傾ける姿勢が大事だと思います。

20年度に定年退職した職員が町の出先機関に再就職しました。町長は「一般的に天下りとは国の高級官僚が関係ある外郭団体に行き、高い職につき、利権が絡んでいたり高額給与や退職金をもらっていることだ」と答弁され、「町の職員の再就職は給与も低く、退職金もないので天下りとは言えない。また早期退職した職員は今までの経験を生かし、望まれて再就職した」と答弁がありました。しかし、町の課長職は国に例えれば高級官僚の部類にあたり、外郭団体の長などのポストは国に例えれば高い職だと一般の町民は受け取ります。ましてや課長のときに関係のあった外郭団体に再就職したのですから、国のミニ版だととられても仕方ないと思います。

今までの経験や能力を発揮してもらっているという答弁がありましたが、ある施設では問題が起こって相談しても優柔不断で約束したことも守れず、解決もできず、

ついに外部の人が見かねて解決したということがありました。利用者も、なぜこんなに解決する力も意欲もない人が責任者なのか、やる気がないならやめてもらって、もっとよい人を雇ってもらいたいと言っていました。町長が答弁したように本当に経験や能力が生きているのか、望まれて行ったのか、大いに疑問を感じます。町民に不信をいだかせ、批判をされないためにも門戸を開き、就職がなく困っている町民を募集すべきだと思います。

以上問題点を指摘し、来年度事業の取り組みを含めた私の反対討論を終わります。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番（柳澤君） 議案第37号「平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

昨日の特別国会において新しい鳩山内閣が誕生しました。子育て支援や高齢者医療問題を初め公約に掲げた政策が具体化されていくと思いますが、安心できる国民生活の構築、経済不況からの脱却へ進むよう願うものであります。補正予算の見直しという方針も出ていますが、直接住民と接する市町村の意向や財政に十分配慮されるよう願うところであります。

9月4日、日本銀行松本支店は、県内の経済動向について「企業収益が厳しい状況の中で設備投資は大幅に減少している。輸出はおおむね下げ止まり、一部で持ち直しつつある。生産は持ち直している」と発表しました。しかし、町内製造業を取り巻く環境は依然厳しく、先が見えない状況で、一日も早い景気回復が望まれるところであります。

さて、平成20年度決算状況ですが、歳入で自主財源の中心となる町税について、個人町民税は前年度比2.2%の増、法人町民税については、町内企業も世界的経済不況の影響を受け、39.5%の大幅な減でありました。固定資産税は長野新幹線関連の特例減額適用が終了し、13.6%の増加で、町税全体の決算は、前年と比較してマイナス3.4%にとどまりました。関係者、担当職員の努力を評価するところであります。

一方、収納未済額が年々増加傾向にあります。負担の公平の観点からも一層厳正な対応が必要であります。

地方交付税については、算定の基礎となる基準財政収入額が税収等に起因して増加したことから、交付税全体では前年度と比較してマイナス22.5%、1億5千万円の減額となりました。交付税総額については、三位一体改革などにより減少傾

向が続いています。今後国の予算編成に向け、交付税総額の安定確保を図るために引き続き国、関係機関に対し、働きかけの努力を願うものであります。

繰入金については、中之条地籍の工業用地売却に踏み切られ、工業地域開発事業特例会計から大きな繰り入れがありました。また必要に応じ、財政調整基金からの繰り入れも行っていますが、今後の厳しい財政運営を見据え、各種基金の運用とともに適正な取り扱いに留意されたいと思います。

次に、歳出についてであります。

第4次長期総合計画の後期5カ年計画、また実施計画に沿って機をとらえた財源の確保に尽力され、諸公共事業の展開がされました。

形が見えてきた南条小学校東側のA01号線などの道路改良事業や下水道事業などの継続事業を初め、中之条住宅団地の完成、村上小学校体育館の耐震化工事、まちづくり交付金事業による坂城駅前広場整備や食育・学校給食センターの建設用地確保など都市的基盤の整備や教育、福祉の向上に努めてきた点も評価いたします。また自治区が主体で取り組む地域づくり活動支援事業、地域活性化プレミアム商品券、あるいは学校と地域ボランティアが一体となつての学校支援地域本部事業など特色ある事業も行われました。

財政指標については、財政力指数が0.805から0.849へ上昇、経常収支比率は89.0%から88.1%へと0.9ポイント改善していますが、いずれにしても高い水準での推移となっています。

人件費や物件費の抑制など行財政改革推進計画の取り組みの成果があらわれてきていますが、さらなる経常的経費の削減、行財政効率化への一層の努力を望むものであります。

財政健全化法により実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断指標が公表されました。町はいずれの指標においても早期健全化基準を下回っていますが、今後起債残高等に留意するとともに行財政運営の透明化、町民への説明責任といった点でも一層の取り組みを願うものであります。

以上20年度の事業財政等の幾つかに触れましたが、行政と地域が一体となつての安心・安全なまちづくり、うるおいのある環境づくり、健康づくりの推進など元気な坂城町を目指して前進する行政であることを期待申し上げ、総合的な評価により、議案第37号「平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定」に賛成の討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4番（大森君） 私は、議案第37号「平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算認定について」賛成の立場で討論いたします。

平成20年度は世界的な投機マネーが石油の高騰を招き、あらゆる産業と町民に大変な経済状況を引き起し、加えて昨年秋にはアメリカ発の経済不況が直撃し、今なお苦しい状況が続いております。

雇用の面では規制緩和が働く人の3分の1を非正規雇用にいたしました。この人たちは解雇と同時に住むところも奪われ、お正月には首都のど真ん中に派遣村が出現するなど先進国ではあり得ない状況をつくり出しました。今では求人倍率が4.7%になり、上田のハローワークには1日1千人の求職者であふれています。ハローワークの前で何でも相談のテントが張られ、支援団体が相談に乗っております。

自民党・公明党政権は構造改革の名で社会保障費を毎年2,200億円減額し続け、医療、福祉、介護や教育など国民に負担を強いてきました。こうした国民いじめの政治は我慢ならないところまできて、今度の総選挙では今までと違う新しい政治が求められました。その結果、民主党が衆議院の過半数を占め、新しい政権の誕生となりました。政権交代という日本の歴史に新しい1ページを開いたこととなります。国民の期待に応えられる政治展開を求めるものであります。

さて、20年度の決算であります。一般会計の歳入総額が71億1,001万9,035円で、前年対比8億9,450万2,947円の増となり、14.4%の増でありました。歳出総額は67億5,859万6,932円で、前年対比6億4,590万902円の増となり、10.6%の増となりました。歳入歳出の差引残高は3億5,142万2,103円で、前年対比2億4,860万2,045円の増の決算状況でありました。財政構造をあらゆる指標である経常収支比率、財政力指数、公債費比率、実質公債費比率などともに前年度と比較して改善されており、景気後退の中で明るさが見える一面だと思われま。

町民税については、20年度は前年度対比17.6%の減であり、特に法人町民税は昨年からの世界的経済不況で景気後退の影響を受け、39.5%の大幅な減となっています。町税の滞納は2億2,942万2,120円となり、19年度に比

べ、871万926円増となりました。年々滞納は増加傾向にあります。新しい人が滞納にならないよう、特に心がけることが大切だと思います。

特別会計でも同じ状況であり、合わせると3億9千万円を超える滞納であります。町民の生活がどんなに大変になってきているか、数字の上でも見てとれます。職員の収納への努力はよくわかりますが、払えるのに払わない人、払うことが大変な人を見極め、滞納整理に努めていただきたいと思います。

財政健全化判断比率が20年度より実施されました。実質公債費比率は単年度では改善が見られていますが、今後も引き続き努力していただきたいと思います。

歳出について。

自民公明麻生政権は選挙目当てと言われる景気対策、経済対策の目玉として3年後の消費税の税率アップをセットにして2兆円の定額給付金事業を実施いたしました。実施には迷走に迷走を続け、最後には自治体に丸投げをするという最悪の結果になりました。町には事業費として2億4,700万円、事務費補助として1千万円が交付されました。全体で2兆円ものお金を使うのであれば、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法などの廃止、そして医療、社会保障の充実などに充ててほしかったと思います。

同和対策事業についてですが、長い間懸案でありました小集落事業の土地問題が職員の努力により一定の解決が見られたことは、早い時点での解決を求めてきた立場からも評価するところであります。運動団体への補助金240万円は期限を切ってやめるべきです。人権政策確立支援に対する補助30万円は法律の制定に異論が多く、可能性はないものと判断しますので、やめるべきです。

妊産婦検診について、妊産婦補助を2回から5回へと回数を増やし、今年度は14回に引き上げたことは評価するところであります。国の補助は期限が切れていますが、引き続き14回を堅持すべきだと考えます。

子供の医療費無料化について、事業費1,687万円で小学校入学前までを実施していますが、県内では18歳までの自治体を筆頭に、中学卒業以上が39自治体となっています。子育て支援として当面、小学校卒業まで引き上げるべきと考えます。

保育園への臨時職員が非常に多くなっております。子供たちへの影響が気になるところであります。国保での特定健診の検査項目がメタボ対策に特化されたため、従来の健診にあった病気の早期発見に必要な項目が除外されるなど問題があります。

人間ドックを受けやすくするために補助金の増額は必要と考えます。国保加入者だけでなく、全町民を対象とした健康づくりを、健診への補助を増額するなどして強めていただきたいと思います。

産業支援として、緊急経済対策のセーフティネット5号の実施と中小企業振興資金貸付預託金3億5千万円は企業への融資を実現させ、雇用を守るという一定の成果がありました。今後、融資制度、小口資金等の充実を図り、小規模事業者の育成にも力を入れるべきと考えます。

中之条住宅団地が立派に完成いたしました。住宅法などの変更により入居基準の範囲では成久保団地の人が入れる人は少なく、残念に思うところであります。これからの自治体の住宅政策は、高齢者、障害者、低所得者への住宅提供をしていくものであるべきと考えます。

町単補助工事など町が行う工事について関係する区役員への説明だけでなく、町民全体の問題として町は説明責任を果たしてほしいと思います。せっかく町民要望で行った工事が喜ばれるような工事にしていきたいと思います。

中学生の不登校が高い率になっております。問題をかかえる子供等の自立支援事業は、子供たちがかかえるさまざまな悩みや困難に対して各機関が連携し、フレンドリールーム、大峰教室などの取り組みがなされてまいりました。今後、不登校予備軍と言われる30日未満の欠席児童・生徒についても注目し、早い時期からの指導・支援が必要と思われます。中学においても少人数学級を実現し、きめ細かな生徒指導にあたる必要があると考えます。

以上主な点について前進面を評価し、改善点を指摘しまして、議案第37号「平成20年度坂城町一般会計歳入歳出決算認定について」賛成の立場で討論いたします。

議長（春日君） ほかにございますか。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（春日君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第38号 平成20年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 去る9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第38号「平成20年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、まちづくり推進係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 加入率60%と減少傾向にある。大切な行政の連絡手段であり、料金値下げの検討もされているようだが、どのように考えているのか。
- △ 現状から通話での利用が増えるとは思えない。だが、高齢者等には必要なものとなっており、現状維持を図っていききたい。また料金の値下げ、改定については、加入促進の一面もあるが、監査委員からの指摘もあり、設備更新による償還が終了したことに伴うものである。
- 災害放送と同様、屋外スピーカーによる一般の広報活動は考えられないのか。
- △ 屋外スピーカーについては苦情も多く、意見も多様である。
- 放送内容については、どのように決定しているのか。
- △ 企画委員会の中で検討している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「平成20年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第4「議案第39号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中嶋君） 去る9月10日の本会議において、社会文教常任委

員会に審査を付託されました議案第39号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

○ 前年度から収入未済額550万円、不納欠損額も300万円増加している。新たな滞納者も24人増えたが、その対応は。また国保税軽減額の対象者数は何人か。

△ 収税を進める上において国保は特に生活に密着したものであるため、他税に優先して振り分けを行っている。厳しい状況であるが、加入者の協力を得て進めていく。平成20年度の軽減対象者数は6割軽減分については医療分414人、支援金分414人、介護分173人となっている。4割軽減分については、医療分106人、支援金分106人、介護分43人となっている。

○ 保険税滞納世帯の資格者証、短期証の交付状況についてはどうか。また、どのように交付するのか。

△ 20年度末で資格者証24件、短期証交付100件の交付を行っている。短期証の内訳については、6カ月18件、3カ月43件、1カ月39件となっている。交付については、納入誓約の履行や未納状況の改善などを基準にあわせて交付を行っている。

○ 無資格の期間は生じないか。

△ 保険証有効期限内に納税相談を実施、納入誓約状況を確認後、新たに期限を設定して短期保険証を交付するため、空白期間は生じない。

○ 1人当たり29万5,033円となった医療費について、現状はどうか。また全県で17位と高額になっている要因は。

△ 19年度は全県で11位であったものが、20年度は17位となった。坂城町は企業の町で、他の市町村に比べ、退職被保険者の比率が高く、退職者の保険加入後の医療費が多いことが原因のひとつと考えられる。

○ 特定健診受診率の目標を65%としているが、数値目標の達成についての考えは。

△ 平成20年度は35%、21年度は45%、22年度は50%、23年度は55%、24年度は65%の受診率をそれぞれ目標として、20年度は目標を上回る42.8%の受診結果となった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」挙手多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11番（円尾さん） 議案第39号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場より討論いたします。

20年度は75歳という年齢で区切る後期高齢者医療制度の創設により、国保の加入状況は、前年度対比、世帯数でマイナス734世帯の2,430世帯、被保険者はマイナス1,605人の4,358人となりました。そんな関係で前年との数字の比較は大変難しい現状にあります。

昨年秋に始まったアメリカ発の経済危機は、私たちの生活を直撃しており、保険税の滞納が増加しています。20年度に新しく滞納になった世帯は、加入者の1.1%にあたる27世帯との答弁がありました。収入未済額の合計が1億円に近い9,548万9,174円になっています。前年度は調定額に対しての滞納額が14.8%でしたが、20年度は18.6%と大きな伸びを示しています。町民生活の厳しさをあらわしたものと言えます。将来に向かって国保会計のあり方を政策的な位置づけの中で検討を始める時期に来ているのではないかと考えます。

滞納者に対してのペナルティーとして資格証明書、短期保険証、未交付数は146世帯となっており、加入者の6.1%にあたります。前年度は4.8%でした。滞納解消に向けた職員の努力は認めるところですが、保険証は加入者の健康を守る砦とも言えるものです。資格証明書では病院に行けない現状があります。発行すべきではありません。県下の自治体では資格証明書を出していない自治体の方が多くなっています。これまでも検討すべきと求めてきましたが、応えてはもらえず、大変残念に思います。

20年度は特定健診が国保加入者の40歳から74歳を対象に新たに実施されま

した。初年度の目標値の受診率を達成できたことへの職員の努力は評価するところです。集団での健診と個人で受ける健診の自己負担額が同一ではありません。同一にさせていただき努力をしていただきたいと思います。

8月24日に日本人間ドック学会が20年度の間人ドック受診者のうち異常なしとされた割合が初めて10%を割り込み、これまでの最低の9%であったことを発表しました。生活習慣を乱す原因となる職場ストレスなど生活環境の悪化が最大の理由であろうと推測されています。受診者の9割が何らかの異常があったことに驚きですが、早期発見という点では、ドックを受けた意義は大きいと思います。町の人間ドックの補助金をもっと増額して受けやすい環境をつくるべきだと考えます。そのことが長い目で見て医療費を削減していくことにつながると思います。

以上、議案第39号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対といたします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（山城君） 私は、議案第39号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

高齢化社会が進行する中、国民健康保険は地域住民が安心して医療を受けるための地域保険の担い手として重要な役割を果たしております。その一方で、加入者の高齢化、高額な医療費を必要とする疾病の増加や医療の高度化による保険給付額の増加が著しく、健全な財政により安定した制度運営をいかに行うかが喫緊の重要な課題であると考えます。

このような現状の中、歳入の柱である保険税の徴収にも昨秋からの急激な経済状況の変動により厳しい状況が続いておりますが、個別相談や納税相談、夜間あるいは年間を通じての滞納整理など税収の確保には常に大変なご苦勞をいただいているところでもございます。

一方、歳出であります。保険給付額の支払額は10億4,322万4千円となっております。依然として増加傾向にあると言えます。このように増え続ける医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして、平成20年度から実施されました特定健診、特定保健指導においては、計画目標を上回る受診結果を得るなど、受診勧奨にご努力をいただき、メタボリックシンドロームに着目した疾病の重度化の未然予防と健康づくりの推進を通じた医療費抑制に向けた取り組みが図られたものと思うものであります。

後期高齢者医療制度や前期高齢者交付金などの制度や保険者間での財政調整制度の創設といった大きな改正がされたことにより、制度が複雑化し、また退職者医療制度の廃止により団塊世代の離職後の保険加入による負担増加が予想されるなど、今後はさらに厳しい事業運営が迫られるものと考えます。安定した制度運営に不可欠である適正な保険料収入や基金の残高確保など多くの課題もあるところでございますが、引き続き被保険者の負担の公平性を図る観点から、国保税の適正徴収を一層図られるなど、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取り組みをお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第5「議案第40号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第40号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

○ 諸収入について、貸付金未済額が2,800万円ほどあるが、回収の可能性はどうか。

△ 20年度末現在、7名、12件、2,806万2千円の滞納となっている。そのうち1名は今年度中に完済となる見込みである。もう1名は少額ではあるが、返済がある。残りの5名に関しては、難しい状況である。

- 長期債の償還期限は何年になるか。
- △ 平成29年である。
- 貸付金未済額が償還期限後も未納額として残るのではないか。
- △ 現状のままでは残ってしまう可能性もあると思われる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第40号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第6「議案第41号 平成20年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中嶋君） 去る9月10日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第41号「平成20年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

- 補正予算で予算が大幅に減額された理由は。また予算措置はいつまで必要なのか。
- △ 平成20年4月からは後期高齢者医療制度へ移行したが、医療費については3月から翌年2月の診療分が単年度での支払いとなるため、平成20年度については、平成20年3月の診療の1カ月と過誤、月遅れ請求の支払いとなるため、大幅な減額となった。老人保健特別会計については、20年度以降についても過誤、月遅れ分による請求がある。経過措置として3年間は特別会計で対応することになるが、平成23年度以降で処理が残る場合は、一般会計での対応となる。
- 審査支払手数料の単価は基準があるのか。また単価及び支払件数はどのぐらいか。
- △ 審査支払手数料は審査報酬支払基金と厚生労働省の協議により決定されており、国保連合会分が単価111.6円、診療報酬支払基金分が単価114.2円、調

剤審査以外の調剤分は57.2円で、合計5,111件である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第41号「平成20年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第7「議案第42号 平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第42号「平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として産業振興課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

○ 不動産売払収入で3,977万7千円を減額しており、売却予定地は駐車場用地として貸しているようだが、駐車場料金は徴収しているのか。

△ 当該用地は土地開発公社の所有であり、公社で徴収し、収入となっている。当初は21年3月までは借地ということであったが、昨年からの不況もあり、現在のところ土地購入については厳しい状況である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第42号「平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第8「議案第43号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 9月10日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第43号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 小網地区は21年度より合併処理浄化槽での整備地域としての下水道事業の対応となったが、設置工事は始まっているのか。
- △ 小網地域は現在57世帯があるが、20年度の2件を含め、16世帯が浄化槽の設置が完了している。今後の世帯数の増減もあるが、残りが42から43世帯で、21年度も5件の要望があり、実施しているところである。
- 井戸水を使用しているお宅が多いが、合併処理浄化槽を設置するにあたり、問題はないのか。
- △ 小網地域が合併処理浄化槽で実施を行うようになった経緯の中に、県営水道がほとんどの地域が未整備であり、整備するにも時間を要する点があった。合併処理浄化槽はそれほど高い水圧を必要としないため、現在ある井戸水をそのまま使えるので問題はない。
- 受益者負担金の収入未済額の1,924万円に該当する方は公共枡がついているのか。町で投資しているところはあるのか。
- △ 公共枡は設置し、接続していただくことが義務であるので、設置している。公共枡までは町で費用負担をし、町で設置している。
- 受益者負担金を滞納している人は何人で、滞納しながらも接続している人はいらぬのか。
- △ 83名の滞納者で、うち3件は接続もしている。
- 現年度の使用料収入未済額で新しく滞納者となった人数は。
- △ 20年度で68件、12名である。
- 不納欠損46万円の内容は。
- △ 2件、1名で、本人が死亡され、相続人がなく、処分財産がないため処理をした。
- 高齢者や一人世帯などの生活困窮者で接続が困難な方への対応について、どのように考えているのか。
- △ 都市計画法や下水道法により事業を行っているため、所有者等の義務としてお

願いをしている。ただ、生活が困窮している等のケースについては、受益者負担金の滞納の問題もあり、今後よりよい方法を検討していく必要があると考える。

○ 受益者負担金、納期前納付報奨金460万円の内容は。また報奨金の割合は。
△ 150件で約6割が利用いただいている。受益者負担金は5年の年4回の計20回の分納が可能であるが、最大で19回の前納ができ、最大11%の報奨金が出る。

○ 下水道特別会計の総額は約8億7,800万円であるが、工事費は約2億7,500万円である。あと10年で工事が完了するのか。

△ 来年度以降、約60億円で、千曲川流域下水道の建設分の9億円を除くと51億円となり、例年並みの3億円プラス1億円で、10年間で40億円となる。コスト削減等する中で合併処理浄化槽を含めた普及率を90%にしていきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第43号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

議長（春日君） 審議の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時03分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第9「議案第44号 平成20年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中嶋君） 去る9月10日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第44号「平成20年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

○ 保険料の特別徴収と普通徴収の人数はどうなっているか。年金の受給額の誓約、年額18万円以下の者で特別徴収にならない人は何人いるか。そのうち滞納者は何人いるのか。

△ 特別徴収が4,140名、普通徴収が590名という状況である。年金の受給額が年額18万円以下や無年金のための特別徴収ができない者は127名で、そのうち10名が滞納者となっている。

○ 要介護認定者の人数は昨年と比べてどうか。

△ 20年度末の認定者は総数で628名であり、昨年の同時期と比べて大きな変化はない。18年度をピークに、ここ2年くらいは630人前後で推移しているので、この状態である。

○ 施設入所の待機者は何人いるか。

△ 20年度の年度末現在で在宅において入所を待っている人は39名である。

○ 地域密着型サービスにおける通所介護とグループホームの利用状況のデータはあるか。また夜間訪問介護はどうか。

△ 地域密着型サービスにおける通所介護サービスの利用者は、平成20年度の年間延べ人数で414名、月平均で35名になる。グループホームの利用は、年間延べ人数で194名、月平均16名という状況である。地域密着型サービスにおける夜間対応型訪問介護サービスの利用はない。

○ 老人保健施設の利用状況はどうか。

△ 年間延べ人数で708件、月平均で59名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第44号「平成20年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」挙手多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(春日君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番(入日さん) 私は、議案第44号「平成20年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論します。

これは国の制度なので20年度予算に対して反対しませんでした。制度の欠陥を正す必要から反対討論します。

介護保険の最大の問題点は、40歳以上のすべての人から医療保険分とは別に保険料の負担を押しつけ、保険料の二重取りの点と所得がなくても取られることです。そのため払えない人がどうしても生まれます。坂城町でも滞納が約495万円あり、不納欠損も出ています。また保険料を取られているのに、いざサービスを受けたいと思っても老健施設や特養はいつも満杯で、いつ入れるかわかりません。施設不足や受けたいサービスが受けられないのが現状です。税金を勝手に取り、サービスが必要に応じて受けられないのでは国家的詐欺ではないでしょうか。

介護事業所も一人一人に合った適切な介護をしたくても介護度によりサービスが制限されるため、実費負担になり、お金がなくてサービスを受けられない人が出ています。また介護報酬が低いため、職員に十分な賃金が払えず、きつい仕事でもあり、職員不足に陥っています。坂城町でも以前、特養をつくりたいと申し出がありましたが、町長は「美山園も美里園もあるので、町では足りている。これ以上負担が増えることはしたくない」と断ったと聞いています。委員長報告にもありましたが、町でも20年度施設入所希望の待機者が39名います。これからもっと高齢化が進み、施設の需要は増える一方だと思えます。施設建設の要望があれば認可し、待機者を生まない施策を望みます。

介護保険は国の制度であり、町はそれに沿ってやっているに過ぎませんが、保険料を取られて十分な介護が受けられない現状や所得がない人から保険料を徴収するなど問題点が多くあります。介護保険が始まるまでは、お金がなくてもサービスが受けられたのに、介護保険のスタートで、お金がなければサービスが利用できなくなった。こんなことが許されてよいのでしょうか。国も民主党政権になり、国の方針も変わることを思えます。介護保険の抜本的見直しを図り、お金がなくても必要なサービスを受けられるように変えるべきだと思います。そのためには全国の地方

自治体が力を合わせ、国に改正を要求することを要望し、私の反対討論とします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第10「議案第45号 平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中嶋君） 去る9月10日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第45号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

○ 保険料の収入額が当初予算より決算では大幅に減額されているが、理由は。

△ 当初予算の保険料の積算は、前年の所得による概算額であり、国の施策と年度途中に実施した保険料の軽減分も当初予算の段階では見込めなかったため、大幅な減額となった。

○ 特別徴収ができず、普通徴収に切り替わった方の人数は。

△ 特別徴収については、介護保険料を引いている年金で2分の1判定を行い、対象にならない方は自動的に普通徴収となるよう、電算システムで処理をしているが、普通徴収のみで納付されている方は403名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第45号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」挙手多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番（入日さん） 私は、議案第45号「平成20年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論します。

医療費がかかるからといって75歳以上を別の保険にするなど、世界でも例がありません。日本だけです。高齢者になれば、どこかしら具合が悪くなるのはいたし方ないことです。老人は役立たずだからお金を使うのはもったいないという暴言もあったように、日本の政治家は今までの日本を築き、ここまで発展させてきた多くの先輩に対して感謝も尊敬の心も全く持ち合わせていないことが暴露されました。無駄を排除し、効率だけを追った結果が今の殺伐とした社会をつくり、人の和の大切さを壊したのだと思います。所得のない人からも保険料を徴収するため、滞納者を生み出し、無保険者は具合が悪くなくても医者にもかかれません。これは憲法25条で保障された生存権にも違反する制度ではないかと思います。そんな制度は廃止にするしかありません。国の誤った政策を変えられるのは地方自治体だけです。町としても地方自治体に呼びかけ、後期高齢者医療制度の廃止を国に要求することを要望し、私の反対討論とします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第11「議案第46号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第47号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） この説明というか、第25条の2の中で、暴力団員であることが判明したときという明け渡しを求めることができるとなっていますが、入居時に私は暴力団に加盟していますよとか、組織の一員ですよなんていうことはほとんどないと思うので、どういうふうに見極めるのか、その点について伺います。

建設課長（村田君） ご答弁申し上げます。

疑義があった場合には、警察に照会するということになっております。以上です。

6番（入日さん） 前もちょっと網掛団地で、入ってしばらくたったら暴力団員だったということがわかって、近所の人が何とかできないかというような問題が起こったんですが、実際その人が近所で暴れたとか、暴力団員たちが住宅に押しかけてきてどうのこうのとかあったというのならわかると思うんですが、ただ普通におとなしく仮面をかぶって住んでいればわからないわけですよ。だから、そういうことに関しては、その人の身分が本当に暴力団員だということがわからない限り、町としても対策はとれないと思うんですが、そのことについてお聞きしたんですが、結局何も起こさなくて、おとなしくしていれば暴力団に入っている一応入居はできているというふうにとられてしまうんですが、それでよろしいのですか。

建設課長（村田君） ご答弁申し上げます。

確かに議員さんおっしゃるとおり、その判断についてはなかなか難しい点もございます。ただ、今回この条例を施行するにあたりましては、県の方からの通達にもございまして、警察署と協定を結んでこれを施行していくと、排除に向けていくよということでございますので、入居当初、それから今入居なさっている方全員について、それを調べるということにはなかなか困難ではございますが、入居時等も厳正に審査をする中で、担当課といたしましては、その点について十分配慮をしながら警察と連携を密にして、その情報はそのものにだけ使うということでございますが、

照会ができるということになってございますので、そういうふうに対応していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第48号 平成21年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） 19ページの款8の土木費、目1の住宅管理費の説明13007 公営住宅等長寿命化計画策定業務委託84万6千円、これはどこへ業務委託をして、どんな内容を検討しているのでしょうか。

それから21ページ、同じ土木費で目4の公園管理費中に説明13001公園環境整備委託142万8千円、これはどこへ委託して、仕事の内容はどんなものでしょうか。以上です。

建設課長（村田君） まず、ご質問の19ページの公営住宅等長寿命化計画策定業務委託でございますが、この内容につきましては、既存の町営住宅につきましては、建築後40年以上たっているというような中で、緊急的に屋根の修繕ですとか、壁の補修ですとか、諸々単費で修繕をしまいったわけでございますが、このたび制度が変わりまして、地域住宅交付金で国の交付金が受けられる制度に変わったという中で、この地域住宅交付金の補助制度の中では、長野県全体その要綱で長寿命化計画を立てていきなさいよというふうに県の方から指導が参って、今年度中に全市町村、策定をしろと、そういうことでないと有利な交付金が受けられないよということがありまして、町営住宅をかかえている坂城町も戸数がたんとありますから、こういうものを取り組んでまいりたいということで、この業務委託を予算計上させていただいたということでございます。

委託先につきましては、県の住宅供給公社へお願いをするということでございます。

それから21ページ、公園環境整備委託142万8千円の中身はということでございますが、これにつきましては、ふるさとの原風景ということの中で千曲川水辺公園、野草園の整備に向けまして、緊急雇用創出事業ということの中で、その野草園の整備について作業委託をするものでございます。以上でございます。

すみません。答弁漏れがございました。委託先については、社団法人更埴シルバ

一人材センターに予定をしております。以上でございます。

6番（入日さん） 内容はわかったんですが、19ページの公営住宅の長寿命化への計画ですが、特に坂城町の住宅は40年以上という古い、しかも町営住宅の場合は木造で非常に耐久的にも年数が大幅に超過していると。中之条団地みたいに建て替えられれば一番いいんですが、そうすると、今度低所得者層が入れなくなるという問題が起きてくるんですが、一応町としても今の住宅をできるだけ長寿命化させてということで今回策定をして、どのくらいの規模でお金がかかるかとか、どんな修繕が必要かというのを多分策定すると思うんですが、とにかくこれから高齢化社会に向けてやはりバリアフリー化と水洗化は欠かせないと思うんですよね。

それから今まで屋根だとか外壁だとか、ちょこちょこいろいろな修理があるんですが、その辺もやはり結構風雨に耐えられるような外壁だとか屋根の構造とかとすると、かなりの金額がかかってくると思うんですが、その辺の長期計画についてと、それから、今、町営住宅もかなり滞納者が出ていて、20年度はかなり収納プロジェクトと担当者によって金額は減ってきていますが、そういうふうに新しく改造してきれいになったときに、いわゆる保証人の見直しだとか、そういうことをしていかないと、やはり滞納者が減っていかないし、ちょっと個人のプライバシーもあるのではと思いますけれども、やはり利用していて利用料を払わないというのは非常に税の公平性からも問題があると思うので、その辺についてどう考えているのか、お伺いします。

建設課長（村田君） 老朽化した町営住宅をどうするのかということだと思いますが、今回この長寿命化計画につきましては、既設のあるもの、既設で修繕とかいろいろな関係について地域住宅交付金の交付金対象になっているということでございまして、新たに建て替えとか、そういうことではございません。要するに今の建物を長くもたせるために修繕をどういうふうにしていったらいいかということ、その計画を立てまして、それをいったん県の方へ提出をします。計画現況調査とか、そういうものの分析をして一応計画を作成するというので、この委託があると。実際に、これはもう直さなきゃいけないなというときは、その計画に基づいて申請をしますと交付金が認められるということでございます。

それともう1点、新しく既存の住宅の中身を新設したり改良したりした場合の今の保証人の見直しとか、そういうものについては、現行の制度で対応してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

大変申し訳ございません。答弁漏れがございました。家賃の滞納のご質問でございますが、これにつきましては、担当課で鋭意努力はしているわけでございますが、昨今いろいろ経済不況の中で本当にお支払いについて大変だなという方もおいでます。そんな中で夜そのお宅にお伺いしたり、また職場等へも時間をつくっていただいてお伺いしたり精一杯滞納については努力してきております。全額滞納金について納めていただけない方は、分納というような形で、金額が多い方も多少なりとも分納をいただいて継続してお支払いをいただいております。ご指摘の点よくわかるわけでございますが、今後ともその滞納整理については鋭意努力してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

8番（林さん） 1点だけお伺いいたします。24ページ、目4食育・給食センター建設費4万5千円の計上ですけれども、このところでお聞きしたいのは、先日の一般質問の中で堆肥化に向けた考え方をお聞きしましたら、町でもそのような考え方をお持ちだということはわかりましたけれども、たまたま新しい給食センターができるにつけて、現在の給食の残飯または野菜の切れ端などの処理方法は今どのような状況で、今後に向けては新しい給食センターができるに向けての考え方はどのようにお持ちなのか、お聞かせください。

教育次長（塚田君） 24ページの食育・給食センターの建設費に関してでございますが、現在は残飯については焼却処理ということで葛尾組合の方へお願いをしております。新しい給食センターにつきましては、最新の機械を導入いたしまして、粉碎をして細かくして、なるべく匂い、悪臭等出ないような形の中で処理していくということで、一切表へ出ないような形の中で対応していくという考え方でおります。以上です。

8番（林さん） ただいまご答弁いただきましたけれども、現在、焼却処理ということは本当に考えていかなければいけないことだと思います。それにしても粉碎し、匂いを抜く処理で表に出ないようにするということは、具体的にどういうことをなさるのか、ご説明いただきたいです。

教育をする過程の中で焼却処理ということは十分考えていただかなければいけないことですし、堆肥化に向けた、まず一歩目は給食センターから何らかの方策を考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

教育次長（塚田君） 今、林議員さんの方からもちよっとお話がありましたが、堆肥化ということ、そのことについて考えております。今後、先ほど粉碎して細かくし

て堆肥のように利用していく中で、どこで利用していくか、どなたに利用していくかということを経験センターの方で募集するような形で、使う方を募集するような形で今考えておりますので、堆肥化に向けた方向で検討しているという状況です。以上です。

1番（田中君） この予算書では21ページの教育費の教育総務費、事務局費ということでございますけれども、ちょっとこの予算とは直接関係ないんですけれども、教育の関係でお聞きしたいと思います。

今、村上小学校の学級閉鎖等で新型インフルエンザで大変なことだと思いますけれども、先ほどもちょっと委員長報告の中で申し上げたんですけれども、総括でちょっと聞けなかったので、状況説明をお願いしたいと思うんです。

まずひとつは、学力向上事業というのを2年生以上の子供たちに毎年、学力総合、いわゆる総体の評価テストという形でやっておられると。そういう中で3年前から全国一斉の文部省の学力テストも入ったんですけれども、まずこの重複ということについてどういう取り扱いをしているかということで説明をお願いします。

そして2番目といたしまして、学力テストの3回目の、ちょっと概況等を見ますと、かなりひとつの傾向というか、定着してきていると。そういう中で大都市部と地方との格差というのは、むしろ秋田とか福井とか富山というような地方の方が意外と頑張っているということで、これは定着しているということ。

それからもうひとつ大事なことは、生活調査をあわせてやっている中で規則正しい生活をしている子供たちの正答率は高いという実態があるわけですね。そういうこと、あるいは学力テストが、私、毎回ちょっと今まで2年はもうちょっと概況を示してほしいということで一般質問等でお聞きしたんですけれども、わからないので、ちょっとナンセンスかと思うんですけれども、そういうものがどのような形で現場なりで改善なり取り組みが、あるいは学力向上というような形の中へ取り込まれているかというようなことをあわせて説明をお願いしたいと思います。

教育長（長谷川君） ご質問にお答えをさせていただきます。

まず1番の町の方で予算を組んでお願いしております学力向上事業の中心になっておりますのは、NRTという学力検査であります。この検査は4月に実施しますが、前の年の、例えば6年生ならば5年生のときの学習指導がどうであったかという成果を小単元にまでさかのぼって分析をすることができるテストであります。ですから、それぞれの小単元別に習熟度がどうであったか、そこでの指導が子供たち

に定着したか。定着していないとすれば、それに対してどう補充をするかとか、あるいは指導法をどう改善するかという、こういう子供たちの学力を見るというよりも先生方の指導の改善、これを図るために必要なデータをとるテストであります。

重複ではないかというご指摘であります。国で行っております全国学力学習状況調査は、6年生と中学3年が実施しておりますけれども、これは小学校でいえば1年から5年までの学習内容について検査をしておりますし、中学については、小学校1年から中学2年までの学習状況について検査をしているものでありまして、ある面ではいいまして、今、町で行っておりますNRTのテストの方が学習指導にどう生かすかという意味では大変有効なテストだというふうに考えております。NRTのテストの方が1年早く取り入れさせていただきました、今年4年目であります。先ほど社会文教委員長さんの方から報告がありましたように、効果が上がっているというふうに見ております。

次に、全国学力テストの結果について、規則正しい生活をしている子供の方が正答率が高いのではないかとご指摘等がございました。

これについては、学力テストと学習状況調査とが重ね合わせて見ることができるテストでありますけれども、今までのところ、有効に利用できているのは、一人一人の子供にとって、あなたのテスト結果とあなたの生活習慣の中で見ていくと、どうもここら辺に問題があるねということは、それぞれの保護者の皆様に個別懇談会等の機会をとらえてお知らせをしております。

ですけれども、町全体で今、相関を見ているんですが、はっきりとこういう生活をしている子供はこうだということが見えるような相関は今のところ、ちょっとまだ発見できておりません。しかしながら、全体の傾向とすれば、例えばテレビを見る時間がというような面で考察はできるんですけれども、そこでも特に坂城町がある部分突出して問題があるというようなところでの考察はないように思います。むしろ食事の問題等は全国的なレベルから見れば、いい状況にありますし、特別そういう特段この点はというところは今のところ全体としての相関は発見できておりません。以上であります。

1番（田中君） 町が子供たちに問題があるとか、学力がどうこうという、そういう情報が何もつかんでいないので、そういう前提に立って質問したわけじゃなくて、今、教育長の答弁の中で、ちょっと2点ほど確認したいんですけれども、NRTの、いわゆる町独自で行っている4年目になる、それについては、先生方の指導の改善

に生かしているというんですけれども、それは個々の先生が自分の教えたクラスを見てやるんですか。それとも教員会議なり科目会議で取り組みをしているのかというのをちょっと1点聞かせていただきます。

もう1点は、全国学力の関係は、お一人お一人の子供たち、あるいはその保護者に生活と学力との結果というか、それを示して改善を要望というか、指導しているというんですけれども、これは町全体としての分析とか評価とか、そういう取り組みというのはされているんですか。そういう町全体として、いわゆる先生方なり教育長なんか入って分析をしているのかどうか。そして、そこに問題点などを抽出しているのかどうかという、そういうことについて、今問題があるからとか何とかというんじゃなくて、私ども全然学力テストなんかも全然わからないわけですよ。そういう中でどういう形で取り組んでいるのかなと、その概況的な。文部省発表のものを読むと、さっき言ったように幾つかの3回通して固定化というか、傾向が出ているというような中で、そういうような何かひとつこの町の教育のあり方なり実績の中でひとつの方向というか、そんなようなものがつかんできているのかどうかということもあわせてちょっとお伺いしたいと思います。

教育長（長谷川君） お答えいたします。

まず1点目のNRTのテストをどういう形で分析をしているかということでありまして、まずひとつは、個々の先生が自分の前の学年のときはどうであったかということ进行分析しております。これは学級担任が変わることもありますので、変わった場合には新しい先生と前もっていた先生と両方で分析をしているという状況であります。

それから学年としてどうであったか。これは単元の組み方であるとか、学年行事の入れ方とか、そういうこともこれには関係がありますので、そういう点で。

それから学校全体でどうかということ进行分析しております。学校全体として、どういう傾向があるのかということ等もあります。

それから町全体のことについては、どこで分析しているか、そしてその結果はどうであるかということですが、これは坂城町全体での結果については、これは……。

すみません、学力テストの方でしたね。全国学力テストの結果については、坂城町のデータは教育委員会で分析を進めております。それぞれの学校では自分の学校の分について分析をしていただいております。先ほど申し上げましたように、特に相関がないというふうに申し上げました。分析してみて特に何か偏っているという

ようなところはほとんど見つかりませんでした。むしろ何というか、日本的に言えば、まさに平均的なひとつの町であるのかなということを生活状況などのところでは見れております。多少先ほど言いました食事のことであるとかはいい傾向が出ておまして、あいさつのことなどもいい傾向が出ているかなと思っています。

そういうような分析をして、それをまた学校の分析とあわせて教育委員会で統合して見ているという、こんな方式で今進めておるところであります。以上であります。

7番（安島さん） それでは3点お聞きいたします。

13ページの款4衛生費の目4健康増進事業費についてでございます。

これは私、6月に一般質問でお聞きいたしました女性特有のがん検診ということで、国から補助金が285万3千円来るということで、子宮頸がん、乳がんの5歳刻みの対象者の人に無料検診のクーポン券が町から配送されるという事業でございますけれども、まず対象者の人数、それとこれからどのように進めていくのか。東御市などでは配布されているようなんですけれども、事業計画ですね、どこの病院で検診が受けられるのか、まずそのことをお聞きいたします。

そのページの検診のところ、今インフルエンザが非常に小・中学校で広がってまいりました。その中で、この4月に配られました新型インフルエンザ対応マニュアルの中で、蔓延防止対策ということで、1つ目は小・中学校の休校措置ということで、これはクラスの10%の子供が感染した場合はクラス閉鎖または休校措置をとっていくということでございますが、2番目の町施設の閉鎖措置ということで、これから秋いろいろな行事がございまして、人が集まる場合がたくさん出てまいります。その中でこれから寒くなりましてインフルエンザが蔓延してまいりますと、どういうふうなそういった集会の場での閉鎖措置が行われるのか、どういう基準で行われていくのか、お聞きいたします。

それと3つ目でございますが、23ページの目3の図書館費についてお聞きいたします。

図書館費の説明の欄ですが、図書館長、それと臨時職員ということで、78万5千円というのが入れ代わりになっておるんですけれども、図書館に行きますと、図書館長さんが毎日勤務されているという今状態ではありません。その中で今どういうふうな体制で図書館の運営をされているのか、その点、まず3点お聞きいたします。

福祉健康課長（中村さん） まず女性特有のがん検診推進事業につきましてですが、対象者につきましては、子宮頸がんの対象者は464人、乳がん検診の対象者は569人でございます。受診ができる医療機関ですが、女性特有のがん検診推進事業、市町村間相互乗入れ業務委託ということで、県の医師会と委託契約を結びまして、長野県の中の医療機関ですが、子宮頸がんにつきましては87医療機関、それから乳がんにつきましては51医療機関と実施ができるようになっております。それから町独自で子宮頸がん、乳がんともひとつの医療機関と契約をいたしました。

それから、これからの事業の進め方ということですが、今回補正予算をお願いいたしましてお認めをいただきまして、該当者に検診手帳とがん検診が無料になるクーポン券を配布いたしまして、10月から来年の3月まで、先ほどの委託契約、医療機関、県の医師会となんです、契約をいたしまして実施をしていきます。なるべく早く該当者の方にはクーポン券、検診手帳をお送りするように準備を進めてまいりたいと思っております。

それからインフルエンザの関係ですが、基準なんです、行事の際には、できるだけ今までの行事をその都度その都度状況を見て1週間前ぐらいのところまで状況と様子を見て判断をしていくということで、できるだけ通常の行事ができるような形で考えております。以上でございます。

教育次長（塚田君） 23ページ、図書館の館長、それから臨時職員の関係ですが、現状4月から館長におきましては週2.5日をお願いしております。図書館運営については知識のある方でありまして、お任せをしてあるわけですが、どうしても家庭の都合、仕事の都合で当面2.5日しか来られないという状況の中でお願いをしております。それに対応する形の中で臨時職員ということで予算の振り替えでお願いをしたという状況であります。以上です。

7番（安島さん） この女性特有がん検診の推進事業については、町民の皆さん、まだまだ周知が徹底されていない、これからということだと思っておりますけれども、無料クーポン券が配られましても、病院の方に足を運んで検診を受けるということは、なかなか初めての方などは非常に大変なことなんですけれども、どのようにして、せっかく無料のクーポン券を配布するわけですから、検診率を高めていくのか、その辺の推進についての何か計画をお持ちでしたらお願いいたします。

それとインフルエンザについてでございますが、庁舎の中も不特定多数の方が出入りされまして非常に大変これから感染が危惧される場所でございますけれども、

その辺の庁舎内の職員体制、これから職員の家族にインフルエンザの患者が出た場合とか、その辺のことです。まず今一番配慮されているところ、これから、今すぐできる対策について総務課長の方からお願いできたら答弁ください。

それと図書館についてでございますが、館長さんが週2、5日しか出勤しないという職員体制で、臨時職員を雇うということですがけれども、支障はないのかどうか、その辺ですね。もう1度お聞きいたします。

福祉健康課長（中村さん） 女性特有のがん検診につきましてですが、10月からということですので、ここで検診手帳と、それから無料になるクーポン券を送ります。それで送った方の受診がされたかどうか、確認などをできればしていきたいと考えております。以上でございます。

総務課長（宮下君） インフルエンザのご質問であります。役場庁舎等町施設の関係には先日、小学校の方で学級閉鎖、学年閉鎖という形になった段階から消毒液の方を配布させていただきました。

一番私どもが心配いたしますのが、今議員さんもおっしゃいましたけれども、役場の機能が停止することがないように、どのような取り組みができるかということであります。14日、月曜日の日も対策本部を開く中では、改めましてやることとしては、単純かもしれませんが、日常的なうがい、手洗いの励行というものを奨励するように各課長の方から担当課の中に、職員の中に伝えるようお願いしています。また発熱ですとか、のどの痛み等ある場合につきましては、早目に医療機関への診察をいただいて、もし万一の場合がありました場合にはお休みをいただくと、被害を広げないような形をしていくというようなことを考えております。

それから事業的な部分につきましては、計画どおり基本的には進める中で物事を考えていきたいと思います。ただ、イベント等を開催するにあたりまして、やはり参加する側の方も熱がある場合については、そういった参加をお控えいただくとか、そういうことをしてご協力をいただきたいというふうに思います。また、もちろんインフルエンザの疑いがあると診断された方につきましては、参加をいただかないで我慢をしていただくというような中で、お互いが協力し合ってそういったイベント等が開催できるご協力体制をお願いしたいというふうに考えております。また万一の場合につきましても、私どもも、例えば住民環境課の窓口等につきましては、開かないというわけにいかない状況もありますので、それなりの体制というものも考えながら事務を進めていくこととあります。

教育次長（塚田君） お答えをいたします。

この3月までは館長、それから館長については職員の方から行っておりました。それから館長の下には係長ということで職員もおりましたが、今回、館長については嘱託という形でお願いする中で、町の方からの職員を副館長ということで、運営管理につきましては責任を持っていただく体制をとってきております。それから司書、それから臨時職員につきましても、今まで携わっていただいているベテランの方をお願いしてある状況でございます。4月からそういう体制できておりますが、特に貸出業務等について支障のない状況であるというふうに考えております。以上です。

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時40分）

議長（春日君） 再開いたします。

引き続き、質問を受けます。

11番（円尾さん） 先ほどの、ページでいきますと7ページ、総務費の中の一般管理費の中でお尋ねします。

先ほどの話の中で、インフルエンザ対策として各場所に手洗いなどの消毒液を置いたという話がありました。特に手洗いが一番有効だと言われておりますから、不特定多数の方が入ってくる役場というのは特に大事にしたいと思うんですが、先ほどの話ではカウンターのところにあるよという話でしたけれども、なかなか目につかないし、中へ入ってきたら、そこからカウンターを通らないでこちらへ行ったり、あっち行ったりすることが多いんです。だから、せめて風除室に置いてわかるように、皆さんがそこで気づくようなところに配備していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから同じページ、企画費の中で、説明の中で温泉施設改良工事がなされて680万円ですか、出ていますが、その中身についてお知らせください。

それから12ページ、民生費3目の保育園総務費について伺いたいと思います。

まず1つは、今年の保育園入園のときに、こういう経済状況の中で仕事をやめざるを得なくなって保育に欠けたという場合には、仕事がないもんだから、保育に欠けると認めないというようなレッドカードなんかが出されたわけですけども、それが対応された人がいるのかどうか、その辺を1点お聞きします。

それと同時に、保育園の中でのインフルエンザということについては、大変心配がありますし、やはり小さい子供たちがいるということと、長時間の保育時間ということがありますので、どんな対応をされているのか。万が一閉鎖というようなことがあったら、それに対してどんなふうな工夫をしているのか、その辺についてお聞きします。

もう1点は、やはり保育園の中で、それぞれの園で障害児の加配というのがあるかと思うんです。昨年の実績報告書の中でも、この保育園は何人、この保育園は何人というような形の報告が出されていましたが、今年の現状はどうでしょうか。その辺についてお尋ねします。

総務課長（宮下君） 役場庁舎におけます消毒液の置き場所ということでご質問をいただきました。

議員さんが来てわからないとなると、一般の方もなかなかわからないのかなという不安もありますので、置き場所等につきましては検討をさせていただきたいと思えます。

企画調整係長（山崎君） それでは私からは7ページの温泉管理事業、節15工事請負費について内容でございますが、お答えいたします。

これにつきましては、まず源泉から温泉水を汲み上げる水中ポンプの老朽化に伴います水中ポンプと水位センサーの老朽化に伴います、その交換工事、それが230万円、それと浴室及び脱衣室に設置してございます空調機4台の修繕、これが190万円、それと温泉を送水する送水ポンプ及びそれを中継するポンプがございませけれども、そのポンプの交換工事が160万円、それと浄化槽ポンプ、地下給水ポンプの交換、その工事が100万円、計680万円ということでございます。

子育て推進室長（中沢君） お答えします。

まず、保育に欠ける状況の方が入園できない事例があったかということでございますけれども、正確にはございません。保育に欠ける状況の方の入園、保育に欠けない方の入園ということはございません。

それからインフルエンザの対応についてでございますけれども、日常的には各うがい、手洗いはもちろんのこと、園児の手の触れるおもちゃ、あるいはドアノブ、それからあらゆる園児の触れるところには消毒で拭いて感染しないような措置をとっております。また長時間保育についても、うがい、手洗いの励行をして、かからないような措置をとっております。

万が一発生したらということですが、その際には保育に欠けるお子さんを預かるという状況の中で、直ちにクラス閉鎖等を行うということにはなかなか難しい面がありますので、状況に応じて慎重に対応していきたいというふうに考えております。

それから障害児加配の今年の状況はということですが、昨年と同様に障害児の保育を実施しております。各園若干のばらつきはございますけれども、南条保育園では7名の園児でございます。坂城は6名、村上は4名でございます。統合保育ということで集団保育の中で障害児の成長を支援しております。以上です。

11番（円尾さん） 役場庁舎の消毒については、明日来たら変わっているんだろうなということを期待しておきたいと思います。

びんぐしの件については、わかりました。

保育園の関係ですけれども、保育に欠ける子供を保育するというのは当然なんですけれども、そうじゃなくて、これだけ経済状況が大変な中でリストラなんかになってやめざるを得なかったと。その中で入園のときに、それこそレッドカードを出されて、こういう人は保育に欠けませんよということを出されたと思うんですね。だから、そういう措置がとられたことがあるのかどうか。保育に欠けていないということじゃなくて、保育園が主体的にそういうことをしたのかどうかということをお尋ねしているんです。

それから保育園のインフルエンザについては、閉鎖というような形はなかなかとりにくいというような話もわかるんですけれども、要は保育園全体がインフルエンザの蔓延にならないためには措置も必要になってくる可能性が大きいと思うんですけれども、そういうときに代替で何かをすると、よその市町村なんかではそんなことを考えているところが多いと思うんですけれども、そういう方向・方法なども考えたことがあるのかどうか、その辺と、それから障害児加配の問題が出されてきましたけれども、本当に障害を持っている方たちに加配をして、それでそのところで十分効果が出るという形があるかと思うんですけれども、昔に比べるとという言い方はちょっと変ですけれども、障害を持っている子供たちが増えてきたように私は思うんですけれども、情緒不安定だとか、そういう中での増えてきているように思いますけれども、加配をしたことで、これが効果が見えてきているという状況になっているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

子育て推進室長（中沢君） お答えします。

年度途中でリストラ等をやめざるを得なくなったご家庭のお子さんが保育園をやめたかということですが、そういう事例はございません。もし、そういう事例がありましても、直ちに退園していただきたいというような措置はとっておりません。それぞれの状況を勘案して引き続き入園を認めております。

それから障害児保育についてでございますけれども、当然、通常の集団保育の中で伸びることがございますし、加配保育をつけて遅れている部分については補助をしながら通常集団保育を実施しておりますので、きめ細かな対応、指導ができておりますので、大きく伸びております。

当然インフルエンザの発症が複数、1割以上出てきた場合の措置については、当然必要になってくるわけですが、ただ、一律に1割以上出てきたからという一定の基準はございますけれども、どうしても勤めに行かなければいけないというご家庭もありますので、その辺については慎重に、どういうふうに対応したらいいか等、今後検討させていただきます。ただ、うつらない、感染させないという措置は万全をとっていきたいと思います。以上です。

11番（円尾さん） すみません、配慮していただきまして。

保育園でインフルエンザにかかったときには対処していくということは当然なんですけれども、じゃあ一体どんなことが考えられているのかということをお聞きしているんですよね。細かい対応をしていくというのは当然のことで、その向こうに、こういうこととこういうのが対応としては考えられるよということをお尋ねしているんですけれども、そのことについて、どうお考えでしょうか。

子育て推進室長（中沢君） お答えします。

集団発生の場合には、基本的にはクラス閉鎖等をしてうつさない、あるいはかからないという状況をつくらなければいけないということは当然でございます。ただ、クラス閉鎖することによって感染を防止できるということが有効であるということでございますので、基本的には、ご家庭あるいはおじいちゃん、おばあちゃん、勤めているお父さん、お母さんが交代で休んで家庭で見てもらおうということが基本ではございますが、ただ、一律の基準で果して保育に欠けるご両親が勤めている家庭に、そのやり方で大丈夫かというところについては、少し検討していきたいと思います。場合によっては一時保育ができるかどうかについても検討していきたいと思います。

ただ、この辺については新型インフルエンザの感染が拡大するということが予想

されるということであれば、それなりに保健センターあるいは医療機関等のご意見を参考にしながら具体的に対応していきたいというふうに考えております。

13番（柳澤君） 今日発言を控えていようと思ったんですが、ちょっと心配になるわけでありまして。余計な心配だということで済めば、そんないいことはないわけですけれども、9日に時間がなくて十分なことを申し上げられませんでしたけれども、今回のインフルエンザが本当に新型という性格を持ったものが広がった場合に、村上小学校で出たから慌てて手洗いを置くというような、大変こう言うと嫌なことを言う、いつでも変なことを言うと言われそうですけれども、本当に心配をするから申し上げるんですが、どうも今お聞きしていても、もう少し真剣に考えろやと、そういうふうに申し上げたい気持ちになってしまうわけでありまして。

この間も申し上げましたが、若年の、特に9歳以下、5歳以下という子供にこれがうつった場合、今までのインフルエンザと違って脳炎・脳症にかかる率は非常に高いという状況の中で、先ほどは保育園を閉鎖することはできないというような言い方もされました。問題はそうじゃないんです。そういう場合も起きたらどうする。各家庭と連絡をとって、そうなる場合もあるから、今から準備しましょうぐらいの各保育園が文書を出す、町として学校も保育園もすべて含めて、もう少し緊張感のある対応、そんな心配、必要なかったと後で思うほどの体制をとられる必要があると思うんですが、どうでしょうか。手洗いにしても入り口にひとつ置けば済むとか、そういう問題じゃないと思うんです。もう普通の店なんかは幾日も前から置いてあります。マスクは人にうつさないため、手洗い、うがいが身を守るため、そういうふうに言われていますが、弱毒性だなんていうことが言われたせいか、ちょっと何か今お聞きしていると緊張感に欠けている、そんな感じがするんですが、簡単にいいです、お答えいただきたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） ただいまの保育園の関係もそうなんですが、それぞれお便りでインフルエンザが感染拡大していますということで、もし園に園児が感染した場合は、休園になることもありますのでというようなお便りは出してあります。それぞれ各保育園で、より手洗い、うがいということで、やってくださいということで家庭に連絡をとっております。

それと、もし発生した場合の休園の関係なんですが、もちろん同じような形で休園にはなりますが、ただ、どうしても保育に欠けるお子さんを預かっているわけですので、そうなったときに、どうしても家に1人置いておくわけにいかないとかと

いう方があった場合、また、それぞれ対応がどういうふうにできるかということは、ちょっと保育園ともそういう、村上保育園が一番、村上小学校ということもありますので、ご兄弟がいたりとかということもありますので、そんな話をして対応を考えておきましょうということで、今どういう状況がいいのかということではやっているところでございます。

13番（柳澤君） 急に先ほど出しまして、ちょっと整理をしていなくてすみませんでしたが、2つのことをお聞きしたつもりです。

1つは、町全体としての危機管理的な意識の面での、そういった点でどうなんだろうという、これが1点。

それから保育園については、例えば先ほど最初のお答えのときには閉鎖することは無理だというようなふうに言われたような気がするんです。2回目のときには、それも考えるみたいな言い方でしたが、いずれにしても、ちょっと曖昧であります。保育園については、そうならなければいいんですが、最悪のことを考えて、みんな親たちは働き盛りの忙しい体ですから、子供を家へ帰しても見ることができるものが困難だという場合もあるだろうから、一回寄ってもらって、そういう場合の対応を連絡をとり合ってするとか、近くでするとか、あるいは親戚へ声をかけてするとか、そういうこともお願いしますよみたいな、そういう会合も、夜でもなんでもいいから開くぐらいの、やはり心配りをする必要があるんじゃないかと。その2点をもう1度お願いしたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） 保育園の関係ですけれども、保育園につきましては、基本的には学校と同じように学級閉鎖、学年閉鎖ということでやっておりますので、保育園も閉園というような形、クラスがまず閉園というか、お休みになるよというような形になりますが、ただ、実際に保育にどうしても欠ける子供が、もし、いらっしまったときにどうするかということで対応を、個々に子供さんの状況にもよりますし、ということで考えていきたいと思っています。今、総括園長ともそういう話をして、そういうふうにやっていきたいと思っています。保育園の方でもそういうふうには考えているんですが、保育に欠ける方についての扱いという部分のところで、ちょっとどのようにしていいかということが、まだはっきりしていませんので、また園長とも話し合って、今、議員さんの方でご提案いただいた夜にでも保護者の方と会議とか、そういうことができるかどうか、園の方と相談してみましてやってまいりたいと思います。

それから全体の関係ですが、例えば先ほど総務課長の方からも答弁いたしましたけれども、対策本部会議を月曜日の日に開きました。行事についてどうするかとか、一番は今の現状、小学校の状況、中学校の状況等出していただいて、今後行事等どのようにするかということ等本部会議で話し合いました。

先ほど総務課長も答弁申し上げましたけれども、役場の庁舎の中で業務が滞らないように、具体的にうちの福祉健康課の方につきましては、窓口を持っておりますので、窓口の対応、例えば1人1週間休んでしまったときにどうするか等それぞれの担当課で総務課の方からそのような文書も参りまして、それぞれの担当課の方では、そのように対処をそれぞれ業務が滞らないようにということで対応してまいっております。以上です。

総務課長（宮下君） インフルエンザの対策につきまして、庁内の緊張感ということですが、学校関係、それから保育園関係の毎日の情報につきましては、私どもに来ましたら、例えば福祉健康課に、福祉健康課に来たら私どもにというような形の中で、情報を共有する中で毎日のチェックをさせていただいております。それに基づいて人数等が拡大する状況になればそれなりの対応について考えていかなきゃならないということでもあります。

今、福祉課長の方でも申しましたけれども、インフルエンザの場合につきまして、職員が出勤できない状況も想定されるわけでありまして。それにつきましては、各課ごとで、まず業務の優先順位をまずつけてくれと。何を住民の皆さんの毎日の生活の中に支障がないような形をとれるのかということで考えています。ただ単純に役場業務の関係というのは役場庁舎だけには限らないわけです。例えば、ごみ収集等々そういった万一の場合については、どういう体制をとるのかということは各担当のところで十分考えておりますので、その辺につきましては状況に応じて対応をとっていくということでもありますので、よろしく願いいたします。

12番（柳沢君） インフルエンザの問題で今それぞれ担当の方で答えをしているわけですが、保育に欠けるということ、これは児童福祉法の問題、それから学校教育法の問題の場合には幼稚園ということだし、児童福祉法の関係では保育に欠けるということですが、自分の大事な子供が病気になっている、また学校なり、また保育園なりが休ませなきゃいけないというときぐらいは、いくらなんでも親が見るのが当然だと思います。だから、保育に欠けているからといって行政の方へそれなりにきちっとやりなさいと、その事務、その考え方は、それは私たちも

わかります。だけでも、やはり保護者が何といてもこれは子供を守らなきゃいけない。ことに少子高齢化と言われる中の少子化の中では、自分の大事な子供を守るためには親もそれだけに考えなきゃいけないと、こういうことで、保護者と直ちに連携をとって、それでこうだというようなご理解を得るように早く進めていった方がいいんじゃないかなと。そういう連携というものはきちっとしておいて、だから勤めが忙しいからだめだとかどうだじゃなくて、それをやっていただくようにしていった方がいいと思います。この点について、町長の方から何かお考えがあったら。

町長（中沢君） いろいろインフルエンザのことにご心配いただいて大変だなと。それぞれの皆さんが考えていただいているなど、そういうことについては感謝いたします。

いろいろ出てきたとき、役場の庁舎を閉鎖ぐらいのことぐらいのニュアンスを持たれていると思いますけれども、地震があった場合には、皆さんは家を守れと言いますけれども、役場の職員は、ここへ集合ということでございます、災害の場合は。従いまして、どういった事態があろうとも役場の機能を止めることはできないということだけはご承知おきいただきたいなど、こんなふうに考えております。

それと、この間早速本部会議を開かせていただいたんですけれども、各ポジションからいろいろ上がってきました。学校では何回となく保護者へいろいろな手順をどうする、こうするときめ細かい対応をしております。保育園しかりです。

そうすると、今回の場合には、学校は少なくとも教育委員会が県の教育委員会等と相談して対応するというルールがございます。また保育園等についても県といろいろ話し合っでやるということで、これは全県がそういった、まず出さないように、拡散しないようにということで精一杯努力してもらっているということでもございます。

しかしながら、村上小学校の場合も一応は各学校から帰宅していただいて友達にうつさない、その対応をすると。家庭においては今お話のございましたように、自分の子供、自分の孫ということですから、一時的にというよりも、基本的にはそこをベースに物を考えなければいけないなど、こんなふうに思っております。行政も、これもあれもというような体制でなくて、人に学びながらやっていくということが大事であります。

この間あるイベントについて中止する何々ということもありましたけれども、ま

たあるところでも、そういうお話があったから、いや、違うんだと。少なくとも町として町的なイベント等については1週間前にいろいろ検討して決める仕組みをつくらなければいけない。1月も向こうのことを今からやめるといような論議をするのではなくて、1週間前にみんなで確認し合ってやっていかないと、他のイベントもできなくなると。肅々とそれは対応せざるを得ない。表へ出たことよりも、そういった面でのお話が大事だなと。

私もその後、早速医療的には千曲医師会の方へ要請書を出しまして、たまたま役員会があるということで、坂城がこういう状態だからお力添えをお願いしたいといような対応をしているわけでございます。また教育長からは毎日のように、この間など、どんな文書を出しているという、学校からPTAの皆さんへ出しているその文書のひとつひとつまで私のところへ上げておるといことでございます。あわせてこういったことだけは、災害だからどうにもならない、先を先をとって急ぐのではなくて、その場その場で対応していくということが基本だなと、こんなふうに思っております。

村上小学校の場合も、それに基づいて現在対応中だと。これがまた保育園に万一そういうことがあれば、それは教訓になるということで、学びながらやらないと先が急ぐばかりが対応じゃないなと。私どもにはそれなりに一生懸命やらなきゃならないわけですが、限界もあるということ。それ以上に関係の皆さん、とりわけお父さん、お母さんは、こういう災害はどこにもあるということで協力を得なければならないなと思っております。以上でございます。

12番（柳沢君） 今、町長の方からご答弁があったわけですがけれども、その場その場、先を急ぐばかりが能ではないというか、先を急ぐばかりではないといようなお話もあったわけですがけれども、先行的に考えていかないといけないという面もあるわけなんです。これはすべてのことについても言えることで、やはり後手後手というふうで回っていくと、どのような弊害が、それ以上のものがあるかということも計算に入れていないと、世の中の状況は見られないし、また見て、それを早く対応していかなければ何事もうまくそれが進展していかないと。経済もしかりであるし、すべての問題も行政上においてはそのようにある程度先手先手を打つことにおいても、やはり大きな災禍にならないということも私たちは心していかなければいけないと。やはり大きく考える、軽視することが一番大変なことで、軽視によっては大変なことになるといことも常に頭の中へ入れていかないといけないんじゃないな

いかなというふうに思うわけです。

今回の場合には、私も実は昨日、町内の医師の先生方の聞き取り調査的にいろいろ状況を聞いたが、小学生が何人インフルエンザにかかっているという状況等、全体的にいけば相当数の医師のところへ風邪らしい、熱がある、おかしいという方たちが、数はちょっと申し上げられませんが、これは予想以上にあることは事実なんです。そういうようなことを見た場合に、これはないがしろにし、侮ると大変なことになっていくと、こういうことも言えると思います。

そのようなことで、これから行政もだし、私たち議会もそうですけれども、この面については、ある程度神経質的になってはならないかもしれないが、神経質的にならないと、これは最小限に食い止めていくことができないということも考えていかなきゃいけないと、こういうように考えています。今後ともそういうことで行政もそのような対応を、努力はされてきていますけれども、なお一層の努力をしていただくよう、これは要望でございます。お願いします。以上です。

2番（中嶋君） しつこくなるようでもまことに申し訳ないんですが、同じようなことをまた申し上げるわけですが、町長もおっしゃっていたとおり、町長も職員のことをよく考えているなどは思います。私も1町民として安心したんですが、役場は閉鎖しないよと、この言葉も大事だと思います。

ただ、状況によっては半分とか3分の1も休んでしまったらどうなるだよと、そんなようなときでも町長は休まないよというふうに私は受け取りました。立派だと思います。町長自らきっとカウンターのところに立つんでしょう。そういうことでもって評価をいたします。

ただ、私もいろいろ保健所なんか行って調べてきたんですが、ついこの間までは豚インフルエンザと言ったんですよ。やはりこれは食品関係のことを言ったりすると、また豚の肉が売れなくなっちゃうとか、そんなような部分もあって、A型インフルエンザ、新型インフルエンザとも言うようです。B型は何かと言われると、昔流行りました香港型であるとか、ソ連型とか、そういうものだと思います。

やはりそうは言いましても、それでは、この期に来てA型がうんとおっかないかという、今うんとおっかないということで話になっていますが、当時考えれば、やはりソ連だって、うんとおっかなかったんですよ。香港もうんとおっかなかったんですよ。でも、やはりそれはそれだけのいろいろ対応策をとってきたから、季節型のインフルエンザというやつは香港かソ連だそうです。もうそんなに怖くなくなっ

てきているんです。ただし、でもそうは言ったってA型はうんと怖いよということで今そうなってきておるのも現状であり、それはやはりこれからまだ研究していかなければいけないこともいっぱいあるんだそうですね。

ある話を聞きましたら、タミフルカリレンザ、この薬を5日間飲めば大体治っちゃうそうですね。そのかわり中には2日か3日でやめちゃうと困るんだそうですね。5日間全部飲み切らないと、熱が下がっても。そんなようなことも保健所でちょっと聞いてまいりました。だから、とにかく飲み切っちゃってもらいたい。じゃあ5日間飲めばどうなるだいと聞いたら、1年ぐらい、これもはっきりはしませんが、大体香港や今のソ連と同じように1年間ぐらいは耐性菌ができて風邪にかからないんじゃないかというようなことを言っていました。だから早くかかって早く治っちゃえば一番いいかなというふうにも冗談っぽく思ったんですが。

特に私は今心配しているのは、千曲市ではちょっと既往症の方が亡くなっちゃったという事例があったり、それから、うんと恐れていることが起きているんですよ。それは皆さんも当然ご承知のとおり、健常者が亡くなり始めたということです。普通の元気のいい人です。それから坂城町で、もしかしたらこんなことがあったらえらいことだと私思っているのは、やはり子供が亡くなったとか、妊婦が亡くなってしまった、こんなことがあったらとんでもないことになります。ですから、そういうようなことの危機意識、危機管理をもう少しお持ちになっていただきたいなというふうに私は思っております。

それから、もうひとつ、これは要望みたいなお話を申し上げますが、逆に言いますと、先ほど町長も言いましたが、本当にこれを学んでいただきたいと思います。なぜかと言いますと、私は鳥を心配しています。今は豚というような部分のA型がありますが、もしかしたらCかDかわかりませんが、鳥でも発生したときに大パニックになるように思いますので、逆に言うと、今この時期にAインフルエンザのときにうんと真剣に取り組んで、それで、ここで結論めいたことを言いますが、一応私も社文の委員長の立場で、やはり真剣に考えています。もちろん全議員真剣に考えておりますけれども、立場上私はプラスアルファぐらいのことを考えて、先ほど役場の平成21年の4月に作成した各課別発生段階別対応マニュアルを全部読ませてもらいました。

これを見ると大分えらいところに来ていますね、マニュアルからいくと。1や2じゃないんですよ。各課の対応が。これを見ると、1から1、2、3、4になっ

ています。1は発生前期、2は海外発生期、3は国内（県内）発生期、4は大流行、前期大流行になっているんですよ。3に来てますでしょう。新聞を見れば村上小学校載っていますもんね。長野県中の市町村全部載っているかということ、そうじゃないでしょう。我が坂城町の村上小学校が載っているでしょう。そうすると、今の危機管理のこのマニュアルでいけば、もう3に来ていたと。あと4しかないじゃないですか、これ。

だから、そういう部分を考えて、ひとつ言っておきます。できましたら平成21年4月作成になっていますが、こういうものを、例えば9月、10月ぐらいのところで、もう1度再度確認をし直して、きちっとしたマニュアルを坂城町独自のものをつくっておくことが私は鳥インフルエンザが来たときに効果がうんと出ると思いますが、そんなようなものはおつくりになるかどうかということを経務課長でもいいし、町長でもいいし、お答えいただければ幸いです。こういうものをつくるかどうかということです、きちっとしたものを。以上です。

町長（中沢君） いろいろご提案をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、これは日本中全国の問題でございます。国の情報、県の情報、そしてまた私ども、そういう中でしなやかに、そしてすぐ対応できる、そういった面の仕組みをつくり上げていくと。それには町の職員もまたそれぞれの場においてインフルエンザというものがどういう広がりがあり、どういうふうに影響があるのか、そしてまた、その毒性はどうなんだと、いろいろあるかと思えます。これは粛々と研究を重ね、そしてまた、情報収集をして、そして、その場その場で対応していくということが何より求められるなど。

そういうときが起きればということで先を先を研究すること、これは当然なことであるわけですが、今その場に処してどういうふうにするか。この間も本部会議をしましたら、何しろ手を洗って、うがいして、それしかねえだわい、じゃあ、ワクチンはどうなっていると。ワクチンは国からまだ町の方へどういうふう配布されるか、それも明確ではねえんだわいというような状態でございますので、そういう仕組みの中で対応しているということでもございます。精一杯職員に対する啓発はしてまいりたいと、こんなふうに思っております。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第49号 平成21年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算

(第1号) について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第15「議案第50号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号) について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第16「議案第51号 平成21年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事
業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第17「議案第52号 平成21年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第
1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第18「議案第53号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算
(第2号) について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） 1点だけお尋ねします。

4ページの款2下水道費、目2公共下水道事業費で説明13003平面測量
3, 500万円、これはどこの地区でしょうか。

建設課長（村田君） お答え申し上げます。

この平面測量につきましては、谷川以北の、これから認可区域に加えていく0.6
㎢の区間、地域、それから上平地域0.99㎢、そして谷川以南の南条の金井、鼠、
新地の区域1.33㎢の測量でございます。以上でございます。

6番（入日さん） 谷川の周辺のことはわかったんですが、上平の0.99㎢という
のは小学校とか児童館とか、その周辺ということでしょうか。

建設課長（村田君） 答弁申し上げます。

上平地域全域でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第19「議案第54号 平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第20「議案第55号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時34分～再開 午後3時44分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発議第5号 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める意見書について」から追加日程第2「発議第6号 高齢者の肺炎球菌予防接種への公費助成等に関する意見書について」までの2件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

2番（中嶋君） 私から、発議第5号以下2件の発議がございますが、一括し、趣旨説明をいたします。

発議第5号「細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

細菌性髄膜炎は、初期は発熱以外に特別な症状が見られず、診断も難しく、重篤な状態となって初めてわかる怖い病気で、毎年1千人もの乳幼児がかかり、死亡率5%、後遺症の残る率は20%と言われ、小さな子供を持つ家庭に大きな不安を与えている。

しかし、この病気の原因とされるインフルエンザ菌B型ヒブと肺炎球菌には既にワクチンができ、世界保健機関（WHO）は1998年に世界中のすべての国々に

対して乳幼児へのヒブワクチン無料接種化を推奨している。肺炎球菌についても七価ワクチンが世界77カ国で承認され、このワクチンを定期接種化した国々では細菌性髄膜炎は過去の病となっており、アメリカでは発症率が約100分の1に激減したと言われている。

日本ではヒブワクチンは2008年12月によりやく接種できるようになったが、まだ任意接種のため4回接種で約3万円もかかり、子育て世帯には大きな負担となっている。また七価ワクチンは幼児期に接種できるものとしてはまだ認められていない。ヒブワクチンと七価ワクチンの公費による定期接種化が実施すれば恐ろしい細菌性髄膜炎から子供たちを守ることができる。ぜひ一日も早く肺炎球菌ワクチンの承認と両ワクチンの公費による定期接種化が実現するよう、以下の点について要望する。

- 記。1、速やかにヒブワクチンを公費による定期接種対象疾患に位置づけること。
 - 2、乳幼児が接種できる肺炎球菌七価ワクチンの早期承認と公費による定期接種化をすること。
 - 3、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの安定供給のための措置を講ずること。
 - 4、当面ヒブワクチンについて乳幼児がいる世帯に周知徹底すること。
- 以上よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

引き続き、発議第6号「高齢者の肺炎球菌予防接種への公費助成等に関する意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

肺炎は死亡率の第4位に位置し、特に高齢者になるほど死亡率が増加する傾向が見られ、肺炎の死亡者のうち65歳以上の高齢者が95%以上占めている。肺炎の起因菌の約28%が肺炎球菌であり、肺炎球菌は肺炎や気管支炎等の呼吸器感染症の代表的病原体で、敗血症、骨髄炎といった致死率の高い合併症を起こしやすいことでも知られている。

世界保健機関（WHO）は肺炎球菌ワクチンによる予防接種を推奨し、アメリカでは米国疾病対策センター（CDC）は65歳以上の高齢者や肺炎球菌による重篤疾患に罹患する危険が高い慢性呼吸器疾患、糖尿病のハイリスクグループの人たちに肺炎球菌ワクチンの接種を強く推奨するとともに、費用に関する公費助成が広く行われている。

肺炎球菌ワクチンの接種は、1度接種すれば5年以上は効果が持続するとされ、

住民の健康不安に応え、重症化を防ぎ、死亡率を低下させ、また長期入院を防ぐことで費用対効果も期待できる。

また副作用については、日本ではアナフィラキシーなどの重篤な副作用は報告されておらず、安全性の高いワクチンと言える。

よって、国においては高齢者の健康増進のために肺炎球菌ワクチンの予防接種について予防接種法上の取り扱いを検討するとともに、高齢者に対して公費助成制度を設置することを強く要望する。

以上よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

議長（春日君） 趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3 時 5 2 分～再開 午後 3 時 5 3 分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎追加日程第 1 「発委第 5 号 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第 2 「発委第 6 号 高齢者の肺炎球菌予防接種への公費助成等に関する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第 3 「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（春日君） 各委員長から会議規則第 7 5 条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決

定いたしました。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成21年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

9月1日に開会され、本日までの17日間の長きにわたり審査をいただきました。提案いたしました人事案件、一部事務組合等の組織の変更、平成20年度一般会計・特別会計決算の認定、条例の一部改正、平成21年度一般会計・特別会計の補正予算につきましては、原案どおりご決定賜り、ありがとうございました。

さて、8月30日に執行されました衆議院選挙の後の特別国会におきまして、昨日、鳩山由紀夫民主党代表が第93代内閣総理大臣に指名されたところでもございます。お祝いを申し上げますとともに、もろもろと期待しているところでもございます。

長野県選出の参議院議員の北澤俊美さん、本町にも縁のある方でもございますが、入閣されました。ご活躍をお祈りするところでございます。

先ほど議会の皆さん、心配のあまりいろいろとインフルエンザについてご論議があったわけでございます。村上小学校の6年生と3年生、そしてまた、中学の1学級が閉鎖されるという事態にもなっているわけでございます。村上小学校では運動会も延期するということでもあるわけでございます。教育委員会では本当に学校と、そしてまた保健所と連携をとりながら、いろいろ対応して精一杯頑張っているということに頭の下がる思いもするわけでございます。

14日の月曜日には、町内においても対策本部会議を開きまして、各課長から、また職員がこの問題を共通な問題として共有すること、研鑽すること等を指示したところでもございます。それとあわせて国と県と、そしてまた私ども町が連携をとりながら、いざというときの対応をできるよう準備を急ぐということも指示したところでもございます。

町の事業の中でイベントがいろいろ行われてきております。近く運動会もあるというようなことですので、必要以上に過剰に反応するということをちょっと慎んで、状態を的確に把握しながら粛々と対応していくと。いざというときに対応できるような仕組みづくりをしていくということでもございます。千曲の医師会に対しまし

でも新たな要望を申し上げたところでもございます。

明日は鉄の展示館におきましてお守り刀の展覧会、そして、その授与式がございます。全国の刀匠、そしてまた、刀職者の受賞者が出席するわけでございます。坂城としては全国的な催しということで対応してまいりたいなど、こんなふうに思っています。

実りの秋を迎えました。諸々のイベントが計画されているわけでございます。10月17日には坂城駅周辺の地域交流推進事業、何とかにぎわいをというようなこともありまして、にぎわい秋祭り2009を商工会の感謝祭ともどもに開催する、そしてまた、11月13日、14日には「全国辛味大根フォーラム」を開催する、何とか挑戦しておこうということで頑張っているところでございます。

学びの秋と申しましょうか、そういう中で10月20日には広中平祐先生をお招きして児童・生徒の算数・数学への関心を高める「算数大好き事業」、そしてまた、10月31日から始まる文化祭におきましては、信州大学の笹本先生に郷土の講座を、村上義清に係る、そういった講座をみんなで勉強していくと相なっております。10月14日には町と経済産業提携をしております復旦大学日本研究センターの所長さんに来ていただきまして、中国経済、今日的な課題についていろいろお話を伺うということでもございます。

スポーツの秋ということで大峰祭、あるいは小・中学校、保育園の運動会が重なっております。こういう計画の中でもいろいろ頑張っていて、体を鍛えるということがこの季節の最高の課題だなど思っております。皆さん方におかれましても、くれぐれも体に留意されて、ご活躍されんことを心から祈念申し上げまして閉会のごあいさついたします。

議長（春日君） これにて平成21年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後4時00分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. びんぐし湯さん館の経営は イ. 料金改定について ロ. 収益改善について ハ. 食堂や売店の実状は ニ. 経営内容について 2. ショッピングモールについて イ. 誘致はできないか ロ. 商業用地について	2 番 中嶋 登	町 長 企画政策課長 産業振興課長
2	1. ごみの減量対策について イ. 可燃ごみ減量化への取組みと課題は ロ. 資源化への促進策について ハ. ごみのポイ捨て防止対策について ニ. 環境基本計画策定について 2. 「高額医療・介護合算」新制度について イ. 新制度の取組みと住民への周知は	8 番 林 春江	町 長 住民環境課長 福祉健康課長
3	1. 南条地区洞岩沢付近の諸問題について イ. A01号線洞岩沢を中心に追い越し禁止区域ラインの設置を ロ. 新地団地南側入口の改良を ハ. 洞岩沢流末に防護壁等の設置を 2. 農地保護について イ. 荒廃農地の町の対応は ロ. 鳥獣被害に対する町の対応は	3 番 塚田 忠	町 長 建設課長 産業振興課長
4	1. 新型インフルエンザ対策について イ. 町の状況と未然防止への対策は ロ. 要援護者への支援は 2. バイパス等事業化促進を イ. 事業決定を速やかに ロ. インター先線延伸の事業化は 3. 温泉施設について イ. 利用状況と今後の営業方針は ロ. パブリック・コメントを活かして	5 番 山城 賢一	町 長 教 育 長 福祉健康課長 建設課長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 企業創出支援事業の取り組みについて イ. 経営実態と雇用状況について ロ. 雇用創出補助事業の取り組みは ハ. 県外有識者による企業戦略アドバイザーの組織構想について 2. ちくま農業協同組合南部支所統合に伴う営農支援について イ. 行政と連携による総合的な一本化を目指す施策は ロ. 地域農業の拠点構想について	9 番 宮島祐夫	町 長 産業振興課長
6	1. 下水道事業の今後は イ. 事業完了の努力目標は ロ. 遅い地域への説明を ハ. 進捗状況と問題点は 2. 新型インフルエンザ対応は イ. 行政が担うことは何か 3. 安全な昭和橋を イ. 安心して通行できる日は	13番 柳澤 澄	町 長 建設課長 福祉健康課長 教育次長
7	1. 介護保険のその後 イ. 介護認定新基準の影響は 2. 公共事業を進めるために イ. 地権者に対する配慮を ロ. 地元住民との合意は 3. 環境にやさしい取り組みを イ. 太陽光発電等に助成制度を	11番 円尾美津子	町 長 福祉健康課長 建設課長 企画政策課長
8	1. 障がい者福祉について イ. 音声信号機と点字ブロック設置を ロ. 自動車改造費補助金について 2. 遊具について イ. 安全性の点検と検査費用を ロ. 撤去と新設費用を 3. 町道B004号線について イ. 通学路としての安全性は 4. 天下りについて イ. 町の出先機関への禁止を	6 番 入日時子	町 長 建設課長 福祉健康課長 教育次長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
9	1. 活力と暮らし易い町づくりの取り組みについて イ. 新たな工業振興への取り組みについて ロ. 商店の創出支援策について ハ. 利便性の高い町内交通の取り組みについて 2. 国土調査の促進について イ. 進捗の遅れの要因と課題は何か ロ. 今後の見通しは 3. 財政の健全性について イ. 将来負担比率の積算内容について ロ. 土地開発公社の決算等について ハ. 財政状況の町民への出前講座について	1 番 田中邦義	町 長 産業振興課長 建設課長 総務課長 企画政策課長
10	1. 町内企業の経済状況について イ. 町内企業の経済状況は ロ. 制度資金の緊急融資について 2. 町民の健康を守るために イ. 20年度国保について ロ. 健診について ハ. 高齢者の医療費について ニ. 子どもの医療費について	4 番 大森茂彦	町 長 産業振興課長 福祉健康課長

細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を
早期に求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

細菌性髄膜炎ワクチンの公費による
定期接種化を早期に求める意見書

細菌性髄膜炎は、初期は発熱以外に特別な症状がみられず、診断もむずかしく、重篤な状態となって初めてわかる恐い病気で、毎年1000人もの乳幼児がかかり、死亡率5%、後遺症の残る率は20%といわれ小さな子どもを持つ家庭に大きな不安を与えている。

しかし、この病気の原因とされるインフルエンザ菌b型(ヒブ)と肺炎球菌にはすでにワクチンができ、世界保健機関(WHO)は1998年に世界中のすべての国々に対して、乳幼児へのヒブワクチン無料接種化を推奨している。肺炎球菌についても七価ワクチンが世界77カ国で承認され、このワクチンを定期接種化した国々では「細菌性髄膜炎は過去の病」となっており、アメリカでは発症率が約100分の1に激減したといわれている。

日本では、ヒブワクチンは2008年12月によりやく接種できるようになったが、まだ任意接種のため、4回接種で約3万円もかかり、子育て世代には大きな負担となっている。また、七価ワクチンは乳幼児に接種できるものとしてはまだ認められていない。

ヒブワクチンと七価ワクチンの公費による定期接種化が実現すれば、恐ろしい細菌性髄膜炎から子どもたちを守ることができる。ぜひ、1日も早く肺炎球菌ワクチンの承認と両ワクチンの公費による定期接種化が実現するよう、以下の点について要望する。

記

- 1 すみやかにヒブワクチンを公費による定期接種対象疾患に位置づけること

- 2 乳幼児が接種できる肺炎球菌（七価ワクチン）の早期承認と公費による定期接種化をすること
- 3 ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの安定供給のための措置を講じること
- 4 当面、ヒブワクチンについて乳幼児がいる世帯に周知徹底すること

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

平成21年9月 日

衆議院議長	横路孝弘	
参議院議長	江田五月	
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
厚生労働大臣	長妻昭	

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

高齢者の肺炎球菌予防接種への公費助成等に関する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

高齢者の肺炎球菌予防接種への公費助成等に関する意見書

肺炎は、原因別死亡率の第4位に位置し、特に高齢になるほど死亡率が増加する傾向がみられ、肺炎の死亡者のうち65歳以上の高齢者が95%以上を占めている。

肺炎の起炎菌の約28%は肺炎球菌であり、肺炎球菌は肺炎や気管支炎等の呼吸器感染症の代表的病原体で、敗血症、骨髄炎といった致死率の高い合併症をおこしやすいことでも知られている。

世界保健機関（WHO）は肺炎球菌ワクチンによる予防接種を推奨し、アメリカでは米国疾病対策センター（CDC）は、65歳以上の高齢者や肺炎球菌による重篤疾患に罹患する危険が高い慢性呼吸器疾患、糖尿病等のハイリスクグループの人たちに、肺炎球菌ワクチンの接種を強く推奨するとともに、費用に関する公費助成が広く行われている。

肺炎球菌ワクチンの接種は一度接種すれば、5年以上は効果が持続するとされ、住民の健康不安に答え、重症化を防ぎ、死亡率を低下させ、また長期入院を防ぐことで、費用対効果も期待できる。また、副作用については、日本ではアナフィラキシーなどの重篤な副作用は報告されておらず、安全性の高いワクチンといえる。

よって、国においては高齢者の健康増進のために、肺炎球菌ワクチンの予防接種について予防接種法上の取扱いを検討するとともに、高齢者に対して公費助成制度を設置することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

平成21年9月 日

衆議院議長 横路孝弘
参議院議長 江田五月
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
厚生労働大臣 長妻昭

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日武